本翻訳はROTOBO監修による仮訳である。
本法典は、情報システムParagraph (https://online.zakon.kz/Document/?doc_id=31764592#pos=4;-106)
よりダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国法典
地下資源および地下資源の利用について

(2026年３月２日時点における変更と追加を含む)

本法典への変更については以下を参照のこと。
2021年２月23日付カザフスタン共和国法第11-VII号（カスピ海の法的地位に関する協定の発効日より施行）
2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2027年１月１日施行）

参照：2018年２月23日付カザフスタン共和国首相命令、第20-r号「2017年12月27日付カザフスタン共和国法典『地下資源および地下資源の利用について』および2017年12月27日付カザフスタン共和国法『地下資源利用に関するカザフスタン共和国のいくつかの法規文書への変更および追加について』の実行方法について」。

本文中の文言「ローカルコンテンツ」は、2021年12月27日付カザフスタン共和国法第87-VII号に従い、「国内価値」に置き換えられた。

目次は、2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年１月１日施行）に従い、本法典の本文から削除された。

目次

総論 1
第I部　基本規程 1
第１章　総則 1
　第１条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法 1
　第２条　本法典が規定する諸関係 1
　第３条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法の目的および課題 1
　第４条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の原則 1
　第５条　地下資源国家基金の合理的な管理 2
　第６条　地下資源利用にあたっての環境安全 2
　第７条　地下資源の利用に関連する情報のアクセシビリティ 2
　第８条　地下資源利用の有料性 2
　第９条　地下資源利用者の誠実性 2
第２章　地下および地下資源に関する総則 2
　第 10 条　地下および地下資源 2
　第 11 条　地下の所有権 2
　第 12 条　有用鉱物およびその分類 2
　第 13 条　人為生成鉱物および人為生成鉱物に対する権利 3
　第 14 条　鉱床およびその分類 4
　第 15 条　採掘された有用鉱物の所有権 5
　第 16 条　地下空間 5
第II部　地下資源の利用 5
第３章　地下資源利用権に関する総則 5
　第 17 条　地下資源利用権の概念および内容 5
　第 18 条　地下資源利用権の主体 5
　第 19 条　地下資源利用権の対象物としての鉱区（地下区画） 6
　第 20 条　地下資源利用権の発生および取得の根拠 6
　第 21 条　地下資源利用権の消滅の根拠 6
　第 22 条　地下資源利用事業の種類 6
　第 23 条　地下資源利用事業実施のためのプロジェクト文書 7
　第 25 条　地下資源利用事業の実施が制限されるエリア 7
　第 26 条　特別自然保護区域ならびにエコロジー、学術、歴史、文化およびリクリエーションの点で特段の価値を有する地下区画における地下資源利用事業の実施 8
　第 27 条　有用鉱物賦存地帯における建築事業の条件 8

第 28 条　有用鉱物の探鉱事業および（または）採掘事業の実施にあたってのカザフスタンの人材、商品生産者、ならびに役務およびサービス生産者への支援の保証 9
第 28-1 条　起業支援協定 9
第４章　地下資源利用権の形態 9
第１節　ライセンス方式による地下資源利用制度 9
第 29 条　地下資源利用ライセンスの概念 9
第 30 条　地下資源利用ライセンスの種類 10
第 31 条　地下資源利用ライセンスの内容 10
第 32 条　地下資源利用ライセンスの変更 10
第 33 条　地下資源利用ライセンスの効力の消滅 11
第 34 条　ライセンスの無効化および無効化の効果 11
第２節　契約形態による地下資源利用制度 12
第 35 条　地下資源利用契約の概念 12
第 36 条　地下資源利用契約の形式および内容 12
第 37 条　地下資源利用契約の変更および補遺 15
第 38 条　地下資源利用契約の効力の消滅 16
第 39 条　地下資源利用契約の無効化およびその無効化の効果 16
第５章　地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転 17
第 40 条　地下資源利用権の移転 17
第 41 条　地下資源利用権関連資産の概念 18
第 42 条　地下資源利用権関連資産の移転 18
第 43 条　国家の優先的権利 19
第 44 条　地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転許可証 20
第 45 条　地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産移転許可証の交付手順 21
第 46 条　国家の優先的権利の行使手順 23
第 47 条　地下資源利用者に対する支配権の変更に関する通知 24
第 48 条　地下資源利用権を目的物とする担保権の設定 24
第６章　地下資源利用オペレータ 25
第 49 条　地下資源利用オペレータ 25
第 50 条　地下資源利用オペレータの任命手順 25
第 51 条　地下資源利用オペレータの責任 25
第III部　地下資源の安全な利用 25
第７章　地下資源利用事業実施時の安全管理に関する要求事項 25
第 52 条　地下資源利用事業実施時の環境安全 25
第 53 条　地下資源利用事業実施時の産業安全 25
第８章　地下資源利用後の撤収処置 26
第 54 条　地下資源利用後の撤収処置に関する総則 26
第 55 条　地下資源利用後の撤収処置の財源 26
第 56 条　撤収処置の担保としての保証契約 27
第 57 条　撤収処置の担保としての銀行預金 27
第 58 条　撤収処置の担保としての保険契約 28
第IV部　地下資源利用における国家管理 28
第９章　地下資源利用に係る国家機関の体制 28
第 59 条　カザフスタン共和国政府 28
第 60 条　統轄機関 28
第 61 条　固形有用鉱物部門管轄機関 29
第 62 条　炭化水素部門管轄機関 29
第 63 条　ウラン採掘部門管轄機関 30
第 64 条　地下資源調査管轄機関 31
第 65 条　州、共和国直轄都市および首都の地方執行機関 32
第10章　地下資源利用に関連する監視および通告 33
第 66 条　地下資源利用に対する契約および（または）ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視 33
第 67 条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の要求事項の遵守状況の国家監視 33
第 67-1 条　被監視事業主体（被監視事業対象物）への立入りをともなわない予防的監視の実施手順 33
第 68 条　地下資源利用における通知 34
第 68-1 条　地下資源利用統一プラットフォーム 35
第11章　地下資源国家基金 35
第 69 条　地下資源国家基金の管理 35

第 70 条　地下資源国家基金管理プログラム 35
第 71 条　地下資源国家基金の現状調査 36
第 72 条　地下資源国家基金統一台帳 37
第 73 条　国家地下資源モニタリング 38
第 74 条　国家地質学的地下資源調査 38
第 75 条　地質学的情報 39
第 76 条　地下資源利用者の報告書 40
第 77 条　地下資源利用に対するライセンスおよび契約に関する情報のアクセシビリティの提供 41
第V部　地下資源利用に関連する紛争、地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任、ならびに地下資源利用および地下資源保護に関するカザフスタン共和国の国際協力 42
第12章　地下資源利用に関連する紛争の解決ならびに地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任 42
第 78 条　地下資源利用に関連する紛争の解決の手順 42
第 79 条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任 42
第 80 条　地下資源利用に対する契約およびライセンスに基づく義務への違反に対する地下資源利用者の責任 43
第13章　地下資源利用および地下資源保護に関するカザフスタン共和国の国際協力の目的、原則、主要な方向性および種類 43
第 81 条　地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の目的 43
第 82 条　地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の原則 43
第 83 条　地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の方向性 43
各　論 44
第VI部　地下資源地質調査 44
第14章　地下資源地質調査の条件と手順 44
第 84 条　地下資源地質調査ライセンス 44
第 85 条　地下資源地質調査区域 44
第 86 条　地下資源地質調査ライセンスの交付申請 44
第 87 条　地下資源地質調査ライセンス交付申請書の審査 44
第 88 条　地下資源地質調査プロジェクト文書 44
第 89 条　地下資源地質調査ライセンスに基づく業務の実施手順 45
第 90 条　地下資源地質調査に関する地下資源利用者の報告書 46
第 91 条　地質学的情報に関する権利 46
第 92 条　地下資源地質調査ライセンスのはく奪とその手順 46
第VII部　炭化水素の探鉱および採掘 46
第15章　炭化水素に係る地下資源利用権の供与と停止に関する個別規定 46
第１節　炭化水素に係る地下資源利用権の、競売に基づく供与 46
第 93 条　炭化水素に係る地下資源利用権取得申請者に対する要件 46
第 94 条　競売実施申請書 47
第 95 条　競売実施条件 48
第 96 条　競売参加申請書 50
第 97 条　競売参加申請書の審査手順 51
第 98 条 52
第 99 条　競売の実施 52
第 100 条　競売の総括、ならびに炭化水素の探鉱・採掘、あるいは炭化水素の採掘に係る契約の締結 53
第 101 条　競売を不成立とみなす手順および根拠 54
第 102 条　炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を無効とみなす場合 54
第２節　炭化水素に係る地下資源利用権の 54
炭化水素部門の国営企業に対する直接交渉を根拠とした供与 54
第 103 条　炭化水素に係る地下資源利用権の、炭化水素部門の国営企業に対する直接交渉を根拠とした供与の条件 54
第 104 条　直接交渉の実施に対する炭化水素部門の国営企業の申請書 56
第 105 条　炭化水素部門の国営企業との直接交渉実施手順 56
第３節　炭化水素に係る地下資源利用権の解除 56
第 106 条　地下資源利用契約の期限前解除 56
第 107 条　地下資源利用権が解除された場合における地下資源鉱区および資産 57
第 108 条　地下資源利用権が解除された場合における地下資源鉱区の信託管理 59
第 109 条　地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産に対する差し押さえの特例 60
第16章　炭化水素の探鉱および採掘を目的とした地下資源鉱区 61
第 110 条　炭化水素に係る地下資源利用業務の実施を目的として供与される地下資源鉱区 61
第 111 条　地下資源鉱区の供与 62

第 112 条　再編の定義と種類 62
第 113 条　地下資源鉱区の拡大 62
第 114 条　地下資源鉱区の縮小 64
第 115 条　地下資源鉱区の分離 64
第17章　炭化水素の探鉱および採掘の期間 66
第 116 条　炭化水素の探鉱期間 66
第 117 条　高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間の延長 67
第 118 条　準備期間 70
第 119 条　炭化水素の採掘期間 72
第 120 条　炭化水素の採掘期間の延長 75
第18章　炭化水素の探鉱および採掘の条件 76
第 121 条　炭化水素の探鉱および採掘の一般条件 76
第 122 条　炭化水素の探鉱および採掘にあたっての、地下資源および環境の保護、合理的かつ総合的な地下資源利用 78
第 123 条　炭化水素の探鉱条件 78
第 124 条　炭化水素鉱床の整備 80
第 125 条　炭化水素の採掘条件 80
第 126 条　炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置 81
第 127 条　炭化水素に係る地下資源鉱区の休止保存 83
第 128 条　生産施設の休止保存と撤収処置 83
第 129 条　炭化水素の採掘期間中における、教育、学術、デジタル化、地域の社会・経済的発展分野における地下資源利用者の義務 84
第 130 条　国内市場への供給に関する地下資源利用者の義務 85
第 131 条　炭化水素の探鉱および採掘に係る業務の実施にあたっての、商品、役務およびサービスの取得 85
第 132 条　炭化水素の探鉱および採掘の実施にあたっての地下資源利用者による報告 86
第 133 条　地下資源利用者による地下資源利用契約条件違反に対する責任 87
第19章　炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書 87
第 134 条　炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書に関する一般規定 87
第 135 条　探鉱業務プロジェクト文書 88
第 136 条　試験操業プロジェクト文書 88
第 137 条　炭化水素の鉱床開発プロジェクト文書 88
第 138 条　技術プロジェクト文書 89
第 139 条　炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書の鑑定 89
第 140 条　炭化水素に係る地下資源利用部門における基本プロジェクト文書の国家鑑定 89
第 141 条　地下資源国家鑑定 90
第 142 条　プロジェクト文書の履行状況のモニタリング 91
第 143 条　プロジェクト文書に記載され契約上地下資源利用者がその達成を義務付けられる炭化水素の探鉱および採掘に関する指標値 92
第20章　炭化水素に係る地下資源利用業務の実施における個々の問題 92
第 144 条　燃料・エネルギー複合体統一国家管理システム 92
第 146 条　粗ガスの焼却処理 93
第 147 条　粗ガスの精製と利用 94
第 148 条　貯留層圧の維持と水の処理 94
第 149 条　国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務 95
第 150 条　複数の地下資源鉱区における鉱床共同開発 95
第 151 条　共通の開発対象としての鉱床における炭化水素の探鉱または採掘 95
第 152 条　原油の測定と計量 96
第21章　炭層メタンの探鉱および採掘、海洋および保護区域における炭化水素の探鉱および採掘の実施に関する個別規定、ならびに枯渇鉱床における炭化水素の採掘に関する規定 96
第 153 条　炭層メタンの探鉱および採掘に関する個別規定 96
第 154 条　海洋および保護区域における炭化水素の探鉱および採掘の実施に係る一般条件 97
第 155 条　海洋および保護区域における原油流出の除去に係る国家準備・行動システム 98
第 156 条　海洋および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動の確保 100
第 157 条　海洋施設の建設と操業 100
第 158 条　海洋における原油貯蔵庫および原油タンクの建設および稼働の禁止 101
第 159 条　海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘の実施時における廃棄物の投棄および埋設の禁止 101
第VIII部　ウラン採掘 101

第22章　ウラン採掘に係る地下資源利用権の供与および解除の個別規定 101
第１節　ウラン採掘に係る地下資源利用権の、直接交渉に基づくウラン部門国営企業への供与 101
第 160 条　ウラン採掘に係る地下資源利用権の、直接交渉に基づくウラン部門国営企業への供与の条件 101
第 161 条　ウラン部門国営企業による直接交渉の実施申請 101
第 162 条　ウラン部門国営企業との直接交渉の実施手順 102
第２節　ウラン採掘に係る地下資源利用権の解除 102
第 163 条　統轄機関によるウラン採掘契約の効力の一方的な期限前解除 102
第 164 条　地下資源利用者のウラン採掘権を解除する際の地下資源鉱区および資産 103
第23章　ウラン採掘鉱区およびウラン採掘エリア 105
第 166 条　ウラン採掘事業実施向けに供与される地下資源鉱区 105
第 167 条　地下資源鉱区の供与 105
第 168 条　再編の定義と種類 105
第 169 条　地下資源鉱区の拡大 105
第 170 条　地下資源鉱区の縮小 106
第24章　ウラン採掘等の期間 106
第 171 条　試掘期間 106
第 172 条　ウラン採掘期間 107
第 173 条　ウラン採掘期間の延長 107
第 174 条　地下資源および環境の保護、ウラン採掘時における地下資源の合理的かつ総合的な利用 108
第25章　ウラン採掘の条件 108
第 175 条　ウラン採掘の一般条件 108
第 176 条　ウラン採掘の条件 109
第 177 条　ウラン採掘後の撤収処置 109
第 178 条　ウラン採掘期間中の教育、学術、デジタル化、地域の社会・経済発展分野における地下資源利用者の義務 110
第 180 条　ウランの試掘・採掘実施時にあたっての地下資源利用者による報告 112
第 181 条　地下資源利用者によるウラン採掘契約条件違反に対する責任 112
第26章　ウラン採掘分野のプロジェクト文書 113
第 182 条　ウラン採掘部門のプロジェクト文書に関する一般規定 113
第 182-1 条　ウランの試掘プロジェクト文書 113
第 183 条　ウラン鉱床開発プロジェクト文書 113
第 183-1 条　ウラン鉱床の開発に関するプロジェクト文書および開発分析に係る国家鑑定 113
第 184 条　プロジェクト文書履行状況のモニタリング 114
第IX部　固形有用鉱物の探鉱と採掘 114
第27章　固形有用鉱物の探鉱 114
第 185 条　固形有用鉱物の探鉱ライセンス 114
第 186 条　固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付対象エリア 114
第 187 条　固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付申請 115
第 188 条　固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査 117
第 189 条　同一のブロックを対象とする複数の固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査の際の優先順位 117
第 189-1 条　新たに空きとなったブロックにおける固形有用鉱物の探鉱に係る地下資源利用権の供与 118
第 190 条　固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付の拒否 118
第 191 条　固形有用鉱物探鉱ライセンスの内容 119
第 192 条　固形有用鉱物の毎年の探鉱作業に必要となる最低限の支出 119
第 193 条　固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間 120
第 194 条　固形有用鉱物の探鉱に関連する作業の実施手順 121
第 195 条　固形有用鉱物の探鉱に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告 122
第 196 条　探鉱計画 122
第 197 条　固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置 123
第 198 条　固形有用鉱物探鉱関連作業後の撤収処置に関する義務履行の担保 123
第 199 条　固形有用鉱物探鉱鉱区に対する権利の放棄 124
第 200 条　固形有用鉱物探鉱ライセンスのはく奪とその手順 124
第 201 条　固形有用鉱物の採掘ライセンスと地下空間利用ライセンスの排他的取得権 125
第28章　固形有用鉱物の採掘 125
第 202 条　固形有用鉱物の採掘ライセンス 125
第 203 条　固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付対象となるエリア 125
第 204 条　固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付申請 126
第 205 条　固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書の審査 128
第 206 条　固形有用鉱物採掘ライセンスの交付の際の優先順位 128

第 207 条　固形有用鉱物採掘ライセンスの交付の拒否 129
第 208 条　固形有用鉱物採掘ライセンスの内容 129
第 209 条　固形有用鉱物採掘鉱区 130
第 210 条　固形有用鉱物の毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出 130
第 211 条　固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間 131
第 212 条　固形有用鉱物の採掘に伴う地下資源利用者の教育と科学研究に関する義務 131
第 213 条　固形有用鉱物の採掘作業のための商品、役務およびサービスの取得 132
第 214 条　固形有用鉱物の採掘に関連する作業の実施手順 133
第 215 条　固形有用鉱物の採掘に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告 133
第 216 条　鉱業計画 134
第 217 条　撤収処置計画 134
第 218 条　固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置 135
第 219 条　固形有用鉱物採掘関連作業後の撤収処置に関する義務履行の担保 136
第 220 条　固形有用鉱物採掘鉱区に対する権利の放棄 136
第 221 条　固形有用鉱物採掘ライセンスに関連する義務違反に対する責任と当該ライセンスのはく奪 137
第28-1章　競売に基づく、ウランおよび遍在有用鉱物を除く固形有用鉱物に係る地下資源利用権の供与 137
第 221-1 条　競売に基づく、ウランおよび遍在有用鉱物を除く固形有用鉱物の探鉱または採掘の実施のための地下資源区画供与対象地域 137
第 221-2 条　競売の実施 138
第 221-3 条　競売の不成立認定の手順およびその根拠 138
第 221-4 条　競売の無効認定 138
第 221-5 条　競売に基づき付与された区域における地下資源利用に伴う撤収処置義務 139
第29章　固形有用鉱物採掘鉱区の保留ステータス 139
第 222 条　保留ステータスの概念およびその認定の根拠 139
第 223 条　保留ステータスの認定手順 139
第 224 条　保留ステータスの認定の拒否 140
第 225 条　保留ステータスに関する作業プログラム 140
第 226 条　地下資源鉱区の休止保存 140
第 227 条　保留ステータスの条件 140
第 228 条　保留ステータスの延長 141
第 229 条　保留ステータスの解除 141
第 230 条　統轄機関の要請に基づく保留ステータスの解除 141
第30章　遍在有用鉱物の採掘 141
第 231 条　遍在有用鉱物採掘の際に生じる諸関係 141
第 232 条　事業目的での遍在有用鉱物の採掘 142
第 233 条　遍在有用鉱物の採掘ライセンスの内容 142
第 234 条　遍在有用鉱物の採掘鉱区 142
第 235 条　遍在有用鉱物の採掘鉱区における年間最低支出 142
第 236 条　遍在有用鉱物の採掘に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告 143
第 237 条　企業活動に無関係な目的のための遍在有用鉱物の採掘の個別規定 143
第31章　固形有用鉱物の探鉱および採掘のための地下資源鉱区の再編 143
第 238 条　再編の定義と種類 143
第 239 条　地下資源鉱区の統合 143
第 240 条　地下資源鉱区の分割 143
第 241 条　地下資源鉱区の再編に関する申請 144
第32章　固形有用鉱物の加工協定 144
第 242 条　固形有用鉱物の加工協定の概念 144
第 243 条　固形有用鉱物加工協定の締結手順 145
第 244 条　固形有用鉱物の加工協定の内容 145
第 245 条　固形有用鉱物の加工協定に基づく投資上の特典 146
第 246 条　固形有用鉱物の加工協定の解消がもたらす結果 146
第 247 条　固形有用鉱物の加工協定に基づく権利と義務の譲渡 147
第 248 条　固形有用鉱物の加工協定に基づく権利の担保設定 147
第X部　地下空間利用、貴金属・貴石採集、最終規定および経過規定 147
第33章　地下空間利用業務 147
第 249 条　地下空間利用ライセンス 147
第 250 条　地下空間利用のためのエリア 147
第 251 条　地下空間利用ライセンス交付申請 147
第 252 条　地下空間利用ライセンス交付申請書の審査 148
第 253 条　地下空間利用ライセンス交付の優先順位 148

第 254 条　地下空間利用ライセンス交付の拒否 149
第 255 条　地下空間利用ライセンスの内容 149
第 256 条　地下空間利用ライセンスの期間 149
第 257 条　地下空間利用プロジェクト文書 149
第 258 条　地下空間利用業務実施手順 150
第 259 条　地下空間利用後の撤収処置 150
第 260 条　個々の地下空間利用後の撤収処置作業の計画立案と担保についての個別規定 150
第 261 条　地下空間利用の目的で供与された地下区画の放棄 151
第 262 条　地下空間利用ライセンスはく奪 152
第34章　貴金属・貴石採集 152
第 263 条　貴金属・貴石採集ライセンス 152
第 264 条　貴金属・貴石採集のための区画 152
第 265 条　貴金属・貴石採集ライセンスの交付 153
第 266 条　貴金属・貴石採集ライセンス交付の優先順位 153
第 267 条　貴金属・貴石採集ライセンス交付の拒否 153
第 268 条　貴金属・貴石採集ライセンスの期間 154
第 269 条　貴金属・貴石採集鉱区 154
第 270 条　貴金属・貴石採集ライセンスの内容 154
第 271 条　貴金属・貴石採集実施手順 154
第 272 条　貴金属・貴石採集を行う際の地下資源利用者の報告 154
第 273 条　貴金属・貴石採集計画 155
第 273-1 条　貴金属・貴石採集の撤収処置 155
第 274 条　貴金属・貴石採集の撤収処置の担保 155
第 275 条　貴金属・貴石採集鉱区の放棄 156
第 276 条　貴金属・貴石採集ライセンスに関わる義務違反の責任とライセンスのはく奪 156
第35章　最終規定および経過規定 156
第 277 条　本法典の施行手順 156
第 278 条　経過規定 162

総論

第I部　基本規程

第１章　総則

第１条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法

１．地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法は、カザフスタン共和国憲法に基づくものであり、本法典およびその他のカザフスタン共和国法から構成される。

本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年７月１日施行）に従って第１－１項が追加された。

１－１．本法典への改正および（または）追加は、他のカザフスタン共和国の法令への改正および追加を伴わない法律によって行われる。ただし、カザフスタン共和国大統領の立法イニシアチブ手順に基づいて作成される法案を除く。

２．カザフスタン共和国が批准した国際条約に、本法典と異なる規定がある場合は、当該の国際条約の規定を適用する。

３．本法典と地下資源利用の諸関係についての何らかの定めを有するカザフスタン共和国のその他の法律との間に矛盾がある場合は、本法典の定めを適用する。

４．地下資源利用の諸関係について本法典に定めがない場合には、カザフスタン共和国の民事法をこれに適用する。

第２条　本法典が規定する諸関係

１．本法典は次に掲げる事項を定める。すなわち、地下資源利用の形態、地下資源利用にあたっての国家の側からの管理および規制の手順、鉱区（地下区画）に対する権利の発生、行使および解除についてならびに地下資源利用者の法的地位および地下資源利用者によるそれぞれの事業遂行についての個別規定、地下資源の利用および地下資源利用権の扱いに係る諸問題、ならびに地下資源の利用に関連するその他の諸関係。

２．土地、水およびその他の天然資源の利用については、それぞれの天然資源の利用および保護の形態を定めるカザフスタン共和国の土地、水および自然保護に関する法令がこれを規定する。

３．本法典が規定する諸関係の当事者となるのは、カザフスタン共和国の国家、市民および法人である。

４．外国人、無国籍者および外国法人は、地下資源利用の諸関係につき、カザフスタン共和国の市民および法人を対象とする場合と同様の権利および自由を享受し、ならびに同様の義務を負うものとする。ただし、本法典、法律およびカザフスタン共和国が批准した国際条約に別段の定めがある場合はこのかぎりではない。

本条には2021年12月27日付カザフスタン共和国法第87-VII号に従って第５項が追加された。

５．地下資源利用者は、カザフスタン共和国法「産業政策について」に従い、産業発展を目的とする契約に基づく調達を実施する。

第３条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法の目的および課題

１．地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の目的は、カザフスタン共和国の鉱物原料基盤の持続可能な発展を確実なものとし、それにより国の経済成長および社会の福祉に資することである。

２．地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の課題は次に掲げる事項である。

１）国家に帰属する地下資源の所有権の保護
２）地下資源利用に関する国家の政策の実現および諸関係の規制
３）国家およびカザフスタン共和国市民の利益ならびに地下資源利用者の権利の確保
４）カザフスタン共和国の鉱物原料基盤の発展
５）地下資源利用権の発生、行使、変更および解除につき、それらの根拠、条件および手順の制定
６）地下資源利用事業の持続可能な発展を目的とする法的基盤の整備
７）地質学的地下資源調査および地下資源利用に外国投資を呼び込むための条件整備
８）地下資源利用における適法性の強化

第４条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の原則

地下資源利用の諸関係の法的な規制は、次に掲げる原則に則ってこれを行う。

１）地下資源国家基金の合理的な管理
２）地下資源の利用にあたっての環境安全
３）地下資源利用に関連する情報のアクセシビリティ
４）地下資源利用の有料性
５）地下資源利用者の誠実性
６）地下資源利用の条件の安定性

第５条　地下資源国家基金の合理的な管理

地下資源国家基金の合理的な管理は、地下資源の利用権を国の経済成長および社会の福祉という目的に沿って供与することによって、これを確実に実行する。

第６条　地下資源利用にあたっての環境安全

地下資源利用は、環境保護上安全な方法を用い、かつ、地下の汚染防止および環境に対する有害な影響の軽減の対策を講じつつ、これを行うものとする。

第７条　地下資源の利用に関連する情報のアクセシビリティ

１．地下資源利用に関連する情報は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に別段の定めのないかぎりは、アクセシビリティを有するものである。

２．国家は次に掲げる事項へのオープン・アクセスを保証する。

１）地下資源利用権の供与を目的とする競売、その条件および結果に関する情報

２）地下資源利用権の供与および解除に関する国家機関の決定

３）地下資源利用事業の種類に鑑みた地下資源利用権に関する情報

４）地質学的情報。ただし、本法典により機密と認定された情報または国家機密に関するカザフスタン共和国の法令が秘密と定めている地質学的情報についてはこのかぎりではない。

３．地下資源利用に関連する情報に対するアクセスの手順は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律がこれを定める。

４．本条がアクセシビリティを保証している公開の情報については、関係者はこれを無償で利用することができる。

本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第７項が追加された。

５．地下資源利用分野における情報に対する国家によるアクセシビリティの保証は、本法典により規制される関係において、職員およびその他関係者によって形成され提供される情報について、その正確性および完全性が義務付けられていることに基づく。

第８条　地下資源利用の有料性

地下資源利用は有料（有償）とする。地下資源利用料の支払いは、カザフスタン共和国の税法典に従い、税またはその他の必須料金の国庫への納付という形で行う。

第９条　地下資源利用者の誠実性

地下資源利用者による自らに供与された権利の行使と本法典に定める義務の履行という形での地下資源利用事業状況を国家が監視する過程では、地下資源利用者の行動の誠実さが前提とされる。

第２章　地下および地下資源に関する総則

第10条　地下および地下資源

１．地下とは、地殻のうち、土壌層より下に位置する部分のことをいう。土壌層が存在しない場合は、地表面および海洋・湖沼・河川水路の底面より下位の部分のことをいう。

２．本法典は、次に掲げる資源に関連した地下の利用を規定するものである。

１）有用鉱物

２）人為生成鉱物

３）地下空間

第11条　地下の所有権

第１項は2022年11月５日付カザフスタン共和国法第157-VII号（2022年11月18日施行）により改定。

１．カザフスタン共和国憲法に従い、地下資源はカザフスタン国民に帰属する。カザフスタン国民の名において、所有権は国家が行使する。この場合における国家による所有権の行使は、カザフスタン国民の利益のための国家所有制度を通じて実現される。

２．国家は、本法典に定める事由、条件および範囲に基づいて、地下利用権の供与を行う。

３．国家の地下所有権を侵害する自然人および法人の行為は、カザフスタン共和国の法律が定める責任を惹起する。国家の地下所有権を侵害してなされた法律行為は、これを無効とする。

第12条　有用鉱物およびその分類

１．有用鉱物とは、有用成分を含有する天然鉱物であって、その化学組成および物理的性質のゆえに、そのままで、または加工精製したのちに、物財の生産および消費に利用することのできるもののことをいう。

２．有用鉱物は、その経済的意義に鑑み、さらに、それぞれの地下資源利用の条件を取り決めることを目的として、次のように分類する。
１）地下水
２）炭化水素系有用鉱物（炭化水素）
３）固形有用鉱物
第３項には2022年６月30日付カザフスタン共和国法第130-VII号（2022年８月31日施行）に従って変更が加えられた。
３．炭化水素とは、石油、粗ガスおよび天然瀝青のことをいう。石油とは、原油、ガスコンデンセート、オイルシェール（油母頁岩）、ならびに原油の精製や可燃性頁岩、油質瀝青質岩またはタールサンド（油砂）の加工によって得られた炭化水素のことをいう。
原油とは、その比重の如何にかかわらず、地下から取り出された場合に通常の大気温および大気圧のもとで液体状を呈するすべての炭化水素のことをいう。ここには、自然の凝縮によって粗ガスが液体状に変化したものも含まれる。
粗ガスとは、その比重の如何にかかわらず、地下から取り出された場合に通常の大気温および大気圧のもとで気体状を呈するすべての炭化水素のことをいう。ここには、未精製の天然ガス、随伴ガス、シェールガス、炭層メタン（コールベッドメタン）およびそれらの中に成分として含まれる非炭化水素系ガスが含まれる。
随伴ガスとは、炭化水素および非炭化水素系ガスによる多成分の混合物であって、地層内において石油の中に溶解した状態で存在しており、減圧されることによって石油から分離されるもののことをいう。
炭層ガスとは、炭化水素および非炭化水素系ガスによる多成分の混合物であるが、含有量においてはメタンが優越しており、石炭鉱床から取り出された場合に通常の大気温および大気圧のもとで気体状を呈するもののことをいう。
天然瀝青とは、有機的起源を持つ有用鉱物であって、固体状、粘稠液状および粘稠な層の状態で地下に存在しており、自然の状況下において坑井掘削の手法によって技術的に取り出すことが不可能なもののことをいう。
シェールオイルとは、シェール岩に含まれる原油のことをいう。
シェールガスとは、メタンを主成分とする炭化水素および非炭化水素系ガスの多成分混合物であって、通常の大気温および大気圧のもとで気体状態にあり、シェール岩に含まれるもののことをいう。
シェール岩とは、低い浸透性を有し、シルト、粘土鉱物の薄片および他の鉱物、特に石英および方解石の微細粒子（シルトまたは粘土の微粒子）から混合した有機物によって形成された、堆積起源の細粒砕屑岩のことをいう。
ガスハイドレートとは、天然由来の固体結晶性物質であって、その分解に際してメタンを主成分とするガスを放出するもののことをいう。
シェールオイル、シェールガス、天然瀝青、炭層メタンおよびガスハイドレートから採取されるガスは、非在来型炭化水素に属する。
第４項には2021年１月５日付カザフスタン共和国法第407-VI号および2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
４．固形有用鉱物とは、天然鉱物、有機物質およびそれらの混合物であって、地下または地表面において固体の状態で存在しているもののことをいう。
固形有用鉱物は、鉱石性および非鉱石性に分類される。鉱石性固形有用鉱物とは、自然金属、鉄鉱石、非鉄金属鉱石、希少金属、放射性金属および希土類元素のことをいう。これら以外の固形有用鉱物は非鉱石性である。
建設その他の経済活動の目的において、自然状態のまま、またはわずかな加工もしくは精製を施して使用され、かつ地下に広く分布する非金属固体有用鉱物は、遍在有用鉱物と認められる。遍在有用鉱物には、次のものが含まれる。
変成岩。ここには、大理石、珪岩、石英・長石岩を含む。
火成岩。ここには、花崗岩、閃長岩、閃緑岩、斑れい岩、流紋岩（リパライト）、安山岩、輝緑岩、玄武岩、火山凝灰岩、スラグ、軽石、火山ガラスおよびガラス質岩石（パーライト、黒曜石）を含む。
堆積岩。ここには、玉石および砂利、砂利・砂混合物（砂・砂利混合物）、砂および砂岩、粘土および粘土質岩石（ローム、シルト岩、泥岩、粘板岩）、食塩、石膏岩、泥灰岩、石灰岩（貝殻石灰岩を含む）、白亜質岩、ドロマイト、石灰岩・ドロマイト質岩石、珪質岩石（トレペル、オポカ、珪藻土）、天然顔料、泥炭および治療用泥を含む。

第13条　人為生成鉱物および人為生成鉱物に対する権利
１．人為生成鉱物とは、採鉱業、選鉱・精製業、エネルギー産業に由来する廃棄物が集積されたもののうち、有用成分および（または）有用鉱物を含むもののことをいう。
採鉱業に由来する人為生成鉱物とは、固形有用鉱物を採掘した際の廃物であって、地下から岩石を取り出す過程でそこから固形有用鉱物を分離した結果生じるもののことをいう（表土、母岩、粉塵、低品位（不合格）鉱石）。

選鉱・精製業に由来する人為生成鉱物とは、選鉱・精製の際の廃棄物であって、選鉱業および（または）化学的冶金業を営んだことの結果として生じるもののことをいう（前者は廃石および廃滓。後者はスラグ、スラッジケーキ、クリンカーおよびその他のこれらに類する冶金的分離作業の廃棄物）。

エネルギー産業に由来する人為生成鉱物とは、発動機を用いて電力および（または）熱エネルギーを生産する際の燃料の燃焼から生じる固体廃物のことをいう（フライアッシュおよびボトムアッシュ）。

２．ある鉱区の範囲内にある人為生成鉱物は、その鉱区に帰属する。

利用権が与えられている鉱区の域外に所在する化学的冶金業またはエネルギー産業から生じた人為生成鉱物は、当該の事業体に帰属する。このような人為生成鉱物の所有権は、カザフスタン共和国の環境保護法令に従い、それらの人為生成鉱物の収容場（収容場の一部）が閉鎖されるまで、それぞれの事業体の所有者のもとに留保される。

３．ある地下資源利用者が自ら利用権を有する鉱区で行った事業によって生じた人為生成鉱物の所有権は、地下資源利用権有効期限が満了するまで、当該の地下資源利用者のもとに留保される。

人為生成鉱物の所有者であるところの地下資源利用者は、本条の定めを考慮に入れた上で、自らに利用権が与えられている鉱区での事業によって生じた人為生成鉱物の占有、利用および処分、ならびに第三者への譲渡を行う権利を有する。

上述した人為生成鉱物の第三者への譲渡は、それらを鉱区または収容場から回収せずに行ってはならない。ただし、地下資源利用権の移転、またはこれに付随してなされる本条第２項に定める事業体の所有権の移転の場合は、このかぎりでない。

利用権が供与されている鉱区に存在する人為生成鉱物を第三者に譲渡する場合、人為生成鉱物の回収は、地下資源利用権が有効であるうちに行われるものとする。

参照：2022年７月28日付質問に対する2022年８月23日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第749035号（dialog.egov.kz）「鉱業・加工生産の結果として形成された人為生成鉱物の第三者への譲渡について」第４項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

４．鉱業生産により生じた人為生成鉱物の堆積は、固体有用鉱物探査ライセンス、固体有用鉱物採掘ライセンス、遍在有用鉱物採掘ライセンスまたは地下空間利用ライセンスに基づき利用されている地下資源区画の範囲内においてのみ行われる。

鉱石選鉱生産により生じた人為生成鉱物の堆積は、固体有用鉱物採掘ライセンスまたは地下空間利用ライセンスに基づき利用されている地下資源区画の範囲内においてのみ行われる。

人為生成鉱物の資源ポテンシャルの効率的な利用を確保するため、異なる生産（鉱業生産、鉱石選鉱生産または化学冶金生産）の活動により生じた人為生成鉱物を１つの施設に堆積することは、当該人為生成鉱物が均一な物理化学的性質を有せず、かつ、そのような堆積がカザフスタン共和国の環境法令の要件に適合しない場合には、禁止される。

５．地下資源利用権の消滅後またはそれに付随して生じる収容場（収容場の一部）の閉鎖後に鉱区に残された人為生成鉱物は地下資源の一部とされる。

本法典においては、地下資源の一部となった人為生成鉱物には、固形有用鉱物に対するのと同じ法的制度を適用する。

参照：2020年４月30日カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣代行命令第254号「国有人為生成鉱物の民間所有への譲渡規則の承認について」、2020年５月25日付質問に対する2020年６月３日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第618989（dialog.egov.kz）「有用鉱物を含む人為生成鉱物からの採鉱は、第三者への譲渡を含み、埋蔵量の評価およびその埋蔵量の国家登録簿への記載、その後の有用鉱物の採掘税の支払いを条件として許可される」、2020年７月30日付質問に対する2020年８月９日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第632076号（dialog.egov.kz）「堆積された人為生成鉱物からの固形有用鉱物の採掘について」

第14条　鉱床およびその分類

１．鉱床とは、その量、質および採鉱性の観点からみて、産業的開発を行った場合にプラスの経済効果が得られると考えられる有用鉱物が自然または人為によって集積されたもののことをいう。

２．有用鉱物の資源量または埋蔵量、ならびにそれらの経済的有意性に基づき、大規模鉱床の指定を行う。

３．大規模鉱床とは、次に掲げる資源量を含む固形有用鉱物の鉱床のことをいう。

有用鉱物（単位）	量
鉄鉱石（100万ｔ）	>100
マンガン鉱石（100万ｔ）	>50
クロム鉱石（100万ｔ）	>30
銅（100万ｔ）	＞5
鉛（100万ｔ）	＞5
亜鉛（100万ｔ）	＞5
ボーキサイト（100万ｔ）	>50
ニッケル（1,000ｔ）	>50
タングステン（1,000ｔ）	>100
モリブデン（1,000ｔ）	>200
金（ｔ）	>250
粘結炭（100万ｔ）	>50
燃料炭（100万ｔ）	>500
亜炭（100万ｔ）	>500
オイルシェール（100万ｔ）	>500
燐灰石（鉱石）（100万ｔ）	>200
硫酸塩、カリウム混合塩（100万ｔ）	>100

次に掲げる地質学的埋蔵量を有する炭化水素賦存地帯も、大規模鉱床とみなす。

有用鉱物（単位）	量
石油（100万ｔ）	>100
天然ガス（10億m^3）	>50

第15条　採掘された有用鉱物の所有権

採掘された有用鉱物は、本法典に別段の定めのないかぎり、地下資源利用者がその所有権（地下資源利用者が国家法人の場合は、運用権または管理権）を持つ。

第16条　地下空間

地下空間とは、地質工学的、地質的、経済的および環境保護的な要因を考慮しつつ、生産活動、学術活動またはその他の活動のための施設を収容することが可能な地下の三次元的空間のことをいう。

第II部　地下資源の利用

第３章　地下資源利用権に関する総則

第17条　地下資源利用権の概念および内容

１．地下資源利用権とは、特定の鉱区内で、一定の期間、企業活動を目的として、有償で地下資源を利用することができることであり、本法典がこれを保証する。

２．地下資源利用権は不可分性物権である。本法典の定めに鑑みて、地下資源利用権には所有権に関する規定を適用する。これは、そのようにすれば物権の性質に反しないからである。

３．地下資源の利用は、本法典が定める手順、条件および範囲に則ってこれを行う。

第18条　地下資源利用権の主体

１．地下資源利用権の主体となることができるのは、本法典に別段の定めのないかぎり、自然人および法人である。

２．複数の者が同時に地下資源利用権保有者となることもできる。この場合、地下資源利用権は共有される。地下資源利用権の共有が発生するのは、地下資源利用権が同時に２名以上の者に供与される場合、またはある者から他の者に地下資源利用権の持分が移転された場合である。

２名以上の者による地下資源利用権の共有は、それぞれの者が当該の権利のうちのどの部分を保有するかが確定している場合にのみ認められる。

地下資源利用権の共有に対しては、カザフスタン共和国の民事法のうち、分割共同所有の諸関係を定めている条項を適用する。

本法典にその旨の定めがある場合には、地下資源利用権保有者の数は１人のみとする。

３．本法典に別段の定めのないかぎり、カザフスタン共和国の民事法が定める事由に従って、地下資源利用権（その区分所有分）をある者から他の者に移転することができる。

第19条　地下資源利用権の対象物としての鉱区（地下区画）

第１項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号に従って変更が加えられた。

１．鉱区（地下区画）とは、一定の空間的境界を備えた何らかの幾何学的形態を有する地下の一部分であり、本法典の定めに則って利用権の供与の対象となるものである。

鉱区の空間的範囲は、複数の地理的座標点を結んだ直線によって構成され、地表面において閉じた輪郭（境界線）を形成する仮想的な面（鉱区のエリア）と、上側および下側の空間的境界の距離である深さとによって形成される。

鉱区の上側の空間的境界は土壌層より下に位置する。土壌層が存在しない場合は、地表面および（または）水域、水流の底面よりも下に位置する。鉱区の下側の空間的境界は、地質学的調査および開発が可能な深度に位置する。

本法典にその旨の定めがある場合には、鉱区の上側および（または）下側の空間的境界がこれら以外の深度のところにあってもよい。

第２項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号に従って変更が加えられた。

２．有用鉱物の探鉱事業および地質調査事業を目的とする鉱区（それぞれ探鉱区および地質調査区）のエリアを特定するために、カザフスタン共和国の領土を、一辺が地理的座標系の１分に相当するブロックに仮に分割する。さらに、25ブロックをもって、一辺が地理的座標系の５分に相当する１サブセクションとし、100ブロックをもって、一辺が地理的座標系の10分に相当する１セクションとする。

おのおののブロック、サブセクションおよびセクションには、それらを特定する座標および地下資源調査管轄機関によって付与された個別コードがある。探鉱区のエリア（探鉱域）または地質調査区のエリア（地質調査域）は、１つまたはそれ以上のブロックから成る。これらのエリアを２つ以上のブロックから成るものとする場合、そのエリアに含まれるすべてのブロックは、当該エリア内のその他のブロックの少なくとも１つと１辺を共有していなければならない。

参照：座標および個別コードを付記したブロック識別用地図

本法典にその旨の定めがある場合には、探鉱エリアまたは地質調査対象エリアは、ブロックの一部（不完全なブロック）を含むものとすることができる。当該エリアが２つ以上の不完全なブロックから構成されている場合、そのようなブロックの各々は、そのエリアに含まれる他の完全または不完全なブロックの１つと１辺を共有していなければならない。

第３項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。

３．有用鉱物の採掘事業、貴金属・貴石採集事業および地下空間利用事業を目的とする地下区画（それぞれ、採鉱区、貴金属・貴石採集区および地下空間利用区）のエリアの外郭は長方形でなければならない。自然の特徴または他の地下区画の境界が原因となって採鉱区、貴金属・貴石採集区または地下空間利用区のエリア外郭を長方形にすることが不可能であるなら、そのような区画のエリアは四角形であってもよいが、ただし、その四角形の相対する２つの辺は平行でなければならない。

本法典にその旨の定めがある場合には、採鉱区のエリアは多角形であってもよい。

第20条　地下資源利用権の発生および取得の根拠

１．地下資源利用権は次に掲げる事項を根拠として発生する。

１）地下資源利用ライセンス

２）地下資源利用契約

２．地下資源利用権は、次に掲げる場合にこれを取得することができる。

１）地下資源利用権が供与された場合

２）民事的法律行為によって地下資源利用権（地下資源利用権の持分）が移転された場合

３）法人の組織再編の際に権利継承手順によって地下資源利用権が移転された場合。ただし、改編または相続による場合はこのかぎりではない。

第21条　地下資源利用権の消滅の根拠

１．本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める事由に基づく場合をのぞき、何人も地下資源利用権を剥奪されることはない。

２．地下資源利用権は、地下資源利用に対するライセンスまたは契約の効力の消滅とともに解除される。

第22条　地下資源利用事業の種類

地下資源利用権の供与は、次に掲げる事業の実施を目的としてこれを行う。

１）地下資源の地質調査

２）有用鉱物の探鉱

３）有用鉱物の採掘
４）地下空間の利用
５）貴金属・貴石の採集

第23条　地下資源利用事業実施のためのプロジェクト文書

１．本法典にその旨の定めがある場合には、地下資源利用事業は、それらの事業の実施を規定するプロジェクト文書の存在する場合にのみ実施することができる。
２．プロジェクト文書とは、計画、手法、方法論、技術条件、技術特性、ならびに地下資源利用目的で行う作業の量、期間およびその他の項目を記載した文書のことをいう。
３．プロジェクト文書は、各々の鉱区ごとにライセンスまたは契約書に定めるその利用期間で個別に作成する。
４．プロジェクト文書は、環境安全性および産業安全性の要求事項を考慮して作成する。地下資源利用者には、地下資源利用事業を行うにあたり、プロジェクト文書において定めた環境安全性および産業安全性の指標を遵守することが義務付けられる。
５．地下資源利用事業の種類に応じたプロジェクト文書作成上の個別規定は、本法典「各論」においてこれを取り決める。

第24条　異なる者たちが１つの領域で行う地下資源利用事業

１．本法典「各論」に別段の定めがないかぎり、異なる地下資源利用者たちが同じ１つの領域（共同領域）で地下資源利用事業を行ってもよい。
２．地下資源利用者たちが共同領域において事業を行う際の手順は、それらの者同士の間の協定によってこれを取り決める。この協定書は、共同領域において行うすべての、または特定の種類の作業の条件および手順を定めるものとなる。
　地下資源利用者たちは、単純な書面の形で協定書を締結し、これを、締結後５営業日以内に、地下資源利用権の供与元である国家機関に提出する。
　協定書は、地下資源利用者のうちの１人が負担した費用を正しい根拠のもとに応分に補償するべきことを定めることができる。
３．地下資源利用者たちが共同領域における事業の手順について協定を結ぶことができなかった場合は、共同領域での作業の采配において、地下資源利用者のいずれか１名に他の利用者よりも上位の優先権を与えることとする。この場合、次に掲げる地下資源利用者が、共同領域での作業の采配における優先権を有する地下資源利用者となる。
　１）有用鉱物採掘事業を行う者
　２）２名の地下資源利用者が有用鉱物採掘事業を行う場合は、地下資源利用権の供与を先に受けた者
　３）２名の地下資源利用者が有用鉱物探鉱事業を行う場合は、地下資源利用権の供与を先に受けた者
　４）他方の地下資源利用者の行う事業が有用鉱物の探鉱である場合は、地下空間利用事業を行う者
４．共同領域での作業の采配における優先権を持たない地下資源利用者には、優先権を持つ地下資源利用者が実施中または計画中の作業の時期、期間、場所、量および内容に配慮すること、ならびにそれらの作業の遂行を妨げないことが義務付けられる。地下資源利用者は自らの優先権を誠実かつ合理的に、不当な利益を追求することなく行使しなければならない。
５．共同領域での作業の采配における優先権を持つ地下資源利用者は、優先権を持たない地下資源利用者からの書面による問合せ受領後1カ月以内に、共通の地下空間で実施中および計画中の作業の期間、場所、量および内容に関する情報を書面によって提供する。このような情報は商業秘密とすることができる。
　共同領域での作業の采配における優先権を持つ地下資源利用者は、優先権を持たない地下資源利用者に情報を提供した作業の時期、期間、量、場所および内容を、３カ月に１回を限度として変更することができる。この場合、優先権を持つ地下資源利用者は、計画中の作業の時期、期間、量、場所および内容の変更に関する情報を、そうした変更の１カ月前までに、他方の地下資源利用者に対して書面によって通告しなければならない。共同領域での作業の采配における優先権を持たない地下資源利用者は、このような通知を受領する前に開始した作業については、これをそのまま完了させることができる。

第25条　地下資源利用事業の実施が制限されるエリア

１．本条に別段の定めのないかぎり、次に掲げる場所では地下資源利用事業を行うことを禁止する。
　１）国防上および国家安全保障上必要とされる土地エリア
　２）市町村等の居住地内およびそこから1,000m以内のエリア
　３）稼働中の水利施設であって、選鉱場由来の人為生成鉱物の集積場ではない物件が占有している土地、およびそこから400m以内のエリア
　４）水ファンドに含まれる土地エリア
　５）飲料水向けに使用されている、またはこの目的のために使用することが可能な地下水の産出地および区域の範囲に含まれるエリア

6）埋葬地、墓および墓地、ならびに埋葬地用および墓地用として指定されている土地から100m以内のエリア
7）第三者に帰属する土地であって、建物、構築物および長年にわたる植生等で占められている場所、ならびにそこから100m以内の土地であって、かつ当該の者の許可を得ていない場合
8）自動車道路、鉄道、空港、飛行場、航空管制施設および航空技術センター、鉄道輸送施設、橋梁、地下鉄、トンネル、エネルギーシステムおよび送電線、通信線、宇宙活動支援施設、幹線パイプライン等が占める土地
9）国家の要請を満たすために国家法人に供与された鉱区のエリア
10）カザフスタン共和国の他のその他の法律によって地下資源利用事業の実施が禁止されているその他のエリア
第25条第２項のうち、固形有用鉱物および遍在有用鉱物の探鉱および採掘に対する地下資源利用権の供与に関する部分については、その効力は2023年１月１日まで停止される。
２．ある鉱区の外郭がすべて本条第１項に掲げるエリア内に存在している場合、その鉱区については、利用権を供与することを禁じる。
参照：2022年４月３日付質問に対する2022年４月18日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第733469号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物の採掘ライセンス交付申請の審査について」
第３項には2022年12月21日付カザフスタン共和国法第167-VII号（2023年１月２日施行）および2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
３．本条第１項第２号の定める禁止事項は次に掲げる場合には適用されない。
第１号には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2025年５月２日施行）に従って変更が加えられた。
１）該当する土地に居住する地域住民に対する社会的経済的支援を盛り込んだ協定書を締結することにより、現地の執行機関および代表機関との間で合意された、坑内掘削方法による固形有用鉱物の探鉱事業または露天掘削方法による人工鉱物堆積物設置施設における固形有用鉱物の採掘事業を実施する場合。この場合、上述の協定書の存在が、相応のライセンス交付の条件となる。
参照：2020年11月19日付質問に対する2020年12月７日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第653026号（dialog.egov.kz）「人口集住地の土地区域およびその周辺1,000ｍの範囲における固形有用鉱物の探鉱または地下採掘作業の実施に関する地域住民の社会経済的支援に関する協定の締結について」
２）旧セミパラチンスク核実験場の領域内で地下資源利用事業を実施する場合
３）鉱区の地質調査事業のうち、地下水を目的とした探査・評価作業を実施する場合
本条第１項第４号に定める禁止は、カスピ海カザフスタン領域における炭化水素の探鉱および（または）採掘、地下水の探査および採取、ならびに貴金属・貴石採掘、食塩の採掘、治療用泥土の採取には適用されない。
表層水域および水保護帯の範囲内における地下資源利用業務の実施に対する既存の禁止は、カザフスタン共和国法典「地下資源および地下資源利用について」第277条第３項および第278条第25項に基づき、同法典施行前に発行されたライセンスおよび締結された地下資源利用契約に基づいて実施される固形有用鉱物（一般的に広く分布する有用鉱物を含む）の地下資源利用業務には適用されない。また地下資源利用権がライセンス方式へ移行（地下資源利用権の再登録）される場合も同様である。
本条第１項に定める禁止事項は、航空地球物理学的探査またはリモートセンシングの手法を用いて行う地下資源利用事業には適用しない。

第26条　特別自然保護区域ならびにエコロジー、学術、歴史、文化およびリクリエーションの点で特段の価値を有する地下区画における地下資源利用事業の実施
１．特別自然保護区域ならびにエコロジー、学術、歴史、文化およびレクリエーションの点で特段の価値を有する地下区画の範囲内における地下資源利用事業の実施に対する制限は、特別自然保護区域に関するカザフスタン共和国の法令がこれを定める。
２．特別自然保護地域に関するカザフスタン共和国の法令に基づいて自然保護、学術、歴史、文化およびレクリエーションの点で特段の価値を有するものとされる地質学的、地形学的および水文地質学的対象物を発見した場合、地下資源利用者はただちに当該の区画における作業を中止し、かつその旨を地下資源調査管轄機関および環境保護管轄機関に書面によって通告しなければならない。

第27条　有用鉱物賦存地帯における建築事業の条件
１．居住区、工業施設および（または）その他の経済事業体の設計および建設は、これを予定する区画の地下に有用鉱物が存在しないか、もしくは存在したとしてもその価値が小さい旨の、地下資源調査管轄機関の出先機関との間の合意に基づいて、州、共和国直轄都市および首都の現地執行機関から建設を認める旨の監査結果を取得したのちにのみ、これを行うことができる。
２．有用鉱物賦存地帯における建築事業は、有用鉱物を地上に取り出すことが確実に可能であるか、または当該の建築事業の経済的合理性が立証されていることを条件とし、地下資源調査管轄機関の出先機関との間の合意に基づいて、州、共和国直轄都市および首都の現地執行機関から許可証を得ることによって、これを行うこ

とができる。
３．有用鉱物賦存地帯における建築事業許可証の交付手順は、地下資源調査管轄機関がこれを定める。
参照：2018年１月18日付質問に対する2018年１月31日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第531045号（dialog.egov.kz）「有用鉱物賦存地帯における建築事業について」

第28条　有用鉱物の探鉱事業および(または)採掘事業の実施にあたってのカザフスタンの人材、商品生産者、ならびに役務およびサービス生産者への支援の保証
第１項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）および2023年４月20日付カザフスタン共和国法第226-VII号（2023年７月１日施行）に従って変更が加えられた。
１．地下資源利用者には、有用鉱物の探鉱および（または）採掘事業を行うにあたり、カザフスタン人材を優先して採用することが義務付けられる。外国人労働者を招聘する場合は、カザフスタン共和国の人口移動に関する法令に従ってこれを行う。
　この際、カザフスタン共和国の住民の人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の50%を超えていてはならない。
　人材における国内価値比率の計算は、人口移動問題に関する管轄機関が承認した方法に従ってこれを行う。
　高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および（または）採掘業務の実施における人材面での国内価値に関する条件は、本法典第36条の規定を考慮して定められる。
参照：2019年７月31日付質問に対する2019年８月９日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第561107号（dialog.egov.kz）「契約におけるローカルコンテンツに関する地下資源利用者の義務の除外について」、2023年５月29日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展省書簡第ZhT-2023-00842672号「カザフスタン人材とは外国人労働者を指すものではない」
第２項には2020年６月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号、2021年12月27日付カザフスタン共和国法第87-VII号、2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）、2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）、2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
２．地下資源利用事業を行うために調達する役務およびサービスの国内価値比率は、地下資源利用契約および固形有用鉱物採掘ライセンスの条件として取り決められ、暦年中に調達する役務およびサービスの総量の70%以上でなければならない。
　商品、役務およびサービスにおける国内価値比率の計算は、産業振興部門管轄機関が承認した、商品、役務およびサービス調達時の国内価値比率統一計算方法に基づいて各組織がこれを行う。
　本項の規定は、カスピ海カザフスタン領域内に完全または部分的に位置する地下資源区画における高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および（または）採掘契約には適用されない。
参照：2021年７月８日付質問に対する2021年９月６日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第694687号（dialog.egov.kz）「統一方法論においては、コンソーシアムによる役務提供（作業実施）の際のローカルコンテンツ算定手続きは規定されていない」

本法典には2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年１月１日施行）に従って第28-1条が追加された。
第28-1条　起業支援協定
１．起業支援協定とは、炭化水素分野、ウラン採掘分野および固体有用鉱物分野の統轄機関が、カザフスタン共和国国家企業家会議所および地下資源利用者との間で、自主的な原則に基づいて締結し、国内生産者の支援を目的とする協定をいう。
２．起業支援協定の条件履行状況のモニタリングならびにその結果のインターネットリソースへの公表は、電子調達システムへのアクセスの提供を通じて地下資源利用者から提出される情報に基づき、カザフスタン共和国国家企業家会議所が、炭化水素分野、ウラン採掘分野および固体有用鉱物分野の統轄機関と共同で行う。
参照：2022年５月27日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣代行令第291号および2022年５月30日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第192号の共同命令「起業支援協定の締結、変更、補足および解除の手続き、ならびにその履行のモニタリング、起業支援協定の標準様式に関する規則の承認について」

第４章　地下資源利用権の形態

第１節　ライセンス方式による地下資源利用制度

第29条　地下資源利用ライセンスの概念
１．地下資源利用ライセンスとは、国家機関が交付するものであり、そこに記載されている鉱区の範囲内で地

下資源利用事業を行うことを目的として鉱区を利用する権利をその保有者に供与する文書のことをいう。
　地下資源利用ライセンスは、許可および通告に関するカザフスタン共和国の法令が規定する許可証の１つとは見なさない。
２．１つの地下資源利用ライセンスは、１つの鉱区のみの利用を対象として交付される。
３．本法典に定める場合をのぞき、１人の者に交付することのできる地下資源利用ライセンスの数には制限を設けない。
４．ライセンスの交付は、関係者の申請に基づいて行う。ライセンス交付申請書の書式は、統轄機関がこれを承認する。
第５項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
５．交付済みライセンスは、交付当日に地下資源利用統一プラットフォームに掲載される。
６．地下資源利用ライセンスの交付を行う国家機関は、交付済みライセンス登録簿の管理を行う。
　上記の登録簿には、ライセンス自体に記載されている情報のほかに、次に掲げる情報も記載する。
　１）地下資源利用者が自然人の場合、その居住地に関する情報
　２）地下資源利用権を目的物とする担保権の登記に関する情報
　３）登録管理のための必要なその他の情報
　交付済みライセンス登録簿の管理手順は、統轄機関がこれを取り決める。

第30条　地下資源利用ライセンスの種類
　地下資源利用事業の種類に鑑みて、次に掲げる地下資源利用ライセンスを交付する。
　１）地下資源地質調査ライセンス
　２）固形有用鉱物探鉱ライセンス
　３）固形有用鉱物採掘ライセンス
　４）遍在有用鉱物採掘ライセンス
　５）地下空間利用ライセンス
　６）貴金属・貴石採集ライセンス
参照：国家サービスの提供規則「採鉱（炭化水素）業、石油化学工業の（技術的）設計および（または）操業、幹線ガスパイプライン、石油パイプライン、炭化水素部門の石油製品パイプラインの操業ライセンス」

第31条　地下資源利用ライセンスの内容
１．地下資源利用ライセンスの作成手順は、統轄機関が承認した書式によってこれを行う。
２．地下資源利用ライセンスには、その種類に鑑みて、次の事項を記載する。
　１）地下資源利用ライセンスの種類
　２）ライセンスを交付した国家機関の名称
　３）ライセンスの交付を受けた者に関する情報、すなわち、
　　自然人の場合－姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）ならびに国籍
　　法人の場合－名称および所在地
　４）ライセンスの番号および日付
　５）ライセンスの条件：ライセンス期間、鉱区のエリアの境界および本法典が定めるその他の地下資源利用条件
３．ライセンス期間は、ライセンスに記載されている日付から起算する。
４．地下資源利用権を２人以上の者が保有する場合、ライセンスには、地下資源利用権の共同保有者である者たちが保有する権利の比率を記載する。
５．ライセンスは、カザフ語およびロシア語で作成される。
６．地下資源利用ライセンスの条件は、本法典の定める要求事項に適合したものでければならない。
７．地下資源利用ライセンスが交付されたのちに、地下資源利用の諸関係を規定するカザフスタン共和国の法令がこれまでと異なる地下資源利用ライセンスの条件を定めた場合でも、そのような条件が先に交付済みのライセンスに適用されることはない。
　本項第１段の定めは、国家安全保障、国防能力、環境安全、保健、税制、税関および競争保護に関するカザフスタン共和国の法令の改正に対しては適用しない。
８．地下資源利用ライセンスの交付にあたり、その条件の内容についての違反があった場合には、当該ライセンスの交付日当日に有効な、地下資源利用ライセンスの内容に関する本法典の定めを適用する。

第32条　地下資源利用ライセンスの変更
第１項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
１．地下資源利用ライセンスの変更は、当該のライセンスを交付した国家機関がこれを再交付することによって行う。

再交付されたライセンスは、再交付当日に地下資源利用統一プラットフォームに掲載される。
２．ライセンスの再交付は、次に掲げる場合に行うものとする。
１）地下資源利用者に関する情報に変更があった場合、すなわち
自然人の場合－姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）ならびに（または）国籍の変更
法人の場合－名称または所在地の変更
２）地下資源利用権および（または）地下資源利用権の持分が移転された場合
３）ライセンス期間が延長された場合
４）鉱区のエリアの境界が変更された場合
３．ライセンスの再交付は、統轄機関が承認した書式を用いて地下資源利用者が提出した申請書に基づいてこれを行う。
この申請書には、記載された情報を立証する書類の原本または公証人による証明書付きのその写しを添付する。
申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国人または外国法人が申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。
４．申請書が本法典の要求事項に適合していなかった場合、ライセンスを交付した国家機関は、当該ライセンスの再交付を拒否する。
５．ライセンスを交付した国家機関は、申請書到着日から７営業日以内に、当該ライセンスの再交付を行うか、またはその再交付を拒否した旨の通告を行う。
６．ライセンス再交付を拒否された場合、地下資源利用者は、拒否通告書到着日から10営業日以内であれば、カザフスタン共和国の法令に則ってこれに対して異議申立てを行うことができる。
７．本条第２項の第２号、第３号、第４号に定める場合のライセンス再交付は、本法典に従ってこれを行う。
第８項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
８．ライセンスの交付または再交付の際になされた文法上または算術上の過誤、誤字またはその他のこれらに類する過誤は、当該のライセンスを交付した国家機関がそれらの訂正を行うものとする。
ライセンスの交付または再交付の際になされた過誤の訂正は、ライセンスの再交付とは別のものである。
過誤の訂正は、ライセンスを交付した国家機関側の主導によって、または地下資源利用者の申立書に基づいて、これを行う。
地下資源利用者の申立書に基づく過誤の訂正は、そのような申立書到着日から５営業日以内に、国家機関がこれを行う。
ラインセンスを交付した国家機関は、ライセンス上の過誤を訂正してから２営業日以内に、これを地下資源利用者に交付する。
訂正されたライセンスは、訂正当日に地下資源利用統一プラットフォームに掲載される。
ライセンス上の過誤の訂正に関連して発生した紛争は、カザフスタン共和国の法令に従って解決するものとする。

第33条　地下資源利用ライセンスの効力の消滅
地下資源利用ライセンスの効力は次に掲げる場合に消滅する。
１）本法典に別段の定めのないかぎり、交付時に取り決めた期限が満了した場合
２）ライセンスによって発生した地下資源利用権がカザフスタン共和国の民事法に従って相続人を欠く遺産と認められている場合において、唯一のライセンス保有者が死亡（認定死亡を含む）した場合
３）ライセンスがはく奪されたか、または無効認定された場合
４）地下資源利用者がライセンス交付の対象となった鉱区を放棄した場合

第34条　ライセンスの無効化および無効化の効果
１．次に掲げる場合には、法的な手順を経てライセンスを無効と認定することができる。
１）明らかに不正確な情報がライセンスを交付した国家機関に提供され、その情報が当該機関によるライセンス交付の決定に影響をおよぼした事実が判明した場合
２）本法典に取り決められているライセンス交付手順が遵守されず、それによってライセンスの交付に関する国家機関の決定が根拠を欠くものとなった場合、および国家機関の公務員と申請人との間に悪意ある協定がなされた事実が裁判によって立証された場合
３）行為無能力者の認定を受けている者および交付日当日に行為無能力であった者にライセンスが交付された場合
４）本法典がライセンスの交付を規定していないか、または禁止している場合
２．利害関係者および検察官は、ライセンスの無効認定を求めて裁判所に訴えを提起する権利を有する。本条

第１項第１号および第３号に定める事由がある場合には、ライセンスを交付した国家機関も同じ権利を有する。
　利害関係者とは、ライセンスが交付されたことによって、ライセンスを取得する権利および適法な利益を侵害されたか、またはそれらを侵害された可能性のある者のことをいう。
３．ライセンスが無効であることは、裁判所の裁決が発効した日をもって認定される。
４．本条第１項第１号および第２号に定める事由からライセンスが無効認定された場合、ライセンスを取得した者は、その者が鉱区の不適法な利用から得た収益およびライセンス無効認定に係る国家の費用を支払い、これをもって国家に与えた損害を補償するものとする。
５．本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、法人定款等の要求事項に違反して交付されたライセンスの無効認定を求めることは、そうした請求が私利私欲から、または責任回避の目的からなされるものであるならば、何人もこれを行う権利を有さない。
６．ライセンスの無効化に係る紛争の出訴期間は、原告がライセンス無効認定の根拠となる事情を知った、または知ることができたはずの日から３カ月間とする。

第２節　契約形態による地下資源利用制度

第35条　地下資源利用契約の概念

１．地下資源利用契約とは、本法典がその内容、手順、締結、履行および解除を規定する契約のことをいう。
２．地下資源利用契約によって、一方の当事者（統轄機関によって代表されるカザフスタン共和国）には、他方の当事者（地下資源利用者）に一定の期間の地下資源利用権を供与することが義務付けられ、地下資源利用者には、自らの費用およびリスクにおいて、当該契約書の条件および本法典に従って地下資源利用を行うことが義務付けられる。
３．地下資源利用契約の締結は、炭化水素の探鉱・採掘または採掘、ならびにウランの採掘を目的とする場合にこれを行う。
４．契約の締結にあたって利用権が供与されるのは１つの鉱区のみである。
　炭化水素探鉱採掘契約においては、本法典「各論」に定める場合および手順に従って、当該契約の変更および補遺という形で、複数の鉱区を含めることができる。
５．本法典に定める場合をのぞき、同一の者が締結する地下資源利用契約の数には制限を設けない。
６．締結済み契約登録簿の管理は統轄機関が行う。締結済み契約登録簿の管理手順は、統轄機関がこれを取り決める。

表題は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

第36条　地下資源利用契約の形式および内容

１．地下資源利用契約書の原案は、統轄機関が承認した標準契約書に従って作成する。本法典が定める場合、その範囲および手順に従って、標準契約書からの逸脱も認められる。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第１－１項が追加された。
１－１．地下資源利用事業の実施条件および有用鉱物の種類に応じて、管轄機関は次の標準契約書を承認する。
　１）高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘のための標準契約書
　２）高難易度のプロジェクトに係る炭化水素採掘のための標準契約書
　３）炭化水素の探鉱および採掘のための標準契約書
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第３－１号が追加された。
　３－１）低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る標準契約
　４）炭化水素採掘のための標準契約書
　５）ウラン採掘のための標準契約書
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第１－２項が追加された。
１－２．本法典の適用上、高難易度のプロジェクトには次のものが含まれる。
第１号には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
　１）カスピ海カザフスタン領域内にその全部または一部が位置する地下資源区画において、あらゆる炭化水素の探鉱および（または）採掘を予定する海洋プロジェクト
第２号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
　２）次のいずれか１つ以上の条件を満たす、あらゆる地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘を予定する陸上プロジェクト。
　非在来型炭化水素の埋蔵量を含有すること

確認された炭化水素鉱床（油・ガス層）最上部の絶対深度が4,500m以上であること
発見された炭化水素鉱床（油・ガス層）の地層流体中における硫化水素含有率が3.5%以上であること
発見された鉱床（油・ガス層）が異常高地層圧を有し、その異常係数が1.5以上であること。この異常係数は、坑井内における貯留層圧力と、密度1,000kg/m³の液体による静水圧に対する地層圧の比として算定される。
発見された油・ガス層が非構造性トラップに属すること。
３）ガス層またはガスコンデンセート層もしくは鉱床を含む地下資源鉱区において炭化水素の探鉱および（または）採掘を予定する陸上ガスプロジェクトであって、鉱床または油・ガス層に含まれる炭化水素総量に占める石油飽和部分の体積割合が25%以下であるもの。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第１－３項が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
１－３．低探査地域内に位置する地下資源区画を除く、高難易度のプロジェクトに該当すると認めることができる地質情報が存在しない陸上の地下資源区画については、高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘の標準契約書に従って、探鉱および採掘契約を締結する。
この場合、地下資源利用者は、本法典第116条第２項に定める探鉱期間中のいずれの時点においても、次のいずれかの方法により、高難易度のプロジェクトであることを確認する。
１）地下資源利用者が承認し、かつ地下資源国家審査において肯定的な結論を受けた、暫定的な地質埋蔵量の評価報告書であって、鉱床が本条第１－２項第２号および第３号に定める高難易度のプロジェクト基準の少なくとも１つに適合することを確認するもの
２）地下資源利用者が承認し、かつ地下資源国家審査において肯定的な結論を受けた、地質埋蔵量の評価報告書であって、鉱床が本条第１－２項第２号および第３号に定める高難易度のプロジェクト基準の少なくとも１つに適合することを確認するもの
本項第２段落第１号および第２号に従い、地下資源利用者の選択により行われた高難易度のプロジェクトであることの確認は、最終的なものであり、探鉱期間中のその後の各段階および（または）採掘期間において追加の確認を要しない。
高難易度のプロジェクトに係る探鉱および採掘契約に基づく探鉱期間中に高難易度のプロジェクトであることが確認されなかった場合には、採掘期間へ移行する際、当該契約の条件は、本法典第119条に従い、炭化水素採掘の標準契約書に適合するよう変更されなければならない。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第１－４項が追加された。
１－４．地下資源利用契約に基づき発見された複数の鉱床のうち、少なくとも１つの鉱床が本条第１－２項に定める高難易度のプロジェクト基準のいずれか１つに適合する場合には、当該鉱床には、高難易度のプロジェクトのために定められた本法典の規定が適用される。ただし、高難易度カテゴリーに属する鉱床の炭化水素の当初可採埋蔵量の割合が、当該契約に基づいて発見された全鉱床の炭化水素の当初可採埋蔵量の２分の１を超えることを条件とする。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第１－５項が追加された。
１－５．低探査地域とは、地域地質調査が実施されなかったか、または限定的な地域地質調査のみが実施され、その結果有望堆積盆地が発見されなかった地域のことをいう。
炭化水素の探鉱および採掘を目的として地域を低探査地域に分類する手順は、地下資源調査管轄機関が統轄機関との合意に基づき定める。
第２項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）および2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
２．地下資源利用契約の必須条件には、高難易度のプロジェクトに係る炭化水素探鉱・採掘契約または炭化水素採掘契約を除き、次のものが含まれる。
１）地下資源利用事業の種類
２）契約の有効期限
３）鉱区の境界
４）作業（追加作業）プログラムに盛り込まれている、探鉱期間中に鉱区において行うべき作業の量および種類に係る地下資源利用者の義務
５）採掘期間中に行うカザフスタンの人材に対する教育への資金提供に係る地下資源利用者の義務
６）人材の国内価値の最小比率に係る地下資源利用者の義務
第７号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
７）本法典の要件に適合した、商品、業務、役務の国内付加価値比率に関する地下資源利用者の義務。炭化水素分野の統轄機関が承認した優先商品・業務・役務一覧に含まれる、商品、業務、役務の種類に係るものを含む
８）地下資源利用後の撤収処理に係る地下資源利用者の義務

9）採掘期間中にカザフスタン共和国内で行う科学研究、科学技術・試験設計業務の費用に係る地下資源利用者の義務
10）採掘期間中に行う地域の社会・経済発展事業およびインフラ整備事業の費用に係る地下資源利用者の義務
11）炭化水素部門およびウラン採掘部門管轄機関が定める、炭化水素の探鉱または採掘ならびにウラン採掘の事業実施にあたって用いる商品、役務およびサービスの調達手順を、地下資源利用者およびその請負業者が遵守することに係る地下資源利用者の義務
12）炭化水素の探鉱および採掘に関する基本プロジェクト文書の指標のうち本法典が契約上の義務とみなすものを含めた契約上の義務への違反、ならびに炭化水素の探鉱または採掘ならびにウラン採掘の事業の実施にあたって地下資源利用者および（または）その請負業者が所定の商品、役務およびサービス調達手順を遵守すべきことに係る義務への違反に対して、地下資源利用者が負うべき責任
13）地下資源利用権の供与にあたってその前提となるその他の条件
本項第１段落に定める条件に加え、枯渇鉱床に係る地下資源利用契約には、本法典第153-1条に定める投資義務を含めなければならない。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第２－１項が追加された。
２－１．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素探鉱・採掘契約または炭化水素採掘契約には、次の条件を含めなければならない。
１）地下資源利用事業の種類
２）契約の有効期間
３）地下資源区画の境界
４）作業（追加作業）プログラムに定める、探鉱期間中に地下資源区画において各年に実施する作業の量、種類および実施時期に係る地下資源利用者の義務
５）採掘期間中のカザフスタン人材への教育資金提供に係る地下資源利用者の義務
６）採掘期間中にカザフスタン共和国の領域内で実施する科学研究、科学技術および試験設計業務に要する費用に係る地下資源利用者の義務
７）地下資源利用後の撤収処理に係る地下資源利用者の義務および当該義務の履行を確保する方法
８）採掘期間中の地域における社会・経済発展およびそのインフラ整備に要する費用に係る地下資源利用者の義務
９）課税条件および輸出関税の納付免除
10）契約上の義務違反に対する地下資源利用者の責任
11）人材の国内付加価値比率
第12号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
12）当該要件が当該高難易度のプロジェクトに適用される場合における、商品、業務および役務の国内付加価値比率
13）契約の変更および有効期間延長の条件および手続
14）紛争解決手続
15）大規模炭化水素鉱床について本法典第119条第７項に定める義務
16）地下資源利用権が付与された際のその他の条件および（または）該当する標準契約書に定めるその他の条件
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第２－２項が追加された。
２－２．地下資源利用権の消滅に伴い炭化水素部門の国営企業への信託管理への移管が決定された地下資源鉱区に係る地下資源利用契約は、本条第２項および第２－１項に定める条件に加え、次に掲げる補償条件を含むものとする。
１）信託管理契約書に基づいて支出された費用の信託管理人への補償、および信託管理人への報酬の支払い、ただし、本法典に定める場合を除く
２）本法典第107条第８項第１号に従って引き渡された設備およびその他の資産の価額の旧地下資源利用者への補償
３）信託管理の過程で信託管理人が取得および（または）受領した移管資産の価額の国家への補償
３．地下資源利用契約の効力が過去に消滅しており、炭化水素部門の国営企業との間に信託管理契約書が締結された状態にある鉱区を対象として契約を締結する場合、当該の契約には、新たに地下資源利用者となる者の義務として、次に掲げる事項を記載するものとする。
第１号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
１）本法典第119条第19項に基づいて引き渡された財産の価額の旧地下資源利用者への補償

２）信託管理契約書に基づいて支出された費用の信託管理人への補償、ならびに本法典に定める場合を除く、信託管理人への報酬の支払い

第４項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

４．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘契約を除き、炭化水素の探鉱および採掘契約の有効期間は、契約に順次定められる探鉱期間、準備期間（必要な場合）および採掘期間によって定められる。

高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘契約の有効期間は、一体的な期間とし、本法典第116条第２項に定める初期探鉱段階、評価段階および試験操業段階を含む探鉱期間ならびに、大規模鉱床について本法典第119条第１－１項に定める採掘期間によって構成される。

高難易度のプロジェクトに係る炭化水素採掘契約を除き、炭化水素採掘契約の有効期間は、契約に順次定められる準備期間および採掘期間によって定められる。

高難易度のプロジェクトに係る炭化水素採掘契約の有効期間は、本法典第119条第１－１項に従って定められる採掘期間を基礎として設定される。

第５項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

５．地下資源利用契約の有効期間は、地下資源利用者がカザフスタン共和国の法令に従って不可抗力事由の存在を証明した場合には、統括機関によって、当該不可抗力事由の継続期間分が延長される。

本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第５－１項が追加された。

５－１．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素探鉱・採掘契約または炭化水素採掘契約における人材の国内付加価値比率は、地下資源利用者が次の事項を考慮して定める。

１）地下資源利用者の管理上および運営上の必要性に応じた、外国人またはカザフスタン人材の必要性

２）地下資源利用者の必要性に対応する特定の職種について、資格を有するカザフスタン人材がカザフスタン共和国の労働市場に存在すること

３）研修を含むカザフスタン人材の段階的な育成および、その後の管理職区分における外国人材からカザフスタン人材への段階的な置換

高難易度のプロジェクトに係る炭化水素探鉱・採掘契約または炭化水素採掘契約における専門職および熟練労働者人材の国内付加価値比率の最低割合は、契約の履行に従事する当該職種の総人員数の70％以上でなければならない。

第６項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

６．契約は、カザフ語およびロシア語で締結される。地下資源利用者または地下資源利用権の持分保有者の少なくとも一者が外国人、外国法人または外国資本が参加するカザフスタン共和国法人である場合には、当該地下資源利用者との高難易度のプロジェクトに係る炭化水素探鉱・採掘契約または炭化水素採掘契約は、地下資源利用者の裁量により、英語でも締結される。

第７項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

７．地下資源利用者が地下資源利用契約書に基づいて行う企業活動の成果を悪化させるような変更および追加がカザフスタン共和国の法令において生じた場合であっても、そのような変更および追加が、それが行われる前に締結された契約に適用されることはない。

本項第１段落に定める保証は、国家安全保障、防衛能力、環境安全、保健、課税、関税規制および競争保護の分野におけるカザフスタン共和国法令の変更には適用されない。ただし、本項第３段落に定める場合を除く。

本項第１段落に定める保証は、高難易度のプロジェクトに係る炭化水素探鉱・採掘契約または炭化水素採掘契約に基づき採掘された原油について、輸出関税の納付を一時的に免除することを定める、関税規制分野におけるカザフスタン共和国法令の変更に適用される。

８．地下資源利用契約については、カザフスタン共和国の法をもってその準拠法とする。

第37条　地下資源利用契約の変更および補遺

１．地下資源利用契約の変更および追加は、契約当事者たちが契約書の補遺を締結することによって行う。

２．契約書の補遺は次に掲げる場合に締結する。

１）地下資源利用者に関する情報に変更があった場合、すなわち
自然人の場合－姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに国籍
法人の場合－名称および所在地

２）統轄機関に関する情報に変更があった場合

３）地下資源利用権および（または）地下資源利用権の持分が移転された場合

４）採掘区および準備期間が確定した場合

５）採掘区および採掘期間または採掘期間が確定した場合

６）探鉱期間または採掘期間が延長された場合

７）鉱区が拡大または縮小された場合

８）鉱区が分離された場合
本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第８－１号が追加された。
８－１）第153-1条に従い枯渇鉱床に関する投資義務が発生した場合
９）戦略的鉱区につき、カザフスタン共和国の経済的利益に、国家安全保障に対する脅威となる変化があった場合
本項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第10号～第12号が追加された。
10）当該契約が高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘契約または採掘契約に該当することとなったことに伴う契約条件の変更があった場合
11）探鉱の結果として高難易度のプロジェクトのステータスが確認されなかったことに伴う契約条件の変更があった場合
12）本法典第36条第５項に定める場合
３．本条第２項第１号に定める場合の契約書補遺の締結は、次に掲げる事項を記載した地下資源利用者の申請書に基づいてこれを行う。
１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに名称
２）地下資源利用契約書の登録番号および登録日
３）地下資源利用者に関するいかなる情報が変更されたかについての記載
４．申請書には、次に掲げる文書をさらに添付する。
１）地下資源利用者に関する情報の変更が必要である旨を立証する書類
２）地下資源利用者があらかじめ署名済みの、地下資源利用者に関する情報の変更を取り決めた契約書補遺
５．申請書の審査は、それが統轄機関に到着した日から20営業日以内に行われるものとする。統轄機関は、申請書の審査結果に応じて、申請人との間で契約書補遺を締結してその署名済みの原本を申請人に送付するか、または補遺の締結を拒否する。
６．申請書が本法典の定める要求事項に適合していない場合、統轄機関は補遺の締結を拒否する。
統轄機関が補遺の締結を拒否した場合でも、地下資源利用者は再申請を行うことができる。
７．本条第２項第２号に定める場合、契約書補遺の締結は、統轄機関が主導してこれを行う。
第８項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。
８．本条第２項第３～12号に定める場合、契約書補遺の締結は本法典に従って行う。

第38条　地下資源利用契約の効力の消滅
１．地下資源利用契約の効力は、次に掲げる場合に消滅する。
第１号は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。
１）契約締結期間が満了した場合
２）地下資源利用権の保有者が１人のみであり、かつ当該の地下資源利用権がカザフスタン共和国の民事法に従って相続人を欠く遺産と認められている場合において、権利保有者が死亡（認定死亡を含む）した場合
３）地下資源利用者である法人が解散した場合
４）契約書の効力が期限前に停止されたか、または契約書が無効認定された場合
５）当事者間の合意により契約書が破棄された場合
６）カザフスタン共和国政府が本法典に則って鉱区の利用を禁止する旨の決定を行った場合
７）契約締結時にその対象となった鉱区全体を地下資源利用者が放棄（返還）した場合
２．本法典に定める事由がある場合、統轄機関は、期限前に地下資源利用契約書の効力を停止することができる。

第39条　地下資源利用契約の無効化およびその無効化の効果
１．次に掲げる事項をもって地下資源利用契約書を無効と認定する事由とする。
１）地下資源利用権の供与を目的とした競売が無効と認定された場合
２）地下資源利用契約に本法典が取り決めている必須条件が存在しない場合
３）明らかに不正確な情報が統轄機関に提供され、その情報が当該機関によるその者との地下資源利用契約書締結の決定に影響をおよぼした事実が判明した場合
４）カザフスタン共和国の法律が定めるこれら以外の事由
２．地下資源利用契約が無効認定された場合、その無効化に関連のある事項以外の法的効果は発生せず、当該の契約は締結の日にさかのぼって無効となる。
地下資源利用契約が無効認定された場合でも、地下資源利用者は、地下資源利用後の撤収処置を行う義務の履行を免除されることはない。
３．地下資源利用権の引渡しおよび再供与の根拠となった契約が法的手続きによって無効認定されたか、また

は破棄された場合、地下資源利用権の引渡しに関連して行われた地下資源利用契約書の変更および補遺は無効となるが、契約書自体は無効化されない。
４．地下資源利用契約が無効認定された場合は、当該の契約に基づいて供与された地下資源利用権を対象としてなされた爾後のすべての法律行為が無効となる。

第５章　地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転

第40条　地下資源利用権の移転

１．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転は、民事的法律行為によって、またはカザフスタン共和国の法律の定めるそのほかの場合に、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）が他の者に譲渡された場合になされる。
２．次に掲げる文書に基づく地下資源利用権（地下資源利用権の持分）は、これを移転することを禁ずる。
１）発効後１年以内の固形有用鉱物探鉱ライセンス
２）地下資源地質調査ライセンス
３）貴金属・貴石採集ライセンス
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第４号が追加された。
４）炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の有効期間の最初の３年間。ただし、本法典第103条第８項および第160条第３項に定める場合を除く。
参照：2019年４月15日付質問に対する2019年４月19日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第545367号（dialog.egov.kz）「地下資源利用権関連資産の譲渡について」、2020年８月17日付質問に対する2020年８月18日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第635789号（dialog.egov.kz）「本法典は、固形有用鉱物の探鉱ライセンスの有効開始から最初の１年間における、同ライセンスに基づく地下資源利用権に関連する資産の移転に関して、禁止を定めていない」
第３項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
３．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転は、地下資源利用ライセンスの再交付、または地下資源利用契約の変更という方法によって、それぞれこれを実行する。
地下資源利用ライセンスの再交付または地下資源利用契約の変更のために、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の保有者および当該地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の取得者は、ライセンスを交付した、または地下資源利用契約を締結した国家機関に対し共同申請書を提出するものとする。ただし、本法典第44条第２項第10号に定める地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転の場合、当該申請書は地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の取得者が提出する。
この申請書には次に掲げるものを添付する。
１）地下資源利用権の取得根拠となる文書の原本
２）地下資源利用権を取得しようとする者についての次に掲げる情報を立証する文書、すなわち、
自然人の場合－申請人の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに居住地および国籍、ならびに申請人の本人確認書類に関する情報
法人の場合－申請人の名称、所在地および法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、ならびに正規有価証券市場に株式を上場している法人、国家、国際機関および自然人のうち、取得希望者に対する支配権を直接または間接に有するものについての情報
第３号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2018年６月29日施行）により改定。
３）炭化水素の探鉱・採掘または採掘、あるいはウラン採掘に係る契約に基づき地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の取得を申請する者が、本法典の課す要件に適合することを証明する書類
本項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第４号が追加された。
４）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）に担保権が設定されている場合には、担保権者の書面による合意
本項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第５号が追加された。
５）地下資源利用権の共同保有者全員の書面による合意
参照：2019年５月29日付質問に対する2019年６月５日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第552503号（dialog.egov.kz）「地下資源利用権の移転に必要な書類について」
本法典第44条によって交付される許可証に基づいて地下資源利用権を取得しようとする場合、その者は、取得希望者に関する情報を立証する文書に替えて、自らに関する情報が、当該許可証取得の目的で提示した情報

から変化していない旨の書面上の確認書を申請書に添付してもよい。
　申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国人または外国法人が申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。
　国家機関は、申請書到着日から７営業日以内に、ライセンスの再交付または地下資源利用権取得希望者との契約書補遺の締結、または然るべき理由に基づく再交付または契約書補遺締結の拒否を行う。
参照：2018年11月14日付質問に対する2018年11月20日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第522855号（dialog.egov.kz）「地下資源利用ライセンスの再交付について」
４．国家機関は、次に掲げる場合には、再交付または契約書変更を拒否する。
　１）申請書が本条第３項の要求事項に適合していない場合
　２）交付済みの許可証に基づいて地下資源利用権の移転が申請されたものの、地下資源利用権移転の条件が当該の許可証に適合していない場合
　３）本法典により地下資源利用権移転許可証が要求されているにもかかわらず、当該の許可証が存在していない場合
　４）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転が行われようとしている鉱区において、地下資源利用者が行政罰によって地下資源利用事業または特定の種類の事業を行うことを禁じられている場合
　５）本法典が地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転を禁じている場合
　６）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転が、カザフスタン共和国が締結している国際条約の定めに反するものとなる場合。
　再交付または契約書変更を拒否された場合、地下資源利用権を取得しようとする者は、拒否通告書到着日から10営業日以内であれば、カザフスタン共和国の法令に則ってこれに対する異議申立てを行うことができる。
　本項第１段第１号を事由とするライセンス再交付または契約変更の拒否は、地下資源利用権を取得しようとする者がライセンス再交付または契約変更を求める再申請を行う権利を奪うものではない。
　本項第１段第２号および第３号を事由とするライセンス再交付または契約書変更の拒否は、申請人が地下資源利用権移転許可証の交付を求める再申請を行う権利を奪うものではない。
参照：カザフスタン共和国エネルギー省国家サービスの提供規則「地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転」（2020年５月29日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第214号付属文書１）

第41条　地下資源利用権関連資産の概念
１．地下資源利用権関連資産とは、炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約、ウラン採掘契約、固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンスに基づく地下資源利用権を保有する法人への参加持分、出資分、株式、および持分参加のその他の形態、ならびにそのような法人の株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券のことをいう。
　そのほか、本項第１段に掲げる地下資源利用権を保有する者が行う決定を直接および（または）間接的に左右することのできる法人またはその他の組織への出資分、その持分、株式および持分参加のその他の形態、ならびにそのような法人またはその他の組織の株式、参加持分、出資分および持分参加のその他の形態の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券も、地下資源利用権関連資産と認められる。
参照：2019年11月１日付質問に対する2019年11月14日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第578591（dialog.egov.kz）「炭化水素の探鉱および採掘ならびにウランの採掘契約の当事者である法人の持分の帰属について」
２．本法典においては、次に掲げるものは、地下資源利用に対する契約またはライセンスに基づく地下資源利用権関連資産とは見なさない。
　１）カザフスタン共和国の正規有価証券市場および（または）外国の証券取引所で流通している株式およびその他の有価証券。株式を原資産とする金融派生商品（デリバティブ）も含まれる。
　２）本項第１号に定める有価証券を直接または間接に保有する法人および組織の株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態
第３項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
３．ある法人または組織が本条第１項および第２項に掲げる株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態を同時に保有している場合、そうした法人または組織の株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態は、地下資源利用権関連資産と見なす。ただし、本条の適用上、法人またはその他の組織が、地下資源利用権を保有する者が行う決定を直接または間接的に左右する可能性の有無を判断するためには、本条第２項に従い、地下資源利用権関連資産に該当しない株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態は考慮されない。

第42条　地下資源利用権関連資産の移転
１．地下資源利用権関連資産の移転とは次に掲げる事項のことをいう。

１）有償または無償の民事的法律行為に基づくそれらの譲渡。ここには、法人解散の場合、ならびに法人またはその他の組織への現物出資の場合も含まれる。
２）担保権の行使の場合などの地下資源利用権関連資産の差押え
３）新規の出資者、共同所有者等の受入れまたは募集株式発行の結果としての地下資源利用権関連資産に対する権利の発生
４）法人の組織再編の際に譲渡証書または分割貸借対照表に基づく権利継承手続きとして行われる地下資源利用権関連資産の移転
５）相続手続きとして行われる地下資源利用権関連資産の移転
６）地下資源利用権関連資産である株式およびその他の有価証券の正規有価証券市場への放出
地下資源利用権関連資産である株式およびその他の有価証券の正規有価証券市場への放出とは、そうした関連物を、カザフスタン共和国の正規有価証券市場および（または）外国の証券取引所における取得の対象として提供すること、ならびに（または）カザフスタン共和国の正規有価証券市場および（または）外国の証券取引所において該当する株式を公開することをいう
参照：2022年２月23日付質問に対する2022年３月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第728506号（dialog.egov.kz）「非組織化有価証券市場における、戦略的地下区画に係る地下資源利用権関連資産の取得取引における国家の優先権の実施について」
２．地下資源利用権関連資産を取得したか、または地下資源利用権関連資産である株式およびその他の有価証券を放出した者は、そのような取得または放出の日から１カ月以内に、取得を行った旨の、または放出を行った旨の通告を、統轄機関に対して行わなければならない。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第２－１項が追加された。
２－１．炭化水素の探鉱および採掘に係る契約が、当該資産を地下資源利用権関連資産と認定する唯一の根拠となる契約であり、かつ炭化水素の探鉱および採掘または採掘に係る他の契約が存在しない場合、当該契約に基づく地下資源利用権関連資産の移転は、当該契約の締結日から３年以内、これを禁止する。
３．本法典においては、出資分、株式、持分および持分参加のその他の形態の所有者の変更またはそれらの比率の変更が、裁判所の裁決、法定相続、出資分の償還、収用およびその他の事象、または権利関係の主体の意思に左右されない国家機関および第三者の行為に基づいて行われる場合、そのような変更は、地下資源利用権関連資産の移転とは見なさない。

第43条　国家の優先的権利
第１項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
１．戦略的鉱区を対象とした地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権に関連する対象物が譲渡されようとする場合、ならびに戦略的鉱区を対象とした地下資源利用権関連資産であるところの株式およびその他の有価証券が正規有価証券市場に放出されようとする場合、国家は、新たに締結する地下資源利用契約およびすでに締結した地下資源利用契約において、カザフスタン共和国の法律または契約に基づく優先的権利を有する者および組織を含むあらゆる者および組織をもしのいで、優先的にこれらの地下資源利用権および地下資源利用権関連資産を取得する権利を有する。
参照：2022年２月23日付質問に対する2022年３月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第728506号（dialog.egov.kz）
参照：2021年３月10日付質問に対する2021年３月19日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第672800号（dialog.egov.kz）「国家の優先権は、組織化された有価証券市場における株式の新規発行および市場への割当てに対してのみならず、当該株式の他者へのその後の譲渡にも及ぶ。」
第２項は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。
２．次に掲げる鉱区をもって戦略的鉱区とする。
１）石油5,000万ｔ超または天然ガス150億㎥超の地質学的埋蔵量を有する鉱床が存在する鉱区
石油または天然ガスの地質学的埋蔵量の存在は、地下資源利用者による承認を得、かつ地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得た炭化水素地質学的埋蔵量試算報告書によって確認される。
２）カスピ海カザフスタン領域内に位置する鉱区
地下資源鉱区は、当該鉱区のエリアのすべての地理的座標が、カザフスタン共和国が批准した国際条約によって隣接国との空間的境界が定められた海底および地下の区画内に位置し、かつ陸地との空間的境界がカスピ海の最大高潮時に形成される線に沿って設定されている場合に、カスピ海カザフスタン領域内に位置すると認定される。
３）ウラン鉱床が存在する鉱区
ウラン鉱床の存在は、地下資源利用者が承認し、地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得たウラン地質学的埋蔵量試算報告書によって確認される。地下資源鉱区が希土類金属・ウラン鉱床を有する場合、本号においては、当該鉱区はウラン鉱床が存在する鉱区と認定される。

戦略的鉱区の一覧およびその管理手順は、統轄機関が地下資源調査管轄機関との合意に基づき承認する。
３．本条第１項の定めは、本法典第44条第２項に定める場合には適用しない。

第44条　地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転許可証

１．地下資源利用契約、固形有用鉱物の探鉱ライセンスまたは採掘ライセンス、地下空間利用ライセンスによって発生した地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転ならびに地下資源利用権関連資産の移転は、本法典に定める手順に従って交付される統轄機関の許可証を取得してからこれを行う。
２．本条第１項に定める統轄機関の許可証は、次に掲げる場合には不要とする。
１）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、次に掲げる自らの子会社への譲渡として行われる場合。すなわち、当該の地下資源利用権者および地下資源利用権関連資産の所有者がその参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の99%以上を所有している子会社。ただし、そのような子会社の登記地がタックス・ヘイヴン国家でないことを条件とする。
２）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、複数の法人の組織再編にあたっての権利継承手続きなどによって、次に掲げる組織同士の間で行われる場合。すなわち、参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の99%以上がいずれも直接または間接に同一の者によって保有されている複数の組織。ただし、地下所有権（所有権の一部）および地下資源利用権関連資産を取得する側の者の登記地がタックス・ヘイヴン国家でないことを条件とする。
３）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、次に掲げる者または組織への譲渡として行われる場合。すなわち、法人であるところの当該の地下資源利用者または地下資源利用権関連資産所有者への参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の99%以上を直接または間接に保有している者または組織。ただし、取得する側の者の登記地がタックス・ヘイヴン国家でないことを条件とする。
４）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、解散する法人の財産の分配として行われるものであり、しかも、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産を取得する側の者への参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の99%以上が直接または間接に同一の者によって保有されている場合。ただし、取得する側の者の登記地がタックス・ヘイヴン国家でないことを条件とする。
５）地下資源利用権関連資産である出資分、持分、株式等の移転であっても、その移転によって出資分、持分、株式等の保有者となる者のそれらの保有分が、法人である地下資源利用者および（または）法人であるところの地下資源利用者の決定に直接および（または）間接に影響を及ぼすことのできる法人またはその他の組織の定款資本金の１%に満たない場合
参照：2021年２月25日付質問に対する2021年３月５日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第670418号（dialog.egov.kz）「組織間における地下資源利用権および地下資源利用権に関連する資産の移転について」
６）募集株式の発行、ならびに過去に買い取った株式または法人の株式に転換することができるその他の有価証券の売却など、資本金額を変更する行為であっても、それによって、地下資源利用権関連資産であるところの参加持分、出資分、または株式または株式に転換することができるその他の有価証券の保有比率がそれらのものの保有者同士の間で変化しない場合
７）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が、当事者の一方をカザフスタン共和国政府、国家機関、国営管理持株会社または国営企業とする取引によって行われる場合
８）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の譲渡が、国営企業の資産を私有化するプロセスの一環として行われる場合
９）地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転が、法人の改編にあたっての譲渡証書に基づく権利継承手続きとして行われる場合
10）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転が相続の手続きとして行われる場合
11）地下資源利用権関連資産であるところの参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態、ならびに地下資源利用権関連資産であるところの株式、出資分および持分参加のその他の形態の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券を、それらの発行人自らが買い取る場合
12）地下資源利用権関連資産である株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券が放出されるとしても、そうした株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態を以前から所有している者が、放出される有価証券の所有者であり続ける場合
13）地下資源利用権関連資産の取得が、地下資源利用権関連資産である参加持分、出資分、株式または持分参加のその他の形態の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる放出済みの有価証券との交換によって行われる場合
14）地下資源利用権関連資産である有価証券の保有者が、株式、参加持分、出資分、および持分参加のその他の形態が当該の地下資源利用権関連資産であるところの組織の株主総会または出資者会合に出席する場合

本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第15号が追加された。

15）発効した裁判所の決定による法人の強制的組織再編の場合、ならびにカザフスタン共和国の法律に定める場合

３．本章の目的に鑑みて、次に掲げる組織は地下資源利用者に準じる者とする。

１）炭化水素部門の国営企業の戦略的パートナーとして、統轄機関との間における地下資源利用権の供与に関する直接の交渉に参加する組織

２）炭化水素関連の地下資源利用権の供与を目的とする競売への参加を許可された組織

３）固形有用鉱物採掘ライセンス交付の問題の検討にあたって、国家鑑定の実施またはプロジェクト文書に関する合意形成が必要である旨の統轄機関の通告を受け取った組織

４．統轄機関の許可証なしに行われた地下資源利用権および地下資源利用権関連資産の移転に関する取引は無効とする。そうした取引が許可証の期限満了後に行われた場合も同様とする。

参照：2018年10月29日付質問に対する2018年11月５日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第520760（dialog.egov.kz）「地下資源利用権および同権関連資産の移転は、管轄機関の許可なしには不可能である」

第45条　地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産移転許可証の交付手順

１．地下資源利用契約、固形有用鉱物の探鉱ライセンスまたは採掘ライセンス、地下空間利用ライセンスに基づいて発生した地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または地下資源利用権関連資産を取得する意図を有する者は、統轄機関に対し、許可証の交付を求める申請書を送付する。

参照：「『地下資源利用権（地下資源利用権における持分）の移転許可の交付、また地下資源利用契約、炭鉱ライセンスまたは固形有用鉱物採掘ライセンスに基づき発生した地下資源利用権、ならびに地下資源利用権に関連する資産の移転に係る』国家サービスの提供規則」、2021年７月19日付質問に対する2021年７月21日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第696298号（dialog.egov.kz）「地下資源利用権の移転に関する承認済み申請様式について」

２．許可証交付申請書には次に掲げる事項を記載するものとする。

１）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または地下資源利用権関連資産を取得する意図を有する者（組織）に関する情報、すなわち、

自然人の場合－取得希望者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに居住地、国籍、本人確認書類に関する情報

法人の場合－取得希望者の名称、その所在地、帰属する国家についての記載、法人としての国家登記に関する情報、ならびに経営陣およびそれらの者の権限に関する情報、ならびに申請人が行う決定に直接または間接に影響を及ぼすことのできる者、組織および国家に関する情報

参照：2020年６月２日付質問に対する2020年６月５日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第620834（dialog.egov.kz）「地下資源利用権移転申請への添付を要する、自然人の居住地を立証する文書について」

２）取得を希望する地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または取得しようとする地下資源利用権関連資産の記述

３）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用権関連資産の移転の根拠

参照：2021年８月３日付質問に対する2021年８月10日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第698602号（dialog.egov.kz）「地下資源利用権の移転に際し、売買契約書の添付が必要か、それとも地下資源利用者は売却に関する唯一の参加者の決定のみを添付できるかという点について」

第４号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2018年６月29日施行）により改定。

４）炭化水素の探鉱および（または）採掘またはウラン採掘の業務を実施するために地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を取得しようとする者の財務的および技術的能力に関する情報であって、当該地下資源利用権の供与に際して本法典が課す要件への適合性を証明するもの

５）申請書およびそれに添付する文書に掲げる申請人に関する情報が真正なものである旨の申請人の書面による誓約書

６）申請人を代表して申請書に署名を行った者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびにその者の本人確認書類に関する情報

３．地下資源利用権関連資産である株式およびその他の有価証券の正規有価証券市場への放出に対する許可証の交付申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

１）地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の発行人であってそれらを正規有価証券市場に放出しようとする組織の正式名称

２）正規有価証券市場に放出しようとする株式または有価証券が関連付けられる権利の対象である鉱区の記述

３）地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の発行人であってそれらを正規有価証券市場に放出しようとする組織の資本金額に関する情報

４）地下資源利用権関連資産であって正規有価証券市場に放出されようとしている有価証券に関する情報

（種類および総数）。ここには、派生的有価証券（デリバティブ）、その原資産または持分参加のその他の形態の所有分に関する情報も含まれる。
５）引受人（アンダーライター）に関する情報（それが存在する場合のみ）
６）上場を予定する正規有価証券市場に関する情報
７）地下資源利用権関連資産であって正規有価証券市場に放出されようとしている株式またはその他の有価証券の数に関する情報
８）申請書およびそれに添付する文書に掲げる申請人に関する情報が真正なものである旨の申請人の書面による誓約書
９）申請人を代表して申請書に署名を行った者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびにその者の本人確認書類に関する情報
地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の正規有価証券市場への放出に対する許可証の交付を求める申請書は、それらを追加発行（放出）によって公開募集する場合には発行人が、株式または有価証券の保有者が正規有価証券市場に放出しようとする場合には保有者が、これを提出する。
４．国家の優先的権利に関する本法典の定めが適用される場合には、許可証交付申請書に、本条第２項および第３項に定める情報に加えて、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転に係る法律行為の価額ならびにその支払い手順に関する情報も追加して記載するものとする。
参照：2020年４月３日付質問に対する2020年４月15日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第603961（dialog.egov.kz）「地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の正規有価証券市場への放出には統轄機関の許可を要する」
５．許可証交付申請書には、そこに掲げる情報を裏付ける書類の原本または公証人の証明付きのその写しを添付する。申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国人または外国法人が申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。
６．統轄機関は、申請書およびその添付書類の受領日から１カ月以内に申請書の審査を行う。大規模鉱床および戦略的鉱区を対象とする申請書の場合は、この期間を３カ月以内とする。
統轄機関は、申請書およびその添付書類の受領日から５営業日以内に、それらを地下資源利用問題担当専門委員会に引き渡して審査を行わせる。
地下資源利用問題専門委員会は、統轄機関に付属する諮問機関であって、地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産移転許可証交付申請書の審査の際、ならびに本法典の定めるそれ以外の場合に勧告書を作成することを目的とする。
専門委員会の構成員および同委員会に関する規程は、統轄機関がこれを承認する。
地下資源利用問題専門委員会は、申請書およびその添付書類の審査を15営業日以内に行う。ただし、大規模鉱床および戦略的鉱区が対象となる場合は、この期間を45営業日以内とする。
統轄機関は、申請書をあらゆる側面から遺漏なく審査することを目的として、勧告書の作成に必要な追加情報および（または）文書を申請人に対して照会することができる。
追加情報および（または）文書を照会する場合、該当する申請書の審査期間は、それらの情報および（または）文書が提出されるまで、一時停止される。
統轄機関は、地下資源利用問題担当専門委員会の勧告書を受領した日から５営業日以内に、申請書に関する決定を下す。
７．地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産移転許可証交付申請書が、固形有用鉱物の大鉱床が存在する鉱区および（または）戦略的鉱区を対象として提出された場合、または移転を予定する地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産の対象がそれらの鉱区であって国家安全保障上の利益に係りを有する場合、統轄機関は、該当する申請書および添付書類を受領した日から５営業日以内に、それらを国家安全保障機関に送付して、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転が国家安全保障上の要求事項に適合しているか否かの審査を求める。
地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転が国家安全保障上の利益に係りを有する場合、国家安全保障機関は、申請書受領日から10営業日以内にその旨を統轄機関に通告する。この場合、統轄機関は、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転が国家安全保障上の要求事項に適合している旨の国家安全保障機関からの確認書を受領するまで、当該申請書の審査をいったん中断する。統轄機関は、国家安全保障機関からの通告書を受領した日から５営業日以内に、審査中断の旨を申請人に通告する。
統轄機関は、国家安全保障機関からの確認書受領後、審査を再開する。
８．申請人は、申請書の提出後、統轄機関が決定を下す以前であれば、いつでもこれを取り下げることができる。
９．統轄機関は、審査の結果に応じて、許可証を交付する旨の、または交付を拒否する旨の決定を下す。
第10項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。

10．統轄機関は、次に掲げる場合には許可証の交付を拒否する。
　１）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転の結果、地下資源利用権の集中など、国家安全保障上の要求事項の不遵守となる結果が生じる場合
　２）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転によって、地下資源利用契約に基づく権利の集中が起こる場合
　３）許可証交付申請書が本法典の要求事項に適合していない場合
　４）本法典が、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転を禁じている場合
　５）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転が行われようとしている鉱区で、地下資源利用者が行政罰によって地下資源利用事業または特定の種類の事業を行うことを禁じられている場合
　６）国家が優先的権利を行使する場合
　７）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転が、カザフスタン共和国が締結している国際協定の条項に反するものである場合。
　本法典においては、地下資源利用権の集中とは、１人またはある１国の出身者たちが、全体として、地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産を、カザフスタン共和国の国家安全保障上の脅威となりうる、または現に脅威である割合に至るまで保有することをいう。
　地下資源利用契約の枠内における権利の集中とは、カザフスタン共和国と締結された契約において、地下資源利用権の共同保有者の１人が有する持分の割合であって、当該参加者が契約に基づく地下資源利用者の活動に関する意思決定を決定し得るものをいう。
11．許可証交付を拒否された申請人は、これに対する異議申立てを行うことができる。本条第10項第１号に基づいて許可証交付を拒否する場合には、その理由の説明は行わない。
12．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）移転許可証には、地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産のうち、移転が認められる限界の比率に関する記載、ならびにこれを取得する者に関する記載がなされるものとする。
　地下資源利用権関連資産である株式またはその他の有価証券の放出許可証には、放出先として予定される正規有価証券市場に関する記載、ならびに１件または複数件の取引によって放出されうる株式またはその他の有価証券の数を示すものとする。
　国家の優先的権利に関する本法典の定めが適用される場合、許可証には、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転に係る取引の価額および（または）地下資源利用権関連資産の取得に係る取引の価額も、追加して記載するものとする。
13．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転許可証は、有効期限を１年としてこれを交付する。地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転がこの期限内に行われなかった場合、申請人は、新たな許可証の交付を求めて統轄機関に申請を行う。

第46条　国家の優先的権利の行使手順

１．カザフスタン共和国の国益を目的とする優先的権利の行使は、統轄機関の決定に基づき、国営管理持株会社または国営企業を介して、カザフスタン共和国の法令に則った形でこれを行う。
２．優先的権利を行使するか否かの審査は、本法典第44条第１項に定める許可証交付問題の審査とあわせて、統轄機関が行うものとする。優先的権利行使問題の審査およびそれに係る決定の手順は、統轄機関がこれを定める。
　国家による優先的権利行使の問題が審査される場合、統轄機関に送付済みの申請書は、統轄機関への提出後３カ月間は、取り下げまたは見直しの対象とされない。
　申請書審査期間中に地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転価額またはその支払い手順に関する条件が変更された場合、申請人は、そのような変更につき、統轄機関に対して、書面による通知を行う。この場合、申請書の審査期限は、当該の通知の日から改めて起算する。このような通知がない場合には、統轄機関は、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転価額またはその支払い手順に関する条件は、基本的に、申請書にもともと掲げられていたままであると見なして申請書の審査を行う。
　国家が優先的権利を行使する旨の決定が下された場合、統轄機関は、譲渡の対象とされた地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産を国家の利益を代表して取得する者として、国営管理持株会社または国営企業を指定する。
３．統轄機関が国家による優先的権利行使の決定を下した場合、国営管理持株会社または国営企業は、この決定を根拠として、５営業日以内に、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の譲渡および（または）地下資源利用権関連資産の移転に関する行為を希望する者に対して、優先的権利行使の手順および期限に関する交渉を開始することを申し出る。
　国家の優先的権利の行使を目的として国営管理持株会社または国営企業が地下資源利用権（地下資源利用権

の持分）および（または）地下資源利用権関連資産を取得する際、そうした取得は、すでに提出された申請書または本条第２項第３段に定める通知書に掲げられていたよりも低劣でない価額および支払い条件によって行われる。
第４項は2020年６月29日付カザフスタン共和国法第351-VI号（2021年７月１日施行）により改定。
４．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産が、無償で譲渡される場合、またはこれらが法人の現物出資される場合、国家の優先的権利の実施に際してのその取得は、カザフスタン共和国法「評価活動について」に従い算定される市場価格により行われるものとする。
国家の優先的権利の実施における取得価格に同意しない場合、申請者はカザフスタン共和国法に定める手続に従い、その結果に不服申立てする権利を有する。

第47条　地下資源利用者に対する支配権の変更に関する通知
１．地下資源利用契約、固形有用鉱物の探鉱ライセンスまたは採掘ライセンスに基づいて発生した地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を保有する地下資源利用者は、自らの事業を直接または間接に支配する者および（または）組織の構成が変更された場合は、その旨を、そうした変更が起こった日から30暦日以内に、当該の地下資源利用権を供与した国家機関に通知しなければならない。
２．この通知書には次に掲げる情報を記載するものとする。
１）支配権を喪失した、または取得した者、国家または組織に関する情報
自然人の場合－取得した者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、ならびに居住地および国籍
法人の場合－名称、所在地および帰属する国家についての記載
国家の場合－国家の正式名称、ならびに国家の利益を代表する国家機関の名称および所在地
２）支配の形態および方法、ならびに支配権の喪失または取得の根拠
３．通知書は、統轄機関が承認した書式に従い、カザフ語およびロシア語で作成して提出する。
４．通知先となる国家機関は、通知書記載の情報を立証する文書（原本または公証人の証明付きの写し）を地下資源利用者に照会することができる。
５．本法典においては、次に掲げる条件（支配の方法）のうちのいずれか１つでも該当する場合には、これを直接の支配と見なす。
１）法人またはその他の組織への出資に伴う権利（持分に対する権利、株式、出資分および持分参加のその他の形態の所有分の所有権。ここには、株式または持分の所有権を裏付ける有価証券またはそれらに転換することのできる有価証券が含まれる）を全体の25％を超えて保有すること
２）組織の最高管理機関において全票数の25％を超える議決権を保有すること
３）地下資源利用者の分配可能な純利益のうち25％を超える分を取得すること
４）契約に基づいて、またはカザフスタン共和国の法律に従って、他の組織が行う決定を左右することのできる権利を保有すること
間接の支配とは、何らかの者および組織が、直接的支配の関係にある第三の組織を介して、他の組織を支配することができることをいう。

第48条　地下資源利用権を目的物とする担保権の設定
１．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）には、本法典に定める手順および条件に則って、第三者の権利を設定することができる。
２．地下資源利用権を信託管理に委ねることは、これを禁止する。ただし、カザフスタン共和国の法律が信託管理に関する要求事項を定めている場合はこのかぎりではない。
３．本法典が移転を禁じている地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を目的物として担保権を設定することは認められない。
第４項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
４．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）に対する担保権であって本法典により禁止されていないものは、当該権利を供与する関係国家機関において国家登録の対象となる。
本法典が定める地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を目的物とする担保権は、それが国家登記された日をもって生じる。
地下資源利用権（地下資源利用権の持分）に対する担保権の登録は、動産担保権登録分野の統括機関が定める手続に従って行われる。
５．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の差押えは、カザフスタン共和国の民法に定める手順に則って行う。
６．地下資源利用契約に基づく地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および地下資源利用契約に基づく地下資源利用権関連資産を目的物とする担保権の設定、ならびにそうした場合の担保目的物の差押えについては、本法典「各論」にそれらの個別規定を定める。

参照：国家サービスの提供規則「地下水、治療用泥土、固形有用鉱物の探鉱、採掘あるいは共同探鉱・採掘に対する地下資源利用権を担保とする契約の登録」（2020年５月30日付カザフスタン共和国投資・インフラ発展大臣令第323号付属文書１）、国家サービスの提供規則「遍在有用鉱物の探鉱および採掘に対する地下資源利用権を担保とする契約の登録」（2020年５月30日付カザフスタン共和国投資・インフラ発展大臣令第323号付属文書２）

第６章　地下資源利用オペレータ

第49条　地下資源利用オペレータ

第１項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

１．地下資源利用契約に基づく契約または地下資源利用契約の枠内にある鉱床に関する契約、ならびに固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンスにおけるオペレータとは、地下資源利用者または地下資源利用権保有者により指定される法人であり、地下資源利用業務の実施において地下資源利用者の代理として活動するものをいう。

第２項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

２．当該契約または地下資源利用ライセンスにおいて地下資源利用権の唯一の保有者である者は、オペレータとして任命することはできない。

３．オペレータと地下資源利用者との間の諸関係は、地下資源利用に対する契約またはライセンスの期限の範囲内の有効期限が設定された単純な書面の形式によって両者間で締結した協定書によって規定される。

単純な書面の形式という定めを遵守していない協定書はこれを無効とする。

４．本章の効力は、本法典第150条が定める鉱床の共同開発の場合に管理会社が行う事業には適用されない。

第50条　地下資源利用オペレータの任命手順

１．地下資源利用者は、地下資源利用オペレータの任命につき、統轄機関に書面による通知を行う。この通知書には、オペレータと地下資源利用者との間に結ばれた協定書の公証人による証明付きの写しを添付する。

２．統轄機関への通知がなされる時点までは、オペレータは然るべく任命されたとは見なされない。

３．１件の契約またはライセンスに関して任命することのできるオペレータは１組織のみとする。

４．オペレータの権限が停止された場合、地下資源利用者はその旨をすみやかに統轄機関に通知しなければならない。

第51条　地下資源利用オペレータの責任

１．地下資源利用に対する契約またはライセンスの条件への違反がオペレータの行為の結果として起こった場合、そのような違反に対する責任は地下資源利用者が負う。

２．地下資源利用者の利益を代表することに関連して生じたオペレータの義務については、地下資源利用者は連帯責任を負う。地下資源利用事業を行った結果としてオペレータが第三者に被害を与えた場合、地下資源利用者は、オペレータによる権限逸脱を理由に責任を回避することはできない。

第III部　地下資源の安全な利用

第７章　地下資源利用事業実施時の安全管理に関する要求事項

第52条　地下資源利用事業実施時の環境安全

１．地下資源利用事業は、生産施設およびその他の施設の予測、計画および設計を含め、カザフスタン共和国の環境保護法の要求事項に適合するものでなければならない。

２．地下環境の保全は、最大許容排出量の規準を設けること、ならびに地下資源利用活動またはそのうちの特定の種類のものを制限または禁止することによって、これを確実に行う。

第３項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。

３．カザフスタン共和国の環境法令に定める場合においては、適切な環境許可または国家環境影響評価の肯定的結論なしに地下資源利用業務を実施することは禁止される。

第53条　地下資源利用事業実施時の産業安全

１．地下資源利用事業は、生産施設およびその他の施設の設計を含め、産業安全の要求事項に適合するものでなければならない。

２．地下資源利用者は、カザフスタン共和国の法令が定める安全な作業遂行のための規則および基準の遵守、ならびに事故および災害の予防、ならびにそれらの発生時の対処、ならびに職業病の予防のための対策の実施を確実に行わなければならない。

３．人々の生命および健康に対する脅威となる、ならびに自然人および法人に対する物的損害をもたらす地下資源利用事業は、これを禁止する。
４．本法典にその旨の定めがある場合には、産業安全に係る審査で是認されていない地下資源利用は、これを禁止する。
５．地下資源利用に関連する作業の実施時には、次に掲げる事項を確実に行うものとする。
　１）作業者が作業の安全な遂行のための規則および基準を熟知し、かつ履行すること、ならびに事故の予防およびその発生時の対処に係る対策を計画し、かつこれを実行すること
　２）作業者の生命に対する直接の脅威が発生した場合には作業を一時停止すること、人々を安全な場所に退避させること、および危険を発見するために必要な対策を講じること
　３）安全管理の規則および基準ならびに衛生基準の要求事項に適合した状態にある機械、設備および資材を使用すること、ならびに建物および構築物をそのような状態に維持すること
　４）爆発物および危険な化学物質を登録し、それらを然るべく保管、および輸送すること、ならびにそれらを適正かつ安全に使用すること
　５）坑内空気を改善する専門的かつ総合的な組織的・技術的対策を、ベストプラクティスを考慮したうえで策定し、かつ実行すること、ならびに職業病および労働事故の予防を目的として坑内作業技術を高度化し、かつ集団的および個人的防護手段を使用すること
　６）突然の出水、ガス、有用鉱物および岩石の放出ならびに山跳ねの予知および予防のための専門的対策を講じること
　７）技術書類および事故対策計画に、安全作業ゾーンの境界の変更を確認するデータを適宜付け加えること
　８）民間人の保護に関するカザフスタン共和国の法令が定めるその他の要求事項を履行すること

第８章　地下資源利用後の撤収処置

第54条　地下資源利用後の撤収処置に関する総則

１．本法典に別段の定めのないかぎり、地下資源利用者は、自らに供与された鉱区における地下資源利用後の撤収処置を実行する。
２．地下資源利用後の撤収処置とは、カザフスタン共和国の法令が定める手順に従って、生産拠点および土地を、公衆の生命および健康にとって安全であり、かつ環境が保全された状態にすることを目的としてなされる総合的な対策である。
３．撤収処置は、本法典に定める場合をのぞき、地下資源利用権がすでに解除されている鉱区において行う。
　鉱区の一部を利用する権利を解除すること、および撤収処置を量的に軽減することを目的とする場合には、地下資源利用に対するライセンスまたは契約の効力が消滅する前に地下資源利用後の撤収処置（先行性撤収処置）を行うことができる。
４．地下資源利用に対するライセンスまたは契約の効力が消滅しても、そのことによって地下資源利用後の撤収処置を行う義務が消滅することにはならない。
５．地下資源利用事業の種類を考慮に入れた撤収処置については、本法典「各論」がその個別規定を定める。
本条には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第６項が追加された。
６．地下資源利用業務の結果の調査および撤収処置に関する作業の受入れ手続きは、統括機関が環境保護分野の権限を有する機関と共同で定める。

第55条　地下資源利用後の撤収処置の財源

１．撤収処置の費用は、地下資源利用者、または該当する地下資源利用に対するライセンスまたは契約の効力が停止されるまでの間に直接的に地下資源利用者であった者が、これを負担する。
第２項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。
２．本法典にその旨の定めがある場合、地下資源利用者は、撤収処置実施に関する自らの義務の履行に対して担保を設定しなければならない。ただし、このような担保を設定したことによって、地下資源利用者が撤収処置実施の義務を免除されることにはならない。
３．地下資源利用後の撤収処置実施義務の履行に対する担保は、カザフスタン共和国を担保権者として設定する。
　本法典に従って定められた期限までに撤収処置実施義務が履行されなかった（不適切に履行された）場合、地下資源利用契約の当事者である国家機関および（または）地下資源利用ライセンスを交付した国家機関は、設定されている担保の金額を差押えてカザフスタン共和国のものとする。
　担保の金額が相応の撤収処置計画の費用を賄うには不十分であることが判明した場合、国家は、そのような不足分を、地下資源利用後の撤収処置実施義務を負う者の財産から取得することができる。

４．地下資源利用者による撤収処置実施義務の履行に対する担保としては、保証契約、銀行預金担保および（または）保険契約を用いることができる。
５．担保は鉱区ごとに個別に設定される。
　撤収処置を必要とする地下資源利用事業を、本法典に則った担保の設定なしに行うことは禁止される。
６．地下資源利用者が地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を第三者に譲渡したとしても、新たに地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を取得した者が本法典に基づく金額の担保を設定しないうちは、元の地下資源利用者が撤収処置実施の義務を免除されることはない。
７．地下資源利用者が設定した担保が、その者の責に拠らない理由によって、本法典の要求事項に適合しなくなったか、または消滅した場合、地下資源利用者は、60暦日以内に当該の担保を別のものに変更しなければならない。地下資源利用者が上記の期限内にそうした変更を行わなかった場合、その者はすみやかに地下資源利用事業を停止しなければならない。地下資源利用事業の再開は、担保の復活または変更の後に初めて認められる。
本条には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第８項が追加された。
８．地下資源利用作業後の撤収処置義務の履行のために提供される担保は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法令の要件に適合しなければならない（適切な担保）。
本条には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第９項が追加された。
９．国家機関が受領した、地下資源利用作業後の撤収処置義務の履行に関する担保の提出および計上の手続きは、統括機関により定められる。

第56条　撤収処置の担保としての保証契約
第１項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。
１．保証人は、本法典に従い算定される金銭全額の支払義務について、地下資源利用者が、本法典に従った地下資源利用作業後の撤収処置義務を履行しなかった場合、カザフスタン共和国に対して責任を負う。
第２項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。
２．保証人となることができるのは、第２層銀行、外国銀行、または株式が正規有価証券市場に公開されている組織である。外国銀行、または株式が正規有価証券市場に公開されている組織が保証人となる場合、本法典に別段の定めがある場合を除き、当該保証人は、統轄機関が定める信用格付けにおける外国通貨建ての個別最低水準に関する条件に適合していなければならない。
３．本条に従って提供した保証契約に基づく銀行の義務は、撤収処置が完了するまで消滅しない。
４．保証契約は、統轄機関が承認した標準書式に従ってカザフ語およびロシア語で作成する。
　外国法人が提供する保証契約書は外国語で作成してもよいが、その際には、公証人がその正確性を証明したカザフ語およびロシア語への翻訳を必ず添付するものとする。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第５項が追加された。
５．地下資源利用作業後の撤収処置義務の履行のための担保として提供される保証の特性については、本法典「各論」に定める。

第57条　撤収処置の担保としての銀行預金
１．銀行預金を担保とした場合、カザフスタン共和国は、地下資源利用者が撤収処置実施義務を履行しなかった場合、地下資源利用者のそのほかの債権者に先んじて、担保目的物とされた銀行預金の金額から優先的に弁済を受けることができる。
第２項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
２．本条に基づいて担保目的物とすることができるのは、カザフスタン共和国の第２層銀行または国営郵便事業者に置かれている銀行預金のみとする。
３．この預金はテンゲ建てまたは外国通貨建てとすることができる。
４．担保となる銀行預金の金額に対する要求事項は、本法典がこれを定める。
５．すでに担保とされている銀行預金の再担保は、これを禁止する。
６．法人であるところの地下資源利用者が倒産などによって解散した場合、担保目的物は入札対象物には含めず、担保権者は、債権者として地下資源利用者のそのほかの財産による債権回収には参加しない。
本条には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第７項が追加された。
７．地下資源利用作業後の撤収処置義務の履行方法としての銀行預金担保契約は、標準様式に従いカザフ語およびロシア語で締結されるものとする。

銀行預金担保契約の締結手続およびその標準様式は、統括機関により承認される。
参照：2018年10月23日付質問に対する2018年10月31日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第520098（dialog.egov.kz）「銀行預金を地下資源利用者の撤収処置の担保とする契約の締結および登録について」

第58条　撤収処置の担保としての保険契約
第１項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
１．地下資源利用者は、地下資源利用後の撤収処置実施に係る自らの義務を担保することを目的として保険会社との間で保険契約を締結し、この契約によって、本法典が定める手順（保険契約ケース）に基づく地下資源利用後の撤収処置実施義務が履行されなかった場合に、カザフスタン共和国（受取人）にあてて保険金額が支払われることとすることができる。
保険の対象は、本法典に定める手続および期限に従って地下資源利用事業後の撤収処置に係る義務を履行することに関連する地下資源利用者の財産上の利益とする。
保険会社への保険金支払請求は、保険会社が当該請求を受領した日から１カ月以内に、無条件かつ義務的に履行されなければならない。保険会社は、当該請求を履行しなかった場合および（または）不適切に履行した場合、または履行期限に違反した場合には、カザフスタン共和国の法律に定める責任を負う。
本条には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第１－１項が追加された。
１－１．地下資源利用後の撤収処置に係る義務の履行を担保することを目的とする保険契約は、金融市場および金融機関の規制、監督および監視を担当する管轄機関との合意に基づき統括機関が承認する標準様式に従って締結される。この場合における保険契約の期間は、次のとおりとする。
１）固体有用鉱物の探鉱ライセンスについては、８年以上（ライセンス発給時）、またはライセンス残存有効期間に探鉱ライセンス有効期間満了日から起算して２年を加えた期間以上
２）固体有用鉱物の採掘ライセンスについては、３年以上
３）遍在有用鉱物の採掘ライセンスについては、３年以上
４）鉱業生産および（または）鉱石選鉱生産において生じる人為生成鉱物の堆積施設の設置および（または）運営を目的とする地下空間利用ライセンスについては、３年以上
５）砂金採掘ライセンスについては、４年以上
参照：2020年８月３日付質問第632819号に対する2020年８月12日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答（dialog.egov.kz）『炭化水素原料の探鉱に関連する撤収処置義務の履行保証額を算定するために準拠すべき文書について』
第２項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
２．本法典に規定のない事項について、本条に定める保険に関する法律関係は、カザフスタン共和国の民事法令によって規律される。

第IV部　地下資源利用における国家管理

第９章　地下資源利用に係る国家機関の体制

第59条　カザフスタン共和国政府
カザフスタン共和国政府は、地下資源利用に関して、次に掲げる事項を行う。
１）国家の所有物としての地下資源管理の実施、ならびに地下資源利用に関する国家の政策における基本的方向性ならびにこの政策を実施するための戦略的および戦術的施策の策定
２）国家安全保障、公衆の生命および健康の安全確保、ならびに環境の保全を目的とした地下資源利用に対する制限および禁止事項の制定
３）*2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により削除。（2026年２月26日施行）*
４）憲法、本法典、その他のカザフスタン共和国の法律およびカザフスタン共和国大統領の文書がカザフスタン共和国政府に課す上記以外の任務の遂行。

第60条　統轄機関
カザフスタン共和国政府は、地下資源利用に関して、カザフスタン共和国の国家政策の実現およびその利益の代表を目的として、中央執行機関としての統轄機関を定める。
統轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、固形有用鉱物および炭化水素関連の地下資源利用に対するカザフスタン共和国の利益を代表するとともに当該分野における国家の政策を実行する。
１）地下資源国家基金管理プログラムの作成および承認
２）本法典にその旨の定めがある場合には、地下資源利用に関する法的文書の作成および承認。

本条には2018年10月５日付のカザフスタン共和国法第184-VI号に従って第２－１号が追加された（2019年４月11日施行）。

２－１）規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第２－２号が追加された。

２－２）統括機関が定める手続きに従った、任意参加型のパイロットプロジェクトとしての、地下資源利用者による契約（ライセンス）上の地下資源利用義務履行のモニタリング自動化、情報システムを通じた地下資源利用権の供与手続き、地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産の移転または担保設定の登録の実施

３）炭化水素の探鉱および採掘、ウランの採掘、ならびに固形有用鉱物の探鉱および採掘を目的とする地下資源利用権の供与および解除

４）炭化水素部門およびウラン採掘に関する契約の条件、ならびに固形有用鉱物の探鉱ライセンスおよび採掘ライセンスの条件につき、地下資源利用者によるそれらの遵守状況の監視

５）交付済みの地下資源利用ライセンスおよび締結済みの地下資源利用契約に関する情報のアクセシビリティの保証

６）締結済みの地下資源利用契約および交付済みの地下資源利用ライセンスの条件履行進捗状況に関するカザフスタン共和国政府あての年次報告書の提出

７）地下資源利用に対する契約またはライセンスの条件の不履行に対する違約金の徴収

８）本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書に定める上記以外の権限の行使。

第61条　固形有用鉱物部門管轄機関

固形有用鉱物部門管轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、ウランを除く固体有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の規制に係る国家の政策を実行する。

１）本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める場合に、ウランを除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の規制に係る法的文書の作成および承認

本条には、2018年10月５日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第１－１号が追加された（2019年４月11日施行）。

１－１）規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

本条には2020年12月30日付カザフスタン共和国法第397-VI号（2021年７月１日施行）に従って第１－２号が追加された。

１－２）技術規則の策定および承認

２）ウランを除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の実施時における商品、役務およびサービス調達手順の地下資源利用者による遵守状況の国家監視

３）*2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号により削除。（2021年７月１日施行）*

４）探鉱区における岩石の採取および（または）土壌の移動が体積1,000㎥を超える場合、それらに対する許可証の交付

５）ウラン採掘事業を除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の規制

６）ウラン採掘事業および遍在有用鉱物採掘事業を除く固形有用鉱物の探鉱事業および採掘事業の実施状況の国家監視

本条には2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年１月１日施行）に従って第６－１号が追加された。

６－１）カザフスタン共和国国家企業家会議所および地下資源利用者との間での起業促進協定の締結

本条には2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年１月１日施行）に従って第６－２号が追加された。

６－２）起業促進協定の締結、変更、補足および解除に関する規則の策定および承認、ならびにその履行のモニタリング、ならびに炭化水素およびウラン採掘分野の管轄機関との共同による、起業促進協定の標準様式の策定

７）本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書が定める上記以外の権限の行使

第62条　炭化水素部門管轄機関

炭化水素部門管轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、炭化水素部門に関する国家の政策を実現す

る。
1）本法典にその旨の定めがある場合、炭化水素部門に関する法的文書の作成および承認
2）炭化水素部門に関する技術規格書類の作成および承認
本条には、2018年10月５日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第２－１号が追加された（2019年４月11日施行）。
２－１）規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案
3）炭化水素関連の地下資源利用事業の規制
本条には2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号（2022年３月７日施行）に従って第３－１号が追加された。
３－１）地下資源利用者による、カザフスタン製造業者からの商品、役務およびサービスの調達、カザフスタン人材の雇用、カザフスタン人材の育成、科学研究、科学技術および（または）試験設計業務への資金拠出に係る義務の履行状況、ならびに地下資源利用者およびその請負業者による、炭化水素の探鉱または採掘事業の実施に使用される商品、役務およびサービスの調達状況のモニタリング
本条には2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号（2022年３月７日施行）に従って第３－２号が追加された。
３－２）炭化水素に係る地下資源利用事業の実施に使用される商品、役務およびサービス、ならびにその製造業者の登録簿を、当該登録簿への登録のための評価基準を含め、炭化水素分野の管轄機関が定める手続に従って作成し、管理すること
4）炭化水素関連の地下資源利用事業の実施に関する国家監視
5）プロジェクト文書の規程の遵守状況の国家監視
6）石油および粗ガスの採掘および流通に関する統一データベースの運営
7）国内市場における石油製品の需要を賄うことを目的としてカザフスタン共和国の内外で行う精製事業のための石油供給計画の策定
第８号には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
8）海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘に用いる海洋施設の建造および設置に対する許可証の交付
9）フレアスタックによる粗ガスの燃焼に対する許可証の交付
10）炭化水素の生産、販売および消費における国家収支の管理
11）炭化水素の探鉱事業および（または）採掘事業の実施時における商品、役務およびサービス調達手順の地下資源利用者による遵守状況の国家監視
本条には2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年１月１日施行）に従って第11－１号が追加された。
11－１）カザフスタン共和国国家企業家会議所および地下資源利用者との間で、企業活動促進協定を締結すること
本条には2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年１月１日施行）に従って第11－２号が追加された。
11－２）企業活動促進協定の締結、変更、補足および解除に関する規則、ならびにその履行状況のモニタリングに関する規則を、ウラン採掘分野および固体有用鉱物分野の管轄機関と共同で策定し承認するとともに、企業活動促進協定の標準様式を策定し承認すること
第12号には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
12）カザフスタン共和国の海域および自然保護区域において石油流出が起こった場合の処理対策への備えおよびその実施を確実にするための国家計画の作成および承認を、民間人保護および商業海運部門管轄機関と共同で行うこと
13）本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書が定める上記以外の権限の行使。

第63条　ウラン採掘部門管轄機関
ウラン採掘部門管轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、国家の政策を実現する。
1）本法典にその旨の定めがある場合、ウラン採掘に係る法的文書の作成および承認
2）ウラン採掘に関する技術規格書類の作成および承認
本条には、2018年10月５日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第2-１号が追加された（2019年４月11日施行）。
２－１）規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、な

らびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案
3）ウラン採掘に関連する地下資源利用事業の規制
本条には2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号（2022年３月７日施行）に従って第３－１号が追加された。
３－１）地下資源利用者による、カザフスタン製造業者からの商品、役務およびサービスの調達、カザフスタン人材の雇用、カザフスタン人材の育成、科学研究、科学技術および（または）試験設計業務への資金拠出に係る義務の履行状況、ならびに地下資源利用者およびその請負業者による、ウラン採掘事業の実施に使用される商品、役務およびサービスの調達状況のモニタリング

本条には2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号（2022年３月７日施行）に従って第３－２号が追加された。
３－２）ウラン採掘事業の実施に使用される商品、役務およびサービス、ならびにその製造業者の登録簿を、当該登録簿への登録のための評価基準を含め、ウラン採掘分野の管轄機関が定める手続に従って作成し、管理すること
4）ウラン採掘事業の実施に係る国家監視
5）ウラン採掘に関連するプロジェクト文書の規程の遵守状況の国家監視
6）ウラン採掘時における地下の合理的かつ総合的な利用状況の国家監視
7）ウラン採掘事業の実施時における商品、役務およびサービス調達手順の地下資源利用者による遵守状況の国家監視
本条には2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年１月１日施行）に従って第７－１号が追加された。
７－１）カザフスタン共和国国家企業家会議所および地下資源利用者との間で、企業活動促進協定を締結すること
本条には2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年１月１日施行）に従って第７－２号が追加された。
７－２）企業活動促進協定の締結、変更、補足および解除に関する規則、ならびにその履行状況のモニタリングに関する規則を、炭化水素および固体有用鉱物分野の管轄機関と共同で策定し承認するとともに、企業活動促進協定の標準様式を策定し承認すること
8）本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書に定める上記以外の権限の行使

第64条　地下資源調査管轄機関
地下資源調査管轄機関は、次に掲げる事項を行うことによって、地質学的地下資源調査および地下空間の利用に係る国家の政策を実現する。
1）地質学的地下資源調査および地下空間の利用を目的とする地下資源利用権の供与
第２号には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
2）国家地質学的地下資源調査の計画策定
3）地質学的調査および地下空間の利用に関する事業の規制
4）地質学的調査事業および地下空間利用事業の状況の国家監視
5）地質学的情報の登録、保管、保全および信ぴょう性確保に関する本法典の要求事項の遵守状況の国家監視
第６号には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
6）機密事項に該当しない地質学的情報および自らが交付した地下資源利用ライセンスに関する情報のアクセスの整備
7）操業中の人為生成鉱物集積施設の国家登録の準備および運営
第８号には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
8）国家地下モニタリングの実施、ならびに地質学的情報の収集および総括処理
第９号には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
9）地下資源国家基金統一台帳の管理
10）*2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号により削除。（2025年６月10日施行）*
11）地下資源国家基金管理プログラムの作成への参加
12）座標および個別コードを付記したブロック識別用地図の作成および承認

13）利用に供される鉱区の境界の確定、地質学的情報の利用、および本法典に定めるその他の諸問題について、統轄機関との間で行う協力および調整

第14号は2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）により改定。

14）所有者不明の事故石油・ガス坑井の撤収処置および保存の実施

15）交付済みの地下資源地質調査ライセンスに基づいて行われる地下水の調査・評価作業計画に盛り込む変更に関する合意の形成

16）地下水区画資源量の国家鑑査の準備および実施

本条には2022年６月30日付カザフスタン共和国法第130-VII号（2022年８月31日施行）に従って第16－１号が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。

16－１）非在来型炭化水素を含む有用鉱物の鉱床埋蔵量および予想資源量の分類マニュアルの策定および承認

本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第16－２号が追加された。

16－２）非在来型炭化水素を含む有用鉱物の埋蔵量試算方法の策定および承認

17）本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める場合、地質学および地質学的地下資源調査に係る法令文書の作成および承認

本条には2018年10月５日付のカザフスタン共和国法第184-VI号に従って第17-１号が追加された（2019年４月11日施行）。

17－１）規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第17－２号が追加された。

17－２）固形有用鉱物鉱床の探鉱に関する最低要件の策定および承認

18）地質学的地下資源調査ライセンスおよび地下空間利用ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視

第19号には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

19）国家地質学的地下資源調査作業の実施時期および費用に関する基準、ならびにそれらの算定方法の承認

20）何らかの工学的施設の坑井バランスへの算入およびその地下資源利用者への引渡し

21）本法典、カザフスタン共和国のその他の法律、ならびにカザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の文書が定める上記以外の権限の行使

第65条　州、共和国直轄都市および首都の地方執行機関

州、共和国直轄都市および首都の地方執行機関は、次に掲げる事項を行うことによって、地下資源利用に関する国家の政策の実行に参画する。

１）遍在有用鉱物採掘事業および貴金属・貴石採集事業の実施を目的とした地下資源利用権の供与

２）遍在有用鉱物採掘および貴金属・貴石採集に対するライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視、ならびに遍在有用鉱物採掘事業および貴金属・貴石採集事業の実施状況の国家監視

３）貴金属・貴石採取事業ライセンスおよび本法典が定める貴金属・貴石採集条件の地下資源利用者による遵守状況の監視

４）カザフスタン共和国の土地関連法令に則った形で、地下資源利用の目的に沿って国家所有の土地の権利を供与すること、およびそうした土地を留保しておくこと

５）本法典第108条に従って締結された鉱区の信託管理契約に基づき、土地に対する権利を信託管理人に委ねる変更手続き

６）有用鉱物賦存地域における建築事業の規制、ならびに地方水準国家自然保護ファンドに属する地質学的、地形学的および水文地質学的対象物ならびに自然保護、学術、歴史、文化およびレクリエーションの点で特段の価値を有するとともに地方水準特別保護地域カテゴリーに分類される鉱区の登録体制の維持管理

７）*2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号により削除。（2025年６月10日施行）*

８）自らが交付した遍在有用鉱物採掘ライセンスおよび貴石・貴金属採集ライセンスに関する情報のアクセシビリティの保証

本条には、2018年10月５日付のカザフスタン共和国の法律第184-VI号により、第８－１号が追加された（2019年４月11日施行）。

８－１）規格化部門管轄機関への提出を目的とする、権限の範囲内における規格化関連文書草案の審議、ならびに規格化に関する国家規格、国家間規格、国家技術・経済情報分類および勧告の立案、改正、見直し、廃止に関する提言の立案

９）カザフスタン共和国の法令によって地方執行機関に与えられたその他の権限を、地方における国家管理

の目的に沿って行使すること

第10章　地下資源利用に関連する監視および通告

第66条　地下資源利用に対する契約および（または）ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視

１．生産物分与協定を含む契約および（または）地下資源利用ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視は、統轄機関（地下資源利用契約書の当事者である国家機関および（または）地下資源利用ライセンスを交付した国家機関）が行う。

　生産物分与協定を含む契約および（または）地下資源利用ライセンスの条件の遵守状況の監視手順は、統轄機関がこれを定める。

第２項には2024年５月21日付カザフスタン共和国法第86-VIII号（2024年７月22日施行）に従って変更が加えられた。

２．生産物分与協定を含む契約および（または）地下資源利用ライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況の監視は、地下資源利用契約（ライセンス）上の義務の地下資源利用者による履行状況のモニタリング、ならびに（または）地下資源利用者ならびに地下資源利用契約および（または）ライセンスの条件に従って地下資源利用事業の対象とされている（されていた）場所への立入り調査によって、これを行う。

　地下資源利用契約（ライセンス）上の義務の地下資源利用者による履行状況のモニタリングは、統轄機関（地下資源利用契約書の当事者である国家機関および（または）地下資源利用ライセンスを交付した国家機関）が、本法典に従って地下資源利用者が提出する報告書、カザフスタン共和国の法令違反の兆候を含む宇宙（リモートセンシング）モニタリングデータ、そしてカザフスタン共和国の法令に則ってその他の情報源から入手した情報を分析することによって行う。

　地下資源利用契約（ライセンス）の義務の地下資源利用者による履行状況のモニタリングの手順は、統轄機関がこれを定める。

第67条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の要求事項の遵守状況の国家監視

１．地下資源利用事業を実施する場合、地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令の要求事項の遵守に対する国家監視は、国家機関が、それぞれ次に掲げる分野の管轄権に従ってこれを行う。

　１）地下資源の調査および利用

　２）炭化水素関連の地下資源利用事業およびウラン採掘事業の実施

第２項は2024年４月６日付カザフスタン共和国法第71-VIII号（2024年６月８日施行）により改定。

２．本条第１項に定める分野における国家監視は、検査、被監視事業主体（対象物）への立入りを伴う予防的監視、および被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視の形態で行う。

本条には2024年４月６日付カザフスタン共和国法第71-VIII号（2024年６月８日施行）に従って第２－１項が追加された。

２－１．被監視事業主体（対象物）への立入りを伴う検査および予防的監視は、カザフスタン共和国企業活動法典に従って行う。

本条には2018年５月24日付のカザフスタン共和国法第156-VI号に従って第３項が追加された（2018年６月29日施行）。

３．被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視は、本法典およびカザフスタン共和国企業活動法典に従って行う。

参照：炭化水素関連の地下資源利用事業およびウラン採掘事業の実施にあたってのリスク度評価基準および調査リストの承認に関する2018年11月23日付カザフスタン共和国エネルギー大臣および2018年11月23日付カザフスタン共和国国家経済大臣代行の共同令（第453号および第77号）

本法典には2018年５月24日付のカザフスタン共和国法第156-VI号に従って第67-1条が追加された（2018年６月29日施行）。

第67-1条　被監視事業主体（被監視事業対象物）への立入りをともなわない予防的監視の実施手順

１．被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視は、本法典第64条の第４号および第５号に基づき、地下資源調査管轄機関またはその出先機関が地下資源利用者に対してこれを行う。

　被監視事業対象物とは、地質調査区および地下空間利用区、ならびに地質学的情報のことをいう。

２．被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視の目的は、違反行為を未然に阻止すること、および地下資源調査管轄機関またはその出先機関が被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視によって発見した違反事項を自主的に解消する権利を当該の被監視事業主体に付与し、それらの被監視事業主体に対する行政負担を軽減することである。

３．被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視は、本法典に従って地下資源調査管轄機

関に提出される地質報告書、採掘済み有用鉱物に関する報告書および標準的損失量に関するデータ、ならびに被監視事業主体の事業に関するそのほかの情報を分析することによって行う。
　地下資源調査管轄機関またはその出先機関の職員が被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視を行った結果、被監視事業主体の作為（不作為）における違反事項が発見された場合には、本法典第68条に定める手順に従い、違反事項発見日から10営業日以内に、説明書（通告書）を作成し、当該の被監視事業主体に送付する。
４．被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視によって発見された違反事項の解消に関して説明書（通告書）を受け取った被監視事業主体は、その手交の日の翌日から10営業日以内に、地下資源調査管轄機関またはその出先機関に対して、具体的な実施期限を記載した違反事項解消対策実施計画書を提出しなければならない。
　説明書（通告書）に示された違反事項に同意しない場合、被監視事業主体は、説明書（通告書）の送付を行った地下資源調査管轄機関またはその出先機関に対して、説明書（通告書）手交の日の翌日から５営業日以内に、反駁書を送付することができる。
５．被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視によって発見された違反事項が所定の期限内に解消されなかった場合、また違反事項解消対策計画書が期限までに提出されなかった場合は、被監視事業主体（対象物）への立入りをともなう予防的監視の実施期日が指定されるものとする。この指定は、被監視事業主体（対象物）への立入りをともなう予防的監視の半年間の実施先一覧に記載を行うことによって行われる。
６．被監視事業主体（対象物）への立入りをともなわない予防的監視は、１年に１回以内の頻度で行う。

第68条の改定については2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2027年１月１日施行）を参照。

第68条　地下資源利用における通知

１．本法典が規定する諸関係に関与する者たちに対する通知は、書面によって、および（または）カザフスタン共和国全域に普及している定期刊行物上の発表によって、ならびに相応の国家機関のインターネットリソース上への掲載という形によって、カザフ語およびロシア語でこれを行う。
第２項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
２．カザフスタン共和国の法令に別段の定めがないかぎり、本法典に従って送付される通知書には、その受取人に関する情報、通知書送付の事由、通知内容、発送人に関する情報およびその署名が記載されているものとする。
　本項第１段に適合しない通知書を送付した者は、そうした不適合が具体的な状況に照らして本質的なものではない旨を証明しないかぎりは、通知書が然るべく送付済みであると言及する権利を喪失する。
　通知書の送付を行ったのが、通知書の送付名義人を代表する者および（または）その利益のために活動する代理人である場合、通知書には、当該の代理人の権限に関する情報をも記載しなければならない。本段の効力は、相応の国家機関の法的文書および（または）カザフスタン共和国の法令が定める公務権限に従って活動する国家機関の公務員には適用されない。
　通知は電子文書の形式で、電子メールアドレス宛てまたは地下資源利用統一プラットフォームを通じて送付されなければならない。
第３項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
３．本法典に別段の定めのない限り、不特定多数の人々を対象として国家機関が行う通知は、カザフスタン共和国全域に普及している定期刊行物上の発表、および然るべき国家機関のインターネットリソース上への掲載という形によって行われる。
　本法典に異なる期限の定めがない限り、これらの通知によって伝達される事象は、その発表の日から15暦日以降に生起するものとする。
第４項には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2024年１月１日施行）および2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行、2027年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
４．通知は、本法典に定める情報システムを用いても実施することができ、その手続きは統括機関により定められる。
　本法典第106条第５項、第107条第４項、第133条第２項・第４項・第５項、第146条第３項、第149条第２項に定める通知、通報およびメッセージは、統括機関が定める手続きに従い、燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムを通じて送付される。
本条には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2024年１月１日施行）に従って第５項が追加された。2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2027年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
５．本法典第115条第５項、第117条第４項、第118条第５項、第119条第８項、第120条第２項、第133条第５項

に定める申請および提案は、統括機関が定める手続きに従い、燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムを通じて提出される。

本法典には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第68-1条が追加された。

第68-1条　地下資源利用統一プラットフォーム

１．地下資源利用統一プラットフォームは、国家サービスの提供ならびに地下資源利用分野における国家機関、地下資源利用者およびその他の利害関係者間の情報連携を、他の情報化対象との統合によるものを含めて確保する国家情報システムである。

２．地下資源利用統一プラットフォームは、次のものを含む。

１）本法典第７条第２項に従った地下資源利用分野の情報、本法典の要件に従って国家が公開アクセスを確保するその他の文書および（または）情報を含む電子情報資源

２）次の事項に関する地理座標および情報を含む情報資源。

地下資源利用事業実施のために付与された地下資源区画の区域

地下資源国家地質調査の区域

地下資源利用後の撤収処置が実施される区域

ブロックが所在する区域

特別保護自然区域、保養・レクリエーション・歴史文化目的の土地区域、ならびに森林基金の土地区域

防衛および国家安全保障上必要な土地

居住区域

水基金の土地区域および水保護区域

飲料水供給のために使用されている、または使用され得る鉱床および地下水区画の境界

地下資源利用権の付与にとって重要なその他の区域

３．地下資源利用統一プラットフォームの運用手続ならびにその情報資源、サービスおよび機能の一覧は、炭化水素分野の管轄機関および情報化分野の管轄機関との合意に基づき、固体有用鉱物分野の管轄機関が定める。

４．本条第２項第２号に規定する事項の検討に参加する管轄国家機関は、制限区域に関する空間（地理）データを含め、地下資源利用統一プラットフォーム上の情報を適時に更新する義務を負う。

５．地下資源利用統一プラットフォームは、国家所有に属する。

地下資源利用統一プラットフォームは、民営化、ならびにカザフスタン共和国国家機関の所管組織ではない組織への占有および使用のための移転の対象とはならない。

第11章　地下資源国家基金

第69条　地下資源国家基金の管理

１．地下資源国家基金は、カザフスタン共和国の領域内にある利用しうる鉱区および利用しえない地下資源から成る。

第２項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。

２．地下資源国家基金の管理は、本法典に定める手続に従い、地下資源利用分野における国家政策の基本方針ならびにその実施のための戦略的および戦術的措置に基づいて行われる。

参照：2020年２月20日付カザフスタン共和国首相書簡第17-9/271号「地下資源国家基金管理プログラムの環境・地質・天然資源省への移管に関して」

第70条　地下資源国家基金管理プログラム

１．地下資源国家基金管理プログラムは、地下資源国家基金の合理的な管理分野における国家政策の実現およびカザフスタン共和国の鉱物原料基盤の再生産を目的として作成される。

２．地下資源国家基金管理プログラムの作成は今後の地下資源利用の展望分析に基づいて行われ、その際には次に掲げる事項が考慮される。

１）カザフスタン共和国の国家安全保障ならびに環境およびエネルギー面での安全保障の必要性

２）カザフスタン共和国の国際的義務

３）カザフスタン共和国の国家計画システムに属する承認済み文書

４）当該種類の有用鉱物および（または）その精製品に対するカザフスタン共和国のニーズ

５）有用鉱物の種類別に見たカザフスタン共和国鉱物原料基盤の補充および拡大の必要性

６）諸地域の環境面および社会・経済面における発展の見通し

７）地下資源国家基金統一台帳記載の情報

８）１人またはある１国の出身者たちが保有する地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産の比率の総和に関する情報

9）国家地下資源モニタリングの情報
10）地質情報の総括処理および分析
11）既存インフラの能力
本項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第12号が追加された。
12）本法典に定める要件
第３項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
３．地下資源国家基金管理プログラムにおいては、次の地理座標が定められなければならない。
１）地下資源の国家地質調査の過程において、地域地質調査、有用鉱物の探査および（または）評価が実施または計画されている区域
２）本法典に定める場合において、競売に基づき地下資源利用事業の実施のために地下資源区画が付与されるべき区域。ただし、本法典第189-1条に基づき付与される区域を除く。
３）地下資源区画が、炭化水素分野およびウラン分野の国営企業のみに付与されるべき区域
４）遍在有用鉱物の採掘のために地下資源区画が付与される区域
５）地下資源管理に関する国家政策および本法典の規定を実施するために必要なその他の情報
地下資源国家基金管理プログラムには、本項第１～５号に定める情報のほかに、当該エリアの範囲内において、地下資源利用者が、炭化水素の探鉱採掘または採掘を目的に国営企業にのみ供与されうるエリア、ならびにウラン鉱床におけるウランの探鉱または採掘を目的とするウラン部門国営企業にのみ供与されうるエリアを示す記載を含めることができる。
地下資源国家基金管理プログラムにおいて、炭化水素部門またはウラン部門国営企業のみに地下資源利用権を供与するエリアを指定することは、次の事項に限定される。
１）直接交渉に基づく炭化水素の探鉱および採掘または採掘に係る契約の締結については、当該エリアが地下資源国家基金管理プログラムに記載された日から連続する３年間
２）固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付については、ウラン鉱化および（または）ウラン鉱層を有するエリア
３）ウラン採掘契約の締結については、ウラン鉱床の存在。
本項第３段落第１号、第２号および第３号に記載されたエリアは、次の事項の後６カ月以内に、統轄機関により、地下資源国家基金管理プログラムの変更および補遺の手続を通じて、競売に基づき第三者に地下資源利用権を供与するためのエリアに移行しなければならない。
１）炭化水素部門の国営企業との直接交渉に基づく炭化水素の探鉱および採掘または採掘に係る契約の締結のための連続する３年間の満了
２）炭化水素部門またはウラン部門国営企業に供与された地下資源利用権が、鉱区（鉱区の一部）の放棄、ライセンスのはく奪または地下資源利用契約の効力の消滅により消滅した場合。
本条には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第３－１項が追加された。
３－１．地下資源国家基金管理プログラムの作成は、本法典第68-1条第２項第２号第６～10段落に規定する区域の地理座標および情報を考慮して行われるものとし、その手続は統轄機関が定める。
４．本法典にその旨の定めがある場合、地下資源国家基金管理プログラムには、炭化水素探鉱向けに供与される鉱区で行う作業の量および種類に関する最低限の要求事項を記載する。
炭化水素関連の地下資源利用権の供与を目的とする競売の実施にあたっては、統轄機関は、作業の量および種類について地下資源国家基金管理プログラムが定める最低限の要求事項を上回る要求事項を設定することができる。
第５項は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。
５．統轄機関は、本条第3項に従い地下資源国家基金管理プログラムで当該目的のために指定されたエリアにおいて、地下資源利用事業の実施を目的として別の方法で地下資源鉱区を供与することはできない。
本条には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）に従って第６項が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。
６．統轄機関が承認した地下資源国家基金管理プログラムは、これに加えられた変更および補足を含め、承認の日および（または）変更が加えられた日から２営業日以内に、カザフ語およびロシア語により、統轄機関のインターネットリソースおよび地下資源利用統一プラットフォームにおいて公開アクセスの下に掲載されなければならない。
７．*2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により削除。（2026年２月26日施行）*
第71条は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
第71条　地下資源国家基金の現状調査
１．地下資源国家基金の現状調査は、地下資源利用事業を実施するための科学的、情報的および分析的基盤を確保するとともに、カザフスタン共和国の鉱物資源基盤、地下資源の状態、その地質構造およびその内部で生

じている過程に関する情報を更新することを目的とする。
２地下資源国家基金の現状調査には、次のものが含まれる。
　１）地下資源の国家地質調査
　２）地下資源の国家モニタリング
　３）地下資源国家基金統一台帳の管理
　４）地下資源の国家モニタリング、地下資源の国家地質調査および地下資源利用事業の結果として得られる地質情報の収集、体系化、総括および分析
　５）国家の所有、占有または使用に属する地質情報の保管、分析および提供のためのインフラの整備、運用および発展
３．地下資源国家基金の現状調査は、地下資源調査管轄機関が定める手続に従い、認定を受けた科学機関を参加させて、地質分野の国家オペレータが実施する。
４．地下資源国家基金の現状調査に対する監督は、地下資源調査管轄機関が、自ら定める手続に従って実施する。
５．地下資源国家基金の現状調査に係る活動の資金調達は、カザフスタン共和国税法典に定める署名ボーナス（石油部門の組織に係るものを除く）の金額から報告会計年度に収入された資金の50%以上を含む共和国予算の資金、およびカザフスタン共和国の法令により禁止されていないその他の財源によって行われる。
６．本条第５項に規定する資金の使用および配分は、地質分野の国家オペレータが行う。

第72条　地下資源国家基金統一台帳
１．地下資源国家基金統一台帳には、次に掲げる事項が記載される。
　１）有用鉱物の国家登記、有用鉱物の徴候および地下空間施設に関する情報
　２）地質学的地下資源調査、炭化水素、固形有用鉱物および遍在有用鉱物の探鉱および（または）採掘、地下空間の利用、ならびに貴金属・貴石採集のために利用権が供与されている鉱区に関する情報
　３）炭化水素、固形有用鉱物および遍在埋蔵物の採掘、貴金属・貴石採集、ならびに有害物質および放射性廃棄物の埋設処分、ならびに排水の地下への投棄のための施設のうち、すでに撤収処置が実施されたものに関する情報
　４）稼働中の人為生成鉱物収容施設の国家登記に関する情報。
２．有用鉱物の国家登記にあたっては、次に掲げる事項を記載する。すなわち、有用鉱物鉱床に関する情報、主たる有用鉱物および随伴して存在する有用鉱物の量および質、それらに含有される成分、産業的意義を有する鉱床の鉱業工学、水文地質学、エコロジーおよびその他の面での特徴、それらの分布、調査進捗度、産業的開発度、ならびに有用鉱物の採掘、損失および産業的充足度に関する情報、ならびに有用鉱物の採掘または資源量および（または）埋蔵量の評価見直しの結果として当該会計年度中に起こった有用鉱物資源量および埋蔵量の評価変更に関する情報。
　有用鉱物の徴候については、そのおのおのに対して、有用鉱物予想（推定）資源量、ならびにそれらの徴候の水文地質学的特徴およびその他の特徴を記録する。
　地下空間施設に関する情報としては、地下における空洞の座標位置および特徴に関するデータ、ならびにそこに生産施設、経済施設およびその他の施設および物質を設置する可能性、ならびにそこで工学的プロセスおよびその他のプロセスを実行する可能性に関するデータを記載する。
３．おのおのの鉱区ごとに、次に掲げる事項を記録する。すなわち、その空間的境界、大きさおよび位置を特定することのできる識別特性、地下資源利用者および地下資源利用権供与の根拠となっている文書に関する情報、地下資源利用権を目的物とする担保権の設定に関する情報、地下資源利用者が提出した報告書およびその他の文書、ならびに地質学的情報。
４．炭化水素、固形有用鉱物および遍在有用鉱物の採掘施設のうち、すでに撤収処置が実施されたものに関する情報としては、廃棄された採掘施設の平面図、撤収処置証明書および採掘後の撤収処置に関するその他のデータ等がある。
５．地下資源国家基金統一台帳は、国家地質学的調査および地下モニタリングの実施、ならびに本法典に従って地下資源利用者が提出する報告書およびその他の情報によって、その作成が保証される。
第６項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
６．鉱物埋蔵量の国家登録に関する情報の提供は、地下資源調査管轄機関が定める手続に従い、同機関が定める。
第７項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
７．地下資源国家基金統一台帳の管理は、カザフスタン共和国の鉱物資源基盤の状況を記録することを目的として、地下資源調査管轄機関が定める手続に従って行われる。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第８項が追加された。
８．主要有用鉱物およびこれと共に賦存する有用鉱物の数量および品質に関する情報を有用鉱物の国家登録に記載することは、本法典の規定を考慮の上、カザフスタン共和国政府が定める手続に従い、地下資源調査管轄

機関が行う。
本条には2024年４月６日付カザフスタン共和国法第71-VIII号（2023年１月１日施行）に従って第８項が追加された。さらに2024年７月８日付カザフスタン共和国法第121-VIII号（2023年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
８－１．固体有用鉱物の採掘における損失の登録は、鉱山作業計画の附属書である鉱床開発技術プロジェクトに定められた基準損失に関するデータに基づいて行われる。
本項第１段落に規定する鉱床開発技術プロジェクトは、地下資源調査管轄機関が定める手続に従い、同機関の承認を受けなければならない。
地下資源調査管轄機関は、基準損失に関するデータおよびその根拠資料を添付した鉱床開発技術プロジェクトの提出を受けた日から15営業日以内に、基準損失の規模について、理由を付した異議を地下資源利用者に対して送付することができる。当該期間内にそのような異議が送付された場合には、基準損失は、地下資源調査管轄機関が、類似のプロジェクトにおける基準損失に関する既存のデータ、または過去に提出された情報に基づき、自ら決定する。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第９項が追加された。
９．地質探査結果、鉱物資源および鉱物埋蔵量に関する公開報告のためのカザフスタン・コード（KAZRCコード）に従い有資格者によって作成され、かつ地下資源調査管轄機関に提出された固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書に含まれる資源量および埋蔵量に関するデータは、次に定める手続に従い、有用鉱物の国家登録に記載されるものとする。
１）地下資源調査管轄機関に提出された固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書は、30暦日以内に審査される。
２）本項第１号に規定する期間内に、地下資源調査管轄機関は、固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書を受理し、固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量を有用鉱物の国家登録に記載する決定、または理由を付した異議を付して当該固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書を返却する決定を行わなければならない。
３）本項第１号に規定する期間内に、地下資源調査管轄機関が理由を付した異議を付して固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書を返却した場合には、固体有用鉱物採掘ライセンスの申請者または地下資源利用者は、当該報告書を修正するか、または地下資源調査管轄機関の異議に対しカザフスタン共和国の法令で定める手続に従って不服申立てをすることができる。
４）固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書において、採掘量および損失量を考慮した資源量が、従前に承認された工業分類の埋蔵量と比較して25％を超えて減少した場合には、地下資源調査管轄機関は、そのような変更の妥当性について、地下資源利用者ならびに固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書を作成および審査した有資格者から意見を聴取し、有用鉱物の国家登録への記載を受理するか、または受理を拒否するかについて、理由を付した結論を取りまとめる。地下資源調査管轄機関の結論に対し利害関係者は、カザフスタン共和国の法令に従って不服申立てをすることができる。
地下資源利用者ならびに固体有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書を作成、または審査した有資格者からの意見聴取は、地下資源調査管轄機関が定める手続に従って行われる。

第73条　国家地下資源モニタリング
第１項には2022年12月21日付カザフスタン共和国法第167-VII号（2023年１月２日施行）に従って変更が加えられた。
１．国家地下資源モニタリングは、地下資源国家基金を合理的に管理し、その変化を迅速に発見すること、ならびに好ましくないプロセスの評価、阻止および解消を目的として地下（資源）の状態を観測するシステムである。ここには、リモートセンシングの手法によって得たデータを利用するものも含む。
２．国家地下資源モニタリングの実施手順は、地下資源調査管轄機関がこれを定める。

第74条は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
第74条　国家地質学的地下資源調査
１．国家地質学的地下資源調査とは、地殻およびその内部で進行する諸過程を調査する目的で実施される基礎研究、応用研究、テーマ別研究、現地調査および実験室研究の総体であって、地下資源の地質構造、組成、状態および資源に関する情報の取得、更新および体系化、有用鉱物の形成および分布の法則性の解明、ならびに国土の鉱物原料ポテンシャルの決定を目的とするものをいう。
２．国家地質学的地下資源調査は、国家の所有、占有および使用に属する地質情報の体系化、総括および分析を考慮して実施される。
３．国家地質学的地下資源調査は、国家計画文書の枠内で実施される。
４．国家地質学的地下資源調査は、次の目的で実施される。
１）作業実施区域内の地下資源に関する地質情報を最新化すること

２）地質図を作成すること
３）有用鉱物の推定資源量（予測資源量）を把握すること
５．国家地質学的地下資源調査の組織および実施は、地下資源調査管轄機関が定める手続に従い、地質分野の国家オペレータが行う。
有用鉱物探査作業が実施されている区域において、有用鉱物の推定資源量（予測資源量）の把握を目的とする国家地質学的地下資源調査を計画および実施することは禁止される。
地下水に関する国家地質学的地下資源調査の組織および実施は、地下資源調査管轄機関が水基金の保護および利用分野の管轄機関と共同で定める手続に従い、地質分野の国家オペレータが行う。
６．国家地質学的地下資源調査は、本法典に従い使用のために供与された地下資源区画を含む、カザフスタン共和国の全領域において実施される。国家地質学的地下資源調査の実施は、地下資源利用作業を実施する主体の活動を妨げてはならない。
７．国家地質学的地下資源調査の実施が計画される区域は、作業の目的、課題、性質および期間を明示した上で、地下資源利用統一プラットフォーム上で決定されるものとする。
８．国家地質学的地下資源調査の実施結果は、国家地質学的地下資源調査の完了に伴う作業完了証書への署名の日から２カ月以内に、地下資源利用統一プラットフォーム上で一般公開されるものとする。
９．国家地質学的地下資源調査は、地下資源調査管轄機関が定める地質探査作業の段階性に関する規則に従って実施される。
参照：2018年５月29日付カザフスタン共和国投資・発展大臣代行令第402号「国家地質学的地下資源調査作業の実施に要する期間および費用の基準の承認について」

第75条の改定については2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2027年１月１日施行）を参照。
第75条　地質学的情報
１．地質学的情報とは、地下、鉱区、有用鉱物の鉱床および徴候の物的組成、地質構造、地質史および地質学的・地球化学的・地球物理学的・水文地質学的・地形学的・テクトニクス的特徴に関する情報であって、任意の媒体に記録され、かつそれらの情報を識別することのできる要件を備えているもののことをいう。
地質学的情報の自然媒体には、掘削井のコア、有用鉱物・炭酸ガス・メルカプタン類・水の試料、岩石・鉱物の標本、石の試料およびコレクション、切片、研磨片、鉱液および鉱物粉末等がある。
地質学的情報の人工媒体には、実地観測日誌、テストおよび試料分析の記録、地球物理学的観測記録、地質学的報告書、探鉱作業結果報告書、有用鉱物資源量および埋蔵量評価報告書、一次フィールドデータ、その処理、地質学的情報の解釈、分析および総括の結果が記録された紙媒体および電子媒体等がある。
２．地質学的情報は、それが国家の財政支出によって得られたものであるか、本法典に従って国家に所有権が引き渡されたものであるかぎりは、国家の所有物である（国家地質学的情報）。
地下資源利用者の費用負担によって得られた地質学的情報は、私的所有物である（民間地質学的情報）。
地質学的報告書およびその他の文書に記載され、本法典に定める手順に則って国家機関に提出された民間の地質学的情報は、国家がその無期占有権および利用権を有する。
第３項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
３．国家の所有、占有および使用に属する地質学的情報の登録および保管は、地下資源調査管轄機関が行う。
国家の所有、占有および使用に属する地質学的情報の体系化、総括および提供は、地質分野の国家オペレータが行う。
第３段落は2027年１月１日施行。
燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムを除く地下資源利用統一プラットフォームの機能の確保は、地質分野の国家オペレータが行う。
国家の所有、占有および使用に属する地質学的情報の登録、保管、体系化、総括および提供の手続は、地下資源調査管轄機関が定める。
電子形式による地質学的情報へのアクセスの確保およびその提供は、地下資源利用統一プラットフォームを通じて行われる。
地質分野の国家オペレータは、本法典で定める手続に従い、利害関係者に提供するため、国家の所有、占有および使用に属する地質学的情報を収集する。
地質分野の国家オペレータは、地下資源調査管轄機関の所管組織であり、民営化の対象とはならない。
４．地下資源利用者は、地下資源利用事業の実施によって得た地質学的情報およびその媒体の維持、登録および保全、ならびに地下資源調査管轄機関の代表者が調査または点検を目的としてそれらに自由にアクセスできることを保証しなければならない。地下資源利用者が地下資源利用事業によって得た地質学的情報およびその媒体を保管および登録する際の手順は、地下資源調査管轄機関が定める。炭化水素または固形有用鉱物および遍在有用鉱物の探鉱事業および（または）採掘事業を行う地下資源利用者は、地下資源利用に対する契約またはライセンスの有効期間中は、本条に定める場合をのぞき、地下資源利用事業の実施によって得た地質学的情報の自然媒体を譲渡することはできない。地下資源利用者がコア、岩石・鉱物標本、試料、石のコレクション、切片、研磨片、鉱液および鉱物粉末といった形態での地質学的情報の自然媒体をカザフスタン共和国の国外に

搬出することができるのは、調査および分析を目的とする場合のみとする。このような調査および分析の結果は、本法典に従い、地下資源調査管轄機関に提出する地質学的報告書に記載するものとする。

岩石・鉱物標本、試料、石のコレクション、切片、研磨片、鉱液および鉱物粉末の形の地質学的情報の自然媒体をカザフスタン共和国の国外に搬出しようとする地下資源利用者は、搬出予定日の1カ月前までに、その旨を、地下資源調査管轄機関に対し、書面によって通知しなければならない。この通知書には、搬出する自然媒体の調査の種類、予定している調査期間および調査結果報告書作成期限に関する情報、ならびに調査を実施する組織に関する情報を記載するものとする。

地下資源利用者が試料の形をとる地質学的情報の自然媒体を譲渡する場合および（または）試料をカザフスタン共和国の国外に搬出する場合は、地下の調査を担当する期間の許可を得てからこれを行う。この許可を取得するには、地下資源利用者が地下資源調査管轄機関にその旨の申請を行う。申請書には、搬出しようとする試料の量および調査の種類、予定している調査期間および調査結果報告書作成期限に関する情報、ならびに調査を実施する組織に関する情報を記載するものとする。

地下資源調査管轄機関は、申請書の到着日から10営業日以内に、許可証を交付する、または許可証の交付を拒否する旨の決定を下す。

地下資源調査管轄機関は、次に掲げる事由がある場合に、許可証の交付を拒否する。

１）許可証交付申請書が本項の要求事項に適合していない場合

２）譲渡および（または）搬出の対象とされる試料の量が明らかに予定される調査の種類に適合していない場合

３）予定される調査がカザフスタン共和国国内で現に行われている場合

４）以前に交付した許可証に則って実施済みの試料の調査および分析の結果に関する情報を記載した地質学的報告書が提出されていない場合

参照：2021年９月23日付質問に対する2021年10月７日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣の回答第706737号（dialog.egov.kz）「コアの追加量の輸出のためのライセンス取得について」

５．自らが保有するコアの譲渡または廃棄をしようとする地下資源利用者は、そうした意図につき、地下資源調査管轄機関に対して、その１カ月前までに、書面によって通知を行わなければならない。地下資源調査管轄機関は、要求事項が定める期限までに、当該のコアの所有権を自らに無償で引き渡すことを、書面によって、地下資源利用者に要求することができる。この期限は、１カ月より短くすることはできない。

地下資源利用者は、鉱区における地下資源利用事業を停止する予定時期の３カ月前までに、自らが保有する実地観測日誌、テストおよび試料分析の記録、地球物理学的観測記録、ならびに一次フィールドデータが記録された紙媒体および電子媒体、または掘削井のコアについて、地下資源調査管轄機関に対し、書面による通知を行わなければならない。地下資源調査管轄機関は、このような通知受領後１カ月以内であれば、上記の地質学的情報の媒体の所有権を自らに無償で引き渡すことを地下資源利用者に要求することができる。この要求は、受領した日から１カ月以内に履行されなければならない。

カザフスタン共和国の国外にコアを搬出する場合は、地下資源調査管轄機関が本条第４項第３段、第４段および第５段に定める手順に従って交付する許可証を取得してからこれを行う。

６．人口媒体に記録された地質学的情報のカザフスタン共和国国外への搬出は、国家機密に関するカザフスタン共和国の法令に別段の定めがないかぎり、制限なく行うことができる。

参照：国家サービスの規格「燃料エネルギーおよび鉱物原料の区画および鉱床に関する地下資源についての情報輸出ライセンスの交付」（2020年５月22日付カザフスタン共和国環境・地質・鉱物資源大臣代行令第177号付属文書３）、2023年５月３日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展省地質委員会書簡第ZhT-2023-00681973号「カザフスタン共和国の国外への地質学的情報の搬出許可の取得について」

７．本条に定める制限は、貴金属・貴石採集事業および地下空間利用事業を行う地下資源利用者には適用されない。

第76条　地下資源利用者の報告書

１．地下資源利用者は、本法典に定める場合には、地下資源利用事業に関する報告書を提出しなければならない。

地下資源利用者が提出する報告書には、定期的なもの、または単発的なものがある。

国家機関に提出する定期的報告書には、一定の期間（会計期）に行った地下資源利用者の事業の結果に関する情報を記載する。

単発の報告書は、何らかの具体的な問題について行った作業の結果について国家機関に情報提供を行う目的で、地下資源利用者によって提出される。

地下資源利用事業の種類を考慮に入れた報告書の構成およびその提出手順は、本法典「各論」がこれを定める。

２．統轄機関からの書面による照会があった場合、地下資源利用者は、そのような照会状を受け取った日から20営業日以内に、地下資源利用に関連して実施した作業および支出した費用を立証する文書を提出してその検査を受けなければならない。

３．貴金属・貴石採集事業および遍在有用鉱物採掘事業をのぞき、有用鉱物探鉱事業および採掘事業に従事する地下資源利用者は、監査事業に関するカザフスタン共和国の法律に基づく監査人である者が証明した「採鉱産業透明性イニシアチブ」の基準に定める報告書を、統轄機関に提出しなければならない。

この報告書の書式およびその記入方法のマニュアルは、カザフスタン共和国の「採鉱産業透明性イニシアチブ」の基準の実現を管轄する国家機関が作成し、承認する。

本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第４項が追加された。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

４．地下資源利用者のうち、その活動の結果として固形有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書を作成した者は、その電子コピーを地質分野の国家オペレータに提出しなければならない。

当該報告書およびその内容は機密情報ではなく、本法典に従い開示の対象となる。

第77条　地下資源利用に対するライセンスおよび契約に関する情報のアクセシビリティの提供

第１項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。

１．供与された地下資源利用権に関する情報への公開アクセスは、地下資源利用統一プラットフォーム上で確保される。

参照：採鉱産業透明性イニシアチブの実施に関する利害関係者国家評議会（NSZS）第80回会議議事録（ヌルスルタン市、2022年６月29日）

２．地下資源利用事業の種類を考慮に入れた地下資源利用権に関する情報とは、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

１）地下資源利用に対する交付済みライセンスおよび締結済み契約の内容に関する情報

２）地下資源利用者への支配権を有する者および組織について、次に掲げる項目を含む情報

その者が有する支配権の形態および方法

自然人の場合－姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）および国籍

法人の場合－名称および所在地

３）提出済みの報告書に基づく、年度ごとに地下資源利用者が支出した費用の総額に関する情報

４）年度ごとの支払い済み土地利用料（賃貸借料）に関する情報

５）地下資源利用後の撤収処置に対する担保に関する、次に掲げる項目を含む情報。すなわち、担保の種類、担保金額、その有効期限および担保を提供した組織の名称。

６）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を目的物とする登記済みの担保権の設定に関する、次に掲げる項目を含む情報

担保権設定の登記日

自然人の場合－担保権者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）および国籍

法人の場合－担保権者の名称および所在地

７）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転に関する、次に掲げる項目を含む情報

移転の根拠および移転日

地下資源利用権のうち取得の対象となる比率

自然人の場合－地下資源利用権を取得する者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）および国籍

法人の場合－地下資源利用権を取得する者の名称および所在地

８）地下資源利用に対する契約またはライセンスに、商品、役務およびサービスにおける国内価値比率の確保が定められている場合、前会計期中に地下資源利用事業を実施するために地下資源利用者が調達した商品、役務およびサービスに占める国内価値比率に関する情報

９）地下資源利用者が年度ごとに支出した、カザフスタンの専門家の教育およびカザフスタン共和国の域内で行った科学技術・研究開発活動の費用、ならびに地域の社会的・経済的発展、そのインフラ整備、および地域住民に対する社会的・経済的支援の費用の総額に関する情報。ただし、それらの費用が地下資源利用者にとって義務的なものである場合。

３．本法典に従って国家機関が入手した地質学的報告書およびその他の文書に含まれる地質学的情報は、地下資源利用者の商業秘密であり、上記機関はその機密を保持する対策を講じなければならない。

地下資源調査管轄機関は、以下の場合、上記の地質学的情報を公表するか、またはオープン・アクセス性を付与することによって、その開示を行う。

１）地下資源利用ライセンスに基づいて地下資源利用事業を行う地下資源利用者から当該の情報を入手した日から５年が経過した。

地下資源利用ライセンス保有者の書面による申請があった場合には、その申請書に掲げる期間だけ機密保持期限が延長される。ただし、延長期間は最長５年までとする。このような延長を求める申請書は、最初の５年間の期限が満了する前でも提出することができる。

2）地下資源利用契約の効力の消滅後（地下資源利用契約に基づいて地下資源利用者から得た地質学的情報の場合）
3）地下資源利用者の書面による同意がある場合
4）他の国家機関が、取得しようとする情報の機密保持に向けた対策を講じることを条件としてこれを請求した場合
5）以前にそうした情報を入手したことのある鉱区が返還された日から３カ月を経過した時点
6）該当する情報が国家地質学的地下資源調査によって得られたものである場合
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第７号が追加された。
7）低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の有効期間の最初の３年間の作業プログラムの履行結果に基づく場合
これら以外の方法による当該情報の開示は、これを禁止する。
４．国内価値の観点における契約およびライセンス上の義務履行に関する情報、地下資源利用者による物品、労務およびサービス調達の計画および実施に関する情報、カザフスタン人専門家の教育に要する費用に関する情報、ならびにカザフスタン共和国領域内で実施された科学研究、科学技術および試験開発に要する費用の規模に関する情報、さらに地域の社会経済発展およびそのインフラ整備に関する情報は、機密情報とは認められない。
本項の規定により、その権利および正当な利益が影響を受ける者は、カザフスタン共和国の当該国家監視を実施する国家機関において、違反の確認結果および講じられた措置に関する情報を閲覧する権利を有する。
参照：2021年10月28日付カザフスタン共和国首相書簡第17-06/5771号「地下資源利用分野における問題について」

第V部　地下資源利用に関連する紛争、地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任、ならびに地下資源利用および地下資源保護に関するカザフスタン共和国の国際協力

第12章　地下資源利用に関連する紛争の解決ならびに地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任

第78条　地下資源利用に関連する紛争の解決の手順
第78条は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。
１．地下資源利用権の行使、変更または終了に関連する紛争は、カザフスタン共和国の法律およびカザフスタン共和国が批准した国際条約に従い解決されるものとする。
２．高難易度プロジェクトに係る炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約に基づき、その条件に従って生じた紛争は、地下資源利用者の選択により、カザフスタン共和国の裁判所において、または国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則に基づく仲裁により、「アスタナ国際金融センター」を含むカザフスタン共和国領域内において、あるいは国外において解決されるものとする。

第79条　地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任
１．地下資源および地下資源利用に関するカザフスタン共和国の法令に違反した場合は、カザフスタン共和国の法律が定める責任が発生する。
２．行政責任または刑事責任を問われた場合であっても、そのことによって有責者が自らの犯した違反事項の解消義務を免れることにはならない。
第３項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
３．カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の要件または地下資源の国家所有権に違反して地下資源に損害を与えた者は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める金額および手順に従い、当該損害を賠償する義務を負う。
地下資源に対する損害の経済的な評価手法は、固形有用鉱物分野の管轄機関が、炭化水素およびウラン採掘分野の管轄機関と共同で承認する。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第４項が追加された。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
４．本法典に従って提出される固形有用鉱物の資源量および（または）埋蔵量評価報告書、その他の報告書または文書において、地下資源および地下資源利用に関する情報を故意に隠匿したり虚偽（不正確）な情報を提出したりすることは、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める責任とその他の法的結果を生じさせる。

第80条　地下資源利用に対する契約およびライセンスに基づく義務への違反に対する地下資源利用者の責任

１．地下資源利用に対する契約またはライセンスに定める義務に違反した場合、本法典各論の定めに従い、地下資源利用者が負うべき責任が発生する。

２．地下資源利用者に対しては、契約およびライセンスの条件の地下資源利用者による遵守状況を監視する国家機関が当該条件への違反行為を知った、または知ることができたはずの日から３年以内であれば、地下資源利用に対する契約またはライセンスに係る義務への違反に対する責任を問うことができる。地下資源利用権の移転があった場合でも、当該の期限およびその算定手順は変更されない。

参照：2019年11月４日付質問に対する2019年11月14日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第578771号（dialog.egov.kz）「地下資源利用契約義務不履行に関する時効の算定について」

第13章　地下資源利用および地下資源保護に関するカザフスタン共和国の国際協力の目的、原則、主要な方向性および種類

第81条　地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の目的

地下資源利用に関する国際協力の目的は、地下資源調査および地下資源利用の諸問題につき、カザフスタン共和国、その他の国家および国際機関の間で行う相互支援、ならびにそれらの国および機関の共同行為の調整である。

第82条　地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の原則

１．他の国家および国際機関との協力においては、相互の敬意、信頼、相互支援、妥協、平等、相互不干渉、引き受けた義務の適時履行および紛争の平和的解決を基本原則とする。

２．国家は、有用鉱物の調査、探鉱および採掘、ならびに地下空間の利用に係る事業の整備に対して市場的なアプローチを採用し、もって投資誘致および現代的テクノロジー導入に有利な状況を整備すべく努力する。

第83条　地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の方向性

地下資源利用に関するカザフスタン共和国の国際協力の方向性は、次に掲げる通りとする。

１）鉱物原料基盤の拡大、ならびに有用鉱物およびその精製品の生産および利用の効率向上確保を目的とし、安全性を高めることおよび環境汚染を最小限とすることを条件としたうえで、相互に受け入れ可能な形で地下資源の地質学的調査を行うこと

２）国家機関および管理機関の新しい効率的な協力のメカニズムを構築すること

３）鉱物原料資源およびその精製品の市場を成長させること。その手段としては、国際協力当事国の経済事業主体の互恵的協業体制の確立にとって有利な条件を整備することも含まれる。

４）地質学的地下資源調査ならびに鉱物原料基盤の再生産および質的向上に係る共同プログラムの策定および実現

５）鉱物原料資源およびその精製品（加工品）の国際中継輸送を目的とした輸送インフラへのアクセスを容易にすること

６）高い安全性を達成し、これを維持することを目指す地下資源利用安全管理関連の共同作業プログラムの策定および実現

７）鉱物原料資源の掘削および精製（加工）を行う企業での大規模事故の防止および事故処理対策における協力

８）段階別の作業の内容、有用鉱物の埋蔵量分類、ならびに地質学的報告書、有用鉱物の埋蔵量バランスおよびその他の地質学的情報の書式および内容につき、国際的慣行として採用されている要求事項に基づいて探鉱作業の規制を行う規格文書の改善および合意形成に係る施策の調整

９）鉱物原料資源の探鉱、採掘、精製（加工）および利用に用いられる新しい技術へのアクセスを容易にすること

10）国境をまたいで存在する鉱床の共同探鉱および開発、ならびにその他の国境をまたいで存在する地下資源の開発への参画。

各　論

第VI部　地下資源地質調査

第14章　地下資源地質調査の条件と手順

第84条　地下資源地質調査ライセンス

１．地下資源地質調査ライセンスに基づき、その保有者は地質測量業務および（または）地球物理学的業務の実施、ならびに地下水探査・評価業務の実施を目的として、３年間にわたり地下資源を利用する権利を有する。
２．地下資源地質調査ライセンスは、その保有者に対し、地質調査鉱区に対する排他的権利を供与するものではないが、カザフスタン共和国政府の決定により別段の定めがなされた場合はこの限りではない。

第85条　地下資源地質調査区域

１．地下資源地質調査ライセンスは、カザフスタン共和国全域において交付することが可能である。
２．ライセンス保有者は、有用鉱物の探鉱および（または）採掘を目的として他者の利用に供与されている地下資源鉱区内においては、当該の者の合意なしに地下資源地質調査業務を実施する権利を有さないが、航空地球物理学的調査を実施する場合はこの限りではない。

第86条　地下資源地質調査ライセンスの交付申請

１．地下資源地質調査ライセンスの取得を望む者は、地下資源調査管轄機関に対し所定の様式をもって書面による申請書を提出する。
２．申請書は下記の情報を含むものでなければならない。
　１）自然人の場合－申請者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報
　法人の場合－申請者の名称、その所在地、法人国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、経営陣に関する情報
　２）地質調査エリアを構成する鉱区の記述
３．申請書には下記の書類を添付する。
　１）本条第２項第１号に定める情報を証明する書類の写し
　２）申請書の提出にあたり自らの代理人を指定した場合には、同人の権限を証明する書類
　３）本法典第88条に従い申請者が作成し承認した地下資源地質調査計画、および（または）地下水探査・評価業務プロジェクト文書
４．申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国語の申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。

第87条　地下資源地質調査ライセンス交付申請書の審査

１．地下資源調査管轄機関は、申請書が到着した日より10営業日以内にこれを審査し、ライセンスを交付するか、またはその交付を拒否する。
２．申請書またはこれに添付されている書類が本法典第86条に定める条件に適合していない場合、地下資源調査管轄機関はライセンスの交付を拒否する。
３．ライセンス交付拒否は、正当な根拠に基づくものでなければならない。
４．ライセンス交付拒否に対し、申請者は、申請者にこれが通知された日より10営業日以内であればカザフスタン共和国の法令に従い異議を申し立てることができる。
５．ライセンス交付拒否は、申請書を再提出する権利を申請者から奪うものではない。
６．地下資源地質調査ライセンス交付申請書の提出および審査の手順は、地下資源調査管轄機関が定めるものとする。

第88条　地下資源地質調査プロジェクト文書

１．地下資源地質調査業務を実施するためのプロジェクト文書は下記の通りである。
　１）地質調査計画
　２）地下水探査・評価業務プロジェクト文書
２．地質調査計画は、地質測量業務および（または）地球物理学的業務の実施を目的として作成するものである。
　地下水探査・評価業務プロジェクト文書は、地下水鉱床および地下水鉱区の探査と評価の実施を目的として作成するものである。
第３項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。

３．地質調査プロジェクト文書は、地下資源利用者が作成し、承認する。
　地質調査計画には、地質測量業務および（または）地球物理学的業務の種類と方法、おおよその規模、３年間の当該業務実施エリアおよび期間を記載する。
　地下水探査・評価業務プロジェクト文書には、地下水探査・評価業務の種類、手法および方法、掘削する井戸の本数およびその仕様、３年の期間内での業務実施期間配分、探査・評価業務後の撤収処置、および業務総額の試算を記載する。
　地質調査業務の構成、種類、手法および方法、業務実施の規模および期間は、地下資源調査管轄機関が環境保護部門管轄機関の了承を得て作成し承認する地下資源地質調査プロジェクト文書作成のマニュアルに従い、地下資源利用者自らがプロジェクト文書において決定する。
　地下資源地質調査プロジェクト文書作成のマニュアルにその旨の定めがある場合には、環境に対する影響の評価をプロジェクト文書に含めなければならない。
第４項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。
４．計画している地下資源地質調査業務の種類、手法および（または）方法、ならびに業務の規模を変更する場合、地下資源利用者はプロジェクト文書に然るべき変更を加えるとともに、同文書を地下資源調査管轄機関に提出する義務を負う。
　カザフスタン共和国の環境法令に従い、当該変更に環境許可または国家環境影響評価の肯定的結論の取得が必要となる場合には、変更後の地質調査に係るプロジェクト文書は、環境許可を取得した後、またはそれぞれ国家環境影響評価の肯定的結論を取得した後に、地下資源調査管轄機関に提出されるものとする。
５．地下資源地質調査ライセンスの交付後に、地下水探査・評価業務プロジェクトに変更を加える場合、当該の変更は地下資源調査管轄機関の了承を得なければならない。この場合の了承は、変更を加えたプロジェクト文書の提出日後20営業日以内に取得されるものとする。
　地下資源調査管轄機関は、地下水探査・評価業務プロジェクト文書への変更が地下資源地質調査プロジェクト文書作成のマニュアルに適合していない場合には、当該の変更の了承を拒否する。
　地下水探査・評価業務プロジェクト文書の了承拒否は、了承を再度申し込む権利を地下資源利用者から奪うものではない。
　地下水探査・評価業務プロジェクト文書の了承拒否に対し、地下資源利用者はカザフスタン共和国の法令に従い異議を申し立てることができる。

第89条　地下資源地質調査ライセンスに基づく業務の実施手順
１．地下資源利用者は、地質調査鉱区内において環境安全要件および産業安全要件を遵守したうえで業務を実施する権利を有する。
２．地下資源地質調査ライセンスに基づき実施する業務は文書化しなければならない。書類には、正確な地下資源調査に必要なあらゆる情報を記載する。
３．地下資源地質調査を実施するにあたり、地下資源利用者は下記を確保する義務を負う。
　１）実験室研究・分析のデータをはじめ、業務実施過程において取得した地質学的情報の正確性および保全性
　２）地質学的文書作成・管理の適時性および品質
　３）地質調査鉱区で実施した業務に関する報告書、および当該業務の成果に関する地質学的報告書の提出。これは、本法典が定める手順および期日をもって、ライセンスを交付した地下資源調査管轄機関へ提出するものとする。
４．地質調査鉱区において地下資源利用者は、大規模営造物を建設する権利、爆発物を常時貯蔵し保管する権利、溝、縦坑、壕、およびその他の掘削構造物を構築する権利、ならびに剥土作業を行う権利を有さない。
　地下資源利用者が地質調査鉱区において坑井の掘削を行う権利を有するのは、地球物理学的調査および地下水探査・評価業務に関連する目的による場合のみである。
　カザフスタン共和国政府の決定に基づき、地質調査鉱区において地下資源利用者は評価井の掘削を行う権利を有する。
第５項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
５．地下水鉱区の埋蔵量は、地下資源鑑定国家委員会が実施する国家鑑定を受けなければならない。地下資源の国家鑑定実施手順、地下資源鑑定国家委員会に関する規定、および同委員会の構成は、地下資源調査管轄機関がこれを決定する。
　地下水鉱区の埋蔵量に対する国家鑑定の肯定的な結論は、カザフスタン共和国の水関連法令に従い地下水国家登録簿へ埋蔵量データを記載する根拠となるものである。
　地下水の取水および利用は、カザフスタン共和国の水資源法制に従って行われる。
参照：2020年５月27日付質問に対する2020年６月８日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣の回答第619483号（dialog.gov.kz）「井戸からの取水に関する特別水利用許可の取得に関して」

第90条　地下資源地質調査に関する地下資源利用者の報告書

１．地下資源地質調査ライセンスに基づき、地下資源利用者は定期的な地質学的報告書を提出する義務を負う。

２．定期的な地質学的報告書は、毎年、各年の４月30日までに前暦年分を提出する。

１暦年分に満たない報告書は、実際の地質利用期間に関して提出する。

地下資源鉱区利用期間の最終年度に係る１暦年分に満たない報告書は、鉱区利用期間の満了後２カ月以内に提出する。

３．ライセンスの有効期間が終了した後、その保有者であった者は地下資源調査管轄機関に対し、ライセンスの有効期間の満了日より３カ月以内に、地質調査の結果に関する最終報告書を提出する義務を負う。

４．地質学的報告書は、地質学的一次情報資料に基づくものとし、地質学分野における学術研究、試験、調査、地下水の水文地質学的掘削、土壌、表土、鉱物サンプルの収集および分析試験業務の状況および成果に関するデータを含むものとする。

５．本条が定める報告書は、地下資源調査管轄機関に対し、同機関が承認する様式をもって提出する。

参照：2018年９月10日付質問に対する2018年９月13日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第514673号（dialog.egov.kz）「地下資源地質調査時における地下資源利用者による報告書の提出期限について」

第91条　地質学的情報に関する権利

１．地下資源地質調査ライセンスの保有者は、地質調査の成果として自らが取得した地質学的情報を自由に取り扱う権利を有する。

２．地質調査の成果として地下資源利用者が取得した地質学的情報は、本条に従い、ライセンス期間の満了日より１カ月以内に、地下資源調査管轄機関による利用のために無償で引き渡さなければならない。

地下資源調査管轄機関は、取得した地質学的情報を、その取得日より５年（機密保持期間）が経過した後に開示する。

第92条　地下資源地質調査ライセンスのはく奪とその手順

１．下記の場合、地下資源地質調査ライセンスは地下資源調査管轄機関によって取り消される。

本法典第89条第４項の規定への違反

地下資源地質調査ライセンス交付に係るサインボーナスが、カザフスタン共和国の税法が定める金額および期日で納付されていない。

２．違反が明らかとなった場合、地下資源調査管轄機関は地下資源利用者に対し、書面をもってこれを通知する。

３．地下資源利用者は、地下資源調査管轄機関からの通知を受領した日より20営業日以内に、明らかとなった違反を是正する義務を負う。

地下資源利用者は地下資源調査管轄機関に対し、本項が定める期限内に、書面をもって違反の是正を通知し、当該の是正を証明する書類をこれに添付する。

所定の期限内に違反が是正されない場合、地下資源調査管轄機関は本条第４項に従いライセンスをはく奪する。

４．ライセンスのはく奪は、地下資源調査管轄機関が地下資源利用者に対し、書面をもってライセンスのはく奪を通知する方法で実施する。

ライセンスは、地下資源利用者がライセンスのはく奪に関する通知を受領した日より10暦日後にその効力を停止する。

５．地下資源利用者は、ライセンスのはく奪に関する通知を受領した日より、取り消されるライセンスに基づく業務を直ちに取りやめ、地質調査鉱区内から、当該鉱区内に存在するあらゆる営造物、資材、設備を撤去する義務を負う。

６．地下資源利用者は、ライセンスのはく奪に関する通知を受領した日より、司法手続きをもってライセンスのはく奪に異議を申し立てる権利を有する。当該の争議の間、本条第４項に記載の期間は、裁判所による決定が発効するまで延期となる。

第VII部　炭化水素の探鉱および採掘

第15章　炭化水素に係る地下資源利用権の供与と停止に関する個別規定

第１節　炭化水素に係る地下資源利用権の、競売に基づく供与

第93条　炭化水素に係る地下資源利用権取得申請者に対する要件

第１項には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）に従って変更が加えられた。

１．炭化水素に係る地下資源利用権を付与する際、炭化水素に係る地下資源利用権の取得を申請する者は、次の書類を提出する。

1）銀行口座の保有およびその番号に関する情報、ならびに探査期間中に地下資源区画において実施すべき作業の量および種類に関する最低要件を履行するために十分な額の銀行口座残高証明書

2）貸付金の使途として、炭化水素に係る地下資源利用権の取得を申請する者の活動への資金供与を定める金銭消費貸借契約または炭化水素探査活動への資金供与契約の写しであって、その資金供与額が、探査期間中に地下資源区画において実施すべき作業の量および種類に関する最低要件を履行するために十分なものであるもの。

炭化水素に係る地下資源利用権の取得を申請する者の財務能力を証明する書類として、金銭消費貸借契約または炭化水素探査活動への資金供与契約の写しを提出する場合には、本項第１段落第１号に定める貸付人の財務能力を証明する書類を追加して提出するものとする。

炭化水素に係る地下資源利用権の取得を申請する者の銀行口座に、探査期間中に地下資源区画において実施すべき作業の量および種類に関する最低要件を履行するために必要な資金が不足している場合には、本項第１段落第２号に定める書類を追加して提出するものとする。

第２項は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。

２．本法典に定める場合において、探査期間中に地下資源区画において実施すべき作業の量および種類に関する最低要件を履行するために十分な資金を有することを証明するため、次の書類のうちいずれか１つを提出するものとする。

1）申請書の提出に先立つ１年間に関する申請者の貸借対照表であって、当該の者が探鉱期間中に地下資源鉱区において業務の規模および種類に対する最低限の要件の履行に資金を投じる能力を有していることを証明する貸借対照表の写し

2）探鉱期間中に地下資源鉱区において業務の規模および種類に対する最低限の要件を履行するに足る自己資金（申請者の口座の状態に関する第２層銀行の証明書）または借入資金（借入（融資）契約書、その他の契約書）を有していることを示す文書資料

第３項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。

３．海洋地下資源鉱区に対する地下資源利用権を取得するには、本条第１項に記載の要件に加え、カザフスタン共和国の大陸棚エリアまたはカザフスタン共和国領外の海洋における地下資源利用業務の良好な実績を有していなければならない。

法人の場合、本項第１段落に記載の要件は、当該法人の株式（出資比率）の25%以上を直接保有する者が然るべき実績を有している場合には履行されたものとみなされる。

第94条は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号および2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。

第94条　競売実施申請書

第１項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。

１．炭化水素に係る地下資源利用権の取得を希望する者は、炭化水素に係る地下資源利用権の付与に関する競売の実施を求める申請書を統轄機関に提出しなければならない。当該申請書には、次の事項を記載しなければならない。

第１号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。

1）自然人の場合－姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）および個人識別番号

第２号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。

2）法人の場合－申請者の名称、法人国家登記に関する情報および企業識別番号

本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第２－１号が追加された。

２－１）申請者を支配する者、国家および国際機関、ならびに支配者ではないものの申請者の持分または株式を保有する者、国家および国際機関に関する情報ならびに持分または株式の保有割合および保有方法に関する情報

第３号は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。

3）炭化水素の探鉱および採掘または採掘を目的として競売に基づき供与される地下資源鉱区として地下資源国家基金管理プログラムに記載されている地下資源鉱区の申請対象エリア、または低探査地域内に位置する地下資源鉱区の申請対象エリアの名称および地理的座標

本節において、地下資源鉱区の申請対象エリアは、本法典第36条第１－５項または第70条第３項第１段落第２号に規定するエリアの範囲内に完全に含まれていなければならない。

本節の適用上、持分または株式の保有とは、自然人、国家または国際機関が、申請者の持分または株式、および（または）申請者の持分または株式を保有する法人および（または）組織の持分または株式を保有するこ

と（他の法人および（または）その他の組織の持分または株式を通じた保有を含む）をいう。この場合において、保有とは、持分に係る権利、株式に対する所有権、持分その他の出資持分の形態（所有権を証明する証券または株式もしくは持分に転換可能な証券を含む）をいう。

本項第２－１号に定める、支配者ではないものの申請者の持分または株式を保有する者、国家および国際機関に関する情報の提出要件は、組織化された証券市場で流通する株式および（または）有価証券を通じて当該持分または株式を保有するこれらの者、国家および国際機関には適用しない。

第２項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

２．競売実施申請書は、統轄機関への到着日から20営業日以内に審査しなければならない。ただし、低探査地域内に位置する地下資源鉱区に係る競売実施申請書については、統轄機関への到着日から10営業日以内とする。

競売実施申請書を審査した結果、統轄機関は次の措置を講ずる。

第１号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

１）本法典第95条に従い、競売実施通知を、年４回を超えない範囲で公示する。ただし、低探査地域内に位置する地下資源鉱区を除く

第２号は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。

２）次に掲げる場合、競売実施申請書の審査を拒否する

申請者が申請書提出に先立つ３年の間に他の競売実施申請書を提出したにもかかわらず、競売参加者として登録されなかった場合

申請対象の地下資源鉱区が本条第１項第２段落の要件に適合していない場合

本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第３号が追加された。

３）本項第２段落第２号に基づき申請書の審査が拒否されなかった場合、本項第１段落に定める申請書審査期限の満了日から５営業日以内に、低探査地域内に位置する地下資源鉱区について、炭化水素の探鉱および採掘を目的として、本法典第95条に従い競売実施通知を公示する

競売実施通知が公示された場合には、競売参加申請書は、本法典第96条に定める要件に従って提出するものとする。

第95条　競売実施条件

第１項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号、2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）および2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により変更が加えられた。

１．鉱区ごとの競売は、競売の実施に関する申請、ならびに本法典第103条第３項第２段落に定める場合において、統轄機関により実施される。

競売実施通知およびその実施条件は、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象ならびに地下資源利用統一プラットフォームにおいて、カザフ語およびロシア語で掲載される。

競売への参加を希望する者は、競売の実施手続に関する情報を取得する権利を有する。

第２項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

２．炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売の実施に関する通知は、下記を含むものでなければならない。

１）競売の実施年月日および実施時間

第２号は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。

２）参加申請書提出期限

低探査地域内に位置する地下資源鉱区については、参加申請書提出期限は通知公示日から10営業日とする

３）地下資源鉱区（鉱床）の名称、および概要、競売にかけられる地下資源利用権

４）地下資源利用業務の種類

５）競売参加費の額、およびその支払いのための銀行情報

本項には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）に従って第５－１号が追加された。

５－１）保証金の額およびその支払いのための銀行口座情報

第６号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

６）炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権を供与する場合には、本条第３－１項の要件を考慮したうえで、探鉱期間中における地下資源鉱区内での業務の規模および種類に対する最低限の要件、ならびに業務の評価額

7）カザフスタン共和国の税法が定める各々のブロックに対するサインボーナスの最低価格に基づき決定したサインボーナスの開始価格
8）採掘期間中におけるカザフスタン人材に対する教育費用の額
9）採掘期間中におけるカザフスタン共和国領内での科学技術・研究開発業務に係る費用の額
10）採掘期間中における地域の社会・経済的発展および地域インフラ整備に係る費用の額
第11号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
11）商品、役務、サービス、人材面における国内価値に係る最低限の義務
12）地下資源利用を目的として供与される土地区画に対し登録されている権利に関する情報
13）炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権を供与する場合には、本法典第119条第７項が定める条件の記載
第14号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
14）地下資源利用契約に基づく探鉱期間または準備期間の長さ。低探査地域内に位置する地下資源鉱区については、最初に設定した探鉱期間は３年とする
競売実施年月日は、競売参加申請書の提出期間が満了した日より２カ月以内でなければならない。ただし、低探査地域内に位置する地下資源鉱区に係る競売を除く。
低探査地域内に位置する地下資源鉱区に係る競売は、競売参加申請書の審査期限の満了日から10営業日以内に実施する。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第２－１項が追加された。
２－１．高難易度のプロジェクトに該当する地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用権付与のための競売実施通知には、本条第２項第１段落第11号、第13号および第14号を除いた、本条第２項に定める事項に加え、競売への参加を希望する者が、本法典第36条第５－１項に従い、その競売参加申請書において国内人材に係る国内価値についての最低限の義務を定めることを求める要件を記載しなければならない。
３．以前に地下資源利用契約が解除された地下資源鉱区に関する競売を実施する場合には、競売実施通知に下記をさらに記載しなければならない。
第１号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
１）地下資源鉱区が炭化水素部門における国営企業の信託管理に引き渡されている場合には
信託管理契約に従い信託管理者が負担した費用の償還ならびに本法典に定める場合を除いた、信託管理者への報酬の支払いに関する条件
本法典第107条第８項第１号に従い引き渡された資産の価額の、旧地下資源利用者への補償に関する条件
信託管理者が信託管理の過程において取得し、または受領した引渡対象資産の価額を国に償還することに関する条件
２）本法典第119条第19項に定める場合には、旧地下資源利用者が発見および評価に費やした費用の、同地下資源利用者への補償額および補償期限に関する条件
３）本法典第107条第４項第２号および第３号に定める場合には、旧地下資源利用者への保証額に関する情報
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第３－１項が追加された。
３－１．低探査地域内に位置する地下資源鉱区について炭化水素の探鉱および採掘を目的とする競売を実施する場合、作業プログラムには次に掲げる事項を定めなければならない。
１）最初に設定した探鉱期間における地質測量業務および（または）地球物理学的業務の最低規模。同作業には、地下資源鉱区のエリアの30%以上を対象とする二次元地震探査の実施を含む
２）最初に設定した探鉱期間の直後に続く探鉱期間における探鉱作業の最低規模。同作業には、少なくとも１本の探鉱井の掘削を含む。
低探査地域内に位置する地下資源鉱区に係る競売への参加は、競売実施日時点で低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の当事者である者、または低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく地下資源利用者を支配する者には、認められない。
４．競売参加申請書提出期限は、競売実施に関する通知の公布日より２カ月間とする。
第５項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号および2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定
５．競売参加費の額は、共和国予算法により定められ、かつ競売実施通知の掲載日において有効な月次計算指標の100倍とする。
第６項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号および2022年７月14日付カザフスタン共和国法

第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定
６．競売参加費は、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータに支払うものとし、返金は行わない。
競売参加費は、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータにより、３営業日以内に国庫歳入へ納付される。
本条には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）に従って第７項から第11項が追加された。
７．保証金は、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータに支払うものとし、競売落札者の署名ボーナス納付義務の履行を確保するための担保とする。
保証金の額は、統轄機関が定めるものとし、次の各号のとおりとする。
１）炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権を付与する場合には、カザフスタン共和国の税法令に従って定められる署名ボーナスの開始額の２倍に相当する額
２）炭化水素の採掘に係る地下資源利用権を付与する場合には、カザフスタン共和国の税法令に従って定められる署名ボーナスの開始額と同額
８．本法典に定める事由に基づき統轄機関から参加申請書の受理を拒否された競売申請者の保証金は、保証金返還申請書の提出後３営業日以内に返還する。
保証金返還申請書は、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータ宛てに提出するものとする。
９．競売への参加を認められた競売参加者の保証金は、競売落札者および競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者を除き、競売終了後、保証金返還申請書の提出後３営業日以内に返還する。
保証金返還申請書は、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータ宛てに提出するものとする。
10．競売落札者の保証金および競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者の保証金は、競売落札者が本法典第100条第３項に定める要件を履行した場合において、保証金返還申請書の提出後３営業日以内に返還する。
競売落札者が本法典第100条第３項に定める要件を履行したことについて、統轄機関は、競売落札者から署名ボーナスの納付を証する書類を受領した日から３営業日以内に、競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者に通知するものとする。
競売落札者の保証金および競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者の保証金は、本人の申請により、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータにより、競売落札者の署名ボーナス納付義務の履行に充当することができる。
11．本法典第100条第３項に定める要件を履行しなかった場合には、競売落札者の保証金は返還せず、署名ボーナスの納付期限の満了日から３営業日以内に、保証金を国庫歳入に繰り入れる。また、次の場合についても同様とする。
１）競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者が、本法典第100条第３項および第５項に定める要件を履行しなかった場合には、その保証金は返還せず、署名ボーナスの納付期限の満了日から３営業日以内に、保証金を国庫歳入に繰り入れる。
２）競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者が、本法典第100条第３項および第５項に定める要件を履行した場合には、保証金返還申請書の提出後３営業日以内に保証金を返還する。

第96条　競売参加申請書
第１項は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。
１．炭化水素に係る地下資源利用権付与のための競売への参加を希望する者は、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象を利用し、電子デジタル署名により認証された電子文書の形式による競売参加申請書を統轄機関に提出するものとする。
２．競売参加申請書は下記を含むものでなければならない。
第１号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
１）自然人の場合－申請者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報
第２号は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。さらに2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
２）法人の場合－申請者の名称、法人としての国家登録に関する情報（商業登記簿謄本または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の認証済み文書）および代表者に関する情報
本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第２－１号が追加された。
２－１）申請者を支配する者、国家および国際機関に関する情報、ならびに支配者には該当しないものの申

請者の持分または株式を保有する者、国家および国際機関に関する情報。この場合、持分または株式の保有割合および保有方法に関する情報を含むものとする。
本号に定める、支配者には該当しないものの申請者の持分または株式を保有する者、国家および国際機関に関する情報の提出義務は、組織化された証券市場において流通する株式および（または）有価証券を通じて当該持分または株式を保有する者、国家および国際機関には適用しない。
3）*2022年7月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号により削除。（2023年1月1日施行）*
4）競売実施に関する通知に記載されていた地下資源鉱区の名称
本項には2022年7月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年1月1日施行）に従って第5号が追加された。
5）競売参加者による参加手数料の支払いに関する情報
本項には2022年7月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年1月1日施行）に従って第6号が追加された。
6）申請者による保証金の支払いに関する情報
3．申請書にはさらに下記を添付する。
1）通知に記載されている地下資源利用権の供与条件を確実に履行することを示す申請者の誓約
2）*2022年7月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号により削除。（2023年1月1日施行）*
3）本法典第93条が定める要件に申請者が適合していることを証明する書類
4）申請書に記載されている情報を証明する書類で、然るべき形で証明を受けた書類
本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年2月28日施行）に従って第4－1号が追加された。さらに2024年4月6日付カザフスタン共和国法第71-VIII号（2024年6月8日施行）に従って変更が加えられた。
4－1）申請者を支配する者、国家および国際機関、ならびに支配者には該当しないものの申請者の持分または株式を保有する者、国家および国際機関について、その保有割合および保有方法を明らかにした申請者の支配構造の模式図
5）*2022年7月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号により削除。（2023年1月1日施行）*
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年1月10日施行）に従って第6項が追加された。
6）高難易度のプロジェクトに該当する地下資源鉱区における地下資源利用権の付与の場合には、申請者が本法典第36条第5－1項に従って定める人材に係る国内価値についての最低限の義務
第4項には2022年7月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年1月1日施行）に従って変更が加えられた。
4．申請書と申請書の添付書類は、カザフ語およびロシア語で提出する。外国人または外国法人が申請書を提出する場合、申請書の添付書類を外国語で作成してもよいが、その際公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。
本条に定める書類および情報は、本法典第99条第5項に基づき統轄機関が定める手続に従って提出するものとする。

第97条　競売参加申請書の審査手順
1．炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売への参加申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より10営業日以内に実施しなければならない。
第2項は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年2月28日施行）により改定。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年2月26日施行）に従って変更が加えられた。
2．申請書の審査結果に基づき、統轄機関は、申請者の競売参加を認め、競売参加を拒否し、または指摘された不適合の是正の必要性について通知する。
申請書の審査の結果、申請者が本条第3項第2号、第4号、第6号、第9号または第10号に定める事由により競売への参加を認めることができないと認められた場合には、統轄機関は、申請者の競売参加を拒否する。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年2月28日施行）に従って第2－1項が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年2月26日施行）に従って変更が加えられた。
2－1．本条第2項第2段落に定める場合を除き、所定の期間内に提出された申請書の審査の結果、本法典第96条の要件に適合していないことが判明した場合には、統轄機関は、その不適合の内容を示して申請者に通知する。
申請者は、統轄機関からの通知の発送日から3営業日以内に、当該通知に記載された不適合を是正することができる。
不適合を是正した後、申請者は、統轄機関に対し申請書を再提出するものとする。当該申請書は、本項第2段落に定める不適合の是正期間が満了する前に提出しなければならない。本段落に従って再提出された申請書は、統轄機関が5営業日以内に審査するものとする。申請書の審査結果に基づき、統轄機関は、申請者の競売

参加を認め、または競売参加を拒否する。
　競売実施通知に記載された競売参加申請書の提出期限が経過したことは、本項第２段落に定める期間内に再提出された申請書について、その提出および審査を拒否する理由とはならない。
第３項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
３．下記の場合、統轄機関は競売への参加を拒否する。
第１号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
　１）申請者が、競売参加申請書に関して統轄機関が指摘した不適合事項を、定められた期限内に是正しなかった場合
第２号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
　２）申請書が競売参加申請書の提出期限後に提出された場合
　３）*2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号により削除。（2024年２月28日施行）*
　４）申請書提出に先立つ３年の間に、統轄機関が申請者、または申請者を直接的または間接的に支配している者、または申請者の支配下にある者との間で締結された地下資源利用契約の効力を期日前に解消したことがある場合
　５）地下資源利用者である申請者が、他の地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘された義務違反のいずれかを是正していない場合
　６）申請者が以前、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売の落札者に指定されたが、サインボーナスを納付しなかった場合
　７）*2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号により削除。（2023年１月１日施行）*
　８）*2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号により削除。（2024年２月28日施行）*
　９）契約の範囲内における権利の集中、および（または）地下資源利用権の集中といった場合を含め、申請者への地下資源利用権の供与が、国の国家安全保障に対する脅威をもたらす場合
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第10号が追加された。
　10）申請者が、本法典第95条第３－１項第２段落が定める要件に適合していない場合
第４項は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。さらに2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
４．本条第３項第４号、第６号および第９号に定める事由に基づき競売参加が拒否された場合、申請者は当該競売手続の枠内において再申請する権利を失う。
第５項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
５．本条第３項第９号が定める場合を除き、競売参加の拒否は、拒否理由の記載を含むものでなければならない。

第98条
　2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により削除。（2026年２月26日施行）

2020年１月１日まで、第99条は下記の第277条に掲げる条文を有効とする。
第99条は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定。
第99条は2020年９月１日施行。
第99条　競売の実施
第１項は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。
１．競売参加者として登録された者が競売の実施を申請した者のみである場合には、競売参加申請書の審査が終了した日から３営業日以内に競売を中止し、当該者が署名ボーナスの開始額を納付することを条件として、本法典第100条に定める手続に従い、当該者と地下資源利用契約を締結する。
第２項には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
２．競売には、競売への参加が認められ、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした電子競売のオペレータの情報システム上に競売参加者として登録された申請者が参加する。
３．競売は、競売実施に関する通知に記載されている日程にしたがった日に実施する。
４．*2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号により削除。（2023年１月１日施行）*
第５項は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。
５．競売は、統轄機関が主催し、統轄機関が定める手続に従い、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象を利用して電子的方式により実施するものとする。
　炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータとは、本法典に定める手続に従い、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための競売を実施する法人であって、統轄機関が指定するものをいう。
　炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの指定基準は、統轄機関が承認する。

第６項は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。

６．炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータは、下記の事項を確保するものとする。

１）統轄機関により競売への参加を認められた申請者の登録

２）本法典第96条第３項に定める書類および情報を電子的方式により取得することを目的とした、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象の、関係する国家情報システムその他の情報システムとの連携

３）炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象への登録のための、申請者からの書類の受領

４）炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象の利用方法に関する、相談対応

５）炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象において、競売参加者に対する平等なアクセス条件

６）炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象を利用した、遠隔方式による競売の実施

７）競売結果登録簿の作成

８）電子競売結果登録簿の、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象における掲載

９）以下の目的のための、技術設備一式ならびにシステムソフトウェアおよびアプリケーションソフトウェアの常時稼働可能な状態での維持

炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象を適切に機能させること

競売実施日における炭化水素に係る地下資源利用権付与のための競売の実施過程への、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの職員を含む第三者による介入を防止すること

10）情報保護に関する要件および競売実施過程への不当な介入の防止に関する要件を含む、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象に係る技術要件の遵守

11）競売実施日に炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象において行われた全操作記録の、統轄機関の請求に応じた提出

12）競売実施を規律する内部技術文書の作成および承認

13）競売実施に関する統轄機関との連携

14）競売実施通知の、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象への掲載

15）競売実施のための新たなソフトウェアの開発および（または）既存のソフトウェアの改良

16）統轄機関が定める手続に従った、競売実施の停止、延期、または中止

第100条　競売の総括、ならびに炭化水素の探鉱・採掘、あるいは炭化水素の採掘に係る契約の締結

第１項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

１．競売の落札者となるのは、サインボーナスの最大価格を提示した参加者である。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区に係る競売への参加が１名のみに認められた場合、当該参加者がサインボーナスの開始価格に相当する額を納付することを条件として、当該参加者を競売落札者と認める。

第２項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定。さらに2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）、2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）および2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により変更が加えられた。

２．競売結果は、競売実施日において、炭化水素に係る地下資源利用権付与のための電子競売オペレータの情報化対象における電子競売結果登録簿に基づき、自動的に確定するものとする。

競売結果は、競売実施日から１営業日以内に、地下資源利用統一プラットフォームにおいて、カザフ語およびロシア語で掲載しなければならない。

第３項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）、2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）および2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

３．競売の落札者は、競売の結果が公示された日より20営業日以内に下記を行うものとする。

１）サインボーナスを納付する

２）サインボーナスの納付証明、ならびに、統轄機関が承認した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書に従い作成した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書に自らが署名したものを統轄機関に送付する

炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権が供与される場合、競売落札者はさらに、探鉱期間中における業務の規模、概要および実施期間を含むとともに、探鉱期間中における地下資源鉱区内での業務の規模および種類に対する最低限の要件に適合している業務プログラムを作成し、これを探鉱および採掘に係る契約書

にその不可分の一部として添付する。
　低探査地域内に位置する地下資源鉱区に対する地下資源利用権を供与する場合、作業プログラムは本法典第95条第３－１項第１段落の要件を考慮して策定する。
　炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書は、本法典第110条に従い地下資源利用者が炭化水素の探鉱および（または）採掘に係る業務を実施する権利を有する地下資源鉱区を定める契約付属書を、契約書の不可分の一部として含むものでなければならない。
　競売の落札者が競売参加申請書提出の段階で、国内価値に係る最低限の義務として役務、サービスの70%超を提示した場合、当該の義務を、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約に規定する。
４．統轄機関は、競売落札者から契約書およびサインボーナス納付証明を受領した日より20営業日以内に、当該の者との間で炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書を締結し、自らが署名した１部を競売落札者に送付する。
第５項は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）により改定。
５．競売落札者が本条第３項に定める期間内に署名ボーナスを納付せず、または自己が署名した地下資源利用契約書を統轄機関に提出しなかった場合には、当該者は契約締結の権利を失う。この場合、当該地下資源鉱区に係る契約締結の権利は、本条第３項に定める期間の満了後３営業日以内に統轄機関が発送する書面による通知により、競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者に移転する。
　統轄機関からの書面による通知の発送日から20営業日以内に、競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者は、本条第３項に定める競売落札者の要件を履行しなければならない。この場合、本条第３項第１段落第１号に定める署名ボーナスは、競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者が提示した額を納付するものとする。
　競売落札者に次ぐ高額の署名ボーナスを提示した競売参加者が、統轄機関からの書面による通知の発送日から20営業日以内に本条第３項に定める競売落札者の要件を履行しなかった場合には、当該者は契約締結の権利を失い、当該地下資源鉱区は再度競売に付される。

第101条　競売を不成立とみなす手順および根拠
第１項には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
１．地下資源利用権の供与を目的とした競売は、競売実施日に登録された参加者が２名未満である場合には不成立とみなし、再度の競売は実施しない。
　本項は、低探査地域内に位置する地下資源鉱区について実施される競売には適用しない。
第２項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）、2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により変更が加えられた。
２．競売が不成立と認定された旨の公告は、競売終了の日から１営業日以内に、カザフスタン語およびロシア語により地下資源利用統一プラットフォームに掲載されるものとする

第102条　炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を無効とみなす場合
１．裁判所は、参加者または統轄機関の要求に応じて、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を無効とみなすことができる。
２．競売を無効とみなす場合の根拠は下記の通りである。
　１）本法典が定める競売実施規則に対する違反で、競売落札者の決定に影響を及ぼす違反があった場合
　２）競売の結果、地下資源利用契約を締結した者が、明らかに不正確な情報を統轄機関に提出し、当該の情報が、当該の者の競売への参加を認める統轄機関の決定に影響を及ぼしたという事実が確認された場合
３．競売参加者は競売結果公布日より３カ月以内に、本条第２項第１号に記載されている根拠に基づき、カザフスタン共和国の法令に従い、競売の結果に対する苦情を申し立てる権利を有する。
４．競売の有効性に関する異議が契約締結前に申し立てられた場合、契約締結期限は、裁判所が決定を下すまで停止となる。
５．競売が無効とみなされた場合、競売の結果に基づき締結された契約は無効となる。
６．本条第２項第１号に記載されている根拠に基づき競売が無効とみなされた場合、当該の競売の落札者として公示された者は、納付済みのサインボーナスの返金を要求する権利を有する。

第２節　炭化水素に係る地下資源利用権の
炭化水素部門の国営企業に対する直接交渉を根拠とした供与

第103条　炭化水素に係る地下資源利用権の、炭化水素部門の国営企業に対する直接交渉を根拠とした供与の条件
１．炭化水素部門の国営企業と認められるのは、カザフスタン共和国政府の決定に基づき設立された株式会社

であって、その支配株式が国または国営管理持株会社の所有下にあり、炭化水素に係る地下資源利用部門において事業を展開している株式会社である。
２．炭化水素部門の国営企業は、一般的な根拠に基づき、本法典が定める手順に則り、炭化水素の探鉱・採掘権、または炭化水素の採掘権を取得する権利を有するが、本節に記載がある場合はその限りではない。
第３項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
３．地下資源国家基金管理プログラムに含まれ、その範囲内において炭化水素部門の国営企業に地下資源利用権が供与されるエリア内に位置する地下資源鉱区は、直接交渉に基づいて当該の国営企業の利用に供与することができる。
　直接交渉に基づく地下資源利用権の取得申請書は、当該エリアが地下資源国家基金管理プログラムに記載された日から３年以内に、炭化水素部門の国営企業が提出しなければならない。直接交渉の実施申請書が上記の期限内に提出されなかった場合、直接交渉に基づいて地下資源利用権が供与されなかったエリアは、本章第１節に従い競売に付さなければならない。
４．地下資源国家基金管理プログラムに含まれ、その範囲内において炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る地下資源利用権が競売に基づいて供与されるエリア内に位置している地下資源鉱区は、直接交渉に基づいて国営企業の利用に供することが可能であるが、これは関係者から競売実施申請書が提出されるまでのみとする。
第５項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
５．直接交渉に基づいて炭化水素部門の国営企業に供与することができる地下資源鉱区に関する炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約は、国営企業単独との間のものとして、また、戦略的パートナーとの共同のものとして、締結することができる。
　ただし、大規模鉱床について直接交渉に基づき地下資源利用権を供与する場合には、炭化水素部門の国営企業が、当該地下資源利用契約に基づく地下資源利用者として50%以上の持分を保有して参加することを必須の条件とする。
参照：2018年10月18日付質問に対する2018年11月１日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第519395号（dialog.egov.kz）「法典「地下資源および地下資源利用について」の発効前に直接交渉覚書が締結された場合における（国営企業および戦略的パートナーによる）同時契約締結の可能性について」
第６項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
６．炭化水素部門の国営企業の戦略的パートナーは、炭化水素部門の国営企業が承認する要件に適合する法人または法人コンソーシアムであって、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約については投資資金の調達を行う義務を、また、炭化水素の採掘に係る契約については署名ボーナスを負担する義務を、それぞれ引き受けたものとすることができる。
　戦略的パートナーは、国営企業が直接交渉の実施を申請する際に決定するものとする。
第７項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。
７．投資による資金提供と認められるのは、直接交渉に基づき、地下資源利用権の取得を目的として、国営企業または当該の国営企業が議決権株式（定款資本への出資比率）の50%以上を直接的または間接的に保有する法人と、戦略的パートナーとの間において、本法典が定める手順と条件に則り締結された共同事業に関する契約（協定）および（または）資金協定に基づく探鉱への資金提供である。
　共同事業に関する協定には、戦略的パートナーのサインボーナスの納付義務または国営企業が納付したサインボーナスの補償に関する義務が盛り込まれなければならない。
第８項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
８．直接交渉に基づいて炭化水素部門の国営企業に供与された地下資源利用権（地下資源利用権の持分）は、契約登録日より２年以内は譲渡してはならないが、炭化水素部門の国営企業が議決権株式（出資比率）の50%以上を直接的または間接的に保有する法人にこれを譲渡する場合はこの限りではない。
　この場合、当該の法人は、契約登録日より２年以内は地下資源利用権（地下資源利用権の持分）を譲渡する権利を有さない。
　大規模鉱床に係る地下資源利用契約において、炭化水素部門の国営企業または炭化水素部門の国営企業が議決権株式（出資持分）の50%以上を直接または間接に保有する法人の持分比率を引き下げる場合には、炭化水素部門の国営企業または炭化水素部門の国営企業が議決権株式（出資持分）の50%以上を直接または間接に保有する法人が、当該地下資源利用契約に基づく地下資源利用者の意思決定に対する支配権を維持することを条件として行うものとする。

第104条　直接交渉の実施に対する炭化水素部門の国営企業の申請書

１．直接交渉に基づいて、炭化水素の探鉱および採掘または炭化水素の採掘を目的として地下資源鉱区を利用するために取得する意図を有している炭化水素部門の国営企業は、同社が請求する地下資源鉱区の境界を記載した申請書を統轄機関に送付する。

２．炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権の取得を意図する場合、炭化水素部門の国営企業は、探鉱期間中における業務の規模、概要、期間を含み、かつ、探鉱期間中における地下資源鉱区内での業務の規模および種類に対する最低限の要件に適合している業務プログラムを申請書に添付する。

３．炭化水素部門の国営企業が戦略的パートナーを誘致する場合、申請書には下記を含めねばならない。

１）戦略的パートナーの名称、その所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）経営陣に関する情報、戦略的パートナーを直接的または間接的に支配している法人、自然人、国家、国際組織に関する情報

２）戦略的パートナーの以前の事業に関する情報、これには過去３年間のうちに戦略的パートナーが事業を行った国のリストを含む

３）炭化水素部門の国営企業または当該の国営企業が議決権株式（定款資本への出資比率）の50%以上を直接的または間接的に保有する法人と、戦略的パートナーとの間において締結された共同事業に関する協定および（または）資金協定であって、然るべき形で証明を受けたもの

４．申請書と申請書に添付するすべての書類は、カザフ語およびロシア語で作成しなければならない。炭化水素部門の国営企業が外国法人である戦略的パートナーを誘致した場合、当該の書類は外国語で作成してもよいが、公証人によりその正確性に対する証明を受けたカザフ語およびロシア語への翻訳を各々の書類に必ず添付する。

第105条　炭化水素部門の国営企業との直接交渉実施手順

１．炭化水素部門の国営企業に対する地下資源利用権の供与に係る直接交渉は、国営企業の全権代表者と統轄機関の作業部会との間で実施する。作業部会規定とその構成は、統轄機関が承認する。

２．直接交渉は、統轄機関に申請書が到着した日より２カ月以内に実施する。直接交渉実施期限は、統轄機関の決定に基づき延長することができる。

３．直接交渉の結果に基づき、統轄機関は契約締結または契約締結拒否に関する決定を下す。

４．地下資源利用契約締結の決定が下された場合、決定が採択された日より20営業日以内に、

１）国営企業またはその戦略的パートナーは、直接交渉の結果に基づき決定されたサインボーナスを納付する

２）国営企業はサインボーナスの納付証明、ならびに、統轄機関が承認した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書に従い作成した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書に自らが署名したもの（戦略的パートナーを誘致した場合は戦略的パートナーも署名したもの）を統轄機関に送付する

炭化水素の探鉱および採掘に係る地下資源利用権が供与される場合、国営企業はさらに、直接交渉の結果に基づき決定された探鉱期間中における業務の規模、概要および実施期間を含む業務プログラムを作成し、これを探鉱および採掘に係る契約書にその不可分の一部として添付する。

炭化水素の探鉱および採掘に係る契約には探鉱期間を規定するが、同期間の長さは、直接交渉の結果に基づいて決定するものである。

炭化水素の採掘に係る契約には準備期間を規定するが、同期間の長さは、直接交渉の結果に基づいて決定するものである。

炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書は、本法典第110条に従い国営企業が炭化水素の探鉱および（または）採掘に係る業務を実施する権利を有する地下資源鉱区を定める契約付属書を、契約書の不可分の一部として含むものでなければならない。

５．統轄機関は、契約書およびサインボーナス納付証明を受領した日より20営業日以内に、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約を締結し、自らが署名した１部（複数部）を国営企業に送付する。

６．業務プログラムにおいて国営企業が申告した義務の縮小または除外を盛り込んだ当該契約追加合意書を締結することは許されない。

参照：2018年10月18日付質問に対する2018年11月１日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第519395号（dialog.egov.kz）「法典「地下資源および地下資源利用について」の発効前に直接交渉覚書が締結された場合における（国営企業および戦略的パートナーによる）同時契約締結の可能性について」

第３節　炭化水素に係る地下資源利用権の解除

表題は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

第106条　地下資源利用契約の期限前解除

第１項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

１．炭化水素に係る地下資源利用契約は、下記の場合には、その効力を期限前に失う。

1）高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘に係る契約において、探鉱期間の終了時までに、地下資源利用者が、本法典に定める地下資源の国家審査において肯定的な審査結果を受けた埋蔵量評価報告書に係る鉱床を発見しなかった場合
2）本条に定める場合において、統轄機関が地下資源利用契約を一方的に期限前解除した場合
3）地下資源利用者が契約期間の満了前に地下資源鉱区の全部を返還した場合
4）その他本法典に定める場合
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第１－１項が追加された。
１－１．統轄機関は、下記の場合には、地下資源利用契約を一方的に期限前解除するものとする。
1）地下資源利用活動を禁止する裁判所の判決が確定した場合
2）地下資源利用者により承認され、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他法律に定める審査において肯定的な審査結果を受けた設計文書を備えることなく、炭化水素に係る地下資源利用業務を実施した場合
3）本法典第44条第１項の要件に違反し、その結果として国家安全保障に対する脅威を生じさせた場合
本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第４号が追加された。
4）地下資源利用者が、本法典第153条の１第３項に従い、枯渇鉱床に係る地下資源利用契約に基づく投資義務を履行しなかった場合
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第５号が追加された。
5）低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく最初に設定した探鉱期間に定められた作業プログラムが履行されなかった場合
２．統轄機関は、地下資源利用者が所定の期限内に下記を是正しなかった場合、地下資源利用契約の効力を期限前に一方的に解除する権利を有する。
1）本法典第133条第２項第１号および第２号が定める違反のうちの１つ
2）地下資源利用契約に定めるその他の義務に対する違反２つ以上
３．戦略的意義を有する地下資源鉱区における地下資源利用業務実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合、統轄機関はカザフスタン共和国政府決定に基づき、本法典の発効前に締結された契約を含め、地下資源利用契約の効力を期限前に一方的に解除する権利を有する。
上記の根拠に基づき契約の効力を一方的に解除する場合、統轄機関は２カ月以上前までに、地下資源利用者に対しこの旨を予告しなければならない。
４．戦略的意義を有する地下資源鉱区における地下資源利用業務実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合、統轄機関は、カザフスタン共和国の経済的利益の回復を目的として、本法典の発効前に締結された契約を含め、契約条件の変更および（または）追加を要求する権利を有する。
下記の場合、統轄機関は当該の地下資源利用契約の効力を期限前に一方的に停止する権利を有する。
1）契約条件の変更および（または）追加に関する統轄機関からの通知を受領した日より２カ月以内に、地下資源利用者が、契約条件の変更および（または）追加に関する交渉の実施に対する自らの同意を書面により証明しないか、または、当該の交渉の実施を拒否した場合
2）契約条件の変更および（または）追加に関する交渉の実施に対する地下資源利用者の同意を受領した日より４カ月以内に、両当事者が契約条件の変更および（または）追加に関する合意に至らなかった場合
3）カザフスタン共和国の経済的利益の回復に関する了承済みの決定がなされた日より６カ月以内に、両当事者が契約条件の変更および（または）追加に署名を行わなかった場合
５．地下資源利用契約の効力の一方的な期限前解除は、当該の契約の解除に関する書面による通知を統轄機関が地下資源利用者に送付する形で実施する。
契約は、当該の通知を地下資源利用者が受領した日より２カ月が経過した後に効力を喪失する。
６．地下資源利用者は、統轄機関による地下資源利用契約の効力の期限前停止に係る合法性について、自らが通知を受領した日より２カ月以内に、裁判所に異議を申し立てる権利を有する。地下資源利用者が裁判所に申し立てを行った場合、本条第５項に記載の期間は、裁判所決定が法的効力を発するまで停止となる。

第107条　地下資源利用権が解除された場合における地下資源鉱区および資産
１．地下資源利用契約の効力が解除された日より、当該の契約で定められている地下資源鉱区は国に返還されたものとなる。
２．探鉱期間が満了した日より探鉱鉱区は国に返還されたものとなるが、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書への登録済みの補遺であって、鉱区および採掘期間または準備期間の正式な記載を盛り込み、かつ本法典第110条に従い炭化水素採掘鉱区を定める契約付属書を含む補遺に記載されている地下資源鉱区はこの限りで

はない。
３．採掘期間が満了した日より、採掘鉱区は国に返還されたものとなる。
　地下資源利用契約において２つ以上の採掘鉱区が定められている場合、これらの鉱区は１つずつ、採掘期間が満了した日より国に返還されたものとなる。
４．地下資源鉱区に関する地下資源利用権が解除された場合、統轄機関は地下資源利用者に対し、下記の決定のうち１つを通知する。
　１）地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置を実施すること
　２）地下資源鉱区を引き続き他者に供与する目的で、地下資源鉱区休止保存を実施すること
　３）地下資源鉱区を炭化水素部門の国営企業の信託管理へ引き渡すこと
５．通知は下記の場合と期限で送付する。
　１）採掘期間が終了した時点で地下資源利用契約の有効期間が満了する場合－採掘期間終了の２カ月以上前まで
　２）地下資源利用契約の効力が統轄機関により期限前に一方的に解除される場合－地下資源利用契約の効力の期限前解除に関する通知の送付と同時に
　３）両当事者の合意に基づき地下資源利用契約が破棄される場合－契約破棄に関する合意書への署名と同時に
　４）本法典第119条第16項第２号に定める場合－地下資源利用契約書補遺の締結拒否に関する通知の送付と同時に
６．地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置、または地下資源鉱区を引き続き他者に供与する目的における地下資源鉱区の休止保存処置に関する統轄機関の通知を受け取った者は、
　１）直ちに取り止めると非常事態を発生させかねない業務を除き、地下資源鉱区における地下資源利用業務を取り止める義務を負う。この種の業務の取り止めは、通知受領日より２カ月以内に実施する。
第２号は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。
　２）撤収処置プロジェクトまたは休止保存プロジェクトに従い、本法典第126条第３項第１－１号および第127条第３項第１－１号に定める期限内に、地下資源利用後の撤収処置または地下資源鉱区の休止保存に係る作業を開始する義務を負う。
　３）通知を受領した日より６カ月以内に、地下資源鉱区内から自らが採掘した炭化水素、ならびに自らの所有物である設備およびその他の資産を搬出する権利を有する。上記の期間内に搬出されなかった設備および資産は、本法典が定める要件に従い撤収処置または休止保存に付される。
７．旧地下資源利用者が存在しなくなった、または旧利用者が本条第６項第２号に定める義務の履行を忌避した場合、地下資源利用後の撤収処置または地下資源鉱区の休止保存に係る業務は担保金をもって実施する。
８．炭化水素部門の国営企業の信託管理への地下資源鉱区の引き渡しに関する統轄機関の通知を受け取った者は、
第１号は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。
　１）通知を受領した日から１カ月以内に、生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための設備およびその他の資産であって、新たな地下資源利用者に資産を譲渡するまでの期間をもって炭化水素部門の国営企業の信託管理に引き渡すべきもののリストを作成し、統轄機関の承認を得る義務を負う。
　旧地下資源利用者が存在しなくなった場合、または旧地下資源利用者が生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための設備およびその他の資産のリストの作成および（または）承認を忌避した場合、当該リストは炭化水素部門の国営企業が自ら作成する。
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第１－１号が追加された。
　１－１）生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための設備およびその他の資産のリストが統轄機関により承認された日から15暦日以内に、本法典第108条第２項に従い炭化水素部門の国営企業との間で信託管理契約を締結する義務を負う。
　旧地下資源利用者が存在しなくなった場合、または旧地下資源利用者が生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための設備およびその他の資産の炭化水素部門の国営企業への引渡しを忌避した場合、統轄機関は当該の設備およびその他の資産につきその代理人として行動し、本項第１号第２段落に定めるリストに従い、生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための引渡し対象の設備およびその他の資産の状態に関する記載を含む証書に基づき、これを炭化水素部門の国営企業に引き渡す。
第２号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
　２）通知を受領した日より６カ月以内に、地下資源鉱区内から自らが採掘した炭化水素、ならびに自らの所有に属する資産を搬出する権利を有する。ただし、本項第１号に定める設備およびその他の資産を除く。
本条には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2023年１月１日施行）に従って第８－１項が追加された。
８－１．本条第６項および第８項に定める場合において、統轄機関から通知を受けた者は、実施した作業に関

する報告書を提出する。
９．本条第４項第３号に定める場合、
第１号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
１）信託管理者は本条第８項第１号に定める、設備およびその他の資産の状態および有無の確認を実施する。
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第１－１号が追加された。
１－１）信託管理者は、本条第８項第１号に記載の設備およびその他の資産の評価を、信託管理者と統轄機関の通知を受領した者との間で合意された方法により実施する。
設備およびその他の資産の信託管理契約の締結日から１カ月以内に、信託管理者と統轄機関の通知を受領した者が設備およびその他の資産の評価方法について合意に至ることができない場合、または旧地下資源利用者が存在しなくなった場合もしくは信託管理契約の締結を忌避した場合、統轄機関は、設備およびその他の資産の譲渡が行われる課税期間に先立つ課税期間の末日時点における固定資産の価額に基づき、税務会計データを根拠とした設備およびその他の資産の評価方法を決定する権利を有する。
第２号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
２）本条第８項第１号に規定される設備およびその他の資産ならびに信託管理者が信託管理の実施過程で取得および（または）受領した資産は、地下資源利用契約締結の日から新たな地下資源利用者の所有に移転するものとし、当該の新たな地下資源利用者は、地下資源利用契約に定める手順および期限に従い、生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための当該設備および資産の価額を旧所有者に支払うものとする。信託管理者は、譲渡される資産の一覧およびその状態に関する情報を含む引渡書により、当該資産を新たな地下資源利用者に引き渡す。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第９－１項が追加された。
９－１．本法典第VII部においては、生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための設備およびその他の資産とは、炭化水素の採掘事業の実施に使用される資産複合体を構成する相互に関連する物、財産権および無形資産の総体であって、その欠如または喪失が、採掘の停止を招くか、もしくはプロジェクト文書の指標を考慮して地下資源利用権の消滅前に達成された採掘量の低下を招き、および（または）地下資源利用事業の産業安全性に対する脅威を生じさせるか、もしくは生じさせるおそれのあるものをいう。当該設備および資産には、坑井、生産設備、パイプライン、原料の貯蔵および精製のための施設、地下資源鉱区および地下資源利用事業の実施のために供与された土地区画内に所在する建物および構築物、ならびにインフラ施設、備品、原料、ソフトウェア、技術文書その他の文書、無形資産その他地下資源利用事業の生産プロセスおよび産業安全性を直接的に確保する資産複合体の構成要素が含まれる。
10．本条第４項第２号および第３号に定める場合。
第１号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
１）統轄機関は当該の地下資源鉱区について、炭化水素に係る地下資源利用権の供与を目的とした競売を実施するか、または直接交渉により炭化水素部門の国営企業に地下資源利用権を供与する。
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第１－１号が追加された。
１－１）戦略的鉱区統轄機関は、直接交渉の実施により炭化水素部門の国営企業に地下資源利用権を供与する。
２）統轄機関は地下資源利用契約の締結日より10営業日以内に、旧地下資源利用者に対し、地下資源利用後の撤収処置を保証するために担保対象となる銀行預金契約に係る権利を新たな地下資源利用者に譲渡する必要があることと、その譲渡期限に関する通知を送付する。
３）旧地下資源利用者は通知に記載されている期限内に、地下資源利用後の撤収処置を保証するために担保対象となる銀行預金契約に係る権利を新たな地下資源利用者に譲渡する。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第11項が追加された。
11．本条の規定は、発見された鉱層または炭化水素鉱床の一部を含む地下資源鉱区に係る地下資源利用権が消滅し、その後当該地下資源鉱区が本法典第151条第４項、第５項および第６項に従い他の炭化水素の探鉱および採掘または採掘に係る契約に編入される場合には適用しない。

第108条　地下資源利用権が解除された場合における地下資源鉱区の信託管理
１．本法典第107条第４項第３号に定める場合、地下資源鉱区を引き続き他者に供与する目的で炭化水素部門の国営企業の信託管理に引き渡す決定に関する通知の送付日後５営業日以内に、統轄機関は炭化水素部門の国営企業との間で当該の地下資源鉱区に係る信託管理契約を締結する。

２．地下資源鉱区の信託管理契約はカザフスタン共和国民法に従い作成し、締結するものであると同時に、信託管理者に下記の権利を供与するものである。
１）地下資源利用業務実施に係る契約の締結なしに地下資源利用業務を実施する権利
２）地下資源鉱区の信託管理業務を実施する目的で、地下資源利用権において土地区画を取得する権利
３．信託管理者は、地下資源鉱区の信託管理時に自らが費やし、所定の方法に則り証明した支出について、支出の必要性を証明する書類を提出した場合には、地下資源鉱区の利用により生じる収入から補償を受ける権利を有する。
上記の支出補償が行われた場合、新たな地下資源利用者は、本条に従い以前に補償されている信託管理者の支出については補償しない。
収入がないか、または収入が不足している場合、支出補償は信託設定者（受益者）の費用負担において実施する。
４．信託管理による収入は、信託管理者の支出補償、および信託管理契約の履行に関連する税の納付に充てる額を除いて、信託管理契約の効力の解除の結果に基づき信託設定者（受益者）へ送るものとする。
５．地下資源鉱区の信託管理契約の範囲内における商品、役務およびサービスの取得の実施には、本法典に定める要件の遵守を伴わない。
６．信託管理者は、地下資源鉱区の信託管理契約によって自らに供与されている権限を超えて、または所定の制限に違反して、自らが行った取引により生じた債務については、自らの資産をもってこの責任を負う。
第７項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
７．土地区画は、地下資源鉱区の信託管理契約の有効期間をもって信託管理者名義で再登録されるが、これは同契約の締結日より10年以内の期間とする。ただし、本法典第36条第１－１項第３－１号に定める炭化水素の探鉱および採掘に係る標準契約によるものは500ブロックを超えてはならない。

表題は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
第109条　地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産に対する差し押さえの特例
第１項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
１．担保権が設定された場合であっても、地下資源利用権（地下資源利用権における持分）および（または）地下資源利用権関連資産を差し押さえる場合、地下資源利用権（地下資源利用権における持分）および（または）地下資源利用権関連資産の然るべき現金化（売却）は、本法典に別段の定めがない限り、公売によりこれを実施する。
公売の結果として、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の譲渡（担保権の実行による場合を含む）に係る取引を締結する場合には、公売の落札者は、本法典第44条第２項に定める場合を除き、本法典第45条に従い、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転について、統轄機関の許可を取得しなければならない。
本項の規定は、破産手続きの実施にあたり資産一式を売却する場合にも適用する。
２．担保権が設定された地下資源利用権（地下資源利用権における持分）、地下資源利用権関連資産の価額から担保権者の要求を満たす場合は、司法手続きに則ってこれを実施する。
第３項は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
３．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の換価（売却）のための公売を公告する前に、公売実施者は、統轄機関に対し、公売に付される地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または公売に付される対象資産に係る地下資源利用権（地下資源利用権の持分）に関する情報の提供を請求しなければならない。
統轄機関は、当該請求を受領した日から10営業日以内に、公売実施者に対し、以下の事項を含む地下資源利用権（地下資源利用権の持分）に関する情報を提供するものとする。
１）地下資源利用業務の種類
２）地下資源利用権の残存期間を含む、地下資源利用権の存続期間に関する情報
３）地下資源利用契約の条件違反に関する通知の有無についての情報
４）提出された報告書に基づく地下資源利用契約上の条件の履行状況に関する情報
５）地下資源利用業務の実施条件に影響を及ぼすその他の情報
公売実施者は、本項第２段落に定める情報を受領した後、公売実施公告において、統轄機関から提供を受けた地下資源利用権（地下資源利用権の持分）に関する情報についても掲載するものとする。
第４項は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
４либо требовать назначения новых торгов. 地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の換価（売却）のための公売が不成立となった場合には、担保権者は、担保の目的物を自己の所有とし（地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産を取得し）、または新たな公売の実施を求める権利を有する。

５．本条の規定と相反する担保契約およびその他の協定の条件は無効とする。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第６項が追加された。
６．地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の換価（売却）のための公売が、本条の要件に違反して実施された場合には、当該公売は無効とする。
地下資源利用権（地下資源利用権の持分）および（または）地下資源利用権関連資産の移転が本条の要件に違反して行われる場合には、統轄機関は、当該移転に対する許可の発給を拒否するものとする。

第16章　炭化水素の探鉱および採掘を目的とした地下資源鉱区

第110条　炭化水素に係る地下資源利用業務の実施を目的として供与される地下資源鉱区

１．地下資源国家基金管理プログラムに含まれている地下資源鉱区は、下記の通り、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘を目的として供与することができる。
１）競売によって
２）炭化水素部門の国営企業に対し、直接交渉に基づいて
同一の地下資源鉱区を、炭化水素に係る異なる複数の地下資源利用契約に基づいて同時に利用することはできない。
ただし、複数地下資源鉱区のエリアが、完全にまたは部分的に一致することは許容される。
第２項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。
２．地下資源利用者が、炭化水素の探鉱・採掘に係る契約または炭化水素の採掘に係る契約に基づき、炭化水素の探鉱または採掘を実施することができる地下資源鉱区の空間的境界は、当該契約の不可分の一部を構成する附属書において、下記の事項を考慮して定めるものとする。
１）炭化水素の探鉱・採掘に係る契約または炭化水素の採掘に係る契約における探鉱鉱区または採掘鉱区の当初の空間的境界は、地下資源国家基金管理プログラムに従って定める。
２）発見された鉱床の評価を目的として、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間を延長する場合、ならびに高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づき評価段階へ移行する場合における探鉱鉱区の空間的境界は、評価を要する発見鉱床の推定輪郭が全部または一部において存在する区画を含むものとする。
３）発見された鉱床の試験操業を目的として、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間を延長する場合における探鉱鉱区の空間的境界は、試験操業の実施が予定される鉱床の推定輪郭が全部または一部において存在する区画を含むものとする。
４）炭化水素採掘鉱区の空間的境界（上部境界を除く）は、地下資源利用者が承認し、かつ地下資源の国家審査において肯定的な審査結果を受けた地質埋蔵量評価報告書に基づき決定される鉱床の輪郭に基づいて定めるものとする。
探鉱鉱区内に複数の独立した鉱床が発見された場合には、地下資源鉱区の空間的境界は、鉱床ごとに定めるものとする。
５）炭化水素の探鉱・採掘に係る契約または炭化水素の採掘に係る契約に基づく当初の地下資源鉱区を拡張することを目的として申請される地下資源鉱区の空間的境界は、地下資源調査管轄機関との協議（申請対象となる地下資源鉱区が地下資源利用の対象ではないことの確認を目的とする）を経て、地下資源利用者が承認し、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める審査において肯定的な審査結果を受けた、発見鉱床の推定輪郭を定めた基本設計文書の補足文書に従って定めるものとする。
６）本法典第114条に従い地下資源鉱区を国家へ返還することにより地下資源鉱区が縮小された後、地下資源利用者に残る探鉱鉱区または採掘鉱区の空間的境界は、地下資源利用者が定めるものとする。
７）本法典第115条に従い、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく地下資源鉱区を分割する場合（主たる地下資源鉱区および分割される地下資源鉱区）における探鉱鉱区または採掘鉱区の空間的境界は、次のとおり定める。
探鉱鉱区の一部を分割する場合には、地下資源利用者が承認し、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める審査において肯定的な審査結果を受けた探鉱作業計画の補足文書に従って定めるものとする。当該補足文書には、主たる地下資源鉱区および分割される地下資源鉱区において、それぞれ対応する発見鉱床の評価作業を実施することを定めなければならない。
探鉱鉱区または採掘鉱区を分割する場合には、分割の対象となる炭化水素の探鉱・採掘に係る契約または炭化水素の採掘に係る契約に記載された各地下資源鉱区に関するデータに基づいて定めるものとする。
本項第１段落第１号から第４号まで、第６号および第７号に定める地下資源鉱区の空間的境界に関する情報は、統轄機関が通知により地下資源調査管轄機関へ送付するものとする。
３．他者に属しているか、または他者の利用下にある土地区画内に位置している（部分的に位置している）地下資源鉱区を供与する場合、当該の土地区画内における地下資源鉱区の空間上の上部境界は、当該の土地区画

の地表面の最も低い地点から30mの深さに設定されているものとみなす。
４．特別自然保護区域または水ファンド用地のエリア内の土地に部分的に位置している地下資源鉱区を供与する場合、当該のエリア内における地下資源鉱区の空間上の上部境界は、当該の土地区画の地表面の最も低い地点から30mの深さに設定されているとみなす。
５．炭化水素に係る地下資源利用権を保有する他の地下資源利用者の地下資源鉱区の下方に位置している（部分的に位置している）地下資源鉱区を供与する場合、当該の地下資源利用者の地下資源鉱区エリア内における供与対象である地下資源鉱区の空間上の上部境界は、地下資源利用者の地下資源鉱区の空間上の下部境界に沿って決定する。
６．本法典第117条第２項および第３項に記載の根拠に基づき探鉱期間を延長した探鉱鉱区ならびに採掘鉱区の空間上の下部境界は発見された鉱層（複数の鉱層の総体）または炭化水素鉱床が存在する深さとする。
第７項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
７．炭化水素に係る地下資源利用の１つの契約における探鉱鉱区のエリアの広さは、2,400ブロックを上回ってはならない。ただし、本法典第36条第１－１項第３－１号に規定される標準契約による炭化水素の探鉱・採掘の標準契約の場合には、500ブロックを上回ってはならない。

第111条　地下資源鉱区の供与
１．地下資源利用契約が登録された日より、地下資源鉱区は地下資源利用者の利用下に引き渡されたものとする。
第２項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
２．炭化水素の採掘に係る契約の締結、または鉱区の正式確定や、採掘期間もしくは準備期間を盛り込んだ炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書補遺の締結、ならびに炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく採掘期間への移行は、カザフスタン共和国の土地関連法令に従い、地下資源利用者に対し、当該の者に必要な土地区画に係る地下資源利用権を供与する根拠となるものである。
　地下資源利用契約の効力が消滅した日より、当該契約に基づき地下資源利用者との間で締結された一時有償土地利用（賃貸借）契約は、効力が消滅した地下資源利用契約に定められた地下資源鉱区の境界内において、カザフスタン共和国の土地関連法令に従って終了するものとする。

第112条　再編の定義と種類
　地下資源鉱区の再編とは、下記の方法により行われる地下資源鉱区の空間上の境界の変更である。
１）地下資源鉱区の拡大
２）地下資源鉱区の縮小
３）１つの地下資源利用契約における地下資源鉱区（その一部）の、新たな地下資源利用契約締結による分離

第113条　地下資源鉱区の拡大
１．炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約における地下資源鉱区の拡大は、下記条件がすべて遵守される場合に、地下資源利用者からの申請に基づきこれを実施する。
　１）地下資源利用者が鉱層（複数の鉱層の総体）を発見し、その想定上の輪郭で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た基本プロジェクト文書によって確定された輪郭が、地下資源鉱区の境界を越えている。
第２号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
　２）申請対象の地下資源鉱区が炭化水素に関する地下資源利用の対象として未使用である。ただし、同一の者が炭化水素に関する地下資源利用契約に基づき当該鉱区を使用している場合はこの限りでない。
　３）申請対象の地下資源鉱区を構成するブロックの範囲内に、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論も得ている基本プロジェクト文書に定められている発見された鉱層（または複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭が収まっている。
　４）統轄機関の通知で指摘されている地下資源利用契約上の義務違反で、地下資源利用者による是正がなされていないものがない。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2025年６月３日施行）に従って第１－１項が追加された。
１－１．下部層準の追加探鉱を目的として、炭化水素の探鉱および採掘または採掘に係る契約に基づき、地表（地下資源鉱区のエリア）における閉じた輪郭（境界線）を変更することなく、地下資源鉱区の空間上の下部境界を5,000mの深さまで拡大する方法による地下資源鉱区の拡大は、次に掲げる条件がすべて同時に遵守される場合に、地下資源利用者の申請に基づきこれを実施する。
　１）空間上の下部境界の拡大を申請する地下資源鉱区が採掘鉱区に該当し、かつ大規模鉱床に該当しないこと

２）拡大対象となる地下資源鉱区の部分の空間上の下部境界が炭化水素に係る地下資源利用に供されておらず、かつ当該部分について地下資源利用事業の実施禁止が定められていないこと
３）統轄機関の通知で指摘されている地下資源利用契約上の義務違反で、地下資源利用者による是正がなされていないものがないこと
４）本法典の施行前に締結され、統轄機関が承認した炭化水素の探鉱および採掘または採掘に係る標準契約の条件に移行していない地下資源利用契約について、本法典第129条第１項に定める義務を引き受けること
引き受ける義務の条件は、地下資源利用権が供与された条件よりもカザフスタン共和国にとって不利なものであってはならない。
５）鉱床開発プロジェクト文書（その変更および補遺）に基づき、拡大対象となる地下資源鉱区の部分において３年以内の期間で下部層準の追加探鉱作業を実施する義務を引き受けること
拡大対象となる地下資源鉱区の部分における下部層準の追加探鉱の結果に基づく炭化水素の鉱層（複数の鉱層の総体）の発見は、本項第１段落第５号に定める期間の満了前に、本法典第123条に定める手順に従い地下資源調査管轄機関がこれを確認する。
２．地下資源鉱区拡大申請書は下記を含むものでなければならない。
１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
２）地下資源利用契約の登録番号、登録年月日
３）当初の地下資源鉱区の拡大が申請される対象地下資源鉱区の記述
第３項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2025年６月３日施行）に従って変更が加えられた。
３．本条第１項に従い提出する申請書には、次に掲げるものを追加で添付する。
１）探鉱鉱区拡大の場合－地下資源利用者の承認を得、かつ、申請対象である地下資源鉱区において地下資源利用者が遂行する義務を負っている業務の規模、詳細、および遂行期間を含む追加業務プログラムであって、申請者が地下資源利用権を取得した際に定められた探鉱期間中の地下資源鉱区における業務の規模および種類に対する最低限の要件に比率面で合致している追加業務プログラム
２）地下資源利用者が署名を行った契約書補遺であって、下記を盛り込んだもの
地下資源鉱区の拡大（本法典第110条に従い拡大された地下資源鉱区を定める契約付属書の形で）
本項第１号に記載されている追加業務プログラムであって、契約の不可分の一部として契約書に添付される追加業務プログラムの遂行に係る地下資源利用者の義務
本条第１項第２号に定める場合において、拡張される地下資源鉱区の全部または一部が、同一の者が炭化水素に関する地下資源利用契約に基づき使用している他の地下資源鉱区の境界内に位置する場合には、申請書には、当該地下資源鉱区の面積を相応に縮小することを定めた地下資源利用契約の補遺を併せて添付しなければならない。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2025年６月３日施行）に従って第３－１項が追加された。
３－１．本条第１－１項に従い提出する申請書には、次に掲げるものを追加で添付する。
１）基本プロジェクト文書の国家鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書（その変更および補遺）であって、拡大対象となる地下資源鉱区の部分における下部層準の追加探鉱作業を盛り込んだもの
２）地下資源利用者が署名を行った契約書補遺であって、次に掲げる事項を盛り込んだもの
地下資源鉱区の空間上の下部境界の拡大（契約付属書の形で）
地下資源鉱区の空間上の下部境界の拡大を盛り込んだ契約書補遺の締結日から３年以内の期間で、拡大対象となる地下資源鉱区の部分における下部層準の追加探鉱作業を実施する地下資源利用者の義務
本条第１－１項第５号に定める期間の満了時に、地下資源調査管轄機関が確認した下部層準の追加探鉱の結果に基づき発見された炭化水素の鉱層（複数の鉱層の総体）が当該地下資源鉱区に存在しない場合、拡大対象となる地下資源鉱区の部分を返還する地下資源利用者の義務。
４．申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査の結果に基づき、統轄機関は、
１）鉱区拡大に関する決定を下すか、または鉱区拡大を拒否する
２）申請者に対し、採択した決定を通知する
５．下記の場合、統轄機関は地下資源鉱区の拡大を拒否する。
１）申請書が、本法典が定める要件に適合していない場合
２）本条第１項で定められている条件が遵守されていない場合
統轄機関による鉱区拡大拒否は、申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。
６．統轄機関は、申請者からサインボーナス納付証明を受領した日より20営業日以内に、申請者との間で地下資源利用契約書補遺を締結し、自らが署名した１部を申請者に送付する。
７．地下資源鉱区の拡大は、地下資源利用契約における探鉱期間、準備期間、または採掘期間を延長する根拠とはならない。

第114条　地下資源鉱区の縮小

１．炭化水素の探鉱期間または採掘期間が満了する前のいかなる時点においても、地下資源利用者は、下記条件がすべて遵守される場合に限り、地下資源鉱区の任意の部分を国に返還する方法をもって地下資源鉱区を縮小する権利を有する。

第１号は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。

１）本法典に定める手順に従い、返還日までに、返還する地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置業務、ならびに炭化水素部門の国営企業または当該国営企業が議決権株式（出資比率）の50%以上を直接的または間接的に保有する法人が実施することを条件とする地下資源鉱区の休止保存業務を完了すること

２）探鉱鉱区の一部を返還する場合－当該の返還はブロック単位で実施する

３）地下資源利用権に担保権が設定されている場合には、返還に対する担保権者の事前の合意を取得する

２．地下資源鉱区縮小申請書は下記を含むものでなければならない。

１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称

２）地下資源利用契約の登録番号、登録年月日

３）国への返還を申し出る地下資源鉱区の記述

４）地下資源利用者のもとに残る地下資源鉱区の記述

３．申請書にはさらに下記を添付する。

第１号は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。

１）地下資源利用後の撤収処置証書の写し、または返還する地下資源鉱区において炭化水素部門の国営企業もしくは当該国営企業が議決権株式（出資比率）の50%以上を直接的または間接的に保有する法人である地下資源利用者が休止保存を実施した場合には、休止保存証書の写し

２）本法典第110条に従い縮小された地下資源鉱区を定める契約付属書を含む契約書補遺で、地下資源利用者が署名を行ったもの

４．申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査の結果に基づき、統轄機関は地下資源鉱区縮小を認める決定を下すか、または鉱区縮小を拒否する。

５．下記の場合、統轄機関は地下資源鉱区の縮小を拒否する

１）申請書が、本法典が定める要件に適合していない場合

２）本条第１項で定められている条件が遵守されていない場合

統轄機関による鉱区縮小拒否は、申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

６．統轄機関は、地下資源鉱区縮小の決定を下した日より20営業日以内に、申請書との間で地下資源利用契約書補遺を締結し、自らが署名した１部を申請者に送付する。

７．地下資源利用者が地下資源鉱区全体を返還する場合、地下資源利用契約は解除となる。

８．本条の規定は、下記との関連で探鉱鉱区が縮小される場合には適用しない。

１）発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足において確定された輪郭が通る複数のブロックからなる地下資源鉱区が正式に確定され、探鉱期間が延長される場合

２）採掘鉱区が正式に確定された場合

本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第３号が追加された。

３）本法典第113条第３項第２段落に従い、地下資源鉱区が拡大される場合

第115条　地下資源鉱区の分離

１．炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における地下資源鉱区の分離は、地下資源利用者の申請に基づき、下記の場合に実施する。

１）探鉱鉱区の一部の分離－発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足であって、当該の鉱層（複数の鉱層の総体）の評価業務を盛り込んだ補足において確定された輪郭が、複数の部分の各々の領域内におさまっている場合

２）探鉱鉱区の分離－探鉱および採掘に係る契約において２つないしそれ以上の探鉱鉱区が正式に確定されており、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足であって、当該の鉱層（複数の鉱層の総体）の評価業務を盛り込んだ補足において確定された輪郭がその各々の領域内におさまっている場合

３）採掘鉱区の分離－探鉱および採掘に係る契約において１つ以上の探鉱鉱区、および１つ以上の採掘鉱区が正式に確定されている場合

４）採掘鉱区の分離－探鉱および採掘に係る契約において２つないしそれ以上の採掘鉱区が正式に確定されている場合

本項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第５号が追加された。

５）本法典第119条第18－２号および第18－３号に定める場合における採掘鉱区の分離

本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第６号が追加された。

６）本法典第153－１条に従い枯渇鉱床に分類される鉱床に属する採掘鉱区の分離

第２項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

２．高難易度プロジェクトに該当しない地下資源鉱区の分離は、次に掲げる条件が同時に満たされる場合に実施される。

第１項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

１）当該地下資源鉱区の分離が行われる探鉱および採掘契約が本法典施行後に締結された。または本法典施行前に契約が締結され、探鉱期間中に統括機関が承認した炭化水素の探鉱および採掘の標準契約条件に切り替わった場合を含む。

２）地下資源利用権に担保権が設定されている場合には、分離に対する担保権者の事前の合意が取得されている

３）統轄機関の通知に記載されている地下資源利用契約上の義務違反で、地下資源利用者による是正がなされていないものがない。

本条第１項第４号が目的の場合、分離される鉱区の地下資源利用権を譲渡する相手が地下資源利用者の関係者ではないことが採掘鉱区の分離に対する追加条件となる。

本項第１段落第１号および第２段落の要件は、本法典第153－１条に従い枯渇型カテゴリーに分類される鉱床の範囲内における地下資源鉱区の分離には適用しない。

本項第２段落の要件は、本法典第119条第18－２号および第18－３号に定める場合における地下資源鉱区の分離には適用されない。

３．地下資源鉱区の分離手続きは、鉱区分離を行う対象となる地下資源利用契約の変更、および分離された地下資源鉱区に関する個別の地下資源利用契約締結という形をもって実施する。

４．分離された地下資源鉱区に関する地下資源利用契約における探鉱期間、準備期間または採掘期間、およびその他の条件は、鉱区分離の元となった地下資源利用契約の条件に合致していなければならない。

５．地下資源鉱区分離申請書は下記を含むものでなければならない。

１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称

２）地下資源利用契約の登録番号、登録年月日

３）個別の地下資源利用契約への分離が申請される地下資源鉱区（その一部）の記述

第６項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

６．申請書にはさらに下記を添付する。

第１号には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

１）本法典第110条に従い縮小された主地下資源鉱区を定める契約付属書を含む契約書補遺で、地下資源利用者が署名を行ったもの、ならびに探鉱鉱区の一部を区分する場合には、当該区分対象となる地下資源鉱区に係る作業の種類および量を除外した作業計画

第２号には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

２）統轄機関が承認した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書に従い作成した炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書に申請者が署名したものであって、本条第４項の要件に適合しているもの、ならびに探鉱鉱区の一部を区分する場合には、当該区分対象となる地下資源鉱区に係る作業の種類および量を除外した作業計画

ただし、探鉱鉱区の一部が分離される前の探鉱および採掘契約の作業プログラムに定められた作業の種類および数量は、主鉱区に関する探鉱および採掘契約の補遺および分離後の鉱区について締結された探鉱および採掘契約に定められる作業の種類および数量を下回ってはならない。

７．申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査の結果に基づき、統轄機関は地下資源鉱区分離に関する決定を下すか、または鉱区分離を拒否する。

８．下記の場合、統轄機関は地下資源鉱区の分離を拒否する。

１）申請書が、本法典が定める要件に適合していない場合

２）本条が定める条件が遵守されていない場合

統轄機関による鉱区分離拒否は、申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

９．統轄機関は、地下資源鉱区の分離を認める決定を下した日より10営業日以内に申請者との間で地下資源利用契約書補遺、分離された地下資源鉱区に係る個別の地下資源利用契約を締結し、自らが署名したものを申請者に送付する。

第17章　炭化水素の探鉱および採掘の期間

第116条は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

第116条　炭化水素の探鉱期間

第１項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

１．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結に際して、における探鉱期間の最大期間は、連続６年を超えてはならない。当該期間中、地下資源利用者は、探鉱区において、試験操業を含む、鉱床の探査および評価に関するあらゆる作業を実施する権利を有する。

本項第１段落に定める期間の範囲内において、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間は、統轄機関が、競売実施通知または炭化水素部門の国営企業との直接交渉の結果に基づき定めるものとする。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約については、最初に設定した探鉱期間を３年間とする。

２．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘に係る契約を締結する場合における探鉱期間は18年間とし、下記の期間を含むものとする。

１）当初探鉱段階　９年間

２）評価段階　６年間

３）試験操業段階　３年間

当初探鉱段階において、地下資源利用者は、探鉱鉱区において、試験操業を含む、発見された油・ガス層（鉱床）の探査および評価に関するあらゆる作業を実施する権利を有する。

評価段階において、地下資源利用者は、探鉱鉱区において、試験操業を含む、発見された油・ガス層（鉱床）の評価に関するあらゆる作業を実施する権利を有する。

試験操業段階において、地下資源利用者は、探鉱鉱区において、発見された油・ガス層（鉱床）の試験操業に関するあらゆる作業を実施する権利を有する。

評価段階への移行は、地下資源利用者の申請に基づき、本条第５項に従い、高難易度のプロジェクトに係る探鉱および採掘契約の補足文書に署名することにより行うものとし、当該申請は、当初探鉱段階の終了前までに提出しなければならない。

地下資源利用者が評価段階へ移行しなかった場合には、探鉱期間には評価段階および試験操業段階を含めず、当初探鉱段階のみで構成されるものとする。

試験操業段階への移行は、地下資源利用者の申請に基づき、本条第５項に従い、高難易度のプロジェクトに係る探鉱および採掘に係る契約の補足文書に署名することにより行うものとし、当該申請は、評価段階の終了前までに提出しなければならない。

地下資源利用者が試験操業段階へ移行しなかった場合には、探鉱期間には試験操業段階を含めず、当初探鉱段階および評価段階で構成するものとする。

３．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく評価段階への移行申請には、下記の書類を添付しなければならない。

１）地下資源利用者が承認した追加作業計画であって、評価段階において地下資源利用者が対象となる地下資源鉱区で実施するとしている追加作業の内容、作業量および各年の実施期限を記載したもの

２）地下資源利用者が署名した契約補足文書であって、探鉱鉱区の深度方向の境界を含め、発見された油・ガス層の推定輪郭が存在する区画から構成される探鉱鉱区の境界を定めるもの

３）本法典第121条第３項に従い発行された、地下資源鉱区内における炭化水素の油・ガス層の発見に関する地下資源調査管轄機関の所見であって、評価の実施が予定される油・ガス層の推定輪郭を記載したもの

４．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく試験操業段階への移行申請には、下記の書類を添付しなければならない。

１）地下資源利用者が承認した追加作業計画であって、試験操業段階において地下資源利用者が対象となる地下資源鉱区で実施するとしている追加作業の内容、作業量および各年の実施期限を記載したもの

２）地下資源利用者が承認し、かつ地下資源の国家審査において肯定的な審査結果を受けた地質埋蔵量の速報算定報告書

第５項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

５．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘契約における評価段階または試験操業段階への移行申請は、20業務日以内に審査される。当該申請の審査結果に基づき、評価段階または試験操業段階への移行拒否の事由が存在しない場合には、地下資源利用者の申請の審査決定日から10営業日以内に、統括機関は契約の補足協定に署名するものとし、当該補足協定には、評価段階または試験操業段階における追加作業プログラムの履行に関する地下資源利用者の義務、および本法典第110条第２項第１段落第２号に従った探鉱区の境界設定を定めるものとする。

統轄機関は、下記の場合には、高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく評価段階または試験操業段階への移行を地下資源利用者に対して拒否するものとする。

１）本条第３項（評価段階へ移行する場合）または第４項（試験操業段階へ移行する場合）に定める書類が提出されていない場合

２）申請が所定の期限経過後に提出された場合

６．高難易度のプロジェクトに係る地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づき評価段階へ移行する場合には、探鉱鉱区の空間的境界に含まれない区画は、地下資源鉱区から除外するものとする。

第７項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

７．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間中において、当該坑井の掘削結果により、本法典第36条第１－２項第２号および第３号に定める基準のうち少なくとも１つの存在が当該地下資源区画において確認された場合には、当該契約における探鉱期間は、本条第２項第１段落に従って設定される期間から実際に経過した探鉱期間を控除した期間とし、地下資源利用者の申請に基づき決定されるものとする。この場合、契約条件は本法典第36条第１－１項第１号に定める条件に従い変更されるものとする。

地下資源鉱区を高難易度のプロジェクトに分類し、契約条件を変更するための申請は、下記の書類を添付して統括機関に提出しなければならない。

１）高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘に係る標準契約に従い、探鉱および採掘契約を新たな内容に改めることを定めた契約補足文書案

２）本法典第36条第１－３項に掲げる書類のいずれか１つであって、本法典第36条第１－２項に定める基準のうち少なくとも１つに該当することを当該地下資源鉱区について証明するもの

８．地下資源鉱区を高難易度のプロジェクトに分類し、契約条件を変更するための申請は、統轄機関が受理した日から20営業日以内に審査するものとする。

当該申請の審査結果に基づき、統轄機関は、契約補足文書に署名するものとし、または、当該申請が本法典に定める要件に適合しない場合には、地下資源鉱区を高難易度のプロジェクトに分類し、契約条件を変更することを拒否するものとする。

統轄機関による地下資源鉱区の高難易度のプロジェクトへの分類および契約条件の変更の拒否は、地下資源利用者が探鉱期間中に再度申請する権利を妨げるものではない。

９．探鉱期間は、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の登録日から起算する。

10．地下資源利用者は、本法典に定める手続および条件に従い、探鉱鉱区の全部を返還することにより、探鉱期間を期限前に終了させることができる。

11．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間の終了までに、本法典第119条第８項第３段落に従った採掘段階への移行申請が提出されず、かつ、本法典第119条第18－４項に従った契約補足文書が締結されなかった場合には、当該契約は期限前に終了する。

表題は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

第117条　高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間の延長

第１項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）、2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

１．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約において最初に設定した探鉱期間が、本法典第116条第１項に定める最長期間よりも短い場合、探鉱期間は、地下資源利用者からの申請に基づき、最長期間の範囲内において延長の対象となる。

高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における当初探鉱期間は、本項第１段落に基づく延長を考慮した上で、本法典第116条第１項に定める期間を超えて、本条第３－２項に定める手続および条件に従い延長することができる。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約による最初に設定した探鉱期間は、最初に設定した探鉱期間の作業プログラムを完全に履行したことを条件として、地下資源利用者からの申請に基づき、本法典第116条第１項第１段落に定める期間の範囲内において延長の対象となる。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約による探鉱期間は、本条第３－２項に定める手順および条件にしたがった延長の可能性を考慮した上で、本法典第116条第１項に定める期間を超えて延長の対象となる。

第２項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）および2025年12月26日

付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
２．発見された鉱床（複数の鉱床の総体）の試験操業を含む評価を目的として、高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間は、地下資源利用者の申請により、発見された鉱床（複数の鉱床の総体）ごとに、一度に限り、最長３年間延長されるものとする。発見された鉱床（複数の鉱床の総体）の評価の具体的な期間は、探鉱作業プロジェクトの補足書に基づいて決定される。
この際、当該の延長は、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭であって、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足において確定された輪郭がおさまっている複数のブロックからなる地下資源鉱区に関してのみ認められる。
本項に則った探鉱期間の延長の結果としての炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の探鉱期間の長さは９年を超えてはならない。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第２－１項が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
２－１．発見された鉱床（複数の鉱床の総体）の評価を目的として、高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間は、本条第２項第１段落に定める期間を超えて、本条第３－２項に定める手続および条件に従い延長することができる。この場合、高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における探鉱期間は、12年を超えてはならない。
第３項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
３．発見された鉱床（複数の鉱床の総体）の試験操業の実施を目的として、高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間は、地下資源利用者の申請により、一度に限り、最長３年間延長されるものとし、これに伴い本法典第119条第１項に定める採掘期間の最大期間は相応に短縮されるものとする。試験操業の具体的な期間は、試験操業プロジェクトに基づいて決定される。
この場合において、当該延長は、地下資源利用者が承認し、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める審査において肯定的な審査結果を受けた試験操業計画において定める、発見された油・ガス層（複数の油・ガス層の総体）の推定輪郭に基づき設定された地下資源鉱区についてのみ認められる。
本項に従い探鉱期間を延長した場合には、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間の最大期間は、12年を超えてはならない。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第３－１項が追加された。
３－１．探鉱期間を延長する場合には、本法典第110条に従って定められる探鉱鉱区の空間的境界に含まれない区画は、探鉱鉱区から除外するものとする。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第３－２項が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
３－２．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間は、本法典第116条第１項第１段落または本条第２項第１段落に定める最大期間を超えて、地下資源利用者の申請により、一度に限り最長３年間延長することができる。ただし、以下の条件を同時に満たすことを要する。
１）探鉱期間に係る作業計画に定める地震探査および独立坑井の掘削作業が全て完了していること
２）統轄機関の通知において指摘された義務違反のうち、未是正のものが存在しないこと
３）当該契約に基づく探鉱期間が、従前に本項に基づいて延長されていないこと
契約補足文書に添付する作業計画には、以下の事項を定めなければならない。
１）坑井の掘削
２）地下資源利用者が延長期間中に対象となる地下資源鉱区において実施することとする作業の内容、作業量および各年の実施期限
探鉱期間の延長申請を提出する前に、地下資源利用者は、カザフスタン共和国内の第二層銀行における自身の口座に、探鉱期間延長申請の提出日において共和国予算法により当該会計年度について定められた月次計算指標の75万倍に相当する金額を、エスクロー口座の条件に従って預託しなければならない。
当該資金は、作業計画に定める探鉱作業の実施に限り使用することができる。延長期間中に作業計画が履行されなかった場合には、当該銀行口座に預託された資金は、カザフスタン共和国の予算へ納付しなければなら

ない。
本項に従い銀行口座へ預託された資金を、延長期間に係る作業計画に定める目的以外の目的に使用した場合には、地下資源利用者は、当該金額をカザフスタン共和国の予算へ納付しなければならない。
第４項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
４．探鉱期間延長申請書は、地下資源利用者が探鉱期間中に統轄機関へ提出する。
地下資源利用者は、以下の条件を同時に満たす場合には、地下資源利用契約に基づく探鉱期間延長申請の提出期限の延長について、従前の探鉱期間の終了日から起算して12カ月を超えない範囲で申請することができる。
１）探鉱期間に係る作業計画に定める地震探査および独立坑井の掘削作業が全て完了していること
２）統轄機関の通知において指摘された義務違反のうち、未是正のものが存在しないこと
３）本法典第123条第８項に従い発行された、地下資源調査管轄機関による発見確認書（発見された油・ガス層（複数の油・ガス層の総体）の評価を目的として探鉱期間を延長する場合、または地質埋蔵量の速報算定報告書（試験操業を目的として探鉱期間を延長する場合）を有すること
４）探鉱期間の終了前に申請が提出されていること
探鉱期間延長申請の提出期限の延長申請は、統轄機関が15営業日以内に審査するものとする。
地下資源利用契約について本項第２段落に定める要件が満たされていない場合には、統轄機関は、探鉱期間延長申請の提出期限の延長を拒否するものとする。
拒否事由が存在しない場合、統轄機関は、探鉱期間延長申請の提出期限を12カ月延長するものとする。探鉱期間延長申請は、本条第６項に従い、探鉱期間延長申請の提出期限の延長決定において定められた期限までに提出しなければならない。この場合において、探鉱期間の延長期間の最大期間からは、探鉱期間の終了後から探鉱期間延長申請の提出日までに経過した完全な月数を控除するものとする。
参照：2019年12月４日付質問に対する2019年12月18日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第561724号（dialog.egov.kz）「炭化水素原料探鉱期間の延長を伴う標準契約への移行について」
５．探鉱期間延長申請書は下記を含むものでなければならない。
１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
２）炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の登録番号、登録年月日
３）探鉱期間の延長が申請される地下資源鉱区の記述
４）探鉱期間の延長の根拠と、申請される延長期間
第５号は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。
５）高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る設計文書に基づき定められた、申請対象となる探鉱期間の延長期間
第６項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
６．高難易度のプロジェクトに該当しない契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間の延長申請には、以下の書類を添付するものとする。
１）地下資源利用者の承認を得、かつ、探鉱期間が延長された場合に当該の地下資源鉱区において地下資源利用者が行う義務を負う追加業務の規模、詳細、および遂行期限を含む追加業務プログラム
２）地下資源利用者が署名した契約書補遺であって、下記を盛り込んだもの
探鉱期間の延長
本条第２項および第３項に定める場合－探鉱鉱区の深さ上の境界の確定を含め、本法典第110条に従い、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の想定上の輪郭がおさまっている複数のブロックからなる探鉱鉱区を確定する契約書付属書
本項第１号に記載され、かつ、契約の不可分の一部として契約書に添付される追加業務プロジェクト文書の遂行に係る地下資源利用者の義務
３）本条第２項に定める場合－地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書への補足であって、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価業務を盛り込んだ補足
４）本条第３項に定める場合－地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た試験操業プロジェクト文書
本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第５号が追加された。
５）本条第３－２項に定める場合にあっては、
地下資源利用者が承認し、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める審査において肯定的な審査結果を取得した、探鉱作業計画補足文書
カザフスタン共和国の第二層銀行が発行した、地下資源利用者の銀行口座にエスクロー口座の条件で相当額の資金が預託されていることを証する銀行残高証明書
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第６－１項が

追加された。
６－１．低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約による最初に設定した探鉱期間の延長申請書には、下記を添付する。
１）地下資源利用者の承認を得、かつ、探鉱期間が延長された場合に当該の地下資源鉱区において地下資源利用者が行う義務を負う追加業務の規模、詳細、および遂行期限を含み、本法典第95条第３－１項第１段落第２号の要件を考慮した追加業務プログラム
２）地下資源利用者が署名した契約書補遺であって、下記を盛り込んだもの
本条第１項第３段落にしたがった探鉱期間の延長
本項第１号に記載され、かつ、契約の不可分の一部として契約書に添付される追加業務プログラムの履行に係る地下資源利用者の義務
３）最初に設定した探鉱期間の延長の場合には、本法典第123条第16項に従い地下資源調査管轄機関の合意を得た地質探査結果報告書
第７項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
７．申請書に記載されている地下資源鉱区に関する申請を統轄機関が審査している間に探鉱期間が満了した場合、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約は、当該の地下資源鉱区に関しては、申請書審査期間分その効力を延長する。
本条第４項に基づき探鉱期間延長申請の提出期限の延長が決定された場合には、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約は、探鉱期間延長申請の提出期限が満了するまで効力を有するものとし、探鉱期間延長申請が提出された場合には、当該申請の審査期間中も引き続き効力を有するものとする。この場合において、上記期間中、地下資源利用者は、申請書に記載された地下資源鉱区において地下資源利用作業を実施することを禁止される。
８．申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査結果に基づき、統轄機関は探鉱期間の延長を決定するか、または探鉱期間の延長を拒否する。
９．下記の場合、統轄機関は探鉱期間の延長を拒否する。
１）本法典が定める要件に申請書が適合していない場合
第２号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
２）本条第１項、第２項、第２－１項、第３項および第３－２項に定める探鉱期間延長のための根拠が欠けている場合
３）地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘されている義務違反が地下資源利用者によって是正されていない場合
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第４号が追加された。
４）低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約による最初に設定した探鉱期間の作業プログラムが完全に履行されていない場合
統轄機関による探鉱期間延長拒否は、探鉱期間中に申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。
10．統轄機関は、延長決定を下した日より20営業日以内に、申請者との間で炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書の然るべき補遺を締結し、自らが署名した１部を申請者に送付する。
第11項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
11．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の枠内における探鉱期間の終了時点において、採掘鉱区および採掘期間、または準備期間が確定されていない場合には、当該契約の効力は終了する。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第12項が追加された。
12．本条第３－２項に基づき探鉱期間が延長された場合には、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく採掘期間の最大期間は、探鉱期間の延長期間に相当する期間だけ短縮するものとする。

第118条　準備期間
第１項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）、2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
１．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源区画における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約、ならびに低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約については、探鉱期間の終了後から採掘期間の確定までの間において、地下資源利用者の申請により、採掘鉱区および準備期間を

確定する。
　高難易度のプロジェクトに該当しない炭化水素の採掘に係る契約に関しては、その締結時に、採掘鉱区および準備期間を確定する。
参照：2022年６月２日付質問に対する2022年６月16日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第742182号（dialog.egov.kz）「炭化水素採掘契約については、その締結時に採掘鉱区および準備期間が確定される」
２．準備期間の間、地下資源利用者は下記を実施する権利を有する。
　１）鉱床開発プロジェクトの策定、承認と、同プロジェクトに対する本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める鑑定の実施
　２）必要に応じて－炭化水素鉱床の整備
第３号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
　３）当該鉱床の試験的操業における計画平均日産量を超えない範囲での炭化水素の採掘、ならびに承認された鉱床開発プロジェクトに基づく坑井の掘削、坑井の再開放、試験および検証
　この際、地下資源利用者は自らが保有する炭化水素のすべてをカザフスタン共和国の国内市場に供給する義務を負うが、自らの生産上の需要に費やされるか、または本法典の規定に従い焼却処理する炭化水素についてはこの限りではない。
参照：2021年12月28日付質問に対する2022年１月10日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第720860号（dialog.egov.kz）「準備期間中の炭化水素採掘に際するガス利用プログラムの承認および排出許可の取得について」
３．準備期間の長さは３年以下とするが、これには本法典第119条第１項に記載の最長採掘期間の相応の短縮を伴うものとする。
　炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における準備期間は、本項第１段落に定める期間内において、地下資源利用者自らが探鉱鉱区と準備期間の確定申請書において決定するが、炭化水素の採掘に係る契約における準備期間に関しては、競売の実施に関する通知において、または炭化水素部門の国営企業との直接交渉の結果に基づき統轄機関がこれを決定する。
2030年１月１日までは、第118条第４項の文言「地質学的埋蔵量」は第277条に従い「埋蔵量」に置き換える。
４．炭化水素の探鉱および採掘に係る契約における採掘鉱区および準備期間を確定するための必須条件は、地質学的埋蔵量試算報告書に対して地下資源国家鑑定の肯定的な結論を地下資源利用者が取得していることである。
５．採掘鉱区および準備期間の確定申請書は、地下資源利用者が探鉱期間中に統轄機関へ提出する。
申請書に記載されている地下資源鉱区に関する申請を統轄機関が審査している間に探鉱期間が満了した場合、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約は、当該の地下資源鉱区に関しては、申請書審査期間分その効力を延長する。
６．採掘鉱区および準備期間の確定申請書は下記を含むものでなければならない。
　１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
　２）炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の登録番号、登録年月日
　３）採掘鉱区の記述
　４）準備期間の長さ
７．申請書にはさらに下記を添付する。
　１）地下資源利用者が署名した契約書の補遺であって、準備期間の確定を盛り込み、かつ、本法典第110条に従い採掘鉱区を確定する契約付属書を含む補遺
2030年１月１日までは、第118条第７項第２号の文言「地質学的埋蔵量」は第277条に従い「埋蔵量」に置き換える。
　２）地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める地下資源鑑定の肯定的な結論を得た地質学的埋蔵量試算報告書
８．申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。
９．申請書の審査結果に基づき、統轄機関は採掘鉱区および準備期間の確定を決定するか、または当該の確定を拒否する。
10．下記の場合、統轄機関は採掘鉱区および準備期間の確定を拒否する。
　１）本法典が定める要件に申請書が適合していない場合
　２）地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘されている義務違反が地下資源利用者によって是正されていない場合
　統轄機関による採掘鉱区および準備期間の確定の拒否は、探鉱期間中に申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。
11．統轄機関は、採掘鉱区および準備期間の確定を決定した日より20営業日以内に、申請者との間で炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書の然るべき補遺を締結し、自らが署名した１部を申請者に送付する。
12．炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約における準備期間満了時に採掘期間が確定されていない場合、当該の契約の効力は解除となる。

第119条　炭化水素の採掘期間

第１項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。

１．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る採掘期間の最大期間は、25年を超えないものとし、大規模鉱床については45年を超えないものとする。

高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る採掘期間は、採掘契約または採掘期間の設定を定める探鉱および採掘に係る契約補足文書の締結時に定めるものとする。

本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第１－１項が追加された。

１－１．高難易度のプロジェクトに該当する地下資源鉱区に係る採掘期間は、大規模鉱床については45年、大規模鉱床に該当しない鉱床については25年とする。高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約に基づき発見された鉱床のいずれもが、本法典第14条に定める大規模鉱床の基準に該当しない場合には、当該契約に定める採掘期間は、高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約の補足文書に署名することにより、25年に設定するものとする。

高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘契約における採掘期間への移行は、本法典第110条第２項第１段落第４号に従い地下資源鉱区の境界を定める契約補足文書を締結することにより行うものとする。

第２項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

２．本条第１項に定める場合には、炭化水素の採掘期間は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た第一次鉱床開発プロジェクトに基づき決定する。

鉱床開発プロジェクトにおけるその後の採算の取れる採掘期間の変更は、地下資源利用契約における採掘期間に然るべき変更を加える根拠とはならない。

第３項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

３．地下資源鉱区における採掘期間は、炭化水素の採掘に係る契約、または炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書補遺が登録された日から起算する。

４．地下資源利用者は、本法典が定める手順および条件に則り、採掘鉱区全体を返還する方法で採掘期間を期限前に終える権利を有する。

第５項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

５．炭化水素の探鉱および採掘に係る契約について、本法典第110条に基づき複数の採掘鉱区が設定された場合には、採掘期間は、採掘鉱区ごとにそれぞれ定めるものとする。

この際、これらの地下資源鉱区の１つについて採掘期間が満了した場合、地下資源利用契約は残存する地下資源鉱区に関してのみその効力を継続する。

第６項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

６．探鉱期間と採掘期間が同時に有効である契約については、採掘期間について本法典および契約に定める地下資源利用者の権利および義務は当該の採掘鉱区に対してのみ有効となり、探鉱期間について本法典および契約に定める地下資源利用者の権利および義務は、探鉱鉱区に対してのみ有効となる。

第７項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）、2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

７．炭化水素鉱床の地質学的原始埋蔵量であって、その試算報告書が本法典の定める地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得ている埋蔵量が、原油１億ｔ、または天然ガス500億m^3を上回る場合、当該の鉱床に対する探鉱および採掘に係る契約の規定は、下記の地下資源利用者の義務のうち１つを含むものでなければならない。

１）新たな法人の設立によって自らの力で、または他者との協力のもとにおける、精製施設の建設

２）既存の採掘施設の近代化または改修

３）既存の精製施設の近代化または改修

４）採掘した炭化水素の、契約形態によるカザフスタン共和国領内の精製企業（施設）への提供

５）新たな法人の設立によって自らの力による、または他者と協力しての、他の投資プロジェクトまたは地域の社会・経済的発展を目的としたプロジェクトの実現

本法典第36条第１－２項第１号に規定する高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約について、本項第１段落に掲げる義務のうち１つは、当該地下資源利用契約に基づき採掘された炭化水素の輸出開始日から起算して20暦年の経過後に適用するものとする。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約については、本項第１段落に定める義務の引受けに加え、炭化水素部門の国営企業が地下資源利用契約において50％以上の持分参加

を行っていることが、採掘期間の確定の条件となる。この際、炭化水素部門の国営企業は、採掘期間への移行申請書の提出日時点の地下資源利用者の税務会計データに基づき負担した探鉱費用を、炭化水素部門の国営企業に譲渡される持分に比例して地下資源利用者に補償する義務を負う。費用補償の手順および条件は当事者間の合意により定める。かかる合意に至らなかった場合、当該の費用は、地下資源利用契約における持分が炭化水素部門の国営企業に譲渡された日から６カ月以内に補償されるものとする。採掘期間の確定後に負担した費用は、地下資源利用契約における地下資源利用者の持分に比例して配分される。

第８項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

８．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る契約における採掘鉱区および採掘期間の確定申請書は、地下資源利用者が探鉱期間中に統轄機関へ提出する。

高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る契約における採掘期間の確定申請書は、地下資源利用者が準備期間中に統轄機関へ提出する。

高難易度のプロジェクトに該当する地下資源鉱区に係る契約における採掘期間への移行申請書は、探鉱期間の満了前に提出しなければならない。

申請書に記載されている地下資源鉱区に関する申請を統轄機関が審査している間に探鉱期間または準備期間が満了した場合、契約は、当該の地下資源鉱区に関しては、申請書審査期間分その効力を延長するが、本条第12項第２号に定める場合には、本条第15～18項に定める行為が実施される期間をさらに追加する形でその効力を延長する。この際、当該の地下資源鉱区における地下資源利用業務の実施は禁止となる。

第９項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

９．高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る契約における採掘鉱区および採掘期間の確定申請書、または採掘期間のみの確定申請書は、下記を含むものでなければならない。

１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称

２）炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約の登録番号、登録年月日

３）採掘鉱区の記述

４）採掘期間の長さ

10．申請書にはさらに下記を添付する。

１）地下資源利用者が署名した契約書補遺であって、採掘鉱区および採掘期間の確定、または採掘期間の確定を盛り込んだもの。ただし、本条第７項に定める場合はこの限りではない。この際、採掘鉱区の確定を目的として、契約書の補遺は本法典第110条に従い採掘鉱区を確定する契約付属書を含むものでなければならない。

2030年１月１日までは、第119条第10項第２号の文言「地質学的埋蔵量」は第277条に従い「埋蔵量」に置き換える。

２）地下資源利用者による承認を得、かつ、地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得た地質学的埋蔵量試算報告書

３）地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書

11．申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。

12．申請書の審査結果に基づき、統轄機関は下記の決定のうち１つを採択する。

１）採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間のみを確定する決定。ただし、本条第７項に定める場合はこの限りではない。

２）本条第７項に定める場合－本条が定める期限および手順に則り、地下資源利用者との間で交渉を実施する決定

３）採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間の確定を拒否する決定

第13項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

13．下記の場合、統轄機関は、高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る契約における採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間の確定を拒否する。

１）本法典が定める要件に申請書が適合していない場合

２）地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘されている義務違反が地下資源利用者によって是正されていない場合

統轄機関による採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間の確定の拒否は、それぞれ、探鉱期間中または準備期間中に申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。

第14項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

14．本条第12項第１号に定める場合、統轄機関は採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間の確定を決定した日より20営業日以内に、高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る地下資源利用契約書補遺を申請者との間で締結し、自らが署名した１部を申請者に送付する。

第15項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

15．本条第12項第２号に定める場合、統轄機関は当該の決定を下した日より24カ月以内に、本条第７項に定める義務の履行に係る条件と手順の決定について、地下資源利用者との間で交渉を実施する。

本条第７項第３段落に定める場合、地下資源利用者および炭化水素部門の国営企業は、本項第１段落に定める期限が満了する前に、低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約または炭化水素の採掘に係る契約における持分譲渡の条件について合意しなければならない。

16．交渉の結果に基づき、統轄機関は５営業日以内に下記の決定のうち１つを採択し、これを地下資源利用者に通知する。

第１号には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

１）高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る地下資源利用契約書補遺であって、採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間、ならびに本条第７項に定める義務の履行に係る条件と手順を盛り込んだものを締結する決定

２）契約書補遺の締結を拒否する決定

第17項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

17．本条第16項第１号に定める場合、地下資源利用者は通知を受領した日より20営業日以内に、炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書補遺に自らが署名したものであって、採掘鉱区および採掘期間、または採掘期間、ならびに本条第７項に定める義務の履行に係る条件と手順を盛り込んだものを統轄機関に送付する。この際、採掘鉱区の確定を目的として、契約書の補遺は本法典第110条に従い採掘鉱区を確定する契約書付属書を含むものでなければならない。

本条第７項第３段落に定める場合、低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書補遺または炭化水素の採掘に係る契約には、炭化水素部門の国営企業も署名を行わなければならない。

第18項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

18．統轄機関は、高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る地下資源利用契約書の補遺を受領した日より20営業日以内に、当該の補遺に署名を行い、自らが署名したものを地下資源利用者に送付する。

本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第18－１項が追加された。

18－１．高難易度のプロジェクトに該当する地下資源鉱区に係る探鉱および採掘契約における採掘期間への移行申請書は、探鉱期間中に統轄機関へ提出するものとし、下記の事項を記載しなければならない。

１）地下資源利用者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）または名称

２）炭化水素の探鉱および採掘契約の登録番号および登録日

３）採掘鉱区の表示

申請書には、地下資源利用者が署名した採掘鉱区の境界を定める契約補足文書案および、地下資源利用者が承認し、地下資源の国家審査において肯定的な審査結果を取得した採掘鉱区に係る地質埋蔵量評価報告書の写しを添付しなければならない。鉱床が大規模鉱床に該当しない場合には、契約補足文書案には、25年間の採掘期間を定める規定を併せて記載しなければならない。

本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第18－２項が追加された。

18－２．本条第18－１項に基づき提出された申請書が、探鉱の結果、高難易度のプロジェクトのいずれかの基準への適合について発見確認書が取得されなかった地下資源鉱区に係るものである場合には、契約のうち採掘期間に関する条件は、本法典第36条第１－１項第４号および第２項に基づき定められる採掘標準契約の条件に適合するよう変更しなければならない。また、高難易度のプロジェクトに該当しない採掘鉱区が設定される場合には、当該採掘鉱区については、本法典第36条第１―１項第４号および第２項に基づき定められる条件により採掘契約を締結する。

本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第18－３項が追加された。

18－３．本法典第36条第１－１項第３号に規定する標準契約の様式により締結された探鉱および採掘契約について、探鉱の結果、高難易度のプロジェクトの基準への適合について確認書が取得された地下資源鉱区に関して採掘期間への移行申請書が提出された場合には、当該契約のうち採掘期間に関する条件は、本法典第36条第１－１項第２号に基づき定められる条件に適合するよう変更しなければならない。また、高難易度のプロジェクトに該当する採掘鉱区が設定される場合には、当該地下資源鉱区については、本法典第36条第１－１項第２号に基づき定められる条件により採掘契約を締結する。

本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第18－４項が追

加された。
18－４．本条第18－１項、第18－２項および第18－３項に基づき提出される採掘期間への移行申請書は、統轄機関がこれを受領した日から20営業日以内に審査するものとする。
審査の結果、統轄機関は、本条第18－２項および第18－３項の規定を踏まえ、当該地下資源鉱区に係る契約補足文書に署名し、または、申請書が本法典に定める要件に適合しない場合には、高難易度のプロジェクトに該当する地下資源鉱区に係る契約における採掘期間への移行を拒否する。
統轄機関による採掘期間への移行の拒否は、地下資源利用者が探鉱期間中に再度申請書を提出する権利を妨げるものではない。
19．本条第16項第２号に定める場合、地下資源利用契約の効力が解除された後、以旧地下資源利用者は発見と評価に費やした費用の補償を受ける権利を有する。
当該の補償は、当該の費用の全額を一度に支払う方法で新たな地下資源利用者が行うものとし、この際、国家統計部門管轄機関の公式統計情報に基づき算出したインフレ率を考慮する。
当該の費用の補償期限は統轄機関が定めるものとするが、新たな地下資源利用者との契約締結日より12カ月を超えてはならない。
新たな地下資源利用者は、自らが補償する費用の監査を実施する権利を有する。補償対象となる費用の額に関して新旧の地下資源利用者の間で紛争が生じた場合、当該の紛争は司法手続きをもってこれを解決する。

第120条　炭化水素の採掘期間の延長
１．採掘期間の延長は、地下資源利用者の申請に基づき、連続する25年間以内の期間をもって統轄機関が実施する。
第２項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
２．採掘期間延長申請書は、延長が申請される採掘期間の満了１カ月前までに地下資源利用者が統轄機関に提出するものとするが、本条第５項に記載の鉱床に関しては、地下資源利用契約の期間満了の６カ月前までとする。
３．採掘期間延長申請書は下記を含むものでなければならない。
１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
２）炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約の登録番号、登録年月日
３）採掘期間の延長が申請される地下資源鉱区の記述
４）採掘期間の申請される延長期間
４．申請書にはさらに下記を添付する。
１）*2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号により削除。（2024年２月28日施行）*
２）地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書であって、採掘期間の申請延長期間中における鉱床開発を盛り込んだプロジェクト文書
５．炭化水素鉱床の地質学的原始埋蔵量であって、その試算報告書が本法典の定める地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得た埋蔵量が、原油１億ｔ、または天然ガス500億m^3を上回る場合、採掘期間の延長にあたり、契約の規定は、本法典第119条第７項に記載の義務のうち１つを追加で含むものでなければならない。
当該の鉱床に対する地下資源利用者の権利を他者に供与する場合、地下資源利用契約には本法典第119条第７項に記載の義務のうち１つを含めるものとする。
６．申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日より２カ月以内に実施しなければならないが、本条第５項に記載の鉱床に関してはこれを24カ月以内とする。申請書の審査結果に基づき、統轄機関は延長を決定するか、または延長を拒否する。
７．下記の場合、統轄機関は採掘期間の延長を拒否する。
１）本条第２項が定める期限に遅れて申請書が提出された場合
２）本法典が定める要件に申請書が適合していない場合
３）鉱床開発プロジェクト文書に盛り込まれている開発期間が、申請される期間よりも短い場合
４）地下資源利用契約に関し、統轄機関からの通知で指摘されている義務違反が地下資源利用者によって是正されていない場合
第５号には2021年12月27日付カザフスタン共和国法第87-VII号に従って変更が加えられた。
５）本法典第119条第７項に記載がある義務をはじめとし、（より高度な加工、精製を伴う）高付加価値製品の生産を盛り込んだ産業・革新プロジェクトの実現に係る義務、またはその他の投資義務の地下資源利用者による受諾について、地下資源利用者との合意が達成されない場合を含む、統括機関が契約を延長する意向がない場合
統轄機関による採掘期間の延長の拒否は、申請書を再度提出する権利を申請者から奪うものではないが、本項第１号および第５号に定める場合はこの限りではない。
８．採掘期間の延長は、申請書に記載のある地下資源鉱区に関してのみ実施する。

第９項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
９．契約が、統轄機関の承認を得た炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書に適合している場合、採掘期間の延長にあたり、延長が決定された日より１カ月以内に、地下資源利用者と統轄機関との間で、採掘期間の延長を定める、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約書補遺を締結する。
10．契約書が、統轄機関の承認を得た炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る標準契約書に適合していない場合、採掘期間の延長にあたっては、地下資源利用者と統轄機関の間において、延長が決定された日より２カ月以内に、炭化水素の採掘に係る標準契約書に従い作成した新たな文言による炭化水素の採掘に係る契約書を締結する。
11．契約において炭化水素の採掘期間が20年以上の期間をもって設定されている場合、採掘期間の延長にあたっては、契約の条件を、当該の延長の年月日において有効であるカザフスタン共和国の法令に適合させなければならない。

第18章　炭化水素の探鉱および採掘の条件

第121条　炭化水素の探鉱および採掘の一般条件

１．炭化水素鉱層として認められるのは、貯留岩と非浸透性の帽岩で形成されたトラップにおいて隔離された天然の炭化水素の集積を含む地下資源の一部である。
２．炭化水素鉱床として認められるのは、鉱層、または共通の構造要素の支配を受け、１つの局地的なエリアに位置している複数のトラップに属しており、かつ、その埋蔵量試算報告書が本法典に定める地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得ている複数の鉱層の総体である。
３．発見として認められるのは、フォーメーションテスターによる試験時、および（または）貯留岩の炭化水素飽和率に関する実験室試験の実施時におけるものを含め、坑井から炭化水素の流入が得られたことを、文書をもって証明する方法による新たな鉱層（複数の鉱層の総体）の発見であって、本法典が定める手順および期限に則り地下資源調査管轄機関による証明を受けた発見である。
４．炭化水素の探鉱として認められるのは、炭化水素鉱層の試験操業を含む炭化水素鉱層の探査と評価に関連する業務の総体である。
５．探査業務として認められるのは、炭化水素鉱層の発見、予測埋蔵量の算出、炭化水素鉱層の予備的な地質学的・経済学的評価、および将来的な地質探鉱業務の根拠づけを目的として実施される業務である。
６．評価業務として認められるのは、発見された鉱層の境界画定と評価、産業カテゴリー別の埋蔵量の試算、商業開発への着手の妥当性の評価を目的として実施される業務である。
７．試験操業として認められるのは、貯留層と鉱層の地質学的・産業的特性に関する既存の情報の確認と追加情報の取得、鉱床開発プロジェクト文書の作成を目的とした坑井の総合的な地質学的・地球物理学的調査と流体力学的調査を目的として実施される業務である。試験操業には、調査目的における坑井の一次的な操業と炭化水素の採掘が含まれる。
８．炭化水素の採掘として認められるのは、地下資源からの炭化水素の地表への取り出しに関連する業務の総体である。
参照：2020年10月23日付質問に対する2020年11月11日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第648576号（dialog.egov.kz）「顧客の鉱床から中央原油処理施設までの原油輸送ならびに原油処理サービスは、炭化水素の探鉱および採掘段階には該当しない。従って、当該サービスは本規則の規定を適用せずに調達される」、2022年５月20日付質問に対する2022年６月３日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第740339号（dialog.egov.kz）「処理済原油の輸送用パイプラインの設計および建設は、炭化水素の探鉱または採掘業務には該当しない」
９．炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る業務の実施を目的とした個々の地下資源鉱区の利用は、国家安全保障、人々の生命および健康の安全保障、環境保護を目的として、カザフスタン共和国政府決定に基づき制限または禁止される場合がある。
第10項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。
10．居住地区、近郊地域、工業施設、運輸施設および通信施設の区域における炭化水素の探鉱・採掘、または炭化水素の採掘に係る地下資源利用は、当該地下資源利用が人の生命または健康に対する脅威を生じさせ、環境に損害を与え、または経済施設に損害を与えるおそれがある場合には、カザフスタン共和国政府の決定により、その全部または一部を禁止することができる。
11．試験操業を含む探査業務および評価業務、ならびに炭化水素鉱床の開発業務の実施に対する要件は、炭化水素部門管轄機関が承認する地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則において定めるものとする。
12．カザフスタン共和国は、地下資源利用者が取引遂行時に適用し、取引遂行年月日に形成された価格を上回

らない価格において炭化水素を他社に優先して取得する権利を有しており、この際、輸送費用と炭化水素販売費用とを差し引くものとする。
地下資源利用者が取引遂行時に適用した炭化水素の価格に関する情報がない場合には、政府による炭化水素取得取引の遂行年月日に国際市場で形成された価格を上回らない価格を適用し、この際、輸送費用と炭化水素販売費用とを差し引くものとする。
取得する炭化水素の量の上限および支払形態は、地下資源利用契約で定めるものとする。
13．炭化水素の取得に係るカザフスタン共和国の優先的権利の行使手順は、カザフスタン共和国政府がこれを決定する。
第14項は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
14．本法典により禁止されていない炭化水素に係る地下資源利用権（地下資源利用権の持分）への負担の設定ならびに炭化水素に係る地下資源利用権を有する者を直接または間接に支配する法人の株式（持分）への負担の設定は、地下資源利用者または負担の設定の対象となる株式（持分）の所有者の申請に基づき、統轄機関の許可を得て行うものとする。
Заявление о выдаче разрешения на обременение права недропользования (доли в праве недропользования) по углеводородам, акций (долей участия в уставном капитале) организаций, прямо или косвенно контролирующих лицо, обладающее правом недропользования по углеводородам, должно содержать: 炭化水素に係る地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または炭化水素に係る地下資源利用権を有する者を直接または間接に支配する法人の株式（持分）への負担の設定に係る許可の申請書には、下記の事項を記載しなければならない。
１）申請者および負担の設定を受ける者に関する情報
自然人の場合－姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、国籍、本人確認書類に関する情報
法人の場合－名称、法人としての国家登録に関する情報（商業登記簿謄本または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の認証済み文書）、当該法人を支配する者、国家および国際機関に関する情報
２）地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の発生または取得に関する情報
３）負担の設定の対象となる株式（持分）に関する情報
４）負担の設定が生ずる根拠
５）負担の設定が金銭債権に基づき生ずる場合には当該債権の金額を、その他の請求権に基づき生ずる場合には当該請求権の内容
炭化水素に係る地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または炭化水素に係る地下資源利用権を有する者を直接または間接に支配する法人の株式（持分）への負担の設定に係る許可の申請書には、負担の設定が生ずる根拠となる文書の原本またはその公証済み謄本を添付しなければならない。
申請書およびこれに添付する書類は、カザフ語およびロシア語で作成しなければならない。申請書が外国人または外国法人により提出される場合には、これに添付する書類は他の言語で作成することができる。この場合においては、各書類にカザフ語およびロシア語による翻訳文を添付しなければならず、当該翻訳文は公証人によりその正確性が証明されていなければならない。
申請書は、15営業日以内に審査するものとする。
統轄機関は、下記の事由のいずれかに該当する場合には、地下資源利用権（地下資源利用権の持分）または地下資源利用権を有する者を直接または間接に支配する法人の株式（資本金における持分）への負担の設定に係る許可の付与を拒否する。
申請書に本項第２段落に規定する事項が記載されていない場合
申請書に本項第３段落または第４段落に規定する書類が添付されていない場合
負担の設定が、本条第15項に従い、地下資源利用の目的またはカザフスタン共和国の領域内における後続加工事業の目的で使用することをその条件としていない貸付けに係る地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の質権設定契約に基づき生ずる場合
地下資源利用権（地下資源利用権の持分）への負担の設定および（または）炭化水素に係る地下資源利用権を有する者を直接または間接に支配する法人の株式（資本金における持分）への負担の設定により、地下資源利用権の集中を含めた、国家安全保障の確保に関する要件が遵守されなくなる場合
参照：2020年４月30日付質問に対する2020年５月15日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第612626号（dialog.egov.kz）「地下資源利用権、ならびに（株式）地下資源利用権を保有する法人の参加持分の担保は、審査委員会による推薦に基づき付与された統括機関の合意により実施される」
15．炭化水素に係る地下資源利用権を担保として得た借入金は、地下資源利用を目的とするか、または、地下資源利用契約に盛り込まれているその後の加工をカザフスタン共和国領内で実施することを目的として、地下資源利用者自ら、または地下資源利用者が定款資本への参加比率を100％有している子会社が利用しなければならない。
第16項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。

16. 炭化水素部門の国営企業の出資を必須とする契約では、オペレータの定款資本における国営企業の参加比率は、当初は50%以上でなければならない。
その後、オペレータの定款資本における国営企業の前記の出資率は引き下げてもよいが、これは、地下資源利用者が契約に係る決定を下す際に、国営企業がその支配力を保持するという条件が満たされる場合とする。
本項の規定は、高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約には適用されない。
17. 探鉱期間におけるものを含む坑井の操業、および地質学的・技術的措置の実施は文書化しなければならない。文書は採掘期間が満了するまで、地下資源利用者が保管する。

第122条　炭化水素の探鉱および採掘にあたっての、地下資源および環境の保護、合理的かつ総合的な地下資源利用

１．炭化水素の探鉱および採掘の実施に際しては以下が必須条件となる。
１）地下資源の保護
２）ハイテクノロジーおよび地下資源利用のグッドプラクティスの適用を基盤とした、合理的かつ経済効率の高い地下資源の利用
３）カザフスタン共和国の環境関連法令の要件の遵守
地下資源利用のグッドプラクティスとは、地下資源利用業務の実施時に適用され、広く認められている国際的な事例であり、合理的で、安全で、必要かつ経済効率の高い実践例のことをいう。
２．地下資源および環境の保護とは、下記を目的とした法的、組織的、経済的、技術的措置、およびその他の措置を含むものである。
１）住民の生命と健康の保護
２）自然の地形の保持、ならびに、損傷を受けた土地、その他の地形学的構造物の再生
３）地震、地滑り、浸水、地盤陥没を防ぐ目的における、地下上部のエネルギー状態の特性の保持
４）自然のままの水界の状態の保持
３．炭化水素の探鉱および採掘にあたっての合理的かつ経済効率の高い地下資源の利用に関する要件は下記の通りである。
１）地下資源利用業務の実施を目的として供与される炭化水素、鉱床、および地下資源鉱区の埋蔵量の規模および構造に係る正確な評価を行うための、事前の地質学的地下資源調査の十全性の確保
２）地下資源利用業務のあらゆる段階における、合理的かつ経済効率の高い地下資源の利用
３）地下資源からの有用鉱物の抽出の十全性の確保
４）埋蔵量、採掘した炭化水素、随伴成分に関する正確な算定の実施
５）取水エリア、および飲用水または産業用給水に用いられる地下水貯留地域における産業廃棄物および生活廃棄物の蓄積の防止
６）炭化水素またはその他の物質および資材の地下保管、有害物質および廃棄物の埋め立てにあたっての、地下汚染の防止
７）地下資源利用業務の停止および終了、地下資源利用後の撤収処置、地下資源鉱区の休止保存、ならびに個々の生産施設の撤収および休止保存に係る所定の手順の遵守
８）廃棄物の貯蔵および配置にあたっての、環境要件および衛生・疫学的要件の遵守
第９号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。
９）戦略的に重要なエネルギー資源または石油化学産業向け原料資源の取得を目的として粗ガスを精製し最大限に活用することにより、環境汚染を最小限に抑制すること
４．炭化水素鉱床の探鉱および開発に係る業務の計画と実施にあたり、地下資源利用者は合理的かつ総合的な地下資源の利用と保護について本法典が定める要件を履行する義務を負う。
参照：地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則
５．本法典に則り定められた合理的かつ総合的な地下資源の利用に係る要件への違反の結果生じた損害の規模は、炭化水素部門管轄機関が、同機関が定める手順に則りこれを決定する。
６．地下資源利用者は、地下資源鉱区のエリア内に存在する以前に掘削した坑井をすべてバランスに参入し、これらのモニタリングを実施する義務を負う。
７．地下資源利用者は、地下資源状態のモニタリングおよび鉱床開発に対する監督を実施する義務を負う。

第123条　炭化水素の探鉱条件

１．探査業務と評価業務は、探鉱業務プロジェクト文書に従い実施しなければならない。
第２項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
２．探鉱期間中に、また本法典が定める制限を踏まえた上で、地下資源利用者は、探鉱エリア内においてあらゆる種類の炭化水素の探鉱業務を実施する権利を有する。ただし、本項第２段落に定める場合を除く。
低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約については、探鉱期間の最初の３年間に定められた作業プログラムを完全に履行するまで、地下資源利用者が坑井の掘削を行うこと

を禁止する。当該の禁止は、探鉱期間の最初の3年間に定められた作業プログラムを期限前に履行し、かつ、本条第16項に従い地質探査結果報告書について地下資源調査管轄機関の合意を得た場合には適用しない。
３．炭化水素の探鉱業務は、探鉱業務プロジェクト文書および（または）試験操業プロジェクト文書に盛り込まれている手法および方法をもって、地下資源利用のグッドプラクティスに従い実施しなければならない。
４．炭化水素の探鉱を実施するにあたっては、探鉱業務プロジェクト文書および（または）試験操業プロジェクト文書に盛り込まれている坑井の掘削が認められる。
５．新たな鉱層（複数の鉱層の総体）を発見する都度、地下資源利用者は当該の発見日より１カ月以内に、地下資源調査管轄機関に対し発見証明申請書を送付する。
６．発見証明申請書は下記を含むものでなければならない。
１）地下資源利用者の姓、名および父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、名称
２）地下資源利用契約の登録番号、登録年月日
第３号は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。
３）開発済み鉱床（複数の鉱床の総体）の位置および想定上の輪郭の表示
７．申請書には、下記の発見証明文書のうち１つ以上をさらに添付する。
１）フォーメーションテスターによる試験時におけるものを含め、坑井からの炭化水素の流入を地下資源利用者が得たことを証明する文書
２）石油またはガスの飽和率が30％以上であることを証明する、然るべき形で文書化された貯留岩の実験室試験の結果
８．申請書の審査は、地下資源調査管轄機関にこれが到着した日より20営業日以内に実施しなければならない。申請書の審査結果に基づき、地下資源調査管轄機関は発見を承認する決定を下すか、または承認を拒否する。
９．下記の場合、地下資源調査管轄機関は発見の承認を拒否する。
１）本法典が定める要件に申請書が適合していない場合
２）発見を証明する添付文書が添えられていないか、または不正確な場合
10．地下資源調査管轄機関による発見承認の拒否は、申請書を再度提出する権利を地下資源利用者から奪うものではない。
11．地下資源利用者は、地下資源調査管轄機関が発見を承認した日より１カ月以内に、書面をもってこれを統轄機関に通知し、評価業務の実施を盛り込んだ探鉱業務プロジェクト文書の補足の作成に着手する義務を負う。
12．探鉱業務の実施にあたり、地下資源利用者は下記を確保する義務を負う。
１）探鉱の実施にあたり使用する設備機器の、調査対象となる地下資源対象に則った最適性
２）業務の全詳細ならびに得られた調査データおよび調査結果の、地質学的文書への適時的かつ正確な反映
13．探鉱期間中、地下資源利用者は発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業を実施する権利を有するが、この際、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た試験操業プロジェクト文書にしたがうものとする。
試験操業の期間は３年を超えないものとする。
参照：2019年４月15日付質問に対する2019年４月30日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第545362号（dialog.egov.kz）「炭化水素の探鉱期間に、地下資源利用者は承認されたプロジェクト文書に従って、発見された鉱層の試験操業を実施する権利を有する」
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第13－１項が追加された。
13－１．地下資源利用者は、高難易度のプロジェクトに該当しない地下資源鉱区に係る炭化水素の探鉱・採掘契約の作業計画に定める坑井の掘削について、下記の要件を同時に満たす場合には、これを放棄することができる。
１）当該地下資源鉱区において探鉱作業計画および作業計画に従って地震探査が実施されていること
２）放棄の申請書が探鉱・採掘契約の締結日から３年以内に提出されていること
この場合において、地下資源利用者は、本法典第126条に定める手続および条件に従い、地下資源鉱区の全部を返還しなければならない。
本項第１段落および第２段落に従って坑井の掘削を放棄し地下資源鉱区を返還した場合には、坑井の掘削義務は消滅したものとみなす。
14．地下資源利用者は、探鉱期間中に採掘し自らが保有する炭化水素のすべてをカザフスタン共和国の国内市場に供給する義務を負うが、自らの生産上の需要に費やされるか、または本法典の規定に従い焼却処理する炭化水素についてはこの限りではない。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第15項が追加された。
15．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱および採掘契約の締結日から３年以内において、かつ、地下資源利用者が当該契約に基づいて実施した地震探査および（または）掘削作業の結果として地質情報を取得している場合には、地下資源利用者は、当該作業のいずれかの種類の完了後、地下資源鉱区の全部を返還するとともに、当該返還の時点までに実施した探鉱作業の結果として地下資源利用者が取得した地質情報に基づき、

その後の坑井の掘削およびこれに関連するその他の作業を含めた、作業計画に定める作業の実施を放棄することができる。このような返還が行われる場合において、地下資源利用者は、本法典に定める炭化水素に係る地下資源利用作業に伴う撤収措置義務を除き、当該作業計画に基づく作業の履行の中止および（または）当該契約の期限前終了に関連する違約金その他一切の義務を負わない。

本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第16項および第17項が追加された。

16. 低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約による最初に設定した探鉱期間の完了時に、地下資源利用者は、本法典第132条に従い地質探査結果報告書を地下資源調査管轄機関に提出する義務を負う。地下資源調査管轄機関は、最初に設定した探鉱期間の作業プログラムに定める業務が完全に履行されたか否かについて、１カ月以内に報告書を審査する。

報告書の審査結果に基づき、地下資源調査管轄機関は報告書に合意するか、または業務が完全に履行されていない場合には合意を拒否する。

報告書への合意が拒否された場合、当該の拒否には、その根拠、是正措置および是正期限を記載しなければならない。

報告書の審査期間中または報告書への合意拒否原因の是正期間中に契約による最初に設定した探鉱期間が満了した場合、低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約は、当該の地下資源鉱区に関しては、報告書の審査期間または報告書で指摘された不備の是正期間においてその効力を継続する（条件付き延長とみなされる）。この際、当該の延長期間は３カ月を超えてはならない。

17. 炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結後、当該の地下資源鉱区が位置する区域が本法典第36条第１－５項に従い低探査地域に該当しないと認定された場合、契約の作業プログラム上の義務を含む当該の契約による探鉱条件は、探鉱期間中、維持される。

第124条　炭化水素鉱床の整備

１．鉱床の整備とは、炭化水素の採掘、準備、保管、ならびに採掘・保管地点から幹線パイプラインおよび（または）その他の輸送手段への積み替え地点までの輸送に必要な生産用施設およびその他の施設の建設をいう。

２．鉱床の整備は、試験操業プロジェクト文書および（または）鉱床開発プロジェクト文書に基づき作成された技術プロジェクト文書に従い実施する。

３．炭化水素鉱床の整備に係る施設の設計および建設にあたっては、当該の施設の安全な操業、および想定される事故の影響の拡散防止および最小化を目的とした措置を講じなければならない。

４．施設の建設にあたっては、プロジェクト文書で定められた当該施設の操業開始順序を遵守しなければならない。

第125条　炭化水素の採掘条件

１．炭化水素の採掘業務は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書、試験操業プロジェクト文書、または開発分析に従い実施しなければならない。

２．採掘は、基本プロジェクト文書で想定されていない炭化水素の損失をもたらさないようにする手法および方法をもって、地下資源利用のグッドプラクティスに従い実施しなければならない。

３．炭化水素の採掘にあたっては、鉱床開発プロジェクト文書または開発分析に盛り込まれている坑井の掘削が認められる。

４．炭化水素の採掘業務はすべて文書化しなければならない。

５．炭化水素の採掘を実施するにあたり、地下資源利用者は下記を確保する義務を負う。

１）使用する採掘設備機器の最適性および安全性

２）炭化水素の採掘時における困難や炭化水素採掘の経済効率の低下を招く危険な生産プロセスの発生からの炭化水素鉱床の保護

３）採掘した炭化水素の量、および地下に残存する地下資源埋蔵量、炭化水素の加工製品、採掘時に生成される生産廃棄物の、正確な算定

４）規準量、基準、ならびに適用する採掘の手法および方法の遵守

５）炭化水素の採掘廃棄物および加工製品が取水エリアおよび炭化水素の存在地域に蓄積することを防ぐ目的においての、これらの貯蔵および配置にあたっての環境要件および衛生・疫学的要件の遵守

６）鉱床開発プロジェクト文書に定める手順に則った炭化水素の抽出

６．炭化水素の採掘過程において抽出される成分は、本法典または契約に別段の定めがない限り、地下資源利用者の所有物である。

第７項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。

７．炭化水素の採掘にあたっての随伴的な地下水の採取は、特別な許可またはライセンスを取得することなく実施できる。

付随的に採取された地下水のその後の利用は、カザフスタン共和国の水関連法令および環境関連法令に従い実施する。
８．炭化水素の採掘期間中は、炭化水素鉱床の地質学的構造と埋蔵量の確認を目的とした採掘鉱区の追加調査（追加探鉱）の実施が認められる。
９．追加探鉱業務は、鉱床開発プロジェクト文書に従い実施する。
追加調査の間に地下資源利用者が採掘鉱区において新たな鉱層を発見した場合、その評価は鉱床開発プロジェクト文書への補足に従い実施する。
10．地下資源鉱区における新たな鉱層の発見は、地下資源利用契約における探鉱期間の確定および（または）採掘期間の延長の根拠とはならない。

第126条　炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置

１．炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た地下資源利用撤収処置プロジェクト文書に従い実施する。
炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置業務の実施に対する要件は、炭化水素部門管轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘の実施時における休止保存および撤収処置に関する規則において定めるものとする。
２．地下資源利用後の撤収処置は下記の場合に実施する。
１）本法典第107条第４項第２号および第３号に定める場合を除き、地下資源利用権が解除された地下資源鉱区において
２）本法典第114条に定める手順に則り、地下資源利用者が国への返還を意図している地下資源鉱区（その一部）において
本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第３号が追加された。
３）本法典第123条第13－１項に従い、地下資源鉱区の全部が返還される場合における当該地下資源鉱区において
第３項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
３．本条第２項第１号に定める場合には、当該地下資源鉱区に係る地下資源利用権が終了した者、および本条第２項第３号に従い地下資源鉱区の全部の返還を申し出た地下資源利用者は、下記の事項を実施しなければならない。
第１号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
１）地下資源利用権が解除された日または地下資源鉱区全体の放棄申請の日より２カ月以内に、炭化水素に係る地下資源利用撤収処置プロジェクト文書を承認し、これを本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定を受けるために提出する。
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第１－１号が追加された。
１－１）地下資源利用権が解除された日から６カ月以内に、地下資源利用後の撤収処置業務を開始する。当該の期限は、地下資源利用権が解除された者からの申請に基づき、地下資源利用者の意思によらない事情のため地下資源利用後の撤収処置業務を開始することができない場合には、統轄機関がこれを延長することができる。
２）炭化水素に係る地下資源利用撤収処置プロジェクト文書で定められている期限内に、地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置を完了する。
４．炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置は、撤収処置証書に下記の者の署名がなされた日に完了されたものとみなす。
１）地下資源利用者（地下資源利用権が無条件に解除された者）
２）統轄機関の代表者
第３号は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
３）環境保護、産業安全、住民の衛生・疫学的福祉、地下資源調査をそれぞれ所管する管轄機関ならびに州、共和国直轄都市および首都の地方執行機関の代表者
４）民間所有または長期土地利用のもとにある土地区画において撤収処置が行われる場合には、土地区画の所有者、または土地利用者
５．撤収処置証書への署名がなされた後に、当該の地下資源鉱区に係る地下資源利用権が解除された者が撤収処置プロジェクト文書に違反して撤収処置を遂行したことが確認された場合、または、当該の者が廃坑した（休止保存した）坑井の口元の密閉性が損なわれていることが明らかとなった場合、統轄機関は当該の者に対し、明らかとなった違反、ならびに所定の期限内に自らの費用負担において当該の違反を是正する義務をその者が負っていることについて、書面をもって通知する。

本項第１段落の規定は、新たな地下資源利用者へ引き渡された地下資源鉱区において違反が発覚した場合には適用しない。
第126条第６項は、炭化水素に係る地下資源利用に対する交付済みの許可証およびライセンスに基づく諸関係、ならびに本法典が発効する前に締結された炭化水素に係る地下資源利用契約に基づく諸関係に対し、本法典が第277条の文言をもって発効した日より36カ月が満了した後に適用する。
第６項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。
６．地下資源利用者による炭化水素の採掘に伴う撤収措置義務の履行は、銀行預金に対する質権により担保されるものとする。
炭化水素の探鉱に伴う撤収措置義務の履行は、本法典第55条第４項に定める方法のいずれかにより担保されるものとする。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第６－１項が追加された。
６－１．高難易度のプロジェクトに係る探鉱および採掘契約に基づく探鉱期間中の地下資源利用作業に伴う撤収措置に係る地下資源利用者の義務履行を担保する方法として、外国銀行の保証が提供される場合には、当該銀行は、「Standard & Poor's」の格付けにおいて「BBB-」以上、または「Moody's」もしくは「Fitch Ratings」の格付け尺度においてこれと同等以上の最低信用格付けを有していなければならない。
高難易度のプロジェクトに係る探鉱および採掘契約に基づく探鉱期間中の地下資源利用作業に伴う撤収措置に係る地下資源利用者の義務履行を担保する方法として、カザフスタンの銀行の保証が提供される場合には、当該銀行は、「Standard & Poor's」の格付けにおいて「BB-」以上、または「Moody's」もしくは「Fitch Ratings」の格付け尺度においてこれと同等以上の最低信用格付けを有していなければならない。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第６－２項が追加された。
６－２．外国銀行が発行する保証は外国語で作成することができる。この場合において、地下資源利用者は、そのカザフ語訳およびロシア語訳を提出しなければならず、当該翻訳の正確性は公証人により証明されなければならない。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第６－３項が追加された。
６－３．高難易度のプロジェクトに係る地下資源利用契約について外国銀行が発行する保証は、統轄機関が承認した標準様式によらず作成することができる。
高難易度のプロジェクトに係る地下資源利用契約に基づき外国銀行が標準様式によらず発行する保証には、以下の条件を含めなければならない。
１）当該銀行保証が、本法典に従い地下資源利用者の地下資源利用作業に伴う撤収措置義務として定められた金額の全額を担保すること
２）当該銀行保証が、完全、無条件かつ取消不能の保証であること
３）当該銀行保証が、本法典の要件に従って地下資源利用作業に伴う撤収措置が完了するまでの期間に対して提供されること
外国銀行の保証が本条の要件に適合しない場合には、当該保証を高難易度のプロジェクトに係る地下資源利用契約の担保として受理しない理由となる。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第６－４項が追加された。
６－４．高難易度のプロジェクトに係る炭化水素の探鉱に伴う撤収措置義務の履行を担保する保証については、銀行以外の法人も保証人となることができる。ただし、当該保証人は、「Standard & Poor's」の格付けにおいて「BBB」以上、または「Moody's」もしくは「Fitch Ratings」の格付け尺度においてこれと同等以上の最低信用格付けを有していなければならない。
当該保証人が外国法人である場合には、当該保証は英語で作成することができる。この場合において、カザフ語訳およびロシア語訳を必ず提出しなければならず、当該翻訳の正確性は公証人により証明されなければならない。外国法人が発行する保証は、その発行地において公証を受けなければならない。
本項の要件は、炭化水素部門の国営企業が発行する保証には適用しない。
第７項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って変更が加えられた。
７．探鉱後の撤収処置を実施する義務履行の担保は、探鉱業務プロジェクト文書において炭化水素の探鉱後の撤収処置を実施する業務の市場価格に基づき算出された額の金銭を預金する方法をもって、当該のプロジェクト文書に定める業務が開始されるまでに形成する。
探鉱後の撤収処置業務費用の増額を盛り込んだ探鉱業務プロジェクト文書への補足、または試験操業プロジェクト文書が承認された場合、当該のプロジェクト文書に定める業務が開始されるまでに、選択された担保方法に係る然るべき追加額を入金しなければならない。
高難易度のプロジェクトについては、探鉱期間における探鉱に伴う撤収措置義務の履行のために提供された

担保は、以下のうち、いずれか早い日にその効力を失う。
　１）探鉱に伴う撤収措置が完了した日
　２）炭化水素鉱床開発計画が承認された日
　高難易度のプロジェクトについて採掘期間へ移行した後、地下資源利用者は、本条第６項第１段落に従い、探鉱期間に係る撤収措置義務を考慮した新たな担保方法を、採掘期間の開始日から６カ月以内に提供しなければならない。当該期間内に必要な担保が提供されない場合には、本法典第133条に定める手続に従い、地下資源利用契約は期限前終了する。
参照：2025年１月17日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第27-n/k号「炭化水素に係る地下資源利用に伴う撤収措置義務の履行保証額の算定方法に関する技術規範文書の承認について」
８．採掘後の撤収処置義務の履行を保証する担保対象となる銀行預金は、鉱床開発プロジェクト文書において計画上の炭化水素採掘規模に応じて決定された額の金銭を預金する方法をもって形成する。
第９項は2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）により改定。
９．採掘に伴う撤収措置義務の履行を担保するための担保額は、鉱床開発計画において、炭化水素の採掘に伴う撤収措置業務の市場価格に基づき定めるものとし、開発状況の分析の一環として、少なくとも３年に１回見直さなければならない。
　担保は、国家通貨またはカザフスタン共和国中央銀行が国家通貨に対する公式為替レートを定める外国通貨により提供するものとする。
　見直しの結果または炭化水素の採掘に伴う撤収措置業務の実施過程において、担保額は、炭化水素の採掘に伴う撤収措置業務の市場価格または地下資源鉱区において実際に実施された撤収措置業務の費用に応じて見直すものとする。
10．地下資源利用権の譲渡は、契約条件に基づき形成され、担保権が設定されている銀行預金に対する権利の再手続き（譲渡）の無条件の根拠となる。
11．本法典第128条に従い実施される坑井の廃坑は、炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置には含まない。

第127条　炭化水素に係る地下資源鉱区の休止保存
１．地下資源鉱区の休止保存は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た地下資源鉱区休止保存プロジェクト文書に従い実施する。
　炭化水素に係る地下資源鉱区の休止保存業務の実施に対する要件は、炭化水素部門管轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘の実施時における休止保存および撤収処置に関する規則において定めるものとする。
２．地下資源鉱区の休止保存は下記の場合に実施する。
　１）本法典第107条第４項第２号に定める場合で、地下資源利用権が解除された地下資源鉱区において
　２）本法典に定める場合で、炭化水素に係る地下資源利用契約の効力が停止された場合
３．地下資源利用者（然るべき地下資源鉱区に関する地下資源利用権が解除された者）は下記の義務を負う。
　１）地下資源利用権が解除された日、または炭化水素に係る地下資源利用契約の効力が停止された日より２カ月以内に、地下資源鉱区休止保存プロジェクト文書を承認し、これを本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定を受けるために提出する。
本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第１－１号が追加された。
　１－１）地下資源利用権が解除された日から６カ月以内に、地下資源鉱区の休止保存業務を開始する。当該の期限は、地下資源利用権が解除された者からの申請に基づき、地下資源利用者の意思によらない事情のため地下資源鉱区の休止保存業務を開始することができない場合には、統轄機関がこれを延長することができる。
　２）休止保存プロジェクト文書で定められている期限内に、地下資源鉱区の休止保存を完了する。
４．地下資源鉱区の休止保存処置は、休止保存証書に下記の者の署名がなされた日に完了されたものとみなす。
　１）地下資源利用者、または然るべき地下資源鉱区に関する地下資源利用権が解除された者、または撤収処置オペレータ
　２）統轄機関の代表者
第３号は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
　３）州、共和国直轄都市、首都の地方行政機関の環境保護、産業安全、公衆衛生・疫学的福祉分野、および地下資源調査における管轄機関の代表者
　４）民間所有または長期土地利用のもとにある土地区画において休止保存が行われる場合には、土地区画の所有者、または土地利用者
５．炭化水素に係る地下資源鉱区の休止保存に関する義務は、地下資源利用者、または地下資源利用権が解除された者の費用負担において履行するが、本法典第107条第４項第２号に定める場合、義務の総額は当該の義務が履行された後、保証金をもって地下資源利用者に補償する。

第128条　生産施設の休止保存と撤収処置
１．炭化水素の探鉱または採掘の期間が満了するまでの間であればいつでも、地下資源利用者は営造物、設備、

坑井、およびその他の資産を含め、地下資源利用業務の実施に使用する個々の生産施設の休止保存または撤収処置を実施する権利を有する。
　この際、炭化水素の探鉱および採掘、または炭化水素の採掘に係る契約における採掘期間の間、地下資源利用者は技術的および（または）地質学的理由によって撤収する必要が生じ、探鉱開発プロジェクト文書に則ったその他の目的においても使用することができなくなった坑井の廃坑を行う義務を負う。
参照：2019年10月29日付質問に対する2019年11月６日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第577860号（dialog.egov.kz）「10年以上休止中の坑井の休止保存について」
２．生産施設の撤収または休止保存は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た生産施設の撤収または休止保存プロジェクト文書に従い実施するが、炭化水素部門管轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘の実施時における休止保存および撤収処置に関する規則に定める個々の坑井カテゴリーであって、その撤収処置または休止保存を処置撤収処置および休止保存計画に従い実施する坑井カテゴリーはこの限りではない。
３．生産施設の休止保存または撤収に係る業務の実施に対する要件は、炭化水素部門管轄機関が承認する炭化水素の探鉱および採掘の実施時における休止保存および撤収処置に関する規則において定めるものとする。
４．地下資源利用権が解除された地下資源鉱区の休止保存の範囲を超えて実施される生産施設の休止保存業務への資金提供は、本法典第107条第４項第２号に定める場合、地下資源利用者の資金負担でこれを実施する。
　炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置の範囲を超えて実施される生産施設の撤収業務への資金提供は、地下資源利用者の資金負担でこれを実施する。
参照：2025年１月17日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第27-n/k号「炭化水素に係る地下資源利用に伴う撤収措置義務の履行保証額の算定方法に関する技術規範文書の承認について」

表題は2020年６月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号により改定。
第129条　炭化水素の採掘期間中における、教育、学術、デジタル化、地域の社会・経済的発展分野における地下資源利用者の義務
１．採掘期間の２年目から、地下資源利用者は毎年下記の義務を負う。
　１）地下資源利用者が炭化水素の採掘期間中の前年度分として支出した採掘費用の１％の金額を、炭化水素部門管轄機関が教育部門管轄機関と共同で承認した手順に則り、カザフスタンの人材教育資金として提供する。
第１項第２号は2020年６月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号により改定。
　２）地下資源利用者が炭化水素の採掘期間中の前年度分として支出した採掘費用の１％の金額を、炭化水素部門管轄機関が科学部門管轄機関と共同で承認した手順に則り、科学技術、研究および（または）開発業務の資金として、ならびに（または）炭化水素部門管轄機関が情報化部門管轄機関と共同で承認した手順に則り、炭化水素部門のデジタル化事業の資金として提供する。
参照：科学研究、科学技術および試験開発業務プロジェクト審査科学技術評議会に関する規程
第３号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
　３）炭化水素の採掘期間中の前年度分として地下資源利用契約に基づいて投資した額の１％の金額を、地域の社会・経済的発展および地域インフラ整備資金として提供する。ただし、地下資源利用者が枯渇鉱床に係る地下資源利用契約に基づく投資義務を履行する場合には、地域の社会・経済的発展および地域インフラ整備に対する資金供与は、当該枯渇鉱床の開発のための追加投資に充てることとされていた金額の未使用残額の範囲内で行うものとする。
本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第１－１項が追加された。
１－１．本法典第120条第10項に基づき、炭化水素の採掘に係る標準契約に従って作成された炭化水素の採掘契約の改訂版を締結した地下資源利用者については、本条第１項に定める義務は、採掘期間の初年度から効力を有するものとする。
第２項は2022年６月27日付カザフスタン共和国法第129-VII号（2023年１月１日施行）により改定。さらに2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
２．地域の社会・経済的発展および地域インフラ整備のための資金供与には、地下資源利用者が地域の社会インフラ施設の整備および維持、社会的企業主体への支援のために支出する費用ならびにこれらの目的のために国家予算へ納付する資金を含むものとする。
　枯渇鉱床に係る地下資源利用契約に基づく投資義務の履行の一環として行われる地域の社会・経済的発展および地域インフラ整備のための資金供与には、地下資源利用者がこれらの目的のために国家予算へ納付する資金を含むものとする。
３．本条第１項に従い行われた資金提供のうち所定の最小金額を超える額については、地下資源利用者の当該の義務の翌年履行分に繰り越される。

第130条　国内市場への供給に関する地下資源利用者の義務

第１項には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）、2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

１．国内市場の石油化学製品需要を充足する目的で、地下資源利用者は供給予定表に従い、カザフスタン共和国領内における精製へと原油の供給を行う義務を負うが、事故により製油所が停止している場合には、これを国外へ供給する。

供給予定表は、炭化水素部門管轄機関が承認する手順に則り作成される。

本項の要件は、下記の炭化水素の探鉱および採掘に係る契約または炭化水素の採掘に係る契約による採掘期間中には適用しない。

１）本法典第36条第１－２項第１号および第３号に定める高難易度のプロジェクト

２）本法典第148－１条に従い原油回収率増進の特別方法を適用して採掘した炭化水素の数量について

２．地下資源利用者が、自らが生産した軽質炭化水素の広留分（NGL）の譲渡または加工のための供与を意図している場合には、当該譲渡または加工のための供与は、カザフスタン領内に生産施設を保有する液化石油ガス（LPG）生産者に対してのみ行うものとする。LPG生産者のリストは、炭化水素部門管轄機関がこれを承認する。

この際、カザフスタン領内に生産施設を保有するLPG生産者への譲渡または加工のための供与が不可能な場合には、当該の地下資源利用者は、炭化水素部門管轄機関の了承のもとに、NGLをカザフスタン国外で販売する権利を有する。

３．本条において、NGLとは、輸送および保管を目的として液体状態に加工された軽質炭化水素（メタン、エタン、プロパン、ブタン類、およびペンタン類）とより重質な炭化水素の混合物であって、その成分の質的および量的内容が国家規格の要件に適合しているものをいう。

第131条　炭化水素の探鉱および採掘に係る業務の実施にあたっての、商品、役務およびサービスの取得

第１項には2023年４月20日付カザフスタン共和国法第226-VII号（2023年７月１日施行）に従って変更が加えられた。

１．炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたっての、商品、役務およびサービスの取得は、請負業者によるものも含め、下記の方法のうち１つをもって実施する。

１）公開入札

２）１つの供給元から

３）競り下げ方式の公開入札（電子入札）

４）商品取引所で

５）本項に記載のない方法による商品、役務およびサービスの買付け

地下資源利用者が炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたり使用する商品、役務およびサービスの取得は、本項第１号、第２号、および第３号に記載の方法によって行うものとするが、この際、地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービス、ならびにこれらの生産者の登録簿、またはインターネットのカザフスタンセグメントに配置され、上記の登録簿と同期されているその他の電子買付システムを必ず使用するものとする。

商品取引所を介した商品の取得は、カザフスタン共和国の商品取引所関連法令に従って承認される取引所商品リストと、商品取引所を介して販売される商品ロットの最小規模に基づき実施する。

参照：取引所取引の標準規則

2022年１月１日までは、第131条第１項の第４、第５段落部分については、第277条の規定が適用される。

役務およびサービスの取得に係る入札の主催者は、落札者を決定するにあたり、カザフスタンの役務およびサービス生産者の応札価格を20%減額する。カザフスタンの役務およびサービス生産者として認められるのは、カザフスタン共和国の法令に従い設立された個人事業主および（または）法人であって、カザフスタン共和国領内に所在地を有し、カザフスタン共和国の人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている経営者、役員、および専門職員の数を除く総従業員の95%以上をカザフスタン共和国の国民から採用している個人事業主および（または）法人である。

この際、カザフスタン共和国の人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の50%を超えていてはならない。

炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたり使用する商品、役務およびサービスの、地下資源利用者およびその請負業者による取得手順は、炭化水素部門管轄機関が定めるものとする。

地下資源利用者は、炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたり使用する商品、役務およびサービスの取得に係る所定の手順に対する自らおよび（または）自らの請負業者による違反に対し、地下資源利用契約に定める責任を負う。

参照：2021年４月16日付質問に対する2021年４月28日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第679898号

（dialog.egov.kz）「地下資源利用に関する法令および契約においては、調達手続違反により締結された炭化水素の探鉱および採掘に関する取引を無効と認定する要件は定められていない」

２．炭化水素に関する電子買付システムの動作の、地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービス、ならびにこれらの生産者の登録簿との同期手順は、炭化水素部門管轄機関がこれを承認する。

３．本条においては、

１）地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービス、ならびにこれらの生産者の登録簿とは、地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービスの買付けならびにこれらの生産者に対する監督とモニタリング、さらには地下資源利用業務の実施時に使用される商品、役務およびサービスの電子買付の実施、およびリストの作成を目的とした国家情報システムのことをいう。

２）電子買付システムとは、炭化水素部門管轄機関が定める炭化水素の探鉱または採掘に係る業務の実施にあたっての商品、役務およびサービスの買付手順に従い、商品、役務およびサービスの取得を目的として買付実施者（地下資源利用者、または地下資源利用者に権限を付与された者）が使用する電子情報システムのことをいう。

４．および５．*2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号により削除。（2022年３月７日施行）*

６．地下資源利用者は炭化水素部門管轄機関に対し、同機関が承認する様式および手順に則り、商品、役務およびサービスの買付けに係る年次プログラム（１会計年度分）と中期的プログラム（５会計年度分）、ならびに、本法典第６章に従い地下資源利用者がオペレータを起用した場合には、オペレータの有償サービスの取得計画に関する情報を提出する義務を負う。

商品、役務およびサービスの買付けに係る年次プログラムとは、地下資源利用者が作成する文書であって、地下資源利用者が１暦年中に計画している商品、役務およびサービスの一覧と規模、これらの取得方法および取得期日を定める文書のことをいう。

商品、役務およびサービスの買付けに係る中期的プログラムとは、地下資源利用者が作成する文書であって、地下資源利用者が５年までの期間において計画している商品、役務およびサービスの一覧と規模、これらの取得方法および取得期日を定めるもののことをいう。

オペレータのサービスの取得計画に関する情報とは、地下資源利用者が作成する文書であって、オペレータが有償ベースで提供するサービスの規模および期日を定めるもののことをいう。

参照：2022年５月17日付質問に対する2022年６月１日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第739846号（dialog.egov.kz）「炭化水素の探鉱または採掘ならびにウラン採掘作業の実施における商品、役務およびサービスの調達に関する中期調達プログラムについて」

７．本条第１項の要件は下記には適用しない。

１）カザフスタン共和国の国家調達関連法令に従い商品、役務およびサービスを取得する地下資源利用者

２）地下資源利用権を保有する法人であって、その議決権株式（出資比率）の50%以上を国営管理持株会社が直接的または間接的に保有する法人

本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第８項が追加された。

８．本条の規定は、高難易度プロジェクトに係る炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約に基づき、地下資源利用者が事業を実施する際の商品、役務およびサービスの買付けには適用されない。当該契約においては、買付けは地下資源利用者が定める手続に従って実施されるものとする。ただし、当該手続は次に掲げる事項を確保しなければならない。

１）地下資源利用者が承認し統括機関と合意した、採掘期間における、商品、役務およびサービスの現地供給業者の発展プログラムの履行

２）すべての関係供給業者に対し、商品、役務およびサービス買付競争への参加についての、完全かつ公平な機会の提供

３）商品、役務およびサービスの潜在的供給業者の事前選定における客観的基準の適用

４）予定される商品、役務およびサービスの買付けに関する情報、および地下資源利用者のインターネットリソースへの掲載を含む、潜在的供給業者に求められる要件についての、関係者すべてに対する情報の公開アクセスの確保。

第132条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

第132条　炭化水素の探鉱および採掘の実施にあたっての地下資源利用者による報告

炭化水素に係る地下資源利用契約に基づき、地下資源利用者は下記の報告書を提出する義務を負う。

１）地質学的報告書

本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第１－１号が追加された。

１－１）低探査地域内に位置する地下資源鉱区における地質探査結果報告書

２）ライセンス・契約条件の履行に関する報告書

３）取得した商品、役務およびサービス、ならびにこれらにおける国内価値に関する報告書
４）人材面における国内価値に関する報告書
５）カザフスタン人材の教育に対する資金の提供に関する支出報告書
６）科学技術、研究および（または）開発業務に対する資金の提供に関する支出報告書
７）直接的または間接的に地下資源利用者を支配する者および（または）事業体の構成に関する報告書
本条第１号および第１－１号に定める報告書は、地下資源調査管轄機関に対し、同機関が承認する手順に則り提出する。
本条第２号に定める報告書は、統轄機関に対し、同機関が承認する手順に則り提出する。
本条第３～７号に定める報告書は、炭化水素部門管轄機関に対し、同機関が承認する様式および手順に則り提出する。

第133条　地下資源利用者による地下資源利用契約条件違反に対する責任

１．地下資源利用契約に定める義務に対する地下資源利用者による違反に関しては、下記の種類の責任が定められている。
１）地下資源利用契約が定める場合、手順、および金額に則り地下資源利用者が支払う違約金
２）本法典第106条に定める場合および手順に則り実施される、地下資源利用契約の効力の統轄機関による一方的な期限前解除
この際、地下資源利用者は違約金を支払ったからといいて、然るべき義務の履行を免除されるものではない。
２．下記の場合、統轄機関は地下資源利用者に対し、地下資源利用契約条件違反が犯されたこと、ならびに所定の期限内における違約金の支払いおよび（または）当該の違反の是正に関する地下資源利用者の義務について、書面をもって通知する。
１）地下資源利用契約が定める資金上の義務が１会計年度につき30％未満しか履行されていない場合
２）炭化水素に係る地下資源利用業務であって、所定の予定表に従い担保を差し出すことなく、または、担保積立予定表に違反して、地表の損傷をもたらす業務を実施した場合
３）地下資源利用契約が定める義務に対して地下資源利用者が違反を犯したその他の場合
３．地下資源利用者による契約条件違反の是正期限は、義務の物理的規模に関しては書面による通知を受領した日より６カ月以内、本条第２項第１号および第２号に記載の義務に関しては同３カ月以内、地下資源利用契約に定めるその他の義務の場合には同１カ月以内とする。
４．地下資源利用者は、犯してしまった違反を通知に記載されている期限内に是正し、是正を証明する書類を添付したうえで、書面をもってこれを統轄機関に報告する義務を負う。
５．地下資源利用者は統轄機関に対し、地下資源利用契約に定める義務への違反の是正期限延長の申し出を、当該の延長の理由に係る根拠を添えたうえで送付する権利を有する。犯してしまった違反の是正期限延長の申し出の審査結果に基づき、統轄機関はこれを受領した日より10営業日以内に、地下資源利用者に対し期限延長への同意を通知するか、または、正当な根拠を添えたうえで当該の延長の拒否を提示する。
６．地下資源利用契約に定める義務への違反を本条第３項が定める期限内に是正することが明らかに不可能である場合、統轄機関は当該の違反の是正が可能となる別段の期限を設定する権利を有する。

第19章　炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書

第134条　炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書に関する一般規定

１．炭化水素に係る地下資源利用業務は、下記のプロジェクト文書に従い実施する。
１）基本プロジェクト文書
探鉱業務プロジェクト文書
試験操業プロジェクト文書
炭化水素鉱床開発プロジェクト文書
２）地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則においてそのリストが定められている技術プロジェクト文書
２．炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書は、地下資源利用者によって起用された、然るべき業種に対するライセンスを保有するプロジェクト事業体が作成する。
３．プロジェクト文書は、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則に従い、地下資源利用のグッドプラクティスに基づいて作成する。
４．炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書は地下資源利用者が承認する。
５．プロジェクト文書に定める地下資源利用業務の種類、方法、技術、規模および実施期限の変更は、当該のプロジェクト文書に然るべき変更と補足を加えた後にこれを認める。
６．地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則では、地下資源利用業務の種類、方法、技術、規模および実施期限の変更を行う際に、プロジェクト文書への然るべき変更と補足が必要とならないケースが定め

られている。
７．プロジェクト文書では、地下資源鉱区の外まで続く、発見された鉱層の想定上の輪郭を確定することができる。
８．地下資源利用者は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得たプロジェクト文書の規定を遵守する義務を負う。

第135条　探鉱業務プロジェクト文書
１．探鉱業務プロジェクト文書は、探鉱および採掘に係る契約が登録された日より１年以内に作成する。
２．探鉱業務プロジェクト文書は、探鉱全期間を対象として作成する。
３．探鉱業務プロジェクト文書は下記を含むものでなければならない。
　各々のブロックに関する炭化水素の探鉱業務の種類、方法、技術、規模および実施期限の詳細
　地下資源の合理的な利用と保護に係る措置
　炭化水素の探鉱後の撤収処置業務の遂行に係る期限、条件、および価格に関する情報
４．探鉱業務プロジェクト文書は、業務プログラムにおいて地下資源利用者が申告した業務実施の規模および期限のすべてを含むものでなければならない。
５．発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価を行う必要がある場合、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の各々に関して変更および（または）補足を加える方法をもって、当該の業務を探鉱業務プロジェクト文書に盛り込むものとする。
　この際、探鉱業務プロジェクト文書には発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の評価に係る業務の種類、方法、技術、規模および実施期限の詳細を含める。
６．地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た探鉱業務プロジェクト文書に記載されていない鉱床の探査、探鉱、評価に係る業務の実施、ならびに当該の探鉱業務プロジェクト文書が存在しない場合における同業務の実施は禁止される。
参照：炭化水素の探鉱業務プロジェクト文書（同プロジェクト文書の変更および補足）の作成に関する方法上の勧告（2018年８月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

第136条　試験操業プロジェクト文書
１．探鉱期間中に発見された炭化水素鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業は、試験操業プロジェクト文書に従って実施しなければならない。
　地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た試験操業プロジェクト文書に記載のない試験操業業務の実施、ならびに当該の試験操業プロジェクト文書が存在しない場合における試験操業業務の実施は禁止される。
参照：2019年４月15日付質問に対する2019年４月30日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第545362号（dialog.egov.kz）「炭化水素の探鉱期間に、地下資源利用者は承認されたプロジェクト文書に従って、発見された鉱層の試験操業を実施する権利を有する」
２．試験操業プロジェクト文書は、試験操業の実施が必要であるとの決定を地下資源利用者が下した日より３カ月以内に作成する。
３．試験操業プロジェクト文書は、試験操業の種類、手法、方法、および技術の詳細、ならびに試験操業中の炭化水素の予想採掘量を含むものでなければならない。
４．試験操業の実施が必要であるとの決定を地下資源利用者が下した場合、試験操業の対象となる各々の発見された鉱層（複数の鉱層の総体）について試験操業プロジェクト文書を作成し、承認する。
５．試験操業の過程において実施の必要性が明らかとなったあらゆる変更および追加作業は、然るべき変更および（または）補足を加える形で試験操業プロジェクト文書に加えなければならない。
参照：石油、ガス石油、石油ガス鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業プロジェクト文書の作成に関する方法上の勧告；ガスおよびガスコンデンセート鉱層（複数の鉱層の総体）試験操業プロジェクト文書の作成に関する方法上の勧告；石油、ガス石油、石油ガス鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業プロジェクト文書の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告；ガスおよびガスコンデンセート鉱層（複数の鉱層の総体）の試験操業プロジェクト文書の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告（2018年８月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

第137条　炭化水素の鉱床開発プロジェクト文書
１．鉱床開発プロジェクト文書は、本法典に定める要件に従い、探鉱期間または準備期間中に作成する。
２．鉱床開発プロジェクト文書は、当該の鉱床における炭化水素の商業生産全期間を対象として作成する。
３．鉱床開発プロジェクト文書は、鉱床の商業開発実施の種類、方法、技術、規模、および期間の詳細を含むものでなければならない。
４．鉱床開発業務の条件、種類、規模の変更が必要な場合、変更および（または）補足を加える形で当該の変更を鉱床開発プロジェクト文書に加えなければならない。

５．地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書に記載のない炭化水素採掘業務の実施、ならびに当該のプロジェクト文書が存在しない場合における採掘業務の実施は禁止される。
本項第１段落の規定は、試験操業の過程で実施される炭化水素の採掘業務に対しては適用しない。
参照：石油および石油ガス鉱床開発プロジェクト文書の作成に関する方法上の勧告；ガスおよびガスコンデンセート鉱床開発プロジェクト文書の作成に関する方法上の勧告（2018年８月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

第138条　技術プロジェクト文書
１．技術プロジェクト文書は、探鉱業務プロジェクト文書、試験操業プロジェクト文書、または鉱床開発プロジェクト文書に基づき作成する。
２．探鉱業務プロジェクト文書、試験操業プロジェクト文書、または鉱床開発プロジェクト文書に対し、これらに基づき作成される技術プロジェクト文書の指標に関わる変更および（または）補足を加える際には、然るべき技術プロジェクト文書に変更および（または）補足を加える必要が生じる。
第３項は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
３．炭化水素の探鉱に係る撤収処置プロジェクト文書は、本法典第126条に定める手続および期限に従い作成される。
４．炭化水素に係る地下資源利用後の撤収処置プロジェクト文書は、地下資源鉱区と、撤収対象となる然るべき生産施設の実際の状況を考慮して作成する。
５．地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た然るべき技術プロジェクト文書が存在しない場合には、地下資源利用業務の実施は禁止される。

第139条　炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書の鑑定
１．炭化水素に係る地下資源利用部門におけるプロジェクト文書は、カザフスタン共和国の環境関連法令に従い実施される国家環境鑑定を受けなければならない。
第２項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。さらに2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
２．評価のための探鉱作業、海上探鉱作業または本法典第113条に従った地下資源鉱区の拡張を予定するものを除き、探鉱作業プロジェクト（その変更および補足を含む）は、通知手続により統轄機関へ提出するものとする。
第３項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。さらに2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2022年１月１日施行、2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
３．評価のための探鉱作業、海上探鉱作業または本法典第113条に従った地下資源鉱区の拡張を予定する探鉱作業プロジェクト（その変更および補足を含む）、試験操業プロジェクト（その変更および補足を含む）ならびに鉱床開発プロジェクト（その変更および補足を含む）は、環境影響評価の対象範囲の決定に関する結論書、および（または）予定される事業活動による影響のスクリーニングの結果、環境影響評価の実施を義務付ける必要がない旨の結論書、または環境影響評価の結果に係る結論書がある場合に限り、プロジェクト文書に係る国家鑑定の対象とする。
参照：2021年９月15日付質問に対する2021年９月22日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣の回答第705616号（dialog.egov.kz）「環境影響事前評価の基本設計文書に対する環境影響許可の取得について」
2030年１月１日までは、第139条第４項の文言「地質学的埋蔵量」は第277条に従い「埋蔵量」に置き換える。
４．試験操業プロジェクト文書は、地質学的埋蔵量の試算速報報告書に対する地下資源国家鑑定の肯定的な結論を地下資源利用者が取得した後でなければ、プロジェクト文書国家鑑定を受けることができない。
鉱床開発プロジェクト文書は、地質学的埋蔵量の試算報告書に対する地下資源国家鑑定の肯定的な結論を地下資源利用者が取得した後でなければ、プロジェクト文書国家鑑定を受けることができない。
５．技術プロジェクト文書に建築業、都市建設業、建設業の施設建設が盛り込まれている場合、当該のプロジェクト文書はカザフスタン共和国の建築業関連、都市建設業関連、建設業関連の法令に従い鑑定を受けなければならない。
６．本条第１項および第５項に定める鑑定を実施するにあたり、地下資源利用のグッドプラクティスの遵守からの逸脱なしには地下資源利用者が解消することができない見解の相違が発生した場合、当該の地下資源利用者の申請に基づき、統轄機関は然るべき決定を下すため、申請書を受領した日より10営業日以内に関係国家機関、地下資源利用者、設計所の代表者らとの交渉を手配する。

第140条　炭化水素に係る地下資源利用部門における基本プロジェクト文書の国家鑑定
１．炭化水素に係る地下資源利用部門における基本プロジェクト文書および開発分析の国家鑑定は、地下資源

利用のグッドプラクティスに則り炭化水素鉱床の探鉱と開発を行うにあたり、合理的な地下資源利用を保障することを目的として実施する。
第２項には2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号（2022年３月７日施行）および2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
２．基本プロジェクト文書および開発分析の国家鑑定は、地質学および開発分野における専門知識を有するとともに、鑑定結果に利害関係を有さない専門家を招聘し、カザフスタン共和国炭化水素鉱床探鉱・開発中央委員会（中央委員会）が実施する。
独立専門家の招聘および資格選定の手続き、ならびに独立専門鑑定の費用は、炭化水素分野の管轄機関により定められる。
地下資源利用分野における基本プロジェクト文書および開発分析に関する独立鑑定の費用は、地下資源利用者が負担する。
３．中央委員会の業務、構成、業務規程および事務処理の運営は、炭化水素部門管轄機関が承認するカザフスタン共和国炭化水素鉱床探鉱・開発中央委員会規定によりこれを定める。
４．探鉱業務プロジェクト文書（その変更および補足）の国家鑑定は地下資源利用者からこれを受領した日より２カ月以内に、試験操業プロジェクト文書、鉱床開発プロジェクト文書（これらの変更および補足）、開発分析に関しては、同３カ月以内に実施する。
試験操業プロジェクト文書、鉱床開発プロジェクト文書（これらの変更および補足）、開発分析の国家鑑定実施期限は中央委員会の決定に基づき延長することができるが、その延長期間は３カ月を超えないものとする。
参照：2021年10月28日付カザフスタン共和国首相書簡第17-06/5771号「地下資源利用分野における問題に関して」
５．および６．*2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号により削除。（2022年３月７日施行）*
７．基本プロジェクト文書または開発分析の国家鑑定の実施結果は、独立鑑定の結論に従い、中央委員会の会議における基本プロジェクト文書および開発分析の審査をもって決定する。
８．*2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号により削除。（2022年３月７日施行）*
９．基本プロジェクト文書または開発分析の国家鑑定の結果は、肯定的または否定的な結論として文書化される。鑑定の結論の写しは、これに署名がなされた日より５営業日以内に地下資源利用者に送付する。
10．否定的な鑑定の結論が下される際の根拠は下記の通りである。
１）カザフスタン共和国の法令の要件および（または）契約の規定に対する、プロジェクト文書または開発分析の不適合
２）炭化水素部門管轄機関が承認する規範的・技術的文書で定められている内容、構成、作成面での要件に対する、プロジェクト文書または開発分析の不適合
３）地下資源利用のグッドプラクティスに対する、プロジェクト文書または開発分析の不適合
４）鉱床開発プロジェクトにおける、炭化水素の確認埋蔵量の量および内容に関する不正確な情報
５）プロジェクト文書または開発分析において提示されたプロジェクト方策に係る客観的な品質評価の不可能性
2030年１月１日までは、第140条10項第６号の文言「地質学的埋蔵量」は第277条に従い「埋蔵量」に置き換える。
６）試験操業プロジェクト文書の場合－地質学的埋蔵量の試算速報報告書に対する地下資源国家鑑定の肯定的な結論の欠如
2030年１月１日までは、第140条10項第７号の文言「地質学的埋蔵量」は第277条に従い「埋蔵量」に置き換える。
７）鉱床開発プロジェクト文書の場合－地質学的埋蔵量の試算報告書に対する地下資源国家鑑定の肯定的な結論の欠如
11．プロジェクト文書または開発分析に対する国家鑑定の否定的な結論には、当該の結論を下した根拠と、プロジェクト文書または開発分析の修正に関する勧告を盛り込む。

2030年１月１日までは第277条に従い、第141条の文言「地質学的埋蔵量」は「埋蔵量」に、「中央委員会」は「国家委員会」に置き換える。
第141条　地下資源国家鑑定
１．地下資源国家鑑定は、地下資源の合理的な利用、炭化水素の地質学的埋蔵量の国家登録、ならびに炭化水素の地質学的確認埋蔵量の量および内容に関する情報の正確性の評価のための諸条件の策定を目的として実施するものである。
２．地下資源国家鑑定は、当該業種に対するライセンスを保有するプロジェクト事業体が作成し、地下資源利用者が承認する地質学的埋蔵量の試算（速報試算）報告書の分析をもって実施する。
2030年１月１日までは、第141条第３項は第277条に掲げる条文を有効とする。
３．地質学的埋蔵量の試算（速報試算）報告書は、炭化水素部門管轄機関が承認する規範的・技術的文書に従い作成する。

2030年１月１日までは、第141条第４項は第277条に掲げる条文を有効とする。
４．地下資源国家鑑定は、カザフスタン共和国炭化水素埋蔵量中央委員会（埋蔵量中央委員会）が、地質学および地下資源利用における専門知識を有するとともに、鑑定結果に利害関係を有さない独立専門家を招聘して実施する。
2030年１月１日までは、第141条第５項は第277条に掲げる条文を有効とする。
５．埋蔵量中央委員会の業務、構成、業務規程および事務処理の運営は、炭化水素部門管轄機関が承認するカザフスタン共和国有用鉱物埋蔵量中央委員会規定によりこれを定める。
６．地下資源国家鑑定は、地質学的埋蔵量試算（速報試算）報告書を受領した日より３カ月以内に実施する。
地下資源国家鑑定の実施期限は、埋蔵量中央委員会の決定に基づき延長することができるが、その延長期間は３カ月を超えないものとする。
７．地下資源国家鑑定の実施結果は、肯定的または否定的な結論として文書化される。
８．否定的な鑑定の結論が下される際の根拠は下記の通りである。
１）炭化水素部門管轄機関が承認する規範的・技術的文書で定められている要件に対する、炭化水素鉱床の遂行済みの地質学的埋蔵量試算（速報試算）の不適合
２）炭化水素の地質学的埋蔵量の量および内容に関する不正確な情報
３）提示されたデータによっては、炭化水素の地質学的埋蔵量の規模および品質に係る客観的な品質評価が不可能であること
地下資源国家鑑定の否定的な結論には、当該の結論を下した根拠と、報告書の修正に関する勧告を盛り込む。
９．鑑定の結論は、埋蔵量中央委員会の代表者および構成員らがこれに署名した日より５営業日以内に地下資源利用者に送付する。
10．地下資源国家鑑定の肯定的な結論は、炭化水素鉱床の地質学的埋蔵量を国家登録簿に組み入れる根拠となる。

第142条　プロジェクト文書の履行状況のモニタリング
第１項は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
１．プロジェクト文書に変更および補足を必要としないプロジェクト指標の修正は、プロジェクト事業体の同文書作成者自身による監査の実施により行われる。
地下資源の合理的かつ総合的利用に関する統一規則において、プロジェクト指標の修正が必要となる場合が定められる。
プロジェクト文書作成者自身によるプロジェクト成果の監査結果報告書は、基本プロジェクト文書に対する国家鑑定の対象とはならず、地下資源利用者により、電子形式で通知手続きに従い、炭化水素分野の管轄機関へ送付される。
参照：2019年９月16日付質問に対する2019年９月20日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第569176号（dialog.egov.kz）「炭化水素探鉱の際のプロジェクト文書の内容実行に対する同文書作成者自身による監査の実施について」
２．鉱床開発プロジェクト文書の地下資源利用者による履行状況のモニタリングは、下記の通り実施する。
第１号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
１）同文書作成者自身による監査
２）３年に１度以上実施する炭化水素鉱床の開発分析
３．プロジェクト文書作成者自身による監査および炭化水素鉱床の開発分析の実施に対する要件は、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則において制定する。
第４項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
４．プロジェクト文書作成者自身による監査にあたっては、鉱床開発の監督時に得られるその時点での地質学的・生産技術的情報を使用し、監査結果は報告書の形にまとめる。
５．プロジェクト文書作成者自身による監査の報告書には下記を記載する。
１）実際に達成された生産データの、プロジェクト文書記載値への合致
２）実際の値とプロジェクト文書記載値の間の乖離および（または）プロジェクト文書記載方策未実現の原因
３）探鉱業務プロジェクト文書の場合－プロジェクト文書記載の方策を実現し、および探鉱業務の実施にあたり明らかとなった不備を是正すべきとの勧告
４）試験操業プロジェクト文書の場合－プロジェクト文書記載の方策を実現し、および試験操業の実施にあたり明らかとなった不備を是正すべきとの勧告
５）鉱床開発プロジェクト文書の場合－プロジェクト文書記載の方策を実現し、および開発システムの準備において明らかとなった不備を是正すべきとの勧告、ならびに（または）個々のプロジェクト文書記載の方策および鉱床開発プロジェクト文書の指標値の変更の必要性を判断するための計画外の開発分析の実施に関する勧告

プロジェクト文書作成者自身による監査の実施にあたり、地下資源利用者が以前に起用したプロジェクト機関の、他の事業体への交代が必要となった場合、当該の交代はプロジェクト文書作成者の合意を得た場合に認めるものとする。

参照：炭化水素の探鉱にあたってのプロジェクト文書記載方策の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告（探査業務および評価業務）；石油、石油ガス鉱床の試験操業プロジェクト文書の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告（2018年８月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）；ガスおよびガスコンデンセート鉱床の開発プロジェクト文書の実現に対するプロジェクト文書作成者自身による監査の実施に関する方法上の勧告（2018年８月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

６．鉱床開発分析とは、生産対象の開発過程における坑井および貯留層の地質学的・産業的調査、地球物理学的調査、流体力学的調査、その他の調査の結果、ならびに当該時点における炭化水素埋蔵量の位置の確認、および生産貯留層におけるプロセスの確認を目的とした開発指標の動向に関する、鉱床開発システム改良の必要性を明らかにする目的における総合的な研究である。

７．炭化水素の鉱床開発分析は、地下資源利用者によって起用された、当該業種に対するライセンスを保有するプロジェクト機関が実施し、地下資源利用者が統轄機関へ送付する。

８．鉱床開発の実際の値とプロジェクト文書上の値の間に大幅な（10%超）乖離が生じた場合で、炭化水素鉱床の開発分析の結果、鉱床開発プロジェクト文書に変更を加える必要性があるとの正当な根拠に基づく結論が導き出された場合、分析結果はプロジェクト文書国家鑑定を受けなければならない。

９．炭化水素の鉱床開発分析に関して中央委員会が肯定的な結論を導き出した場合、プロジェクト文書記載方策と当該の分析の値を、探鉱期間中および鉱床開発プロジェクト文書の変更および補足の国家鑑定の承認と実施の期間中における鉱床開発プロジェクト文書のプロジェクト記載方策および数値とみなすが、この際、前記の期間は３年を超えてはならない。

参照：石油、石油ガス、ガスコンデンセート鉱床の開発分析の実施に関する方法上の勧告（2018年８月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣令第329号付属書）

2030年１月１日までは、第143条は第277条に掲げる条文を有効とする。

第143条　プロジェクト文書に記載され契約上地下資源利用者がその達成を義務付けられる炭化水素の探鉱および採掘に関する指標値

炭化水素に係る地下資源利用契約では、地下資源利用者の義務としてプロジェクト文書の下記の指標値の履行が定められる。

１）生産井の密度
２）各々の生産対象における生産井および圧入井の比率
３）鉱層ごとの補正係数
４）飽和圧力または露点圧力に対する層圧および坑底圧の比率
５）坑底圧に対する層圧の比率
６）坑井ごとのガス比の最大許容値

この際、本条に記載されている指標の値は契約には含めず、プロジェクト文書に基づいて算出する。

第20章　炭化水素に係る地下資源利用業務の実施における個々の問題

第144条は2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2024年１月１日施行）により改定。
第144条の改定については、2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2027年１月１日施行）を参照。

第144条　燃料・エネルギー複合体統一国家管理システム

１．燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムとは、炭化水素分野の統轄機関の情報システムであって、下記の目的のためのものである。

１）流通している粗ガスのうち、カザフスタン共和国の法令に従い、精製および消費者への供給のための準備がなされたもの、自家消費に使用されるもの、貯蔵および（または）地層圧力の維持を目的として地層への圧入により処理されるもの、ならびに本法典第146条に定める場合および条件に従い燃焼されるものの数量に関するデータの、自動的な収集、処理、保存および利用
２）流通している原油およびガスコンデンセートのうち、カザフスタン共和国の法令に従い、消費者への供給のための準備がなされたものの数量に関するデータの、自動的な収集、処理、保存および利用
３）炭化水素に係る地下資源利用分野の情報の保存、分析および処理
４）地下資源利用およびエネルギー資源の計量（原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の計量）の分野における国家サービスの提供および機能の遂行
５）原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の探鉱、採掘および流通の分野にお

いて業務を実施する者、またはその権限を有する代理人からの報告書の受領、および（または）これらの者とのその他の情報交換
１－１．燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムは、地下資源利用統一プラットフォームと統合されるものとする。
２．炭化水素部門管轄機関は、下記を定める。
１）原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の計量に関する情報の収集、提供、処理、保存、利用および配布を含む、燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムの構築および運用手順
２）原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の探鉱、採掘および流通の分野において業務を実施する者による報告書の提出様式および提出手順
３）燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムを通じた、国家サービスの提供、機能の遂行、ならびに原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の探鉱、採掘および流通の分野において業務を実施する者またはその権限を有する代理人との連携の手順
２－１．地下資源利用者、ならびに原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の採掘および流通の分野において業務を実施する主体、またはその権限を有する代理人は、燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムを通じて報告書を提出する。
３．原油およびガスコンデンセートの流通とは、その処理、輸送、貯蔵、出荷、販売、カザフスタン共和国領内への輸入およびカザフスタン共和国領域外への輸出をいう。
粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の流通とは、その収集、処理、輸送および精製、ならびに本法典およびプロジェクト文書に定める場合および条件における、地層への圧入による処理およびフレア燃焼をいう。
４．原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の計量装置とは、原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の量的および質的特性を測定し、カザフスタン共和国の計量の統一性確保に関する法令に従い使用が認められた技術装置、ならびに燃料・エネルギー複合体統一国家管理システムのオペレータにリアルタイムで情報を送信するソフトウェアをいう。
５．原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の流通分野において業務を実施する事業主体は、炭化水素部門管轄機関がその一覧および設置期限を承認する自らの生産施設に計量装置を設置し、炭化水素部門管轄機関が定める手順に従い、当該計量装置の稼働を確保する義務を負う。
６．原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の採掘および（または）流通分野において業務を実施する事業主体は、炭化水素部門管轄機関がその一覧および設置期限を承認する生産施設に計量装置を設置していない場合、または故障した計量装置を設置している場合には、原油、ガスコンデンセート、粗ガスおよびその精製品（商品ガス）の採掘および（または）流通に係る業務を実施してはならない。

第145条は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号により削除。（2027年１月１日施行）

第146条　粗ガスの焼却処理
１．粗ガスのフレア焼却処理は下記の場合を除き禁止される。
１）事故の脅威または発生、人員の生命または住民の健康、および環境に対する脅威の存在
２）坑井施設の試験
３）鉱床の試験操業
４）技術的に不可避な粗ガスの焼却処理
２．技術的に不可避な粗ガスの焼却処理として認められるのは、生産設備の始動調整、稼働、メンテナンス、修理、ならびに技術設備の運転時における技術上の故障、停止、逸脱にあたっての、採掘プロセスの中断を防止するための、本条第４項に従い定められた基準および規模の範囲内における粗ガスの焼却処理である。
３．本条第１項第１号に定める場合には、粗ガスを許可なくフレア焼却処理することが認められる。
この際、地下資源利用者は当該の焼却処理について10日以内に炭化水素部門および環境保護部門管轄機関に通知する義務を負う。
この通知は、粗ガスの焼却処理を実施した理由、ならびに焼却処理した粗ガスの量に関する情報を含むものでなければならない。
４．本条第１項第２号、第３号、第４号に定める場合には、炭化水素部門管轄機関の許可のもとに、炭化水素部門管轄機関が承認する地下資源利用業務実施時における粗ガス焼却処理の基準および規模の計算方法に基づき算出される基準および規模の範囲内において粗ガスをフレア焼却処理することが認められるが、この際、地下資源利用者はプロジェクト文書と粗ガス精製推進プログラムを遵守するものとする。
粗ガスのフレア焼却処理に対する許可の発行手順は、炭化水素部門管轄機関が承認する。
参照：2020年２月５日付質問に対する2020年２月19日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣の回答第593421号（dialog.egov.kz）「ガス採掘量の削減に際しては、汚染物質の大気への最大許容放出量プロジェクト文書の修正ではなく、粗ガス焼却許可取得に基づいたその策定が要求される」
５．坑井施設の試験にあたっての粗ガスの焼却処理は、地下資源利用者によって承認され、本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得た基本プロジェクト文書または開発

分析に従い、地下資源利用者の承認を得た坑井施設試験計画に定める、各々の坑井施設に対し90日を超えない期間に行われることを条件に、認められる。
　鉱床の試験操業にあたっての粗ガスの焼却処理は、合計して３年以内であれば可能である。
６．生産設備の始動調整、メンテナンス、修理にあたっての粗ガスの焼却処理は、炭化水素部門管轄機関が承認する方法に基づき算出される基準および規模の範囲内において実施する。
７．技術設備の運転時における技術上の故障、停止、逸脱が生じた場合、地下資源利用者は調査を実施する義務、ならびに、炭化水素部門管轄機関に対し、報告対象となる四半期の翌月の25日までに、技術上の個々の故障、停止、逸脱のケースにおけるガス焼却処理の時間と規模、および当該のケースの原因を記した四半期ごとの報告書を提出する義務を負う。

第147条　粗ガスの精製と利用

１．粗ガスの精製とは、質的および量的な成分構成において技術規則および（または）国家規格の要件に適合している製品を粗ガスから製造する生産工程のことをいう。
２．炭化水素の採掘を行う地下資源利用者は、粗ガスの焼却処理量を最小化するための措置を講じる義務を負う。
　鉱床開発プロジェクト文書は、粗ガスの精製（利用）に関する章を必ず含むものでなければならない。
第３項は2024年４月６日付カザフスタン共和国法第71-VIII号（2024年６月８日施行）により改定。
　３．地下資源利用者は、粗ガスの合理的利用および環境への有害な影響の低減を目的として、炭化水素部門管轄機関が承認する様式に従い、粗ガス精製推進プログラムを策定する義務を負う。粗ガス精製推進プログラムは、地下資源利用者が承認し、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める鑑定において肯定的な結論を得た基本プロジェクト文書または開発分析に基づき策定する。
　粗ガス精製推進プログラムは、粗ガス精製推進問題に関する作業部会の勧告を考慮して、炭化水素部門管轄機関が承認するものとし、３年ごとに更新しなければならない。
　粗ガス精製推進問題に関する作業部会の構成および同部会に関する規程は、炭化水素部門管轄機関が承認する。
　粗ガス精製推進プログラムの実施に関する報告書は、炭化水素部門管轄機関が承認する様式および期限に従い、地下資源利用者が毎年、同機関に提出しなければならない。
参照：2022年２月７日付質問に対する2022年２月22日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第725617号（dialog.egov.kz）「粗ガスの精製開発プログラムの調整および承認について」
４．下記の粗ガスを除き、採掘する粗ガスのすべてを精製することなく炭化水素を採掘することは禁止される。
　１）本法典第146条が定める場合および条件において焼却処理される粗ガス
第２号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
　２）地下資源利用者が自身の技術的需要のために使用する粗ガスのうち、炭化水素分野の管轄機関により承認された粗ガス精製推進プログラムにおいて定められた数量の範囲で使用される粗ガス
　３）地下資源利用者が、精製および（または）利用を目的として他者に販売する粗ガス
　この際、粗ガスの精製が経済的に妥当ではない鉱床においては、鉱床開発プロジェクト文書および粗ガス精製推進プログラムによって、自らの生産上の需要に費やす粗ガスを除く、採掘する粗ガスのすべてを、保管および（または）貯留層圧の維持を目的とした貯留層内への圧入により処分することを定めることができる。
５．鉱床開発プロジェクト文書および粗ガス精製推進プログラムには、貯留層圧の維持を目的とした貯留層内への圧入をもって採掘する粗ガスのすべてを処分することを盛り込むことができるが、これは、当該の鉱床では貯留層圧を維持する他の方法が有効でなく、上記の圧入が環境および人々の生命に対し十分なレベルの安全性を有している場合とする。
６．共同開発の場合、プロジェクト文書と粗ガス精製推進プログラムには、保管および（または）貯留層圧の維持を目的として、ある鉱床で採掘する粗ガスを他の鉱床（他の地下資源利用者の鉱床を含む）の貯留層内へ圧入する方法で処分することを盛り込むことができる。
７．鉱床開発プロジェクト文書に盛り込まれていない貯留層への粗ガスの圧入、ならびに鉱床開発プロジェクト文書に違反して行われる圧入は禁止される。
８．地下資源利用者および炭化水素部門管轄機関は、粗ガスの精製に関する共同プロジェクトを実現することができる。
９．地下資源利用契約に別段の定めがない限り、採掘された随伴ガスは国の所有物とする。

第148条　貯留層圧の維持と水の処理

１．別々の地下資源利用契約に基づき炭化水素の採掘業務を行っている複数の地下資源利用者同士の間では、本法典第150条に定める場合に、貯留層圧を維持する目的で、ある地下資源利用者が別の地下資源利用者の鉱床の貯留層内に貯留層水を圧入することができる。
２．地下資源利用者は、随伴水および（または）その他の（海水を含む）水を貯留層圧の維持を目的として鉱床貯留層に先々圧入するため処理する際に必要となるインフラ施設を所有する者を起用することができる。

本法典には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第148－１条が追加された。

第148-1条　原油回収率増進法を適用した炭化水素の採掘

炭化水素鉱床における原油回収率の増進を目的として、地下資源利用者は原油回収率増進法を適用することができる。原油回収率増進法は、その複雑度に応じて従来型と特別型に分類される。

原油回収率増進法の分類、ならびに特別な原油回収率増進法を適用して採掘した炭化水素の数量の算定手順は、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則において定める。

該当する原油回収率増進法の種類および適用条件は、鉱床開発プロジェクト文書において定める。

特別な原油回収率増進法の適用を奨励する目的で、下記の支援措置を講じる。

特別な原油回収率増進法を適用して採掘した炭化水素の数量を、本法典第130条第１項第１段落に定める義務から免除すること

カザフスタン共和国の法令に定めるその他の措置

第149条　国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務

１．炭化水素に係る地下資源利用業務を実施した結果、地下資源利用者が国境地域にある地下資源鉱区において、カザフスタン共和国の領内または海域内に位置しているが、同時にその一部が隣接または対岸の他国の領内または海域内に位置している鉱層（複数の鉱層の総体）を発見した場合、当該の地下資源利用者は直ちにこれを統轄機関に通知する義務を負う。

２．カザフスタン共和国と、発見された鉱層（複数の鉱層の総体）の一部が位置する国家との間に然るべき国際条約が結ばれていない場合、統轄機関は、当該の国家の間で合意が達成されるまでの間、国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務の停止を決定する権利を有する。

この際、統轄機関は国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務の停止を決定した日より３営業日以内に地下資源利用者に対しこの旨を通知するとともに、国境地域にある地下資源鉱区に位置する鉱床の共同開発に係る手順と条件を調整する国際条約の立案を30暦日以内に開始する。

３．統轄機関が国境地域にある地下資源鉱区における炭化水素に係る地下資源利用業務の停止を決定した場合、停止された地下資源利用業務の再開に関する許可を統轄機関が発行するまでの間、契約はその効力を停止したものとみなされる。

第150条　複数の地下資源鉱区における鉱床共同開発

１．共同開発とは、炭化水素に係る地下資源利用業務の、複数の地下資源利用者による協定に基づく実施のことをいい、これには共通の鉱床開発インフラの使用を含む。

２．複数の鉱床の共同開発に関しては、当該の共同開発が１つないし複数の鉱床の技術的および経済的な開発指標の向上をもたらす場合に認められる。

３．別々の地下資源鉱区において炭化水素の探鉱および（または）採掘に係る業務を実施する複数の地下資源利用者は、本法典が定める手順に則った統轄機関の了承に基づき、下記の権利を有する。

１）複数の地下資源利用者のうち一者が既存の生産施設、インフラ施設および（または）その他の技術的および生産的能力を有している場合、（必要であれば）プロジェクト文書に然るべき変更を加えたうえで、当該の地下資源利用者との間で当該の生産施設、インフラ施設および（または）その他の技術的および生産的能力の使用に係る契約を締結する権利

２）インフラ施設を共同で設計および（または）建設する権利、または然るべき契約に基づき、これらを共同で使用する権利

４．別々の地下資源鉱区における複数の鉱床を複数の地下資源利用者で共同開発する場合、プロジェクト文書において共同開発の必要性および効率性、ならびにその実現スキームを根拠付ける。

５．本条第３項第２号の実現を目的として、複数の地下資源利用者は共同インフラ施設の業務管理を実施する管理会社を決定することができる。

６．共同開発を行うにあたり、共同開発に必要な場合には、地下資源利用者（管理会社を含む）は地下資源利用者間の合意に基づき、他の地下資源利用者の地下資源利用業務の一部またはすべてを後者の地下資源鉱区において実施する権利を有する。

７．本条第３項の規定をふまえ、インフラ施設の共同利用にあたっては、採掘した炭化水素を地下資源利用者間の合意に基づき分配する。

８．必要であれば、地下資源利用者間の協定にユーティリティ（電力、設備、資材を含む）の共同利用を盛り込む。

第151条　共通の開発対象としての鉱床における炭化水素の探鉱または採掘

１．ある地下資源利用者が炭化水素の探鉱および（または）採掘業務を行っている、発見された鉱層または鉱床の一部が、炭化水素の探鉱および（または）採掘業務の実施を目的とした他の地下資源利用者の利用下にあ

る鉱区の範囲内にある場合、これら地下資源利用者は、自らの選択により下記いずれかの義務を負う。
　１）当該の鉱層または鉱床に係る地下資源利用権を保有する地下資源利用者が一者のみ残るような形、または、１つの契約に基づき地下資源利用権の持分を保有する複数の地下資源利用者が残るような形で、本法典が定める譲渡手順を遵守したうえで自らの地下資源利用権を譲渡する。
　２）共通の開発対象としての鉱層または鉱床における探鉱および採掘、または採掘の共同実施に関する契約を、当該の契約につき統轄機関の了承を得たうえで締結するとともに、プロジェクト文書に然るべき変更を加える。
２．地下資源利用者が本条第１項を遵守しない場合、統轄機関は地下資源利用者に対し、共通の開発対象としての鉱層または鉱床の共同による探鉱および採掘、または採掘に関する契約の締結を、司法手続きをもって要求する権利を有する。
３．炭化水素の探鉱および採掘、または採掘を共同で行う地下資源利用者は、契約によって自らに負わされている義務の履行に係る連帯責任を負う。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第４項～第６項が追加された。
４．発見された鉱層または鉱床の一部を含む地下資源鉱区における地下資源利用権が解除された場合、当該の発見された鉱層または鉱床の別の一部を含む別の地下資源鉱区において炭化水素の探鉱および採掘または採掘の業務を行っている地下資源利用者は、当該の鉱層または鉱床の該当する部分を含めることを目的とした地下資源鉱区の拡大に関する申請書を統轄機関に提出する権利を有する。
　上記の場合、地下資源鉱区の拡大は、本条に定める特則を考慮したうえで、本法典第113条に従い実施する。
５．本条第４項に従い地下資源鉱区の拡大が決定された場合、地下資源利用権が解除される地下資源利用契約に対しては、本法典第107条第４項の規定は適用しない。
　この場合、旧地下資源利用者は、本法典第107条第９－１項に定める構成をもつ、生産プロセスの連続性と地下資源鉱区内の産業安全性を確保するための設備およびその他の資産を、地下資源鉱区の拡大に関する申請書を提出した地下資源利用者に引き渡す義務を負う。引き渡される設備および資産の評価は、当該の設備および資産の引渡しが行われる課税期間の直前の課税期間末時点における固定資産の価額に基づき、税務会計データに基づき実施する。
　旧地下資源利用者は、地下資源鉱区を別の地下資源利用者に引渡した後、地下資源利用後の撤収処置を保証する担保対象である銀行預金契約に係る権利を当該の地下資源利用者に譲渡する義務を負う。
６．本条第４項および第５項の規定は、戦略的鉱区には適用しない。

第152条　原油の測定と計量
１．地下資源利用者が地下資源鉱区で採掘した原油の測定と計量は、炭化水素部門管轄機関が承認する手順に則り地下資源利用者が実施する。
２．地下資源利用者は原油の測定と計量に用いる設備および機器の試験を、カザフスタン共和国の法令に従い実施する。
３．試験または検査の際に、設備または機器に不備があることが分かった場合で、故障していた期間の判断が不可能な場合、故障期間は前回の交換時から不備が見つかった日までの期間の半分として算出する。

第21章の表題には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）および2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
第21章　炭層メタンの探鉱および採掘、海洋および保護区域における炭化水素の探鉱および採掘の実施に関する個別規定、ならびに枯渇鉱床における炭化水素の採掘に関する規定

第153条　炭層メタンの探鉱および採掘に関する個別規定
１．炭層メタンの探鉱および採掘は、本法典が定める要件に従い、本章に定める規定を踏まえたうえで、炭化水素の探鉱と採掘を目的として実施する。
第153条第２項は2021年１月１日施行。
２．必要な事前の脱ガス措置、ならびに採掘したメタンのその後の利用を伴い、石炭層内のメタン含有率を所定の基準値まで引き下げることを可能とする換気および貯留層の脱ガスプログラムを実施せずに天然のメタン含有率が高い石炭層を持つ石炭鉱床を開発することは禁止される。
　石炭の探鉱および（または）採掘に対するライセンスの枠内で、既存の坑道の脱ガスを行うための炭層メタンの採掘は、炭層メタンの探鉱および採掘、または炭層メタンの採掘に係る契約を締結することなしに行ってもよい。
３．この際、当該の地下資源利用者は、自らの生産上の必要を充足する目的に限り、採掘した炭層メタンをその後販売することなく使用する権利を有する。
４．石炭の採掘を行う地下資源利用者が、その後の販売を目的とした炭層メタンの採掘を行う意向を有してい

る場合、当該の地下資源利用者は本法典に定める手順に則り炭層メタンの探鉱および採掘、または炭層メタンの採掘に係る地下資源利用権を取得しなければならない。

本法典には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第153－１条が追加された。

第153-1条　枯渇鉱床における炭化水素の採掘

１．枯渇鉱床に係る地下資源利用契約に基づき炭化水素の採掘を行う地下資源利用者は、以下の条件を同時に満たす義務を負う。

１）鉱床が本条第２項に定める基準に適合していること。この場合、当該適合性は、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める鑑定において肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書に記載するものとする。

２）地下資源利用者が、本条第３項に定める投資義務を履行すること。

地下資源利用契約は、本条第３項に定める地下資源利用者の投資義務の履行に係る義務が盛り込まれた場合、枯渇鉱床に係る地下資源利用契約として認められる。

２．炭化水素鉱床は、その開発過程において以下の指標のうち少なくとも１つを達成した場合、枯渇鉱床に分類される。

大型炭化水素鉱床については、承認された可採埋蔵量に対する埋蔵量の採掘率が70%以上、かつ鉱床の含水率が85%以上であること。

現在の原油回収率が0.4以上であること。

第３項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。

３．枯渇鉱床に係る地下資源利用契約に基づく地下資源利用者の投資義務とは、当該枯渇鉱床の開発に対する追加投資、および（または）本法典第129条に定める手順に従った地域の社会・経済的発展に対する追加的な資金供与を行うことをいい、その額は、本条第４項に定める投資係数と、カザフスタン共和国税法典第757条に従い税務会計方針において承認された地下資源利用者の分離税務会計実施方法に基づいて算定される、前年度の当該鉱床に係る年間総所得額との積として算出される金額以上とする。

４．枯渇鉱床に係る投資係数は、当該鉱床における炭化水素の実際の年間採掘量に基づき設定し、以下のとおりとする。

No.	年間採掘量	投資係数（%）
1.	25万ｔ以下	1.0
2.	25万ｔ超～50万ｔ以下	2.0
3.	50万ｔ超～100万ｔ以下	3.0
4.	100万ｔ超～200万ｔ以下	4.0
5.	200万ｔ超～300万ｔ以下	5.0
6.	300万ｔ超～400万ｔ以下	5.5
7.	400万ｔ超～500万ｔ以下	6.5
8.	500万ｔ超～700万ｔ以下	7.0
9.	700万ｔ超～1,000万ｔ以下	8.0
10.	1,000万ｔ超	8.5

第154条の表題には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。

第154条　海洋および保護区域における炭化水素の探鉱および採掘の実施に係る一般条件

第１項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。

１．海洋として認められるのは、水層の表面、ならびにカザフスタン領内に位置するカスピ海の海底である。

２．*2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号により削除。（2025年６月10日施行）*

第３項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。

３．保護区域とは、海岸線から陸地方向へ５㎞にわたり広がる陸地エリアであって、海洋における原油の流出によって汚染される可能性があるか、または海洋汚染源となりうるエリアである。

４．海洋施設として認められるのは、海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘の実施にあたり使用される人工島、ダム、営造物、装置、パイプライン、およびその他の施設である。

第５項の改定については、2021年２月23日付カザフスタン共和国法第11-VII号（カスピ海の法的地位に関する条約の発効日から施行）を参照。

５．海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、海洋環境保護に関するベストプラクティスに従わなければならず、海上航行、漁業その他当該海域において通常行われる合法的活動を妨害し、またはこれに損害を与えてはならない。
６．海洋における炭化水素に係る地下資源利用権を供与する際の必須条件は、炭化水素部門の国営企業が契約に基づく地下資源利用者として50%以上の参加持分を有していることである。
上記の国営企業の参加持分は、地下資源利用者が契約に係る決定を下す際に国営企業がその支配力を保持するという条件が満たされる限りにおいて、その後、契約において引き下げることができる。
７．環境に対するネガティブな影響を最小化する目的で、海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、海洋施設利用プロジェクトを共同で実現することができる。
第８項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。
８．海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、海洋における炭化水素関連の地下資源利用作業の実施の結果として生じた海洋汚染により発生した環境損害ならびに自然人および（または）法人に対する損害について、過失の有無にかかわらず責任を負う。ただし、当該環境損害または損害が不可抗力または被害者の故意によって生じたことが証明された場合はこの限りでない。
９．海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、カザフスタン共和国の法令に従い地下資源利用者所有の海洋施設における査察を実施する権限を有する国家機関の代表者の、海岸からの輸送を自らの費用負担において実施する義務を負う。
国家機関の代表者による海洋施設における査察の実施は、地下資源利用者の通常業務の障害となってはならない。
10．海洋において炭化水素の探鉱を行う地下資源利用者は坑井を掘削する権利を有するが、これは、探鉱区域における必要なすべての地球物理学的調査および地震調査を実施した後、ならびに本法典第156条第１項の要件を満たした後に限る。
11．地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た坑井掘削プロジェクト文書に定めのない探査井、探鉱井、生産井、またはその他の坑井の掘削は禁止されるが、以前に掘削された坑井が制御不能になった場合の減圧井の掘削はこの限りではない。ただしこれは、当該の坑井を他の方法で制御下に留めることが不可能な場合、または発生した状況下ではそれが非効率的である場合とする。
この際、地下資源利用者は減圧井の掘削の開始について、当該の坑井の掘削の決定に影響を及ぼした具体的な状況および理由を明記したうえで、妥当な期間内に書面をもって統轄機関に通知する義務を負う。
12．保護区域内において炭化水素の探鉱および（または）採掘を行う地下資源利用者は、水位が上昇した場合の汚染を防ぐために必要な措置を講じる義務を負う。
第13項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
13．保護区域における炭化水素に係る地下資源利用業務に対しては、海洋における炭化水素に係る地下資源業務に対して定められた本法典の規定が適用される。
第14項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
14．本条第８項および第９項の要件は、海洋および保護区域における原油の流出リスクを伴う施設を稼働させる者に対しても適用される。
15．本章においては、石油製品の流出も原油の流出とみなす。

第155条には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
第155条　海洋および保護区域における原油流出の除去に係る国家準備・行動システム
１．海洋および保護区域における原油流出を除去するためのリソースとして認められるのは、原油流出を除去する際に使用される人員、船舶、設備、化学物質、およびその他の資材である。
２．原油流出リスクを伴う施設には、海洋施設、海港、および船舶が含まれる。
３．海洋および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動は、下記のレベルの想定原油流出量に応じて確実に実施する。
第１レベル－原油流出リスクを伴う施設が保有するリソースによる除去が可能な、わずかな原油の流出（原油10ｔ以下）
第２レベル－原油流出リスクを伴う施設が保有するリソースに加えて、除去目的において岸からのリソースの動員を要する、ある程度の（中等度の）原油の流出（10～250ｔ）
第３レベル－原油流出リスクを伴う施設が保有するリソースに加えて、除去目的において岸からの国内リソースと国際的リソースの動員を要する、大規模な原油の流出（250ｔ以上）。
リスク評価を根拠とした場合、想定される原油流出量として判明した量が上記の３つのレベルを上回る場合がある。リソースの規模は、想定される原油流出リスクのレベルに適合させなければならない。

参照：2020年10月12日付質問に対する2020年10月26日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第646392号（dialog.egov.kz）「カスピ海カザフスタン領域において、地下資源利用者による探鉱作業実施時に想定される海上原油流出の除去について」

４．海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動国家システムは、下記を含むものである。

１）炭化水素部門管轄機関が、民間防衛および商業海上輸送部門管轄機関との協力のもとに承認するカザフスタン共和国の海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動国家計画（以下、「国家計画」）

２）国家計画に基づき、民間防衛部門管轄機関の出先機関が立案し、然るべき州の地方執行権力機関が承認する、州の海洋、内水域、および保護区域における原油流出の除去に係る地域計画

第３号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。

３）施設計画とは、海洋および保護区域における原油流出への準備および対応の確保に関する計画であり、船舶所有者を除く、原油流出リスクを有する施設の所有者が、国家計画および関係州の地域計画に基づき、また原油流出リスクの評価および総合的環境利益の分析に基づいて作成するものである。当該計画は、民間防衛部門管轄機関の出先機関と調整の上で承認される。

４）1978年の議定書によって改訂された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL 73/78）に従い立案された、原油による汚染対策に係る船舶の非常事態措置計画。

５．国家計画の実現に対する責任を負う国家機関は下記の通りである。

１）炭化水素部門管轄機関－原油流出の除去に対する地下資源利用者の準備に対して

２）商業海上輸送部門管轄機関－原油流出の除去に対する海港および船舶の準備に対して

３）民間防衛部門管轄機関－原油流出に関する情報の受領と伝達、教育および研修の実施、ならびに原油流出の除去に関する迅速な行動、国際支援の要請、および然るべき要請があった場合には他国への支援提供に係る行動に対して

第６項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。

６．施設計画は、原油流出のリスクを有する施設の所有者によって、民間防衛部門管轄機関の出先機関との調整を経た上で承認される。当該計画は承認の日から10営業日以内に、通知手続きにより炭化水素分野の管轄機関へ送付される。

環境保護分野および民間防衛部門管轄機関の出先機関との施設計画に関する了承取得期間は、申し出日より30暦日以内とする。

所有者が原油流出リスクを伴う施設を複数所有している場合には、施設計画を統合してよい。

７．原油による汚染対策に係る船舶の非常事態措置計画の立案および承認手順は、1978年の議定書によって改訂された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL 73/78）により定められている。

８．海洋施設計画は、環境保護分野および民間防衛部門管轄機関の出先機関の了承を得た後に地下資源利用者が承認するものとし、承認日より３営業日内に炭化水素部門管轄機関へ所定の方法に則りこれを送付する。

９．然るべき州の地域計画は下記の場合に発動される。

１）原油流出が第２レベルに到達し、地下資源利用者および（または）地下資源利用者が動員した海洋における原油流出除去専門事業体のリソースが、原油の除去に十分でない場合

２）流出が船舶から生じたか、または船舶において原油流出の脅威が発生している場合

３）流出源が特定できない原油の流出が認められた場合

４）原油流出がカスピ海の自然保護領域を汚染する脅威をもたらした場合

５）原油流出が隣接する州の領域に及び始めた場合

10．国家計画は下記の場合に発動される。

１）原油流出が第３レベルに到達し、原油流出の除去を目的として国際的資源の到着を促す必要がある場合

２）原油流出は第３レベルに到達していないが、カスピ海の自然保護領域を汚染する脅威をもたらした場合

３）原油流出が隣国の領域に及び始めた場合

11．原油流出除去行動の責任者は下記の通りである。

１）第１レベルの原油流出の場合－原油流出リスクを伴う施設の所有者、または当該の者が動員する海洋における原油流出除去専門事業体

２）第２レベルの原油流出の場合

然るべき州の地域計画が発動されるまでの間－原油流出リスクを伴う施設の所有者、または当該の者が動員する海洋における原油流出除去専門事業体

然るべき州の地域計画が発動された後－州知事が任命した役職者

３）第３レベルの原油流出の場合－カザフスタン共和国の首相が任命した民間防衛部門管轄機関の役職者

第３レベルの原油流出の場合、国家計画の一環としての諮問機関の機能は、非常事態の予防および除去に関する官庁間国家委員会に委ねるものとする。

12．本条の要件は、1978年の議定書によって改訂された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約

（MARPOL 73/78）の効力が適用される施設を持つ者を除き、海洋における原油の流出リスクと関連性のある事業を手がける自然人および法人にも適用される。

第156条には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。

第156条　海洋および保護区域における原油流出の除去に係る準備・行動の確保

１．船舶を除く原油流出リスクを伴う施設においては、下記の事項なしに業務を実施することは禁止される。

１）原油流出リスク評価の実施

２）承認済みの施設計画

３）自己所有、または契約に基づき動員されるリソースの存在

４）本条第２項および第３項に定める条件の履行

２．船舶を除く原油流出リスクを伴う施設の所有者は下記の義務を負う。

１）海洋における第１レベルの原油流出の除去の場合－海洋施設上、または30分圏内に、当該の原油流出を完全に除去するために必要なリソースを保有する義務

２）海洋における第２レベルの原油流出の除去の場合

海洋施設上、または30分圏内に、本項第１号に記載のリソースを、地方沿岸局のリソースが到着するまでの間に十分に足るだけの規模をもって保有する義務

必要に応じて、地方沿岸局のリソースの到着を確保する義務

第１レベルおよび第２レベルの原油流出を除去するための自己所有リソースがない場合、船舶を除く原油流出リスクを伴う施設の所有者は、海洋における原油流出除去専門事業体と契約を締結する義務を負う。

原油流出リスクを伴う施設の所有者は、必要に応じて、原油流出除去時における協力および相互支援に関する協定の一環としてリソースを動員する権利を有する。

海洋および保護区域における原油流出の除去に必要なリソースに対する最低限の基準および要件は、炭化水素部門管轄機関が定めるものとする。

３．第３レベルの原油流出を除去する目的において、船舶を除く原油流出リスクを伴う施設の所有者は、国際的評価および専門技能を有する人員、ならびに然るべき設備を有する、海洋における原油流出除去専門事業体と契約を締結する義務を負う。

４．海洋および保護区域における原油流出が明らかとなった場合、原油流出リスクを伴う施設の所有者は、環境保護分野および民間防衛部門管轄機関の然るべき出先機関に対し、ただちに情報提供を行う義務を負う。

船舶の場合の原油流出に関する情報提供手順は、カザフスタン共和国の商業海上輸送分野の法令によって定められている。

第５項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。

５．海洋および保護区域における原油流出の除去にあたっては、総合的環境利益の分析に基づき、人の健康保護および環境保全を最大限確保する方法を優先しなければならない。カザフスタン共和国の海洋および保護区域における非常時原油流出の最適な除去方法の決定および調整に関する規則は、総合的環境利益の分析に基づき、環境保護分野の管轄機関により承認される。

６．原油流出源の拡大防止と原油流出の除去に関する措置の実施、事故およびトラブルの原因調査が終了した後、原油流出リスクを伴う施設の所有者、および（または）原油流出除去専門事業体は、環境保護分野および民間防衛部門管轄機関に対し、実施した業務に関する報告書を提出する。

海洋施設の所有者はさらに、炭化水素部門管轄機関にも報告書を提出する。

第７項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。

７．海洋および保護区域における原油流出の結果として生じた環境損害を完全に除去し、第三者に生じた損害、ならびに原油流出の除去に要した国家の費用を補償する義務を、原油流出リスクを有する施設の所有者は負う。

８．本条の要件は、1978年の議定書によって改訂された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL 73/78）の効力が適用される施設を持つ者を除き、海洋における原油の流出リスクと関連性のある事業を手がける自然人および法人にも適用される。

第157条　海洋施設の建設と操業

第１項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。

１．海洋において炭化水素に係る地下資源利用業務を実施するにあたっては、海洋施設の建設、配置、操業が認められるが、これは、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律が定める鑑定の肯定的な結論を得た基本プロジェクト文書に従い環境の保護と保全が確保されることを条件とする。

海洋施設の建設と配置は、水資源保護・利用に関する流域水監督機関、動物界の保護・再生および利用部門管轄機関、カザフスタン共和国国家安全保障委員会国境警備局、防衛分野の国家政策を実施する中央執行権力

機関が了承した、炭化水素部門管轄機関による許可のもとにこれを認める。
第２項は2021年２月23日付カザフスタン共和国法第11-VII号により改定。
２．海洋施設の周囲には安全区域が設定され、その範囲は当該海洋施設の外縁の各点から測定して500mに及ぶ。海洋施設およびそれを取り囲む安全区域は、国際航行および漁業にとって重要な海上交通路において障害とならない場所に配置される。
３．海洋施設の維持と操業に対する責任を負う者は、これらの保全、ならびにカザフスタン共和国の法令に従いこれらが存在することを警告する然るべき手段の設置を確実に実施しなければならない。
第４項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
４．海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を実施するにあたっての海洋施設の操業が完了した後、当該の施設は、これらを経済活動またはその他の目的で将来的に使用する可能性がない場合には、人々および環境に対する脅威を生じさせないような、また、船舶航行または漁業の障害にならないような形をもって解体しなければならない。
第５項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
５．海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を実施するにあたって使用する海洋施設の建設、配置および操業は、炭化水素部門管轄機関が承認する手順に則り実施する。

第158条　海洋における原油貯蔵庫および原油タンクの建設および稼働の禁止
１．海洋における原油貯蔵庫および原油タンクの建設および稼働は禁止される。
２．海洋施設に原油を保管、貯蔵することは禁止されるが、当該の原油を海洋施設からタンカーで直接輸送する場合の原油の一時保管（20暦日以内）はこの限りではない。

第159条　海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘の実施時における廃棄物の投棄および埋設の禁止
１．海洋における炭化水素の探鉱および（または）採掘を実施するにあたっての、廃棄物の海洋への投棄および海底への埋設は禁止される。
２．海洋における産業廃水およびその他の排水の放出は、当該の水を所定の基準値まで浄化することを条件に、環境保護部門管轄機関の許可を得たうえで、その監督のもとにのみこれを実施することができる。

第VIII部　ウラン採掘

第22章　ウラン採掘に係る地下資源利用権の供与および解除の個別規定

第１節　ウラン採掘に係る地下資源利用権の、直接交渉に基づくウラン部門国営企業への供与

第160条　ウラン採掘に係る地下資源利用権の、直接交渉に基づくウラン部門国営企業への供与の条件
１．ウラン部門国営企業とは、カザフスタン共和国政府の決定により設立され、その支配的株式持分が国または国営管理持株会社に帰属しており、カザフスタン共和国の法令が定める条件下でウラン部門の活動を行っているような株式会社のことをいう。
２．採掘向けの地下資源鉱区は、直接交渉に基づき、ウラン部門国営企業に対して供与されるものとする。
第３項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
３．採掘に係る地下資源利用権（地下資源利用権に占める持分）であって、直接交渉に基づきウラン部門国営企業に対して供与されるようなものは、その株式（または持分）の75％超が直接または間接にウラン部門国営企業に帰属しているような法人に対してのみ、譲渡することができる。
　その後の一切の譲渡に際し、当該法人は、取得した地下資源利用権（地下資源利用権に占める持分）を、株式（または持分）の75％超が直接または間接にウラン部門国営企業に帰属しているような法人に対してのみ、譲渡することができる。

第161条　ウラン部門国営企業による直接交渉の実施申請
１．ウラン部門国営企業が直接交渉に基づき、ウラン採掘向けに地下資源鉱区を取得・利用したい意思を有する場合には、ウラン部門国営企業が取得を希望する地下資源鉱区の境界を指定した申請書を、統轄機関へ送付するものとする。
２．申請書およびそれに附属する文書は、カザフ語およびロシア語で作成しなければならない。

第162条　ウラン部門国営企業との直接交渉の実施手順

１．採掘に係る地下資源利用権の、ウラン部門国営企業への供与に関する直接交渉は、ウラン部門国営企業の授権代理人と、統轄機関の作業部会との間で実施するものとする。作業部会に関する規定、および作業部会の構成は、統轄機関の承認を受けるものとする。

２．直接交渉は、申請書が統轄機関に到着した日から２カ月にわたり実施するものとする。直接交渉の実施期限は、統轄機関の決定により延長することができる。

第３項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

３．直接交渉実施申請の提出段階で、または直接交渉の過程で、役務およびサービスの国内価値比率を70%超とすべき義務がウラン部門国営企業により提案された場合には、その義務を、ウラン採掘契約の中で設定するものとする。

４．直接交渉の結果により統轄機関は、契約を締結する決定、またはその締結を拒否する決定を採択するものとする。

５．ウラン採掘契約を締結する決定が採択された場合、ウラン部門国営企業は、それを採択した日から12暦月以内に、

１）直接交渉の結果により定められたサインボーナスを支払い、

２）本法典に準拠してウラン試掘プロジェクト文書を策定し、その鑑査が行われることを保障することを担保すべき義務を負い、

３）サインボーナスの支払証明書と、統轄機関が承認したウラン採掘標準契約書に沿って作成し、自らが署名済みのウラン採掘契約書とを、統轄機関へ送付するものとする。

ウラン採掘契約では、直接交渉の結果により定められた長さの試掘期間を設定するものとする。

地下資源利用者の意思によらない事情のため、当該プロジェクト文書の策定および合意が期限内に完了しなかった場合には、本項で定める期限を、統轄機関の決定により、最大６カ月延長することができる。

６．統轄機関は、ウラン採掘契約書とサインボーナス支払証明書とを受領した日から20営業日以内にウラン採掘契約を締結し、その１通（または複数通）をウラン部門国営企業へ送付するものとする。

第２節　ウラン採掘に係る地下資源利用権の解除

第163条　統轄機関によるウラン採掘契約の効力の一方的な期限前解除

１．以下の各号に該当する場合、統轄機関は違反の事実を地下資源利用者に書面で通知するものとする。

１）本法典第180条で規定された報告書を提出しない、または明らかに不正確な報告書を提出した場合

２）地下資源利用者がウラン採掘契約で定められた１会計年度内の財務上の義務を、30%未満しか履行していない場合

３）地表面の破壊を伴うウラン採掘事業を、所定の計画表に沿って担保額を形成することなく実施し、または担保額形成の計画表に違反して実施した場合

４）その他、ウラン採掘契約で定められた義務に地下資源利用者が違反した場合

地下資源利用者は、本項第１号、第２号、第３号で定める違反を、違反の事実の通知を受領した日から３カ月以内に、また、ウラン採掘契約が定めるその他の義務に対する違反を、通知書で指定された期限内に、それぞれ是正するとともに、そのことを統轄機関へ、是正を証明する文書を添付の上、書面で伝達しなければならない。

２．本条第１項第１号、第２号、第３号で定めた違反のうち１つを、地下資源利用者が３カ月の期限内に是正しなかった場合、また、ウラン採掘契約が定めるその他の義務に対する違反のうち２つ以上を、統轄機関からの通知書で指定された期限内に是正しなかった場合には、統轄機関は、ウラン採掘契約の効力を一方的に期限前解除することができる。

３．以下の各号に該当する場合、統轄機関はウラン採掘契約の効力を一方的に期限前解除する。

１）地下資源利用活動を禁じる裁判所の決定が発効した場合

２）地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た然るべきプロジェクト文書がないにもかかわらず、ウラン採掘事業が実施された場合

本項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第２－１号および第２－２号が追加された。

２－１）本法典第176条第９項に定める場合を除き、2024年１月１日時点で地下資源利用契約の作業プログラムまたはプロジェクト文書に定めるウランの可採埋蔵量を地下資源利用者が完全に採掘した場合

２－２）本法典第173条第５－１項第１段落第１号および第２号に定める義務の不履行または履行遅滞の場合

３）地下資源利用権の移行、および地下資源利用権と関連する施設の移行に関する本法典の要件に地下資源利用者が違反した場合

４．ウラン採掘契約の効力の一方的な期限前解除は、統轄機関が、書面による通知を地下資源利用者へ送付す

ることにより行うものとする。
　契約は、地下資源利用者が当該通知を受領した日から２カ月経過後に失効する。
５．地下資源利用者は、統轄機関によるウラン採掘契約の効力の期限前解除の適法性を、通知を受領した日から２カ月以内であれば裁判で争うことができる。地下資源利用者が裁判に訴えた場合、本条第４項で定める期限は、裁判所の決定が法的に発効するまでの間停止される。
６．戦略的意義を有する地下資源鉱区におけるウラン採掘事業実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合には、カザフスタン共和国政府の決定により統轄機関は、ウラン採掘契約（本法典の発効以前に締結されたものを含む）の効力を一方的に期限前解除することができる。
　上記事由により契約の効力を一方的に解除する場合、統轄機関はそのことを地下資源利用者に、遅くとも２カ月前までに予告しなければならない。
７．戦略的意義を有する地下資源鉱区に関連したウラン採掘事業実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合には、統轄機関はカザフスタン共和国の経済的利益を回復するため、契約（本法典の発効以前に締結されたものを含む）の条件の変更および（または）追加を要求することができる。
　以下の各号に該当する場合、統轄機関は、当該ウラン採掘契約の効力を一方的に期限前解除することができる。
　１）契約条件の変更および（または）追加に係る統轄機関からの通知を受領した日から２カ月以内に、地下資源利用者が、契約条件の変更および（または）追加に関する交渉実施への同意を書面で確認しない場合、またはその実施を拒否する場合
　２）契約条件の変更および（または）追加に係る交渉実施への地下資源利用者の同意書を受領した日から４カ月以内に、契約条件の変更および（または）追加につき、双方が合意に達しない場合
　３）カザフスタン共和国の経済的利益の回復に係る合意決定に達した日から６カ月以内に、契約条件の変更および（または）追加に双方が署名しない場合

第164条　地下資源利用者のウラン採掘権を解除する際の地下資源鉱区および資産

１．ウラン採掘契約の失効日をもって、当該契約で設定された地下資源鉱区は国に返還されたものとする。
２．採掘期間の終了日をもって、採掘鉱区は国に返還されたものとする。
ウラン採掘契約で２つ以上の採掘鉱区を設定している場合、採掘鉱区のうち１つに係る採掘期間の終了日をもって、当該鉱区は国に返還されたものとする。
３．ウラン採掘契約の失効に際し、統轄機関は以下の各号に掲げる決定のうち１つを、地下資源利用者に通知するものとする。
　１）当該地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置を行う決定
　２）地下資源鉱区の休止保存を行う決定
　３）地下資源鉱区をウラン部門国営企業の信託管理に委ねる決定
４．通知は、以下の各号に掲げる期限内に送付するものとする。
　１）採掘期間の終了によりウラン採掘契約の効力が満期となる場合－遅くとも当該終了の２カ月前まで
　２）統轄機関がウラン採掘契約の効力を一方的に期限前解除する場合－ウラン採掘契約の効力の期限前解除に関する通知の送付と同時
　３）双方の合意によりウラン採掘契約を解消する場合－契約解消合意書への署名と同時
５．地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置を行う決定、または地下資源鉱区の休止保存を行う決定につき、統轄機関から通知を受領した者は、
　１）即時中止が緊急事態発生の危険を伴うような事業の場合を除いて、地下資源鉱区におけるウラン採掘事業を中止しなければならない。当該事業の中止は、通知を受領した日から２カ月以内に行わなければならない。
　２）撤収処置プロジェクト文書または休止保存プロジェクト文書を承認し、またそれに関し、本法典に定める鑑定において肯定的結論が得られた後即時に、地下資源利用後撤収処置作業または地下資源鉱区休止保存作業を、本法典で定める要件に沿って開始しなければならない。
　３）通知を受領した日から６カ月以内に、自らが採掘したウラン、および自らの所有に属する製造設備等その他の資産を搬出することができる。製造設備その他の資産であって、上記期限内に搬出されなかったものは、本法典で定める要件に沿った撤収処置または休止保存の対象となる。
６．旧地下資源利用者が存在しなくなった場合、または同人が本条第５項第２号で規定された義務の履行を忌避する場合には、地下資源利用後撤収処置作業または地下資源鉱区休止保存作業の実施は、担保資金により行うものとする。
　ただし本条第４項第１号の指定に該当する場合には、ウラン採掘部門管轄機関は担保対象の全部を、また本条第４項第２号の指定に該当する場合には、地下資源鉱区休止保存作業の実施に費やした実支出分を、それぞれ差し押さえる権利を有する。
７．地下資源鉱区をウラン部門国営企業の信託管理に委ねる決定につき、統轄機関から通知を受領した者は、

１）通知を受領した日から１カ月以内に、地下資源鉱区における技術工程の連続性と産業安全性とを担保するような製造設備その他の資産を、新地下資源利用者に資産を譲渡するまでの期間にわたり、ウラン部門国営企業の信託管理に委ねなければならない。

旧地下資源利用者が存在しなくなった場合、または同人がウラン部門国営企業への資産譲渡を忌避する場合には、統轄機関が当該資産に関するその代理人となり、譲渡対象資産の状態に関する指定を規定するような一覧表を記載した調書に従い、それをウラン部門国営企業へ譲渡するものとする。

２）通知を受領した日から６カ月以内に、自らが採掘したウラン、および自らの所有に属する製造設備その他の資産（本項第１号で定める施設を除く）を搬出することができる。

第８項は2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。

８．本条第３項第３号に定める場合、本条第７項第１号に定める設備およびその他の資産は、ウラン採掘契約を締結した日から新地下資源利用者の所有へと移行し、新地下資源利用者は旧地下資源利用者に対し、税務会計データに基づく引渡し対象の固定資産の価額に基づき算定される当該設備および資産の価額を、下記の手順により支払う。

引渡し対象の固定資産の価額は、地下資源利用者の資産の引渡しが行われる課税期間の直前の課税期間末時点で税務会計に計上された価額から、当該引渡しが行われる課税期間の直前の課税期間に計上された減価償却費の額を控除した額とする。当該の引渡し対象固定資産の価額からは、地下資源利用者の設備およびその他の資産の当該引渡しが行われる課税期間に除却された固定資産の額も控除する。

引渡し対象の固定資産の価額が存在しない場合、または本法典第173条第５－１項第１段落第２号に定める義務の不履行があった場合、設備およびその他の資産の引渡しは無償で行う。

本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第８－１項が追加された。

８－１．本条においては、地下資源鉱区内の生産プロセスの連続性と産業安全性を確保するための設備およびその他の資産とは、ウランの採掘および加工業務の実施に使用される資産複合体を構成する相互に関連する物、財産権および無形資産の総体であって、その欠如または喪失が、採掘の停止、またはプロジェクト文書の指標を考慮した地下資源利用権の消滅前に達成された採掘量の低下を招き、および（または）地下資源利用業務の産業安全性に対する脅威を生じさせるか、もしくは生じさせるおそれのあるものをいう。当該設備および資産には、坑井、パイプライン、貴液および浸出液の分配用技術設備、酸性化用技術設備、砂沈殿槽、地下資源鉱区および地下資源利用事業の実施のために供与された土地区画内に所在する建物および構築物、ならびにインフラ施設、備品、原料、ソフトウェア、技術文書その他の文書、無形資産その他地下資源利用事業の生産プロセスおよび産業安全性を直接的に確保する資産複合体の構成要素が含まれる。

第９項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

９．本条第８項に定める場合：

１）統轄機関は、ウラン採掘契約を締結した日から10営業日以内に、撤収処置実施義務の履行を担保するような銀行預金の権利を新地下資源利用者へ譲渡する必要性と、当該譲渡の期限とに関する通知を、旧地下資源利用者へ送付する。

２）旧地下資源利用者は通知書で指定された期限内に、撤収処置実施義務の履行を担保するような銀行預金の権利を、新地下資源利用者へ譲渡する。

第165条　地下資源利用権を解除する際の地下資源鉱区および資産の信託管理

１．本法典第164条第７項の規定に該当する場合、統轄機関は、地下資源鉱区をその後他の者に対して供与するためにウラン部門国営企業の信託管理に委ねる決定につき通知を送付した日から５営業日以内に、ウラン部門国営企業との間で、当該地下資源鉱区の信託管理契約を締結する。

第２項には2022年７月14日付カザフスタン共和国法第141-VII号（2024年１月１日施行）および2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

２．地下資源鉱区に関する信託管理契約は、カザフスタン共和国民法典に従って作成され締結されるものとし、信託設定者（受益者）に次の権利を付与する。

１）ウラン採掘に関する契約を締結することなく、ウラン採掘業務を実施する権利

２）地下資源鉱区の信託管理業務を実施するために、土地利用権に基づく土地区画を取得する権利

３．信託管理者は、地下資源鉱区の信託管理に際して発生し、所定の手順によって証明されている経費につき、発生した経費の必要性を証明する文書を提示した上で、その利用収入から補償を受ける権利を有する。

このように経費を補償する場合、信託管理者の支出のうちで、本条に準拠してすでに補償されているようなものを、新地下資源利用者は補償しないものとする。

収入が存在しない、またはそれが十分でない場合には、経費の補償を信託設定者（受益者）の負担において行う。

４．信託管理収入（信託管理者の経費補償、および信託管理契約の履行と関連した納税に充当される額を除く）は、信託管理契約が失効した場合、信託設定者（受益者）へ送付するものとする。

５．地下資源鉱区信託管理契約の枠内での商品、役務およびサービスの調達の際は、本法典で規定する要件を遵守しなくてもよい。
６．信託管理者は、地下資源鉱区信託管理契約により自らに供与された権限を超え、または所定の制約に違反して行った取引に由来する義務については、自己資産によりその責を負う。
７．土地区画は地下資源鉱区信託管理契約の有効期間にわたり（それを締結した日から10年を超えないものとする）、信託管理者へ登記変更される。

第23章　ウラン採掘鉱区およびウラン採掘エリア

第166条　ウラン採掘事業実施向けに供与される地下資源鉱区

１．ウラン採掘向けの地下資源鉱区は、直接交渉に基づき、ウラン部門国営企業に対して供与されるものとする。
２．ウラン採掘向けの地下資源鉱区は、その範囲内で発見されているウラン鉱層の厚さのみに限定される。
３．ウラン採掘契約においては、複数の地下資源鉱区を規定することができる。
４．直接交渉に基づき、１つのウラン採掘契約の枠内でウラン部門国営企業に対して供与される地下資源鉱区の数量は、総体として200ブロックを超えてはならない。

第167条　地下資源鉱区の供与

１．ウラン採掘契約の登記日をもって、地下資源鉱区は地下資源利用者による利用のために譲渡されたものとする。
２．ウラン採掘契約、またはウラン採掘契約の補遺であって、試掘鉱区と試掘期間、および採掘期間の設定を規定するようなものを締結することが、地下資源利用者に対して、同人が必要とする土地区画に対する土地利用権を、カザフスタン共和国の土地関連法に準拠して供与するための事由となる。

第168条　再編の定義と種類

１．地下資源鉱区の再編とは、下記の方法により行われるその空間上の境界の変更である。
　１）地下資源鉱区の拡大
　２）地下資源鉱区の縮小
２．地下資源鉱区の再編は、再編対象鉱区の利用者が同一の者であることを条件に許容される。

第169条　地下資源鉱区の拡大

１．ウラン採掘契約に係る地下資源鉱区の拡大は、地下資源利用者の申請により、下記条件がすべて遵守される場合に実施される。
　１）地下資源利用者が承認し、本法典に定める鑑定において肯定的結論が得られているようなプロジェクト文書で定められた鉱層（または複数の鉱層の総体）であって、採掘向けの地下資源鉱区に隣接するようなものが、地下資源利用者により、探鉱作業実施時に発見されていること
　２）申請対象の地下資源鉱区が、ウランについての地下資源利用に供与されていないこと
　３）申請対象の地下資源鉱区を構成するブロックの範囲内に、地下資源利用者により承認され本法典が定める鑑定の肯定的な結論も得ているプロジェクト文書に定められている発見された鉱層（または複数の鉱層の総体）の輪郭がおさまっていること
　４）統轄機関からの通知で指摘されたウラン採掘契約の義務違反であって、地下資源利用者が未是正のものがないこと
２．地下資源鉱区の拡大申請書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
　１）地下資源利用者の名称
　２）ウラン採掘契約の登記番号および登記日
　３）本来の地下資源鉱区の領域拡大先として想定されている、請求対象の地下資源鉱区の記述
３．申請書にはさらに、以下の各号に掲げる書類を添付するものとする。
　１）地下資源利用者が署名済みの、地下資源鉱区の拡大を規定するような契約書補遺
　２）請求対象鉱区に対する有資格者の埋蔵量報告書
４．申請書は、それが統轄機関に到着した日から20営業日以内に審査される。申請書を審査した結果に基づき統轄機関は、
　１）地下資源鉱区を拡大する決定を採択するか、あるいは拡大を拒否し、
　２）採択した決定を申請者に通知し、地下資源鉱区を拡大する決定を採択した場合には、請求対象の地下資源鉱区に係るサインボーナスの額も併せて通知する。
５．以下の各号に該当する場合、統轄機関は地下資源鉱区の拡大を拒否する。
　１）本法典で定める要件に申請書が適合していない場合

２）本条第１項で定める条件が遵守されていない場合
統轄機関が地下資源鉱区の拡大を拒否した場合でも、地下資源利用者は再申請の提出権を喪失しない。
６．統轄機関はサインボーナス支払証明書を申請者から受領した日から10営業日以内に、ウラン採掘の契約書補遺を申請者との間で締結し、その１通に自ら署名したものを申請者へ送付するものとする。
７．地下資源鉱区の拡大は、ウラン採掘契約に係る採掘期間を拡大するための根拠とはならない。
参照：2019年１月18日付質問に対する2019年２月１日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第530945号（dialog.egov.kz）「法典「地下資源および地下資源の利用について」の施行以前に締結された契約による地下資源鉱区の拡大について」

第170条　地下資源鉱区の縮小
１．ウラン採掘期間が終了するまでの任意の時点において地下資源利用者は、下記条件がすべて遵守される場合に、地下資源エリアと、それに対応する地下資源鉱区とを、それらの任意部分を国に返還することによって、縮小することができる。
１）返還対象の地下資源鉱区において地下資源利用後撤収処置作業が、本法典で定める手順により、返還日までに完了すること
２）地下資源エリアと、それに対応する地下資源鉱区との返還がブロック単位で行われること
３）地下資源利用権に担保権が設定されている場合、返還につき担保権者の事前同意が得られていること
４）ウラン採掘契約の義務違反であって、地下資源利用者が未是正のものがないこと
２．地下資源鉱区の縮小申請書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
１）地下資源利用者の名称
２）ウラン採掘契約の登記番号および登記日
３）国への返還を想定している地下資源鉱区（またはその一部）の記述
４）地下資源利用者が保留する地下資源鉱区の記述
３．申請書にはさらに、以下の各号に掲げる書類を添付するものとする。
１）返還対象の地下資源鉱区における地下資源利用後撤収処置証書の写し
２）地下資源利用者が署名済みの、地下資源鉱区の縮小を規定するような契約書補遺
４．申請書は、それが統轄機関に到着した日から20営業日以内に審査される。申請書を審査した結果に基づき統轄機関は、地下資源鉱区を縮小する決定を採択するか、あるいは縮小を拒否する。
５．以下の各号に該当する場合、統轄機関は地下資源鉱区の縮小を拒否する。
１）本法典で定める要件に申請書が適合していない場合
２）本条第１項で定める条件が遵守されていない場合
統轄機関による地下資源鉱区の縮小拒否は、地下資源利用者が申請書を再提出する権利を奪うものではない。
６．統轄機関は地下資源鉱区を縮小する決定を採択した日から10営業日以内に、ウラン採掘の契約書補遺を申請者との間で締結し、その１通に自ら署名したものを申請者へ送付するものとする。
７．地下資源利用者が地下資源領域すべてと地下資源鉱区とを返還することにより、ウラン採掘契約は解除される。

第24章　ウラン採掘等の期間

第171条　試掘期間
１．ウラン採掘契約により、その締結に際し、地下資源鉱区と試掘期間とが設定される。
２．試掘期間中、地下資源利用者は、鉱床開発プロジェクト文書の策定と承認、およびその本法典に定める鑑定の実施、ならびにウランの試掘を行うことができる。
３．試掘期間の長さは４年を超えないものとし、本法典第172条第１項で定めるウラン採掘の最長期間は、試掘期間分短縮される。
ウラン採掘契約に係る試掘期間は、ウラン部門国営企業との直接交渉の結果に関する通知の中で、統轄機関が定めるものとする。
４．ウラン採掘契約に係る採掘鉱区および試掘期間を設定するための必要条件は、地下資源利用者が地質学的埋蔵量の試算報告書を受領し、試掘プロジェクト文書に対する本法典に定める鑑定の肯定的結論を得ていることである。
５．採掘鉱区および試掘期間の設定申請書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
１）地下資源利用者の名称
２）試掘プロジェクト文書に対する国家鑑定の肯定的結論、および埋蔵資源の存在に関する情報
３）採掘向け地下資源鉱区の記述
４）試掘期間の長さ
６．申請書は、それが統轄機関に到着した日から20営業日以内に審査される。

７．申請書を審査した結果により統轄機関は、採掘鉱区および試掘期間を設定する決定を採択するか、あるいは当該設定を拒否する。
８．本法典で定める要件に申請書が適合していない場合、統轄機関は採掘鉱区および試掘期間の設定を拒否する。
　統轄機関による採掘鉱区および試掘期間の設定拒否は、地下資源利用者が申請書を再提出する権利を奪うものではない。

第172条　ウラン採掘期間

１．ウラン採掘契約の締結に際し、ウラン採掘の最長期間は、試掘期間を含めて25年を超えないものとする。
２．ウラン採掘期間は、本条第１項で規定する期間の範囲内で、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た鉱床開発プロジェクト文書に基づいて決定するものとする。
　地下資源鉱区における試掘期間および採掘期間は、ウラン採掘契約を登記した日から起算するものとする。
３．地下資源利用者は、本法典で定める手順と条件によりウラン採掘エリアをすべて返還することによって、採掘期間を期限前終了させることができる。

第173条　ウラン採掘期間の延長

１．採掘期間は地下資源利用者の申請により、最長で連続する25年間、統轄機関により延長されるものとする。
２．採掘期間延長申請書は、地下資源利用者が所定の様式で、延長対象の採掘期間が終了する６カ月前までに、統轄機関へ提出するものとする。
３．採掘期間延長申請書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
　１）地下資源利用者の名称
　２）ウラン採掘契約の登記番号および登記日
　３）採掘期間延長の請求対象となる地下資源鉱区の記述
　４）請求対象となる採掘期間延長の期間
４．申請書にはさらに、以下の各号に掲げる書類を添付するものとする。
　１）*2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により削除。*
第２号は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。
　２）採掘期間延長の申請期間中における鉱床開発の実施を定めた、地下資源利用者によって承認され、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める鑑定において肯定的結論を得た、ウラン鉱床開発プロジェクト
　４－１）*2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により削除。（2026年２月26日施行）*
第５項は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。
５．申請書は、統轄機関に提出された日から２カ月以内に審査されるものとする。
本条には2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号に従って第５－１項が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により改定。
　５－１）申請書の審査結果に基づき、統轄機関は５営業日以内に、ウラン採掘契約の規定に次のいずれかの義務を定めることを条件として、採掘期間を延長する決定を下す。
　１）地下資源利用者がウラン部門国営企業であること、または当該国営企業が議決権株式（定款資本への出資比率）の90%以上を直接もしくは間接的に保有する法人であること
　２）ウラン採掘合弁企業の外国人参加者（株主）が、ウラン部門国営企業またはウラン部門国営企業と共同で設立した法人に対し、ウランを５％濃縮六フッ化ウランの形態まで転換・濃縮する技術を、次の条件で移転すること
　ウランを５％濃縮六フッ化ウランの形態まで転換・濃縮する技術を、ウラン部門国営企業と共同で、当該工場の製品の販売市場に関する制限を課すことなく工場を建設する方法により、カザフスタン共和国領内において導入および現地化すること
　ウラン採掘合弁企業の外国人参加者（株主）が、ウラン採掘延長期間の全期間にわたる製品の購入保証に関する長期契約を締結する方法により、ウランを５％濃縮六フッ化ウランの形態まで転換・濃縮する工場の製品について、当該工場の年間生産能力の50%以上の規模の保証販売市場を確保すること
　本項第１段落第２号に列挙された義務は、カザフスタン共和国領内におけるウランを５％濃縮六フッ化ウランの形態まで転換・濃縮する技術の導入および現地化に関する協定に定めなければならない。
　本項第１段落第２号に定める義務の不履行または履行遅滞の場合、ウラン採掘合弁企業の外国人参加者（株主）は、カザフスタン共和国領内におけるウランを５％濃縮六フッ化ウランの形態まで転換・濃縮する技術の導入および現地化に関する協定の条件に従い、違約金を支払わなければならない。
　５－２）および５－３）*2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により削除。（2026年２月26日施行）*
６．以下の各号に該当する場合、統轄機関は採掘期間の延長を拒否する。
　１）本条第２項で定める期限を過ぎて申請書が提出された場合
　２）本法典で定める要件に申請書が適合していない場合

３）鉱床開発プロジェクト文書が、申請書で請求されているよりも短期の鉱床開発を規定している場合
４）統轄機関からの通知で指定された、ウラン採掘契約の義務違反であって、地下資源利用者が未是正のものがある場合
５）ウラン採掘期間を延長する意思が統轄機関にない場合
採掘期間の延長は、申請書で指定された地下資源鉱区についてのみ行うものとする。
第７項は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。
７．採掘期間延長の申請日時点において、統括機関に承認された契約が、当該申請日時点で有効なウラン採掘に関する標準契約に適合している場合、採掘期間の延長に際し、延長決定の日から１カ月以内に、地下資源利用者と統括機関との間で、採掘期間の延長を定めるウラン採掘契約の補遺が締結される。
第８項は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。
８．採掘期間延長の申請日時点において、統括機関に承認された契約が、当該申請日時点で有効なウラン採掘に関する標準契約に適合していない場合、採掘期間の延長に際し、延長決定の日から２カ月以内に、地下資源利用者と統括機関との間で、標準契約に基づき作成された新版のウラン採掘契約が締結される。
第９項には2022年12月30日付カザフスタン共和国法第177-VII号（2023年１月12日施行）に従って変更が加えられた。
９．契約において20年以上のウラン採掘期間が定められている場合には、採掘期間を延長するに際し、契約の条件を、当該延長の日において有効なカザフスタン共和国の法に適合させるものとする。
契約した採掘期間延長の条件は、カザフスタン共和国にとって、地下資源利用権が付与された条件よりも不利なものであってはならない。

第174条　地下資源および環境の保護、ウラン採掘時における地下資源の合理的かつ総合的な利用
１．ウラン採掘を実施するための必要条件は、以下の各号に掲げる通りとする。
１）地下資源の保護
２）地下資源利用の高度先端技術およびグッドプラクティスの適用に基づく、地下資源の合理的かつ経済的な利用
３）カザフスタン共和国の環境関連法の要件の遵守
地下資源利用のグッドプラクティスとは、ウラン採掘事業実施時に用いられるような、国際的に通用している実践例のことであって、合理的であり、安全であり、必要であり、経済的であるようなもののことをいう。
２．地下資源および環境の保護には、以下の各号に掲げる目的のための、法的・制度的・経済的・技術的その他の諸措置の体系を含むものとする。
１）住民の生命と健康の保護
２）自然地形の保存、および損傷した土地その他の地形構造の再生
３．地下資源の合理的かつ総合的な利用、およびその保護の分野における要件は、以下の各号に掲げる通りとする。
１）ウラン採掘事業実施の全段階において、地下資源の合理的かつ経済的な利用を保障すること。
２）地下資源からの有用鉱物抽出の十全性を保障し、抜き掘りを許容しないこと
３）ウランおよび随伴諸成分の埋蔵量を正確に算定すること
４）飲料水または工業用水の給水に用いられる集水域内および地下帯水層の位置では、産業廃棄物および生活廃棄物の集積を防止すること
５）ウラン鉱床の利用・開発の障害となる洪水・火災その他の自然要因から、地下を保護すること
６）ウランまたはその他の物質・材料の保管や、有害物質および廃棄物の埋設に際し、地下の汚染を防止すること
７）ウラン採掘事業の停止・中止、地下資源利用後の撤収処置、地下資源鉱区の休止保存に係る所定の手順を遵守すること
８）廃棄物の保管・配置に際し、環境要件および衛生・防疫要件を遵守すること
４．地下資源利用者は、地下資源の利用と関連する作業の設計や、ウラン鉱床開発作業の実施に際して、本法典で定めるような、地下資源の合理的かつ総合的な利用と地下資源の保護とに関する要件を遵守しなければならない。
参照：地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則
５．本法典に準拠して規定された、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する要件に違反した結果として生じる損失の額は、ウラン採掘部門管轄機関により、それが定める手順によって確定されるものとする。

第25章　ウラン採掘の条件

第175条　ウラン採掘の一般条件
１．ウラン採掘を実施するための必要条件は、地下資源利用の高度先端技術およびグッドプラクティスの適用に

基づく、地下資源の合理的かつ費用効果の高い利用と、国民の生命の安全および健康を確保することとである。
２．ウランの採掘量は、貴液とともに地上へ汲み上げられたウランから、浸出液とともに地下へ埋め戻されるウランを差し引いて算定するものとする。

第176条　ウラン採掘の条件

１．ウラン採掘事業は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た試掘プロジェクト文書および（または）鉱床開発プロジェクト文書に沿って実施しなければならない。
２．ウラン採掘作業はすべて、文書化の対象とする。
３．ウラン採掘の実施時、地下資源利用者は以下の各号に掲げる事項を行わなければならない。
　１）用いる採掘技術手段の最適性と安全性の確保
　２）ウラン埋蔵量のうち採掘分と地下残留分、その処理生成物、および採掘時に生成される生産廃棄物を、正確に算定すること
　３）基準・規格類や、試掘および（または）採掘に用いる手法・方式を遵守すること
　４）採掘廃棄物および処理生成物の保管・配置に際し、環境要件および衛生・防疫要件を充足すること
　５）試掘プロジェクト文書および鉱床開発プロジェクト文書で規定する手順によってウランを抽出すること
４．採掘過程で抽出されるウランおよびその他の随伴有用鉱物は、本法典または契約に別段の規定がない限り、地下資源利用者の所有に属するものとする。
第５項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
５．鉱物原料の抽出作業との関連で地下浸出法において地上へ汲み上げられた貴液は、ウランおよびその他の随伴有用鉱物をそこから抽出した後の当該貴液が同量だけ地下へ注入される場合には、地下水の採取には含めないものとする。
第６項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
　６．地下資源利用者は、カザフスタン共和国の水関連法に準拠して特定水利用の許可を得なくても、カザフスタン共和国の環境関連法の要件を遵守するという条件のもとで、地下資源鉱区の範囲内において、地上へ汲み上げられた有用成分を含有する貴液から、ウランおよびその他の随伴有用鉱物の採取を行うことができる。
　随伴採取された地下水のその後の利用は、カザフスタン共和国の水関連法および環境関連法に準拠して行うものとする。
本条には2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号に従って第７項が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）により改定。
７．ウラン採掘期間中は、ウラン鉱床の地質学的構造と埋蔵量の確認を目的とした採掘鉱区の追加調査（追加探鉱）の実施は、ウラン部門国営企業および（または）当該国営企業が議決権株式（定款資本への出資比率）の90%以上を直接的または間接的に保有する法人によってのみ認められる。
　ウラン部門国営企業が議決権株式（定款資本への出資比率）の90%以上を直接的または間接的に保有する法人に該当しない地下資源利用者が、2024年１月１日以降、ウラン鉱床の地質学的構造と埋蔵量の確認を目的として採掘鉱区の追加調査（追加探鉱）を実施し、その結果に基づき地下資源調査管轄機関により埋蔵量の増加が確認された場合、ウラン部門国営企業は当該地下資源利用者に対し、追加調査（追加探鉱）に支出した費用を補償する。
　この場合、追加調査（追加探鉱）に支出した費用は、カザフスタン共和国法「監査業務について」に基づく監査人である者により証明されなければならない。
本条には2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号に従って第８項が追加された。
８．追加探鉱作業は、鉱床開発プロジェクトに従って実施される。
　地下資源利用者が採掘鉱区における追加調査の過程で新たな鉱床（複数の鉱層の総体）を発見した場合、その評価は鉱床開発プロジェクトの補足に従って実施される。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年１月１日施行）に従って第９項が追加された。
９．ウラン採掘契約またはウラン鉱床開発プロジェクトに定められた採掘量および（または）埋蔵量の増加は、ウラン採掘契約に第173条第５－１項第１段落第１号および第２号に定める義務のいずれかを定めることを条件として認められる。

第177条　ウラン採掘後の撤収処置

１．ウラン採掘後の撤収処置は、地下資源利用者による承認を得、かつ、本法典が定める鑑定の肯定的な結論を得た採掘後撤収処置プロジェクト文書に沿って実施するものとする。
　ウラン採掘後撤収処置作業の実施要件は、ウラン採掘部門管轄機関が承認した、ウラン採掘実施時の休止保存・撤収処置の規則の中で定めるものとする。
２．ウラン採掘後の撤収処置は、以下の各号に掲げる地下資源鉱区において実施する。

1）本法典第164条第３項第２号および第３号で規定する場合を除く、地下資源利用権が解除された地下資源鉱区
2）地下資源利用者が国への返還を意図している地下資源鉱区（またはその一部）
３．本条第２項第１号の規定に該当する場合、当該地下資源鉱区に係る地下資源利用権を解除された者は、以下の各号に掲げる義務を負う。
1）地下資源利用権が解除された日から２カ月以内に、本法典に定める鑑定の実施に向けて、ウラン地下資源利用後撤収処置プロジェクト文書を承認し、提示すること
2）ウラン採掘後撤収処置プロジェクト文書で定める期限内に、地下資源鉱区において採掘後の撤収処置を完了すること
４．ウラン採掘後の撤収処置は、以下の各号に掲げる者が撤収処置調書に署名した日をもって完了したものと見なす。
1）地下資源利用者、または当該地下資源鉱区の地下資源利用権を解除された者
2）統轄機関の代表者
第３号は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
3）環境保護分野、産業安全分野、公衆衛生・疫学的福祉分野、地下資源調査分野、ならびに州、共和国直轄都市および首都の地方行政機関の統括機関の代表者
4）私有または長期土地利用中の土地区画において採掘後の撤収処置を実施する場合には、土地区画の所有者または土地利用者
この際地下資源利用者、または当該地下資源鉱区の地下資源利用権を解除された者が、採掘後撤収処置作業の実施に当たって撤収処置計画に違反していたことが、撤収処置調書に署名してから10年以内に判明した場合には、当該者は統轄機関との間で合意した期限内に、判明した違反を自費で是正しなければならない。
５．ウラン採掘後撤収処置義務の履行は、銀行預金を担保として保証される。
６．採掘後撤収処置義務の履行を保証する担保対象となる銀行預金は、ウラン採掘計画量に比例する形で試掘プロジェクト文書および鉱床開発プロジェクト文書において決定された金額を入金することにより形成される。
銀行預金への入金額は、ウラン採掘後撤収処置作業の市場価格をもとに試掘プロジェクト文書および鉱床開発プロジェクト文書において決定し、少なくとも３年に１度、開発分析の枠内で算定しなおすものとする。
７．地下資源利用権の譲渡は、契約条件により作成された担保銀行預金の権利を移譲（譲渡）するための無条件の根拠となる。
８．契約を解除する際、地下資源鉱区において実施され、本条第４項で規定する手順により検収された撤収処置作業の価格相当分、統轄機関の同意のもとで、担保額を減額することができる。
９．ウラン採掘事業後の撤収処置実費が担保額を上回る場合には、地下資源利用者は撤収処置作業費用を追加負担しなければならない。撤収処置実費が担保額を下回る場合には、本法典の定めに該当する場合を除き、残額は地下資源利用者が保留するものとする。

表題は2020年６月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号により改定。
第178条　ウラン採掘期間中の教育、学術、デジタル化、地域の社会・経済発展分野における地下資源利用者の義務
１．採掘期間中の２年目より、地下資源利用者は毎年、以下の各号に定める義務を負う。
1）カザフスタン国内の人材教育の資金として、地下資源利用者がウラン採掘期間中に採掘に費やした前年支出実績の１％相当額を、ウラン採掘部門管轄機関および教育部門管轄機関が共同で承認した手順によって拠出すること
第１項第２号は2020年６月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号により改定。
2）地下資源利用者がウラン採掘期間中に採掘に費やした前年支出実績の１％相当額を、ウラン採掘部門管轄機関および学術部門管轄機関が共同で承認した手順に則り、科学技術・研究および（または）開発事業のための資金として、ならびに（または）ウラン採掘部門管轄機関が情報化部門管轄機関と共同で承認した手順に則り、ウラン採掘部門のデジタル化事業の資金として拠出すること
参照：カザフスタン共和国エネルギー省における科学研究、科学技術および試験開発業務プロジェクト審査科学技術評議会に関する規程
3）地域の社会・経済発展および地域のインフラ整備のため、ウラン採掘契約によるウラン採掘期間中の前年投資実績の１％相当額を負担すること
第２項は2022年６月27日付カザフスタン共和国法第129-VII号（2023年１月１日施行）により改定。
２．地域の社会・経済発展およびそのインフラ整備に対する費用の資金供給には、地域の社会インフラ施設の整備および維持に関する地下資源利用者の支出、社会的起業主体の支援、ならびにこれらの目的のために当該利用者が国家予算へ拠出する資金が含まれる。
３．本条第１項に従い行われた資金提供のうち所定の最小金額を超える額については、地下資源利用者の当該の義務の翌年履行分に繰り越される。

第179条　ウラン採掘事業実施時の商品、役務およびサービスの調達

第１項には2019年４月２日付カザフスタン共和国法第241-VI号および2023年４月23日付カザフスタン共和国法第226-VII号（2023年７月１日施行）に従って変更が加えられた。

１．ウラン採掘事業実施時の商品、役務およびサービスの調達（請負人によるものを含む）は、以下の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。

１）公開入札

２）同一の供給元から

３）競り下げ方式による公開入札（電子入札）

４）本項で定める手順によらない商品、役務およびサービスの調達

本項には2019年４月２日付カザフスタン共和国法第241-VI号に従って第５号が追加された。

５）商品取引所において

ウラン採掘事業実施時に地下資源利用者が用いる商品、役務およびサービスの調達は、本項第１号、第２号および第３号で定める手順によって行うものとし、地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサービスおよびそれらの生産者の登録簿、あるいは、インターネットのカザフスタンセグメント内に存するその他の電子調達システムであって、当該登録簿の運用と同期運用されているようなものを用いなければならないものとする。

2022年１月１日まで第179条第１項の第３段および第４段は、第277条に掲げる条文を有効とする。

役務およびサービスの取得に係る入札の主催者は、落札者を決定するにあたり、カザフスタンの役務およびサービス生産者の応札価格を20％減額する。カザフスタンの役務およびサービス生産者として認められるのは、カザフスタン共和国の法令に従い設立された個人事業主および（または）法人であって、カザフスタン共和国領内に所在地を有し、カザフスタン共和国の人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている経営者、役員、および専門職員を除く総従業員の95％以上をカザフスタン共和国の国民から採用している個人事業主および（または）法人である。

この際、カザフスタン共和国の人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の50％を超えていてはならない。

ウラン採掘事業実施時に用いる商品、役務およびサービスを、地下資源利用者およびその請負人が調達する際の手順は、ウラン採掘部門管轄機関が定めるものとする。

商品取引所を介した商品の取得は、カザフスタン共和国の商品取引所関連法令に従い、取引所商品リストに基づき実施する。取引所商品リストに記載されている商品の年間買付規模が、取引所商品リストが定める商品ロットの最小規模を上回らない場合、地下資源利用者は他の商品買付方法を選択する権利を有する。

ウラン採掘事業実施時に商品、役務およびサービスを調達する際の所定の手順に、地下資源利用者および（または）その請負人が違反した場合には、ウラン採掘契約で規定された責任を地下資源利用者が負うものとする。

第２項は2022年６月27日付カザフスタン共和国法第129-VII号（2023年１月１日施行）により改定。

２．地域の社会・経済発展およびそのインフラ整備の資金供給に含まれる費用とは、地域の社会インフラ施設の整備および維持に関する地下資源利用者の支出、社会的起業主体への支援、ならびにこれらの目的のために同者が国家予算に拠出する資金である。

３．本条においては、

１）地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサービスおよびそれらの生産者の登録簿とは、地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサービスの調達に対する監督・モニタリングと、地下資源利用事業実施時に用いる商品、役務およびサービスの電子調達の実施、およびそれらの一覧の作成を目的とするような国家情報システムのことをいう。

２）電子調達システムとは、商品、役務およびサービスを調達するために調達実施主体（地下資源利用者、または地下資源利用者が授権した者）が使用し、ウラン採掘部門管轄機関が承認した、ウラン採掘事業実施時に商品、役務およびサービスを調達する際の手順に沿って作成、利用されるような、電子情報システムのことをいう。

４．および５．*2022年１月３日付カザフスタン共和国法第101-VII号により削除。（2022年３月７日施行）*

６．地下資源利用者はウラン採掘部門管轄機関へ、商品、役務およびサービス調達の年次計画（１会計年度分）および中期計画（５会計年度分）を、ウラン採掘部門管轄機関が定める様式および手順によって提出しなければならない。

商品、役務およびサービス調達の年次計画とは、地下資源利用者が作成する文書であって、それが１暦年にわたり計画している商品、役務およびサービスの品目および数量、それらの調達手順および調達期限を定めるようなもののことをいう。

商品、役務およびサービス調達の中期計画とは、地下資源利用者が作成する文書であって、それが５年までの期間にわたり計画している商品、役務およびサービスの品目および数量、それらの調達手順および調達期限を定めるようなもののことをいう。

参照：2022年５月17日付質問に対する2022年６月１日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第739846号

（dialog.egov.kz）「炭化水素の探鉱または採掘およびウラン採掘作業の実施における商品、役務およびサービスの調達に関する中期調達プログラムについて」

７．本条第１項の要件は、以下の各号に掲げる者には適用されない。

１）カザフスタン共和国の政府調達関連法令に準拠して商品、役務およびサービスを調達するような地下資源利用者

２）地下資源利用権を有する法人であって、議決権株式（または参加持分）の50％以上を直接または間接に国営管理持株会社が保有しているようなもの

第180条　ウランの試掘・採掘実施時にあたっての地下資源利用者による報告

ウラン採掘契約により地下資源利用者は、以下の各号に掲げる報告書を提出しなければならない。

１）地質報告書

２）地質探鉱作業結果・鉱物資源量および鉱物埋蔵量の公開報告義務に関するカザフスタン法典　（KAZRC法典）に沿って作成した、有資格者による埋蔵量報告書

３）契約条件の履行報告書

４）実施したウラン試掘事業と、その経費に関する報告書

５）実施したウラン採掘事業と、その経費に関する報告書

６）人材の国内価値比率に関する報告書

７）カザフスタン国内の人材教育費用負担の経費報告書

８）科学技術事業および研究開発事業の経費報告書

９）ウラン採掘報告書

10）調達した商品、役務およびサービス、およびそれに占める国内価値量に関する報告書

11）地下資源利用者を直接または間接に支配している者および（または）組織の構成に関する報告書。

本条第１号および第２号で規定する各報告書は地下資源調査管轄官庁へ、同機関が承認した手順によって提出するものとする。

本条第３号から第５号までで規定する各報告書は統轄機関へ、同機関が承認した手順によって提出するものとする。

本条第６号から第11号までで規定する各報告書はウラン採掘部門管轄機関へ、同機関が承認した様式および手順によって提出するものとする。

第181条　地下資源利用者によるウラン採掘契約条件違反に対する責任

１．ウラン採掘契約で規定された義務に地下資源利用者が違反した場合につき、以下の各号に掲げる責任を定めるものとする。

１）ウラン採掘契約の定めに該当する場合に、それが定める手順により、それが定める額の違約金を地下資源利用者が支払うこと

２）本法典第163条の規定に該当する場合に、それが規定する手順により、ウラン採掘契約の効力を統轄機関が一方的に期限前解除すること

ただし違約金を支払ったからといって、地下資源利用者は当該義務の履行を免除されない。

２．以下の各号に該当する場合、統轄機関は、ウラン採掘契約の条件に対する違反の事実と、地下資源利用者が所定の期限内に違約金を支払うべき義務、および（または）当該違反を是正すべき義務を、地下資源利用者に書面で通知する。

１）地下資源利用者がウラン採掘契約で定められた１会計年度内の財務上の義務を、30％未満しか履行していない場合

２）地表面の破壊を伴うウラン採掘事業を、所定の計画表に沿って担保を提供することなく実施し、または担保額形成の計画表に違反して実施した場合

３）その他、ウラン採掘契約で定められた義務に地下資源利用者が違反した場合

３．契約の条件に地下資源利用者が違反した場合の是正期限は、書面による通知を受領した日から、義務の物理的数量に関しては６カ月、本条第２項第１号と第２号で定める義務に関しては３カ月、ウラン採掘契約で規定するその他の義務に関しては１カ月を、それぞれ超えてはならない。

４．地下資源利用者は違反の事実を、通知書で指定された期限内に是正するとともに、そのことを統轄機関へ、是正を証明する文書を添付の上、書面で伝達しなければならない。

５．地下資源利用者は、ウラン採掘契約で規定された義務への違反を是正する期限の延長提案書を、当該延長を行う理由の裏付けとともに、統轄機関へ送付することができる。違反の事実の是正期限延長提案書を審査した結果により統轄機関は、それを受領した日から10営業日以内に、期限延長への同意を地下資源利用者に通知するか、あるいは根拠を添えた当該延長の拒否書を送付する。

６．ウラン採掘契約で規定された義務への違反を、本条第３項で定める期限内に是正することが明らかに不可能な場合、統轄機関は、当該違反を是正することが可能な別の期限を定めることができる。

第26章　ウラン採掘分野のプロジェクト文書

第182条　ウラン採掘部門のプロジェクト文書に関する一般規定

第１項は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。

１．ウラン採掘部門のプロジェクト文書は、下記のものとする。

１）ウラン試掘プロジェクト

２）ウラン鉱床開発プロジェクト

３）ウラン採掘後の撤収措置プロジェクト

第２項は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。

２．ウラン採掘部門のプロジェクト文書は、地下資源利用者が契約に基づき起用する、該当する事業種別に係るライセンスを有するプロジェクト作成機関が作成する。

３．*2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により削除。*

４．ウラン採掘部門のプロジェクト文書は、地下資源利用者の承認を受けるものとする。

５．*2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により削除。*

６．プロジェクト文書で規定されている、ウラン採掘事業の種別、手順、技術、規模および実施期限を変更する際は、当該の変更、追加を当該プロジェクト文書に対して加えなければならない。

第７項は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。

７．承認済みプロジェクトに定める年間採掘量が、ウラン鉱床の採掘に係る鉱山地質学的条件および技術的条件を変更することなく、承認された年間指標から数量ベースで20%未満の範囲で変更される場合には、承認済みプロジェクトの変更および（または）追加に係るプロジェクトは作成しない。

プロジェクト文書は、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則に従い作成する。

第８項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。

８．ウラン試掘プロジェクトおよびウラン鉱床開発プロジェクトは、カザフスタン共和国の環境関連法令の規定から別段の定めが生じる場合を除き、産業安全鑑定および国家環境鑑定を受けなければならない。

９．地下資源利用者は３年ごとに、開発プロジェクト文書の指標に沿った設計条件履行状況の分析書を、鑑定のため統轄機関へ送付しなければならない。

本法典には2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号に従って第182-1条が追加された。

第182-1条　ウランの試掘プロジェクト文書

１．ウラン試掘プロジェクト文書は、本法典に定める要件に従って作成される。

２．ウラン試掘プロジェクト文書は、試掘期間全体を対象として作成される。

３．ウラン試掘プロジェクト文書には、試掘事業の種別、方法および手法、概算事業量および実施期限、ならびに使用する技術的方策を記載する。

４．ウラン試掘プロジェクト文書の内容に関する要件は、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則において定める。

５．地下資源利用者が承認し、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める鑑定において肯定的な結論を得たウラン試掘プロジェクト文書に記載されていないウラン試掘事業を実施すること、ならびに当該プロジェクト文書がない状態でウラン試掘事業を実施することは禁止される。

第183条　ウラン鉱床開発プロジェクト文書

１．鉱床開発プロジェクト文書は、本法典で規定する要件に沿って、試掘期間中に作成するものとする。

２．鉱床開発プロジェクト文書は、埋蔵資源の全開発期間を対象に策定するものとする。

３．鉱床開発プロジェクト文書には、以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

１）有資格者による埋蔵量報告書

２）地下資源の合理的利用および保護を可能にする措置

３）ウラン採掘後撤収処置作業実施の期限、条件、および価格に関する情報

４）鉱床開発の全期間にわたる、年ごとのウラン採掘想定量

本法典には2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号に従って第183-1条が追加された。

第183-1条　ウラン鉱床の開発に関するプロジェクト文書および開発分析に係る国家鑑定

１．ウラン鉱床の開発に関するプロジェクト文書および開発分析に係る国家鑑定は、適正な地下資源利用慣行に従ったウラン鉱床の開発に際し、地下資源の合理的利用を確保することを目的として実施する。

２．プロジェクト文書および開発分析に係る国家鑑定は、地質および鉱床開発の分野における専門的知識を有し、かつ鑑定結果について利害関係を有しない独立専門家を起用して、カザフスタン共和国ウラン鉱床開発中央委員会（以下、中央委員会）が実施する。

３．中央委員会の活動の組織、構成、業務規程および文書管理については、ウラン採掘部門管轄機関が承認する中央委員会規程において定める。

４．ウラン鉱床の開発に関するプロジェクト文書および開発分析に係る国家鑑定は、２カ月以内に実施する。
国家鑑定の実施期間は、中央委員会の決定により延長することができる。ただし、その延長期間は３カ月を超えてはならない。
５．プロジェクト文書または開発分析に係る国家鑑定の結果は、肯定的または否定的な鑑定結論書として作成する。鑑定結論書の写しは、署名日から５営業日以内に地下資源利用者へ送付する。
６．否定的な鑑定結論書を出す事由は、下記のとおりとする。
１）プロジェクト文書または開発分析が、地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則に定める内容、構成および作成方法に関する要件を含むカザフスタン共和国の法令の要件、および（または）契約の規定に適合していない場合
２）プロジェクト文書または開発分析が、適正な地下資源利用慣行に適合していない場合
３）プロジェクト文書または開発分析が、ウラン資源量および埋蔵量の評価報告書に適合していない場合
４）プロジェクト文書または開発分析に示されたプロジェクト上の方策について、技術的および（または）経済的な根拠が不十分である場合
７．プロジェクト文書または開発分析に係る国家鑑定の否定的な結論書には、当該結論を出した根拠およびプロジェクト文書または開発分析の修正に関する勧告を記載する。

第184条　プロジェクト文書履行状況のモニタリング
１．*2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により削除。*
２．地下資源利用者によるウラン試掘プロジェクト文書および鉱床開発プロジェクト文書の履行状況のモニタリングは、少なくとも３年に１回実施されるウラン鉱床開発分析を通じて行うものとする。
参考：2018年９月21日付質問に対するカザフスタン共和国エネルギー大臣の2018年10月５日付回答第516090号（dialog.egov.kz）「地下資源利用者によるウラン鉱床プロジェクトの履行状況に対するモニタリングについて」
３．ウラン鉱床開発分析の実施に関する要件は、ウラン採掘部門管轄機関が承認する地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則において定める。
４．および５．*2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により削除。*
第６項は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。
６．地下資源の合理的かつ総合的な利用に関する統一規則において、開発分析の枠内でプロジェクト文書の個別の指標を軽微な範囲（20%未満）で修正することができる場合を定める。
第７項は2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号により改定。
７．鉱床開発分析とは、鉱床開発システムを改善する必要性の有無を明らかにすることを目的として、開発過程における地質学的、地球物理学的、流体力学的その他の調査結果を総合的に検討することをいう。鉱床開発分析は、プロジェクト文書に係る国家鑑定を受けなければならない。
８．ウラン鉱床開発分析は、地下資源利用者によって起用される、当該活動を行うライセンスを有するプロジェクト機関が実施し、地下資源利用者がそれを所定の方式で統轄機関へ送付するものとする。
９．鉱床開発の指標の実績値と設計値とが大幅に（20%以上）相違している場合、ウラン鉱床開発分析の結果により、鉱床開発プロジェクト文書に変更を加える必要があるという合理的な結論が得られている場合には、鉱床開発プロジェクト文書の国家鑑定用として本法典に定めた手順によって、中央委員会が分析の結果を審査するものとする。
10．ウラン鉱床開発分析につき中央委員会が肯定的結論を採択した場合には、鉱床開発プロジェクト文書への変更・追加の策定・承認および国家鑑定実施期間（１年を超えてはならないものとする）中は、当該分析記載の方策および指標を鉱床開発プロジェクト文書記載方策および指標と見なすものとする。

第IX部　固形有用鉱物の探鉱と採掘

第27章　固形有用鉱物の探鉱

第185条　固形有用鉱物の探鉱ライセンス
固形有用鉱物の探鉱ライセンスに基づき、その保有者は、固形有用鉱物の探鉱作業の実施を目的として排他的に地下資源鉱区を利用する権利を取得する。探鉱という概念には、固形有用鉱物の鉱床の探査、および、その後の採掘のための資源量および埋蔵量の評価作業も含まれる。

第186条　固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付対象エリア
第１項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
１．固形有用鉱物の探鉱ライセンスに基づく探鉱区画は、本法典に別段の定めがない限り、カザフスタン共和国のいかなる領域におけるブロックも含むことができる。
第２項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。

２．以下の場合には、固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付は認められない。
第186条第２条第１項の効力は2023年１月まで停止される。
１）本法典の第25条第２項で示されているケース
２）対象ブロックが、他の者が炭化水素の採掘に関連する作業の実施を目的として利用している地下資源鉱区のエリア内に全面的に位置しており、当該他者の合意がない
３）対象ブロックが、地下空間の利用に関連する作業の実施を目的として供与された地下区画のエリア内に全面的に位置している
４）対象ブロックが、他の固形有用の鉱物採掘ライセンスに基づき利用されている固形有用鉱物鉱区のエリアと部分的または全面的に重複している
５）対象ブロックが、固形有用鉱物の採掘鉱区のエリア内、または固形有用鉱物採掘ライセンスの交付申請が出されているエリア内に全面的に位置している
第６項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
６）対象ブロックが、本法典の要件に従い、固形有用鉱物の探鉱または採掘後の撤収処置が実施される、または実施されている区域のエリア内に全面的に位置している
第７号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
７）対象ブロックが、ウラン採掘鉱区のエリア内に全面的または部分的に位置している
本条には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号に従って第３項が追加された。
３．固形有用鉱物探鉱ライセンスは完全なブロックに対するもののほか、以下の不完全な（部分的）ブロックに対しても交付することができる。
第１号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
１）そのブロックの辺が、本条第２項第２号、第３号、第５号および第６号に記載のエリアを全面的に囲んでいる。
第２号には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
２）本条第２項第２号、第３号、第５号および第６号に記載のエリア内に部分的に位置しているブロックであって、当該のブロックが他の不完全な（部分的）ブロックまたは完全なブロックと共通の辺を一辺でも有しており、かつ、この共通の辺が当該のエリア内に位置していない。
３）ブロックが本法典第25条第１項に記載のエリアと部分的に重複している。
炭化水素または固形有用鉱物の採掘作業の実施を目的とした地下資源鉱区のエリアと一部が重複するブロックを探鉱ライセンスに加えることが認められるのは、当該鉱区の地下資源利用者の書面による合意がある場合に限る。
この場合、探鉱鉱区のエリアは、不完全な（部分的）ブロックから成るものも含め、本項第１段落第１号、第２号および第３号に記載されているエリアの境界線に基づいて形成されたものとみなす。探鉱ライセンスに加えられた不完全な（部分的）ブロックを形成する根拠となった事由が消失した場合、当該のブロックは探鉱鉱区のエリアの境界線を確定するうえで、完全なブロックとみなされる。
本項第３段落が定める規則は、本法典第25条第１項に示されているエリアとその一部が重複し、探鉱鉱区のエリアに含まれているブロックには適用しない。当該のブロック内では、本法典第25条第１項が定めるエリアおよび施設に影響を及ぼす類の地下資源利用作業の実施を禁止する。

第187条　固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付申請
第１項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
１．固形有用鉱物の探鉱ライセンスの取得を望む者および（または）ウラン部門国営企業は、統轄機関が定める様式に基づいた申請書を同機関に提出する。
地下資源国家基金管理プログラムにおいてウラン探鉱作業実施を目的として定められた、ウラン鉱化および（または）ウラン鉱層が存在する地域については、ウラン部門国営企業のみが申請者となることができる。
２．固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付申請書に示されたエリアのブロック数は200を超えてはならない。
３．申請書には以下の情報が含まれねばならない。
１）自然人の場合－申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報
法人の場合－申請者の名称、所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、申請者を直接的または間接的に支配下に置く経営者、法人、自然人、国家および国際機関に関する情報
２）申請者が探鉱のための利用を希望する地下資源鉱区を構成するブロックの記述
申請書に示された探鉱対象エリアに所在するブロックの一部が本法典の186条の第２項に該当する場合には、

ライセンス交付の条件を確定するため、当該のブロックの全体を念頭に置いた上で申請の審査が実施される。
４．申請書には以下の文書を添付する必要がある。
１）本条の第３項第１号で示された情報の正確性を証明する文書の写し
２）申請書提出にあたり申請者の代理人の役割を果たす者の全権を証明する文書（申請者が代理人を指名した場合）
３）申請者が希望する地下資源鉱区において実施することを計画している、探鉱関連作業の種類、手順、方法、期間（年単位で示す）、および、仕事量についての文書での説明
４）希望する鉱区またはその鉱区の一部で地下資源利用契約に基づき炭化水素資源の採掘作業を実施している者が存在する場合には、固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付に関する同人の承諾
５）申請者が固形有用鉱物の探鉱にする作業を実施するための資金能力と専門的能力を有していることを証明する文書
６）申請者が希望する地下資源鉱区のエリアが完全または部分的に居住地域、および居住地域から1,000m以内の隣接エリアと重なる場合には、申請者は本法典の第25条第３項第１号の規定に従い地元住民への社会・経済的支援に関する協定
７）共和国予算法により会計年度ごとに決められる月間算定指標の６倍を超える税金未納額が存在しないことを証明する税務機関の文書（申請書提出日の10暦日前以内に交付されたものでなければならない）
５．申請者が探鉱作業を実施するに十分な資金能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれか１つを提出する必要がある。
第１号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。さらに2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
１）ライセンス交付申請日前の３カ月間のうち連続する30日間、申請者が、交付予定のライセンスに基づく初年度に必要な最低限の探鉱費用を賄うのに十分な資金を継続的に保有していた（残高が存在していた）ことを証明する、カザフスタン共和国の第二層銀行または国営郵便事業者における銀行口座の残高および資金移動の明細書。
２）申請者が固形有用鉱物の探鉱に関連する作業を実施するために必要な資金の調達が目的となっていること、さらには、借り入れる資金（調達する資金）の規模が交付予定のライセンスに基づく初年度の探鉱作業に必要となる最低限の投資水準を満たすに十分なものであることを証明する、資金借り入れ契約書（資金借り入れの事前合意書）、または、資金調達契約書の写し
第３号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
３）ライセンス交付申請日前の連続する６カ月間または前年度について作成され、申請者の純資産額が交付予定のライセンスに基づく初年度に必要な最低限の探鉱費用の額だけその負債額を上回ることを証明する、カザフスタン共和国法「監査活動について」に従って作成された監査報告書を伴う申請者の財務報告書
４）申請者が、ライセンス交付申請書提出日前の１年以内に、統轄機関が定める最低位よりも上の格付けを獲得していることを証明する、カザフスタン共和国の金融市場で認められている格付け機関からのレター
申請者が相応の資金能力を保有することを証明する文書として、資金借り入れ契約書（資金借り入れの事前合意書）、または、資金調達契約書の写しが提出され、さらに、それらの契約における貸し手が金融機関でない場合には、本項の第１号、第３号または第４号の規定に従い当該の貸し手が十分な資金能力を有することを証明する文書を１つ追加で提出する必要がある。
６．申請者が探鉱作業を実施するに十分な専門的能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれかを提出する必要がある。
１）地質学または地球物理学分野の専門家が勤めていることを証明する文書、または、当該分野の専門家との間で締結したサービス提供契約の写し
２）本項の第１号で示された専門家のうちのいずれか１人が勤務している申請者に探鉱ライセンスを交付する場合には、その申請者が請負業者との間で締結したサービス提供契約の写しまたは本法典の第６章の規定に従い申請者が指名するオペレータとの間で取り交わした契約書の写し
申請者に専門的能力が存在することを証明する文書として、請負業者との間のサービス提供契約の写し、または、本法典の第６部の規定に従い申請者が指名するオペレータとの契約の写しを提出する際には、契約相手である請負業者（オペレータ）において本項の第１号で示された専門家のうちのいずれか１人が勤務していることを証明する文書、または、当該の専門家との間で締結されたサービス提供契約書の写しを申請書に追加で添付することが必要となる。
７．申請書に添付される文書の写しは、公証人により証明されたものでなければならない。
８．申請書は、カザフ語のものとロシア語のものが提出されなければならない。申請書に添付される文書も、カザフ語のものとロシア語のものが必要となる。申請書に添付された文書が外国語で書かれたものである場合には、カザフ語とロシア語に翻訳する必要があり、その翻訳の正確性が公証人により証明されていなければならない。
９．申請書が統轄機関に提出された日時が申請書提出時と認識され、登録される。
第10項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加え

られた。
10. 提出された申請書に関する情報は、申請書が提出された日に地下資源利用統一プラットフォーム上に掲載され、以下の内容を含まなければならない。
　１）申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、または、申請者の名称
　２）申請者が利用を希望する鉱区を特定するブロックコード
　３）申請書の提出日時

第188条　固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査
第１項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
１．統轄機関は、申請書を受領した日から10営業日以内にこれを審査し、本法典第190条第１項第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号、第８号および第８－１号に定める固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付拒否事由がなく、かつ本条第２項および第３項の規定を考慮した上で、本法典第198条に定める固形有用鉱物探鉱業務に伴う撤収措置義務の履行に係る担保を提出する必要がある旨の通知を申請者に送付する。
　送付した通知に関する情報は、申請者への通知送付日に地下資源利用統一プラットフォームに掲載する。
　固形有用鉱物探鉱業務に伴う撤収措置義務の履行に係る担保は、通知送付日から40営業日以内に、申請者が統轄機関に提出しなければならない。
　統轄機関は、固形有用鉱物探鉱業務に伴う撤収措置義務の履行に係る適切な担保が提出された日から５営業日以内に、申請者に固形有用鉱物探鉱ライセンスを交付し、または地下資源利用統一プラットフォームへの通知掲載日から35営業日が経過した後、その交付を拒否する。
第２項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。
２．申請書に示されたエリアに本法典の第186条第２項第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号および第７号に示されたブロック、または申請対象エリアの他のブロックと共通の辺を持たないブロックが含まれる場合、そのブロックはライセンスの対象外となり、統轄機関はその事実を申請者に通知しなければならない。申請者は、当該の通知受領後５営業日以内に、申請対象となっているブロックの一部またはすべてにつき辞退する権利を有している。この期限が過ぎた時点で申請者がすべてのブロックまたは一部のブロックから辞退の意向を示していなかった場合には、本項の規定を考慮した上で審査が実施される。
　申請書に記載された１つないし複数の不完全な（部分的）ブロックで、本法典第186条第３項第１号、第２号および第３号が定める要件を満たさないものに関しても、本条第１段落の規定に従い、当該のブロックをライセンスに加えないこととする。
３．本条の第２項で示されているケースでは、申請書に示されたブロックのうち、ライセンスに含めることができないブロック、ならびに、申請者が辞退したブロックを除いた部分につき審査が実施される。
第４項は2021年１月５日付カザフスタン共和国法第407-VI号により改定。
４．本条第２項および第３項の規定を適用した結果、複数のブロックによって、本法典第19条第２項の要件に適合する、利用に供されるべき２以上の独立した地下資源鉱区が形成される場合、統轄機関は、当該地下資源鉱区ごとに個別のライセンスを交付する。
第５項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
５．ライセンス交付申請書に示されたブロックが不完全なものである場合、そのようなブロックは、本章の規定と矛盾しない場合にのみ交付されるライセンスの対象となる。
　交付された固形有用鉱物探鉱ライセンスに不完全な（一部の）ブロックが含まれる場合、ブロック数の算定においては、当該ブロックを完全なブロックとして扱う。
６．固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の提出と審査の手順は、統轄機関により決定される。

第189条　同一のブロックを対象とする複数の固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査の際の優先順位
１．同一のブロックを対象とする複数の固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査は、統轄機関により提出順に従い実施される。
２．先に提出された申請書を却下することが決定した場合にのみ、次の順番の申請書の審査が行われる。
　統轄機関は、先行する順番の申請者に対し申請却下の通知を行ってから10営業日が経過した後に、次の申請書の審査に着手する。
　申請却下の決定に関し裁判所に異議が申し立てられた場合、統轄機関は、当該の異議に関する裁判所の決定が発効した後に、次の申請書の審査に関する決定を採択する。
第３項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
３．По заявлению на выдачу лицензии на разведку твердых полезных ископаемых, включающему только блоки, которые к моменту рассмотрения данного заявления уже включены в другую лицензию на разведку твердых полезных ископаемых, принимается решение об отказе в выдаче лицензии. 固形有用鉱物の探鉱ライセンスの交付申請で、当該申請の審査時点で既に他の固体有用鉱物探鉱ライセンスに含まれるブロックのみを対象とする

ものについては、当該ライセンスの交付は拒否されるものとする。
参照：2018年５月11日付カザフスタン共和国投資・発展大臣指令第316号「優先順位が同一である申請者間での競売の実施規則の承認について」

本法典には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第189－１条が追加された。

第189-1条　新たに空きとなったブロックにおける固形有用鉱物の探鉱に係る地下資源利用権の供与

１．固形有用鉱物の探鉱業務の実施のために新たに空きとなった同一のブロックを含む、固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査は、同一のブロックを含む固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書が空きとなったブロックに関する情報の地下資源利用統一プラットフォーム掲載日から15営業日以内に固形有用鉱物部門管轄機関の定める手順に従い提出された場合、本条に定める特則を考慮して行う。

この場合、申請書の審査の優先順位は、競売の結果に基づき決定する。

２．競売は、固形有用鉱物の探鉱業務の実施のために新たに空きとなった同一ブロックについて提出された申請書の審査期間が終了した日から15営業日以内に実施する。当該申請書の審査期間は、本条第１項第１段落に定める期間が終了した日から起算する。

競売は、統轄機関が定める手順に従い実施する。

３．競売の結果に基づくサイニングボーナスの支払いは、固形有用鉱物探鉱業務に伴う撤収措置義務の履行に係る適切な担保を統轄機関に提出することに加えて、固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付条件となる。

所定の期限内に、競売の結果に基づくサイニングボーナスを支払わず、および（または）固形有用鉱物探鉱業務に伴う撤収措置義務の履行に係る適切な担保を提出しない場合、統轄機関は固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付を拒否する。

４．いずれの申請者も参加しなかった場合、競売は不成立とみなす。

５．競売が不成立となった場合、または競売実施後に本条第３項に定める義務が履行されなかった場合、固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の審査の優先順位は、本法典第189条に従い、申請書の受付順に決定する。

第190条　固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付の拒否

１．統轄機関は、以下に示す複数の根拠のうちのいずれか１つが存在すればライセンスの交付を拒否する。

１）申請書またはその添付書類が、本法典の要求を満たしていない

２）本法典が要求する書類が添付されていない

３）申請書提出前の１暦年の間に、申請者、申請者を間接的あるいは直接的に支配下に置いている者、または、申請者の支配下にある者が保有する、申請対象となっている地下資源鉱区と部分的または完全に重なるエリアを対象とする固形有用鉱物探鉱ライセンスあるいは採掘ライセンスを本法典が示す根拠に基づき統轄機関がはく奪したことがある

４）申請対象のエリアが、本法典の第186条第２項で示されているエリアおよび（または）ブロックに完全に相当する

５）申請書提出前の１暦年の間に申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者か申請者の支配下にある者のいずれかが、申請対象となっているエリアまたはその一部の取得を辞退したことがある

６）ライセンスの交付が、国の安全保障に対する脅威、または、地下資源利用権の一極集中につながると判断される

７）申請対象となっている鉱区のエリアの面積が上限値を上回る、あるいは、当該のエリアが本法典に定める要求を満たしていない

８）申請書提出前の５年の間に、申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者か申請者の支配下にある者のいずれかが、自らが利用権を保有していた地下資源鉱区での地下資源利用作業後の撤収処置を行っていない、または、定められた通りに撤収処置を実施していない

本項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第８－１号が追加された。

８－１）申請書提出前の５年の間に、申請者、申請者を直接もしくは間接的に管理する者または組織、あるいは申請者の管理下にある者または組織が、本法典に従って実施された競売の結果として支払うべきサインボーナスの支払義務を履行していない

本項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第９号が追加された。

９）本法典の要件に従い、固形有用鉱物の探鉱後の撤収処置義務の履行を保証する適正な担保を統括機関へ提出する期限を、申請者が遵守していない

２．ライセンス交付拒否の通知は書面で行われ、そこには拒否の根拠が示されなければならない。

本条の第１項第６号に従いライセンスの交付を拒否する場合には、通知の際に拒否の根拠は示されない。

３．申請者は、ライセンス交付拒否の通知受領後10暦日以内に、カザフスタン共和国法に則り、当該の決定に対する異議を申し立てることができる。

４．ライセンス交付の拒否が、当該の申請者から再度申請を行う権利を奪うことはない。

第191条　固形有用鉱物探鉱ライセンスの内容

固形有用鉱物探鉱ライセンスには、本法典第31条で示された情報と条件の他に、以下に示す地下資源利用の条件が示されていなければならない。

１）カザフスタン共和国の税法で定められた手順と金額でサインボーナスと土地区画利用料（賃貸料）を支払う義務

２）固形有用鉱物の探鉱作業に毎年必要最低限の支出を行う義務

３）義務の不履行を受けライセンスをはく奪する際の根拠

第192条　固形有用鉱物の毎年の探鉱作業に必要となる最低限の支出

１．固形有用鉱物の探鉱ライセンスを保有する地下資源利用者は、本条で定められる毎年の探鉱作業に必要となる最低限の支出に関する要求を遵守する義務を負う。

参照：2020年７月２日付質問に対する2020年７月10日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第626604号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物の２区画４ブロックに係る２件の探鉱ライセンス取得のための申請提出に関して」、2020年９月18日付質問に対する2020年10月２日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第642449号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物の探鉱に伴う撤収処置義務の履行保証額に関して」、2021年２月16日付質問に対する2021年２月19日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第668371号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物の探鉱または採掘に係る年次最低支出義務を地下資源利用者が履行しない場合の報告書提出期限について」

２．毎年の探鉱作業に必要となる最低限の支出額は、以下のように定められる。

１）探鉱の初年度から３年目までの３年間の各年につき、

探鉱ライセンスに基づき１つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1,200倍

探鉱ライセンスに基づき２～５のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1,800倍

探鉱ライセンスに基づき６～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の2,300倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する１ブロックにつき月間算定指標の120倍に相当する額を追加で納付する必要がある。

２）探鉱の４年目から６年目の３年間の各年につき、

探鉱ライセンスに基づき１つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1,200倍

探鉱ライセンスに基づき２～５のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の2,300倍

探鉱ライセンスに基づき６～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の3,500倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する１ブロックにつき月間算定指標の180倍に相当する額を追加で納付する必要がある。

３）探鉱の７年目から８年目の２年間の各年につき、

探鉱ライセンスに基づき１つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の1,800倍

探鉱ライセンスに基づき２～５のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の3,500倍

探鉱ライセンスに基づき６～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の5,800倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する１ブロックにつき月間算定指標の230倍に相当する額を追加で納付する必要がある。

４）探鉱の９年目から10年目の２年間の各年につき、

探鉱ライセンスに基づき１つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の2,300倍

探鉱ライセンスに基づき２～５のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の5,800倍

探鉱ライセンスに基づき６～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の8,000倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する１ブロックにつき月間算定指標の350倍に相当する額を追加で納付する必要がある。

５）探鉱開始後11年目以降の各年につき、

探鉱ライセンスに基づき１つのブロックで作業を行う場合は月間算定指標の3,500倍

探鉱ライセンスに基づき２～５のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の8,000倍

探鉱ライセンスに基づき６～10のブロックで作業を行う場合は月間算定指標の１万1,500倍

探鉱ライセンスに基づき10を超える数のブロックで作業を行う場合は、超過する１ブロックにつき月間算定指標の460倍に相当する額を追加で納付する必要がある。

３．最終の探鉱期間が１年未満の場合、最低限の支出額は当該年の探鉱が行われた総月数に応じて算定される。

第４項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

４．探鉱区画をいずれかの探鉱年度において放棄する場合、最低限の支出額は当該年の探鉱が行われた総月数に応じて算定される。

第５項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。

５．断片的ブロックが構成に含まれる地下資源鉱区の探鉱ライセンスを供与する場合、探鉱作業に必要となる最低限の支出額は、断片的ブロックが構成に含まれる地下資源鉱区に全体が含まれるブロックに合わせて算定される。
６．探鉱作業に必要となる最低限の支出額は、共和国予算法により当該会計年度を対象に定められた月間算定指標の１月１日時点での数値に基づき算定される。探鉱作業に必要となる最低限の支出額に含まれるのは、探鉱鉱区で発生した支出だけである。
７．探鉱鉱区で地下資源利用者が行う以下に示す種類の作業のための支出はいずれも、ライセンスに基づく固形有用鉱物の探査作業のための支出とみなされる。
１）地質調査作業：地質図の作成、地質試料採取、掘削、ボーリングコアの文書での説明、ノンコアボーリングで得られた地質試料の文書での説明、地質データの統合と処理、岩石学、地質調査プログラムのプラニング、地質調査作業に関連する報告書の作成
２）地球化学関連作業：地球化学関連試料の採取、および地球化学関連データの分析、処理、統合
３）地表地質調査と航空測量を含む地球物理学関連作業：地球物理学的調査、地球物理学関連のフィールドワーク、地球物理学関連データの処理とその統合
４）リモートセンシング：航空写真の撮影、衛星写真の撮影、リモートセンシング技術による再現、画像の解析、写真の処理とその統合
５）工学測量作業：測量関連作業と土地整備作業、測地網の構築、座標線、それらの交差ポイント、鉱区の境界線等の明確化
６）コアボーリング：ダイヤモンドビットを使用した掘削、アクセス路と掘削用サイトの整備
７）ノンコアボーリング：掘削のための費用、アクセス路と掘削用サイトの整備のための作業
８）溝、トレンチ、ピットおよびその他の探鉱作業用の坑道の建設設備機器のレンタル料を含めた坑道建設のための費用
９）現場作業グループ用資機材：探鉱作業に必要な装具、作業グループ用の消耗品と食料、設備・機器レンタル料、燃料・潤滑油、直接探鉱用設備・機器の減価償却、非正規職員への給料の支払い
10）計画・設計作業および図面作成作業：図面作成および計画・設計作業用の設備機器、消耗品、図面作成および計画・設計作業に従事する職員の労賃
11）輸送：探鉱鉱区で実施される固形有用鉱物の地質調査作業に直接的に関係する輸送関連費用
12）野営地の設営に関連する作業：地質調査用の野営地の設営とその維持、食料と生活必需品の調達、輸送、ヘリコプター輸送サービスの料金
13）環境の状況に関する調査
14）探鉱の継続または発見された固形有用鉱物鉱床の開発に関するFSの実施
15）探鉱作業後の撤収処置、損傷した土地の再生
16）当該のライセンスに基づき探鉱を実施するためのプロジェクト文書の作成
17）固形有用鉱物の加工（精製）技術の選定を目的とする調査
８．管理・運営、帳簿作成、研究・調査、人材育成等に係る費用もライセンスに基づく探鉱作業関連の支出に含めることが可能となる。
ただし、探鉱に関わる費用の算定にあたり、列挙した上記作業に関連する支出額の合計が、地下資源利用者が申告する定期報告書に示された総支出額の20%を超えることがあってはならない。
９．以下に示す作業に関連する支出は、探鉱に関わる費用に含めることができない。
１）現地での探鉱鉱区の境界線を示す標識および測量標識の設置（土地整備作業も含む）
２）地下資源利用権の取得（取得に関わる諸経費も含む）
３）ライセンスを保有する探鉱鉱区と直接的な関係を有さない研究・調査作業
４）土地区画の所有者および利用者に対する損失補填
10．本条で規定された探鉱に拠出されるべき最低支出額に関連する義務が履行されなかった場合、当該報告年度終了後４カ月以内に、地下資源利用者は不足分の資金を拠出しその旨を統轄機関に報告しなければならない。
本項の規定に基づき地下資源利用者が行った拠出は、現行の報告年度の支出には含まれない。
参照：2019年11月21日付質問に対する2019年11月29日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第581775号「土地区画利用の賃借料を固形有用鉱物に関する作業の費用に分類することについて」

第193条　固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間
１．交付される固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間は、連続する６年間となる。
２．地下資源利用者からの申請に従い、固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間は１度のみ、最大で連続する５年間延長することが可能となる。
参照：2021年５月27日付質問に対する2021年６月１日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第687368号（dialog.egov.kz）「地下資源法においては、鉱化作用発見時点から採掘開始までの期間は定められていない」
第３項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加え

られた。
３．当該の探鉱ライセンスが10またはそれ以上の数のブロックを対象としている場合、ライセンス交付の鉱区エリアに含まれる対象となっているブロックの総数の40%以上に相当する鉱区エリア部分に対する権利を地下資源利用者が放棄した場合においてのみ有効期間の延長が認められる。ただし、地下資源利用者が固形有用鉱物採掘ライセンスの取得を申請しているエリアに含まれるブロックは、当該の総数には含まれない。
探鉱鉱区がウラン鉱化および（または）ウラン鉱層を含む場合、ライセンス期間の延長は、地下資源利用者がウラン鉱化および（または）ウラン鉱層を含む該当ブロックに係る探鉱鉱区の一部を放棄することを条件として認められる。ただし、他の固形有用鉱物鉱石と随伴有用成分としてのウランとの複合鉱化の場合、および（または）ウラン部門国営企業が探鉱作業を実施する場合を除く。
４．有効期間延長申請書は、ライセンス発効後６年目の１年間に所定の様式に従い作成され統轄機関に提出される。申請書の審査は、統轄機関にそれが提出された日から15営業日以内に実施されなければならない。申請書の審査中に探鉱ライセンスの有効期間が切れる場合、審査終了まで当該ライセンスは有効とみなされる。探鉱ライセンスの延長期間は、当該ライセンス発効後６年を経過した日の翌日から起算される。
５．以下に示すケースでは探鉱ライセンスの延長は認められない。
１）延長希望期間が、本条の２項に適合していない場合
２）本条第４項で示された延長申請書の提出期限が守られていない場合
３）延長申請日に先立つ報告期間において地下資源利用者が土地区画利用料（賃貸料）の支払い、および探鉱への最低支出額に関する探鉱ライセンスの条件に違反しそれが是正されていない場合
４）本条第３項で示された条件が守られていない場合

第194条　固形有用鉱物の探鉱に関連する作業の実施手順
１．地下資源利用者は、環境・産業安全性に関する要求を遵守した上で、固形有用鉱物の探鉱に関連するあらゆる種類の作業を探鉱計画に従い探鉱鉱区内において実施する権利を有する。
２．固形有用鉱物に関する作業はすべて文書化する必要がある。当該の文書には、地下資源の正確な調査に必要となる作業に関する情報すべてが反映されなければならない。
３．探鉱に関連する作業の実施にあたり地下資源利用者は以下を保障する義務を負う。
１）探鉱の過程で得られたすべての地質学関連一次情報（そこには、ラボでの調査・分析データも含まれる）の正確性と保全
２）地質調査関連書類（試料採取計画、地質図およびそこに添付される断面図、鉱体およびゾーンの輪郭を示す図、坑道図を含む）の適時作成とその質の高さ
４．探鉱の際には必ず水文地質学的調査を実施する必要がある。地下資源利用者は、発見された鉱化作用源を評価し、その水文地質学上の性格を特定する義務を負う。その際、地下資源利用者は地下水の物理的・化学的特性を明示しなければならない。
第５項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
５．探鉱鉱区における1,000㎥以下の岩石の採取および（または）土壌の移動は、当該作業を探鉱計画に記載し、その写しを固形有用鉱物部門管轄機関に提出することを条件として、実験室試験および技術試験のための試料採取を目的とする場合に限り認められる。
暦年中に採取した試料の試験結果は、遅くとも次の報告期間までに年次地質報告書に記載しなければならない。
探鉱鉱区における1,000㎥を超える岩石の採取および（または）土壌の移動は、有資格者の結論書によって確認される、既に開発された、または産業規模で実証された鉱石処理方式が存在しない場合に、固形有用鉱物部門管轄機関の許可を得て、同機関が定める手順に従い行うことが認められる。
６．地下資源利用者は、探鉱鉱区において固定資産となる建造物を建設する権利を持たない。同様に、鉱物の加工（精製）に伴う人為生成鉱物を集積する権利も持たない。
第７項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。
７．探鉱鉱区における1,000㎥を超える岩石の採取および（または）土壌の移動に係る許可は、以下の条件を満たす場合に交付される。
１）探鉱鉱区における1,000㎥を超える岩石の採取および（または）土壌の移動に係る許可申請書が、所定の様式の要件に適合していること
２）当該作業を実施した場合、地下資源利用者が以前に提出した地質報告書に、過年度に採取した試料の試験結果が記載されていること
３）環境許可、または予定される事業活動による影響のスクリーニングの結果、環境影響評価を実施する必要がない旨の結論書があること
４）本項第１段落に定める作業に伴う撤収措置費用を賄う追加の担保が提供されていること
固形有用鉱物の探鉱鉱区において、本項に従って交付された許可を得ずに岩石の採取および（または）土壌の移動を行うこと、ならびに交付された許可の要件に違反してこれらを行うことは禁止される。当該禁止への

違反は、その目的および用途に反した探鉱鉱区の利用とみなされ、固形有用鉱物探鉱ライセンスの取消し、およびカザフスタン共和国の法律に定める責任を伴う。
８．本法典においては、地質探鉱作業結果・鉱物資源量および鉱物埋蔵量の公開報告義務に関するカザフスタン法典（KAZRC法典）に示されている専門機関のメンバーである自然人が、同機関の規則に従い、有資格者とされる。
同様に、KAZRC法典の枠内では、本項の第１段落で示されたカザフスタンの専門機関により認定されている外国の専門機関のメンバーである自然人を有資格者とすることもできる。
参照：2024年４月５日付カザフスタン共和国工業・建設大臣代行令第122号「固形有用鉱物鉱床の探鉱に関する最低要件の承認について」

第195条　固形有用鉱物の探鉱に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告
１．固形有用鉱物探鉱ライセンスの規定に従い地下資源利用者は以下に示す報告を定期的に行う義務を負う。
１）ライセンスで課せられた義務の履行状況に関する報告
２）取得した商品、役務、サービスとそれらにおける国内価値率に関する報告
３）地下資源利用者を直接的または間接的に支配下に置く者および（または）組織の構成に関する報告
４）地質学的報告
参照：2020年８月18日付質問に対する2020年８月21日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第636308号（dialog.egov.kz）「地下資源利用者を直接または間接的に支配する者および組織の構成に関する報告書の提出について」
２．毎年４月30日までに、前年度の年次報告書を提出しなければならない。
活動年が１暦年に達しない場合には、実際に地下資源利用が実施された期間についての報告が行われる。
ライセンスの有効期間の最終年が１暦年に満たない場合、その最終年の年次報告は当該期間終了日から２カ月以内に提出されなければならない。
参照：2019年11月25日付質問に対する2019年12月９日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第582292号「固形有用鉱物探鉱ライセンス有効期間の算定について」
３．本条の第１項第１号で示された報告は、統轄機関が定める手順に従い同機関に提出される。
ライセンスで規定された義務の履行状況に関する報告に示された、探鉱鉱区関連の支出に関する情報に関しては、カザフスタン共和国法「監査業務について」に従い監査を受けることが必要となる。
当該の情報が別途監査済みの財務報告書に示されている場合は、監査を受けたものとみなされる。
本条の第１項の第２号、第３号で示されている報告は、固形有用鉱物部門管轄機関が定める手順に従い当該機関に提出される。
本条の第１項の第４号に示されている地質学的報告は、地下資源調査管轄機関が定める手順に従い当該機関に提出される。
ライセンス失効の際、その保有者は失効日から３カ月以内に地下資源利用管轄機関に、鉱区での地質調査作業結果に関する最終報告書を提出しなければならない。
地質学的報告は、一次地質情報に立脚したもので、地質の状態や、地質に関する研究、試験および調査や掘削、土壌、鉱石、地下水、鉱物の試料採集と試験の結果に関するデータを含むものとする。

第196条　探鉱計画
１．固形有用鉱物の探鉱に関する作業を実施するにあたってのプロジェクト文書の役割を果たすのが、探鉱計画である。
第２項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。
２．探鉱計画は地下資源利用者により作成、承認される。
探鉱計画承認後、地下資源利用者はその写しを固形有用鉱物部門管轄機関に提出する。
参照：2019年11月27日付質問に対する2019年11月29日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第582649号「地下資源利用者は２つ以上のライセンスについて単一の固形有効鉱物探査計画を作成する権利を有するか」
カザフスタン共和国の環境法令に従い、探査計画に記載された固体有用鉱物の探鉱作業が環境許可または国家環境影響評価の肯定的結論の取得を必要とする場合には、当該許可またはそれぞれ当該国家環境影響評価の肯定的結論を取得した後に、当該探鉱計画の写しが固形有用鉱物分野の統轄機関に提出されるものとする。
探鉱計画の写しを固形有用鉱物部門管轄機関に提出した後にはじめて、地下資源利用者は固形有用鉱物の探鉱に関連する作業に着手できる。
固形有用鉱物部門管轄機関に提出された探鉱計画に示されていない探鉱関連の作業を実施することは禁じられている。
第３項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。

３．探鉱計画では、固形有用鉱物探鉱作業の種類、実施方法、実施手順に関する説明と、計画が承認された日を起点とする連続する３年間、または、固形有用鉱物探鉱作業の種類、実施方法、実施手順に関わる変更が為された日を起点とする連続する３年間に行われることになっている作業の大体の量とタイムスケジュールの説明が為されていなければならない。

計画に示される固形有用鉱物の探鉱に関連する作業の構成、種類、実施方法、実施手順、作業の大体の量とタイムスケジュールは、承認された探鉱計画作成マニュアルに従い地下資源利用者が独自に決定する。

探鉱計画作成マニュアルは、固形有用鉱物部門管轄機関が環境保護部門管轄機関と共同で作成し承認する。

第４項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。

４．計画されている探鉱関連作業の種類、実施方法および（または）実施手順、さらには、作業量と作業のタイムスケジュールに変更が加えられた場合、地下資源利用者は探鉱計画に相応の変更を加え、変更済みの計画を固形有用鉱物部門管轄機関に提出する義務を負う。

カザフスタン共和国の環境法令に基づき、当該変更が環境許可または国家環境影響評価の肯定的結論の取得を要する場合には、変更後の探鉱計画は、当該許可またはそれぞれ当該国家環境影響評価の肯定的結論を取得した後に、固形有用鉱物分野の統轄機関に提出されるものとする。

第197条　固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置

固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置は、カザフスタン共和国土地法典に従い損傷した土地を再生するという形で実施される。

ライセンスにより供与された排他的探鉱権に基づく固形有用鉱物の採掘を目的として供与された地下資源鉱区における固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置に関わる義務は、採掘関連作業後の撤収処置義務の範疇に含まれる。

２．当該の探鉱鉱区での地下資源利用権が解除された者は、固形有用鉱物の探鉱ライセンスの失効日から６カ月以内に当該の探鉱鉱区において探鉱関連作業後の撤収処置を完遂させる義務を負う。

天候および（または）自然・気象条件の影響で撤収処置の実施が不可能または極めて困難な場合、上記の者からの申請があれば、固形有用鉱物部門管轄機関は本項の第１段落で示された探鉱関連作業後の撤収処置の完遂期限を最大で６カ月延長する。

３．本法典の第199条に従い地下資源利用者が鉱区の一部の利用権を放棄した場合、当該の鉱区部分での固形有用鉱物の探鉱関連作業後の撤収処置は権利を放棄する前に完遂されなければならない。

４．自らが権利を放棄した鉱区または鉱区の一部において地下資源利用者が固形有用鉱物探鉱作業を実施していなかった場合、または、作業が地表面（水域の底）にダメージを与えない形で実施されていた場合、当該の探鉱鉱区または当該の探鉱鉱区の一部において撤収処置作業を実施する必要はない。

上記ケースでは、当該の鉱区（鉱区の一部）での撤収処置作業が不必要であることを証明する調査完了書が作成され、本条の５項で示される者がその調書に署名する。

第５項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

５．探鉱鉱区（その一部）における探鉱関連作業後の撤収処置は、撤収処置完了書に署名した日をもって完了したものとみなす。撤収処置完了書には、該当する州、共和国直轄都市または首都の地方執行機関が、同機関の代表者ならびに環境保護および産業安全部門ならびに地下資源調査部門の国家管轄機関の代表者によって構成する委員会、ならびに地下資源利用者（地下資源利用権が解除された者が存在する場合には、当該の者）が署名する。撤収処置が、私有地、永続的土地利用権または長期有償一時土地利用権の対象となっている土地区画において実施される場合、撤収処置完了書には、当該土地区画の所有者または土地利用者も署名する。

６．探鉱関連作業後の撤収処置完了書への署名は、地下資源利用権を今後別の人々に供与することを目的として地下資源国家基金の統一台帳へ然るべき情報を記入する根拠となる。

参照：2019年10月11日付質問に対する2019年10月16日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第574735号「固形有用鉱物の探鉱および採掘作業が実施されていた契約エリアの一部返還について」

第198条　固形有用鉱物探鉱関連作業後の撤収処置に関する義務履行の担保

第１項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

１．固形有用鉱物の探鉱作業の実施に対する撤収処置義務の履行が本条の要件に従って確保されていない場合には、当該探鉱作業はこれを禁止する。

第２項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

２．地下資源利用者による固体有用鉱物の探鉱に係る撤収処置義務の履行の確保は、本法典に定めるあらゆる方法の組合せによって提示することができる。

３．保証金の総額は、固形有用鉱物の探鉱の実施エリアを構成するブロックの数と、当該会計年度を対象に共和国予算法で定められる月間算定指標をベースとして決定される。１つのブロックの保証金の額は、固形有用鉱物部門管轄機関が自ら承認する手順に基づき決定する。

地下資源利用者が探鉱鉱区の一部の権利を放棄しそこにおいて探鉱関連作業後の撤収処置を完了させている場合、申請者の要請があれば、本項で示されている保証金の額をその分だけ減らす必要がある。固形有用鉱物部門管轄機関は、地下資源利用者からの申請受理後５営業日以内に、保証を行う者に対し保証金の減額に関する通知を行う。

第４項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

４．地下資源利用者は、本法典第194条第７項に定める場合において、探鉱作業に係る撤収処置義務の履行に関する追加的な担保を提出する義務を負う。当該担保の金額は、この場合に作成される撤収処置計画に基づき、本法典第219条第３項に従って算定される

第199条　固形有用鉱物探鉱鉱区に対する権利の放棄

１．固形有用鉱物探鉱ライセンスの有効期間中、地下資源利用者は書簡でその旨を統轄機関に伝えることにより随時、固形有用鉱物探鉱鉱区のすべて、または、その一部につき利用権を放棄することができる。

本項で規定される探鉱鉱区の一部の利用権の放棄は、探鉱鉱区のエリアに関する要求を遵守した上で、ブロック単位で行われる。

第２項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。

２．探鉱鉱区の一部の利用権の放棄に関する申請書には、探鉱ライセンスの対象エリアから外れることになるブロックが明示されなければならない。

探鉱鉱区の全部または一部の放棄に関する申請書には、以下が添付される。

１）探鉱ライセンスに基づく地下資源利用権が担保に供されている場合の担保権者の同意書

２）本法典第197条第４項に定める場合に作成される、探鉱作業の結果として生じた撤収処置に関する証書、または調査完了書

第３項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

３．探鉱鉱区の一部の利用権の放棄は、探鉱ライセンスの再発行を伴い、かつ国家地下資源基金の統一台帳への関連情報の登録根拠となる。

第200条　固形有用鉱物探鉱ライセンスのはく奪とその手順

１．以下に示す根拠のうちの１つが存在する場合、当該の固形有用鉱物探鉱ライセンスは統轄機関によってはく奪される。

１）本法典第44条第１項で規定された、国家安全保障に脅威をもたらす違反を犯した場合

２）本法典第191条で規定された固形有用鉱物探査ライセンスの条件に違反した場合

本項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第３号が追加された。

３）本法典第194条第７項第２号の要件に違反した場合

第２項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。

２．本条第１項第１号および第２号に定める違反が確認された場合、統括機関はその旨を書面により地下資源利用者に通知する。

３．本条第１項第１号で示された状況が生じた場合、１年以内に違反前の原状を回復するという形で違反を是正する必要がある。原状回復が困難な場合は、統轄機関の許可を得て地下資源利用権関連資産の移転に関するその他の作業を完遂するという形で違反の是正を実施しなければならない。

本条第１項第２号で示された違反を犯した場合、地下資源利用者は統轄機関から通知を受け取った日から３カ月以内に違反を是正する義務を負う。

地下資源利用者は本項で示された期限内に、違反是正を証明する書類を添付した上で、違反是正作業完了報告を書面で統轄機関に対し行わねばならない。

定められた期限内に違反が是正されなかった場合、統轄機関は本条の第４項の規定に従いライセンスをはく奪する。

４．統轄機関によるライセンスのはく奪は、地下資源利用者に対しライセンスはく奪の通知を書面にて行うという形で実施される。

地下資源利用者がライセンスはく奪の通知受領後３カ月後にライセンスは失効する。

５．地下資源利用者には、ライセンスはく奪の通知受領後15日以内にカザフスタン共和国の法律が定める手順に従い異議を申し立てる権利が与えられている。異議申し立てが行われた場合、本条第４項で示された期限は、当該の異議申し立てに対して下された決定が発効するまで延長される。

６．ライセンスはく奪の根拠となる義務の未履行または不完全な履行が不可抗力により生じたものである場合、すなわち、その原因が現行の条件下では回避不可能な非常事態（自然災害、軍事行動等）にある場合、ライセンスのはく奪は認められない。地下資源利用者における必要な技術および（または）資金の欠如、市場における必要な商品、役務、サービスの欠如、さらには、行政からの懲罰金の賦課は、不可抗力とはみなされない。

７．本条の規定によりライセンスを喪失した者は、即座に地下資源利用関連作業を停止し、本法典で定められ

た期限内に探鉱作業後の撤収処置に着手しなければならない。
８．固形有用鉱物探鉱ライセンスのはく奪は、地下資源国家基金統一台帳に当該の鉱区の情報を記載する根拠となる。

第201条　固形有用鉱物の採掘ライセンスと地下空間利用ライセンスの排他的取得権
第１項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。
１．境界を接する複数の地下資源鉱区（隣接鉱区）に関する固形有用鉱物探鉱のライセンスを１つまたは複数保有する者は、以下の排他的権利を有する。
　１）固形有用鉱物資源量および埋蔵量評価報告書によって固形有用鉱物の資源量および埋蔵量が確認されている固形有用鉱物鉱床が発見された場合、探鉱区（隣接探鉱鉱区）内に位置する地下資源鉱区における固形有用鉱物採掘ライセンスの取得
　２）遍在有用鉱物資源量および埋蔵量評価報告書によって遍在有用鉱物の資源量および埋蔵量が確認されている遍在有用鉱物鉱床が発見された場合、探鉱区（隣接探鉱鉱区）内に位置する地下資源鉱区における遍在有用鉱物採掘ライセンスの取得
　３）有用鉱物鉱床が存在しないか、地質探鉱作業報告書によって確認される有用鉱物資源量が微小である場合、地下空間利用ライセンスの取得
　ウラン鉱床が発見された場合、固形有用鉱物探鉱ライセンス保有者は、本法典第70条第３項および第160条第２項に基づく採掘鉱区の供与についての排他的権利を有しない。
２．上記排他的権利は探鉱ライセンスの有効期間内であればいつでも行使できる。
３．探鉱ライセンスが失効した時点で地下資源利用者は上記排他的権利を喪失する。
４．統轄機関、地下資源調査管轄機関、または、州、共和国直轄都市、首都の執行機関に、固形有用鉱物採掘ライセンス、地下空間利用ライセンス、または、遍在有用鉱物採掘ライセンスそれぞれの優先的交付に関する申請を行うことにより、地下資源利用者は排他的権利を行使することが可能となる。
　申請書の審査と当該のライセンスの交付は、本法典の規定に従い実施される。
５．探鉱ライセンスの対象エリア内の地下資源鉱区での採掘ライセンス交付申請後に探鉱ライセンスの有効期間が切れた場合でも、本条第４項で示されたライセンスが交付されるまで、またはそのライセンスの交付の拒否が決定するまでは、当該の探鉱ライセンスのうち申請対象となっている地下資源鉱区部分については探鉱ライセンスの効力は維持される。
　探鉱ライセンスが有効である間、固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請、地下空間利用ライセンス交付申請、または、遍在有用鉱物採掘ライセンス交付申請の対象となっている地下資源鉱区に関する本項の規定に従い、地下資源利用者は、
　１）探鉱への最低支出額に関する義務を負わない
　２）定められた額の土地区画使用料（賃貸料）を支払う義務を負う
　３）当該の鉱区で探鉱を実施する権利を有する
６．本条で規定された排他的権利の譲渡は認められない。

第28章　固形有用鉱物の採掘

第202条　固形有用鉱物の採掘ライセンス
　固形有用鉱物採掘ライセンスに基づきその保有者は、以下の作業の実施を目的として地下資源鉱区を排他的に利用する権利を保有する。
　１）固形有用鉱物の採掘（抽出）
　２）採掘、採掘用設備および（または）採掘場・選鉱設備の設置、人為生成鉱物の集積を目的とする地下空間の利用
　３）採掘対象鉱区での探鉱（開発段階での探鉱）
　固形有用鉱物の採掘とは、地下へのガス充填、精練、溶出、化学・バクテリアリーチングによる溶出、蒸発濃縮法・沈降法・濃縮法を用いた砂鉱床の浚渫式・水力利用式開発、採掘鉱区エリア内での抽出された有用鉱物の採集、一時保管、粉砕、選別などの固形有用鉱物の賦存層からの分離および（または）それらの鉱物の地表への回収を目的としており、かつ、その目的に直接的に関係している一連の作業の集合体のことを意味する。
参照：2020年４月10日付カザフスタン共和国エネルギー大臣命令第139号「国家サービスの提供規則「採鉱（炭化水素）業、石油化学工業の（技術的）設計および（または）操業、幹線ガスパイプライン、石油パイプライン、炭化水素部門の石油製品パイプラインの操業ライセンス」の承認について」

第203条　固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付対象となるエリア
第１項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加え

られた。
１．カザフスタン共和国の国有地下資源基金管理プログラムにより定められる地域に従って、固形有用鉱物の採掘ライセンスは付与されるものとする。ただし、本法典第201条に従い排他的権利の手続により供与される地下資源鉱区の区域については、この限りではない。
２．以下に示すケースでは固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付は認められない。
第203条第２項第１号の効力は2023年１月まで停止される。
１）本法典第25条第２項で示されている場合
２）他者が当該の地下資源鉱区エリアを炭化水素資源の採掘のために利用しており、同人から合意を得られない場合
３）その地下資源鉱区エリアが、固形有用鉱物の探鉱および（または）採掘に関連する作業、および、地下空間利用関連作業の実施のためすでに供与されている場合
４）その地下資源鉱区エリアで、固形有用鉱物の探鉱または採掘後の撤収処置が現に実施されている場合
５）その地下資源利用鉱区エリアに、ウラン鉱床または希土類金属・ウラン鉱床が存在する場合

第204条　固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付申請
１．固形有用鉱物の採掘ライセンスの取得を望む者は、統轄機関が定める様式に基づいた申請書を当該機関に提出する。
２．申請書には以下の情報が含まれねばならない。
１）自然人の場合－申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請書の本人確認書類に関する情報
法人の場合－申請者の名称、所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、申請者を直接的または間接的に支配下に置く経営者、法人、自然人、国家および国際機関に関する情報
２）申請者がライセンスの取得を希望する地下資源鉱区の記述、その際、鉱区の面積の算定結果（規模）と頂点の地理座標が明示されなければならない
３）地下資源鉱区の利用希望期間。ただし、本章で示された期間を超えてはならない。
３．申請書には以下の文書を添付する必要がある。
１）申請者に関する情報の正確性を証明する文書の写し
２）申請対象の地下資源鉱区のエリアに関する情報が記載された文書：見やすい縮尺にて作成された鉱区配置の統計図、概観図（地勢図）、地表の地形図
３）申請書提出にあたり申請者の代理人となる者の全権を証明する文書（申請者が代理人を指名した場合）
４）本法典第216条に従って作成された鉱業計画案
５）本法典第217条に従って作成された採掘作業撤収処置計画案
６）申請対象となる地下資源鉱区の固形有用鉱物の資源量と埋蔵量の評価に関する報告書
７）探鉱ライセンスの保有者が排他的権利を行使して採掘ライセンスの取得を申請する場合で、申請書提出時点で申請日の直前の報告期間における探鉱鉱区に関連する義務の履行状況についての報告書が提出されていない場合、そのような報告書
８）探鉱ライセンスの保有者が排他的権利を行使して採掘ライセンスの取得を申請する場合には、現行の探鉱ライセンス報告期間中に土地区画利用料（賃貸料）を納付したことを証明する文書
第９号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
９）申請者が固形有用鉱物の採掘作業を実施するための財務的、専門的および技術的能力を有することを証明する文書、ただし申請が排他的権利による場合を除くもの
10）申請対象となる鉱区（または、その一部）で炭化水素資源の採掘作業に従事している地下資源利用者の合意
11）申請者が希望する地下資源鉱区のエリアが完全または部分的に居住地域および居住地域から1,000m以内の隣接エリアと重なる場合、申請者は本法典の第25条第３項第１号の規定に従い地元住民への社会・経済的支援に関する協定
12）共和国予算法により当該会計年度を対象に決められる月間算定指標の６倍を超える税金未納額が存在しないことを証明する税務機関の文書（申請書提出日の10暦日前以内に交付されたものでなければならない）
第４項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
４．申請者が採掘作業を実施するに十分な資金能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれかを提出する必要がある。
第１号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
１）カザフスタン共和国の第二層銀行または国家郵便オペレータに開設された銀行口座の残高および資金移動に関する取引明細書であって、ライセンス交付申請書の提出日に先立つ６カ月間のうち30日間にわたり、申請者が、申請するライセンスの有効期間の初年度に必要となる最低採掘費用を賄うに十分な金額の資金を継続

して保有（残高を維持）していたことを証明するもの
参照：2020年11月25日付質問に対する2020年12月11日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第65406号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物採掘ライセンス申請日前の銀行口座残高および資金移動に関する取引明細書の提出について」
第２号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
２）資金借入契約書（資金借入の事前合意書）または事業資金調達契約書の写しであって、借入れの使途として申請者による固形有用鉱物採掘事業への資金供与を定め、かつ、借入額（資金調達額）が、申請するライセンスの有効期間の初年度に必要となる最低採掘費用を賄うに十分であることを証明するもの
第３号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
３）ライセンス交付申請書の提出日に先立つ連続する６暦月または前暦年について作成された申請者の財務諸表であって、カザフスタン共和国の監査活動に関する法令に従って作成された監査報告書が付され、申請者の純資産額が債務額を上回る額が、申請するライセンスの有効期間の初年度における最低採掘費用以上であるもの
４）申請者が、ライセンス交付申請書提出日前の１年以内に、統轄機関が定める最低位よりも上の格付けを獲得していることを証明する、カザフスタン共和国の金融市場で認められている格付け機関からのレター
申請者が相応の資金能力を保有することを証明する文書として、資金借り入れ契約書（資金借り入れの事前合意書）、または、資金調達契約書の写しが提出され、さらに、それらの契約における貸し手が金融機関でない場合には、本項の第１段落の第１号、第３号または第４号の規定に従い当該の貸し手が十分な資金能力を有することを証明する文書を１つ追加で提出する必要がある。
５．申請者が採掘作業を実施するに十分な専門的能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれか１つを提出する必要がある。
１）以下の分野の専門家が勤めていることを証明する文書、または、当該分野の専門家との間で締結したサービス提供契約の写し
地質学または地球物理学分野、鉱山技術分野、測地学または鉱山測量分野
２）本項の第１段落第１号で列挙された専門家たちが勤務している申請者へ採掘ライセンスを交付する場合には、その申請者が請負業者との間で締結したサービス提供契約書の写しまたは本法典の第６章の規定に従い申請者が指名するオペレータとの契約書の写し
申請者に専門的能力が存在することを証明する文書として、請負業者との間のサービス提供契約書の写し、または、本法典の第６章の規定に従い申請者が指名するオペレータとの契約書の写しを提出する際には、契約相手である請負業者（オペレータ）において本項の第１段落第１号で列挙された専門家たちが勤務していることを証明する文書、または、当該の専門家たちとの間で締結されたサービス提供契約書の写しを申請書に添付することが必要となる。
６．申請者が採掘作業を実施するに十分な技術的能力を有していることを証明するために、以下に示す文書のうちいずれかを提出する必要がある。
１）カザフスタン共和国法「許可と通知について」に基づき申請者に交付された、採掘施設と化学生産設備の操業に関連する作業の実施ライセンスの写し
２）本項の第１段落第１号で示されたライセンスの保有者である申請者に採掘ライセンスを交付する場合には、その申請者が請負業者との間で締結したサービス提供に関する趣意書、事前契約書または本契約書の写しと、本法典の第６章の規定に従い申請者が指名するオペレータとの間のサービス提供に関する事前契約書または本契約書の写し
申請者に技術的能力が存在することを証明する文書として、請負業者との間のサービス提供に関する趣意書、事前契約書または本契約書の写し、あるいは、本法典の第６章の規定に従い申請者が指名するオペレータとの事前契約書または本契約書の写しを提出する際には、申請書に、本項の第１段落の第１号で示されたライセンスの写しを追加で添付する必要がある。
７．本条で規定されている固形有用鉱物の資源量と埋蔵量の評価に関する報告書は、地質探鉱作業結果・鉱物資源量および鉱物埋蔵量の公開報告義務に関するカザフスタン法典（KAZRC法典）に基づき、有資格者が作成しなければならない。
参照：2018年10月11日付の質問に対するカザフスタン共和国投資・発展大臣の2018年10月22日付の返答第518491号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物の資源量および埋蔵量評価に関する報告書の遍在有用鉱物への適用について」
８．申請書に添付される文書の写しは、公証人により証明されたものでなければならない。
９．申請書は、カザフ語のものとロシア語のものが提出されなければならない。申請書に添付される文書も、カザフ語のものとロシア語のものが必要となる。申請書に添付された文書が外国語で書かれている場合には、カザフ語とロシア語に翻訳する必要があり、その翻訳の正確性が公証人により証明されていなければならない。
10．申請書が統轄機関に提出された日時が申請書提出日と認識され、登録される。
第11項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

11. 提出された申請に関する情報は、申請が提出された日に地下資源利用統一プラットフォーム上に掲載され、次に掲げる内容を含まなければならない。
　１）申請者の名称（姓、名、父称：本人確認書類に父称が記載されている場合）
　２）申請者が固形有用鉱物の採掘のためにその利用を希望する地下資源鉱区のエリアの座標
　３）申請書の提出日時

第205条　固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書の審査

１．統轄機関は申請書が届いてから10営業日以内にその審査を実施し、本法典第207条第１項第１～６号に示されたライセンス交付拒否の根拠が存在しない場合には、申請書、申請書に添付されている固形有用鉱物の資源量と埋蔵量の評価に関する報告書、ならびに、申請対象となっている地下資源鉱区に関する情報を記載した文書を地下資源調査管轄機関に送付する。

２．地下資源調査管轄機関は固形有用鉱物の資源量と埋蔵量の評価に関する報告書に記された情報を地下資源国家基金の統一台帳に反映させ、10営業日以内に本法典第207条第１項第７、８号に示されているライセンス交付拒否の根拠が存在するか否かにつき、申請書と添付書類の審査を実施する。

申請書に示された地下資源鉱区の一部が、地下空間利用ライセンス、固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンスに基づき他者が利用している地下資源鉱区と重なる場合、地下資源調査管轄機関はその旨を申請者と統轄機関に通知する。その通知では、重複するエリアの座標と面積が明記され、申請対象鉱区からの当該エリアの除外方法が勧告される。申請者は、通知受領後20営業日以内に申請書を撤回する権利、または、地下資源調査管轄機関の指摘を考慮し申請対象となる鉱区に関する情報を変更する権利を有する。

申請者により示された申請対象となる地下資源鉱区の境界線が本法典第209条で示された要求を満たしていない場合、地下資源調査管轄機関はその旨を申請者と統轄機関に通知する。その通知書では、発覚した不適合が指摘され、当該の不適合の是正が勧告される。申請者は当該の通知の受領後20営業日以内に発覚した不適合を是正しその完了を証明する文書を添付した上でその旨を地下資源調査管轄機関に報告するか、あるいは、同管轄機関に書面で不服を申し立てる必要がある。地下資源調査管轄機関は、申請者からの報告受領後10営業日以内に、申請対象の地下資源鉱区の境界線が本法典第209条の要求を満たしているか否かについての審査を新たに実施する。

申請対象の地下資源鉱区の境界線の正当性に関する審査の結果を踏まえ、地下資源調査管轄機関は当該の境界線に合意するか、あるいは、合意を拒否するかについての結論を出し、それを統轄機関と申請者に報告する。申請者が本項で示された地下資源鉱区の境界線に関する情報の変更に関する義務を期限内に履行しなかった場合、地下資源調査管轄機関は申請対象の鉱区の境界線に関する合意を拒否できる。

申請対象の地下資源鉱区の境界線に関し地下資源調査管轄機関の合意を得られなかった場合、統轄機関は本法典第207条第１項第７、８号に従い申請者に対するライセンスの交付を拒否する。

第３項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）および2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

３．地下資源鉱区の境界線について地下資源調査管轄機関の合意が得られた場合、統轄機関は３営業日以内に、鉱業計画に記載された採掘作業に係る該当する環境許可を取得し、ならびに本法典第216条および第217条に定める鉱業計画および撤収処置計画について鑑定を受け、合意を得る必要がある旨を申請者に通知する。当該通知は、申請者への送付日に地下資源利用統一プラットフォームに掲載する。

鉱業計画に記載された採掘作業に係る該当する環境許可の写し、該当する合意書および鑑定の肯定的結論書は、本項第１段落に定める通知の日から１年以内に、申請者が統轄機関に提出しなければならない。

申請者は、その必要性の根拠を示した上で当該期間の延長を統轄機関に要請する権利を有する。延長の必要性が、申請者が左右できない状況によりもたらされたものであると認定された場合、統轄機関は本項の第２段落で示された期間終了後最大で１年当該の期間を延長する。

2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

４．統轄機関は、必要な合意書、鑑定の肯定的結論書および鉱業計画に記載された採掘作業に係る該当する環境許可の写しが提出された日から５営業日以内に、申請者に固形有用鉱物採掘ライセンスを交付する。

５．他者に帰属する土地区画、あるいは、他者により利用中となっている土地区画内に所在する地下資源鉱区を申請者に供与するケースでは、地下資源利用者は当該他者の合意がなければ、当該の土地区画の地表部の最も海抜の低い地点から30mの範囲内での作業を実施することができない。

６．本条の第３項で規定されている通知は、州、共和国直轄都市、首都の行政府がカザフスタン共和国土地法典で規定された手順に則り地下資源利用の目的で土地を留保する根拠となる。

７．固形有用鉱物採掘ライセンスの交付は、州、共和国直轄都市、首都の行政府がカザフスタン共和国土地法典に従い地下資源利用者に土地区画の利用権を供与する上での根拠となる。

８．固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書の提出と審査の手順は、統轄機関により決定される。

第206条　固形有用鉱物採掘ライセンスの交付の際の優先順位

１．同一のエリアを対象とする固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書が複数通統轄機関に提出された場合、

その審査は提出順に従い実施される。
２．先に提出された申請書を却下することが決定した場合にのみ、次の順番の申請書の審査が行われる。
　統轄機関は、先行する順番の申請者に対し申請却下の通知を行ってから10営業日が経過した後に、次の申請書の審査に着手する。
　申請却下の決定に関し裁判所に異議が申し立てられた場合、統轄機関は、当該の異議に関する裁判所の決定が発効した後に、次の申請書の審査に関する決定を下す。
３．提出された申請書のうちで、最初に本法典の要求を満たしていた申請書を提出した申請者に採掘ライセンスが交付される。
４．先行する申請書に対するライセンスの交付が決定した後に提出された固形有用鉱物採掘ライセンス交付申請書は、却下される。

第207条　固形有用鉱物採掘ライセンスの交付の拒否
１．統轄機関は、以下に示す複数の根拠のうちの１つが存在すればライセンスの交付を拒否する。
　１）申請書またはその添付書類が、本法典の要求を満たしていない。
　２）本法典が要求する書類が添付されていない。
　３）申請書提出前の１年の間に、申請者、申請者を間接的あるいは直接的に支配下に置いている者、または、申請者の支配下にある者が保有する申請対象の地下資源利用ライセンスを本法典が示す根拠に基づき統轄機関がはく奪したことがある。
　４）申請書提出に先立つ５年間に、申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者か申請者の支配下にある者のいずれかが、自らが利用権を保有していた地下資源鉱区での地下資源利用作業後の撤収処置を行っていない、または、定められた通りに撤収処置を実施していない。
本項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第４－１号が追加された。
　４－１）申請書提出に先立つ５年間に、申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者、申請者の支配下にある者もしくは組織が、本法典に従い実施された競売の結果としてのサインボーナスの支払義務を履行していない。
　５）申請書提出に先立つ１年間に、申請者、または、申請者を直接的あるいは間接的に支配下に置く者か申請者の支配下にある者のいずれかが以前保有していた申請対象鉱区（またはその一部）の地下資源利用権が解除されていた。
　６）ライセンスの交付が国家の安全保障に脅威をもたらす。
　７）申請対象鉱区またはその一部が、他の者が地下空間利用ライセンスまたは固形有用鉱物探鉱あるいは採掘ライセンスを有する地下資源鉱区と重複する。
　８）申請対象鉱区の境界線が本法典の要求を満たしていない。
　９）申請者が、本法典の要求に従い合意された鉱業計画草案の統轄機関への提出期限を遵守していない。
２．ライセンス交付を拒否する場合、その根拠が示されなければならない。
　本条の第１項第６号に従いライセンスの交付を拒否する場合には、通知の際に拒否の根拠は示されない。
３．申請者は、ライセンス交付拒否の通知受領後10暦日以内に、カザフスタン共和国法に則り、当該の決定に対する異議を申し立てることができる。
４．ライセンス交付の拒否が、当該の申請者から再度申請を行う権利を奪うことはない。
５．固形有用鉱物の探鉱ライセンスによる排他的権利を根拠に提出された、地下資源利用者の申請による固形有用鉱物採掘ライセンスの取得申請の却下は、探鉱ライセンスに対する違反が是正されていない場合、または、本条第１項第９号で示された根拠が存在する場合にのみ可能となる。
　排他的権利に基づく採掘ライセンス交付申請の際に本条の第１項第１号および第２号で示された状況が生じた場合、統轄機関は申請書を受理した上で申請者に対し指摘事項の是正が必要な旨の通知を行う。この際、申請者が指摘事項を是正し統轄機関に申請書を再提出できるようにするために、申請書の審査期間が30暦日延長される。
　指摘事項の是正が行われなかった場合、または、定められた期限内に申請書が再提出されなかった場合、統轄機関は固形有用鉱物の採掘ライセンスの交付を拒否する。

本条には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2025年５月２日施行）に従って変更が加えられた。
第208条　固形有用鉱物採掘ライセンスの内容
　固形有用鉱物採掘ライセンスには、本法典第31条で示された情報と条件の他に、以下に示す地下資源利用の条件が示されていなければならない。
　１）カザフスタン共和国の税法で定められた手順に従い定められた額のサインボーナスと土地区画利用料（賃貸料）を支払う義務
　２）固形有用鉱物の採掘作業へ毎年の義務的最低支出額

３）採掘作業実施の際に利用される役務とサービスの総量における最低国内価値率の割合
４）カザフスタン人材の教育のために地下資源利用者が負担する義務的支出額
５）科学技術・研究および（または）開発業務のために地下資源利用者が負担する義務的支出額
６）義務の不履行を受けライセンスをはく奪する際の根拠

居住地域の土地および居住地域から1,000m以内の隣接エリアに所在する人為生成鉱物集積施設における固形有用鉱物採掘ライセンスには、さらに以下の条件が示されていなければならない。

１）居住地域の土地および居住地域から1,000m以内の隣接エリアに所在する人為生成鉱物の採取に限り、固形有用鉱物の採掘作業を実施すること
２）採取した人為生成鉱物を、居住地域の土地および居住地域から1,000m以内の隣接エリアの外へ搬出し、加工すること
３）損傷した土地の再生、汚染の除去、および採取場所を周辺の景観に適合させることにより、人為生成鉱物の採取後の撤収処置を実施すること
４）本法典第25条第３項第１段落第１号に従い締結する、地元住民への社会・経済的支援に関する協定の条件を遵守すること

第209条は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。

第209条　固形有用鉱物採掘鉱区

１．固形有用鉱物採掘鉱区エリアの外部境界線は本法典第19条第３項の要求を満たすものでなければならず、生産エリアの効率的利用が可能となるように定められる。上記要求に従って固形有用鉱物採掘鉱区エリアの外部境界線を定めることが不可能である場合、同境界線は角の数を可能な限り少なくした多角形を成してもよい。

固形有用物採掘鉱区境界線決定の際には以下に示す諸要素が考慮される：本法典第204条第３項第６号で規定されている報告書に示されている固形有用鉱物資源の概要、地下水観測用の井戸、採掘場の位置とその境界線の拡大の可能性、採掘場の補助的施設とインフラ関連施設、剝土作業により除去された土壌の集積施設（貯蔵用地層）、貧鉱（規格外の鉱石）。

選鉱・精製業で発生する人為生成鉱物の集積施設も配置することが可能であるが、それらの施設も採掘鉱区の境界線を決定する際に考慮されなければならない。選鉱・精製過程で生じた人為生成鉱物の集積施設に関しては、地下空間利用ライセンスに基づき個別の地下資源利用区画に配置することができる。

２．固形有用鉱物の探鉱または採掘、炭化水素の採掘に関連する作業の実施を目的とした他の地下資源鉱区の境界線の影響で、外部境界線に基づくだけではエリアの形成が不可能となる場合、固形有用鉱物採掘鉱区のエリアには内部境界線を設けてもよい。この場合、採掘鉱区エリアの内部境界線は、上記の他の地下資源鉱区エリアの外部境界線をもって定めるものとする。

第210条　固形有用鉱物の毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出

１．採掘ライセンスを保有する地下資源利用者は、本条で定められる毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出に関する要求を遵守する義務を負う。

第２項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。

２．毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出額は、各採掘ライセンスにつき以下のように定められる。

面積が５ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の530倍
面積が５ha超100ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の1,063倍
採掘を行うエリアの面積が100ha超１万ha以下の場合には、超過分１haにつき月間算定指標の10倍
採掘を行うエリアの面積が１万haを超える場合には、超過分１haにつき月間算定指標の120倍の支出を追加で行う必要がある。

参照：2019年１月11日付質問に対する2019年１月16日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第529935号（dialog.egov.kz）「有用鉱物の種類ごとの年間の最低限の支出の計算について」、2019年４月18日付質問に対する2019年４月25日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第546095号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物採掘作業の年間の最低限の支出の計算について」、2020年１月16日付質問に対する2020年１月21日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第590020号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物採掘作業の最低限の支出の計算について」

第３項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。

３．採掘ライセンスおよび鉱業計画において鉄鉱石の採掘が定められている場合、当該ライセンスによる毎年の採掘作業に必要となる最低限の支出額は以下のように定められる。

面積が５ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の3,170倍
面積が５ha超100ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の6,350倍
採掘を行うエリアの面積が100ha超、１万ha以下の場合には、超過分１haにつき月間算定指標の60倍
採掘を行うエリアの面積が１万ha超の場合には、超過分１haにつき月間算定指標の720倍

４．採掘の最終年が１年未満の場合、最低限の支出額は当該年の探鉱が行われた総月数に応じて決定される。
５．ライセンス有効期間の任意の年の途中で採掘鉱区を放棄する場合、最低限の支出額はその年に行われた探

鉱の総月数に応じて決定される。
６．採掘作業に必要となる最低限の支出額の算定は、共和国予算法によって当該会計年度について定められ、１月１日時点で効力を有する月間算定指標の数字に基づき実施される。
７．本状においては、採掘鉱区での地下資源利用者により為される以下に示す種類の作業のための支出はいずれも、ライセンスに基づく固形有用鉱物の採掘作業のための支出とみなされる。
１）開削作業および剝土作業
２）換気の確保
３）発破作業
４）坑道の強化または維持
５）地層圧の管理
６）鉱石または岩石の輸送
７）捨石の集積山および（または）鉱石の貯蔵
８）鉱石、岩石の粉砕
９）リーチング（ヒープリーチングおよび（または）インシチュリーチング）
10）採掘鉱区における採掘場、選鉱工場、生産用インフラの補助生産施設建設に関連するすべての作業
８．本条においては、管理・運営、帳簿作成、研究・調査、人材育成等に係る費用もライセンスに基づく採掘作業関連の支出に含めることが可能となる。
ただし、探鉱に関わる費用の算定にあたり、列挙した上記作業に関連する支出額の合計値が、地下資源利用者が申告する定期報告書に示された総支出額の20%を超えることがあってはならない。
９．以下に示す作業に関連する支出は、採掘に関わる費用に含めることができない。
１）現地での探鉱鉱区の境界線を示す標識および測量標識の設置（土地整備作業も含む）
２）地下資源利用権、土地利用権および土地区画所有権の取得（取得に関わる諸経費も含む）
３）採掘鉱区と直接的な関係を有さない研究・調査作業
４）土地区画取得、土地区画の所有者および利用者に対する損失補填、ならびに、目的に沿った利用を可能とするための土地の整備に関連する費用の埋め合わせ
10．本条で規定された採掘に投下されるべき最低支出額に関連する義務が履行されなかった場合、当該報告年度終了後３カ月以内に、地下資源利用者は不足分の資金を拠出しその旨を統轄機関に報告しなければならない。
本項の規定に基づき地下資源利用者が行った資金拠出は、現行の報告年度の支出に含まれない。

第211条　固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間
１．交付される固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間は、連続する25年を超えてはならない。
２．地下資源利用者からの申請により、固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間を最初に設定された年数を超えない範囲で延長することができる。
有効期間の延長回数に関する制限はない。
３．有効期間延長申請書は、ライセンスの失効日の４年以上前に、統轄機関が承認した様式に従い作成され同機関に提出される。
申請書の審査中に採掘ライセンスの有効期間が切れた場合、審査終了まで当該ライセンスは有効とみなされる。採掘ライセンスの延長期間は、ライセンスの失効日の翌日から起算される。
４．以下に示すケースでは採掘ライセンスの延長は認められない。
１）延長希望期間が、本条の２項に適合しない場合
２）本条第３項で示された延長申請書の提出時期が守られていない場合
３）延長申請日に先立つ報告期間において地下資源利用者が土地区画利用料（賃貸料）の支払いおよび採掘のための最低支出額に関する採掘ライセンスの条件に違反しそれが是正されていない場合

第212条　固形有用鉱物の採掘に伴う地下資源利用者の教育と科学研究に関する義務
１．採掘ライセンス発効後２年目より地下資源利用者は毎年、以下を行う義務を負う。
１）教育部門管轄機関と統轄機関が共同で定めた手順に則り、前年に地下資源利用者が採掘のために投じた総支出額の１％に相当する額をカザフスタン人職員の教育のために支出すること
２）科学部門管轄機関と統轄機関が共同で定めた手順に則り、前年に地下資源利用者が採掘のために投じた総支出額の１％に相当する額を科学技術・研究および（または）開発業務のために支出すること
２．本条第１項に従い行われた資金提供のうち所定の最小金額を超える額については、地下資源利用者の当該の義務の翌年履行分に繰り越される。
参照：2019年３月29日付質問に対する2019年４月３日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第542598号（dialog.egov.kz）「法典「地下資源および地下資源の利用について」では、１種類または複数種類の科学研究業務に対する地下資源利用者による資金提供についての必須要求は定められていない」

第213条　固形有用鉱物の採掘作業のための商品、役務およびサービスの取得

第１項には2023年４月20日付カザフスタン共和国法第226-VII号（2023年７月１日施行）に従って変更が加えられた。

１．固形有用鉱物の採掘作業のための商品、役務およびサービスの取得（請負業者によるそれらの取得も含む）は、以下に示す手順のうちの１つを採用した上で為される。

１）公開入札

２）１つの供給元からの調達

３）競り下げ方式による公開入札（電子入札）

４）本項の規則を採用しない商品、役務、サービスの調達

５）商品取引所での調達

採掘作業を実施する際に利用される商品、役務およびサービスが、本項の第１段落の第１号、第２号、第３号の手順を採用し取得される場合には、地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービス、それらの生産者の登録簿を必ず参照しなければならないが、カザフスタン共和国のインターネット空間に所在する当該の登録簿と連動して機能する電子買付システムを利用して地下資源利用者がそれらを取得することも可能となる。

2022年１月１日までは第213条第１項の第３、第４段落部分については、第277条の規定が適用される。

役務およびサービスの取得に係る入札の主催者は、落札者を決定するにあたり、カザフスタンの役務およびサービス生産者の応札価格を20％減額する。カザフスタンの役務およびサービス生産者として認められるのは、カザフスタン共和国の法令に従い設立された個人事業主および（または）法人であって、カザフスタン共和国領内に所在地を有し、カザフスタン共和国の人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている経営者、役員、および専門職員を除く総従業員の95％以上をカザフスタン共和国の国民から採用している個人事業主および（または）法人である。

この際、カザフスタン共和国の人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の50％を超えていてはならない。

固形有用鉱物の採掘作業の実施の際に利用される商品、役務およびサービスの地下資源利用者およびその請負業者による取得手順は、固形有用鉱物部門管轄機関により決定される。

固形有用鉱物の採掘作業の実施の際に利用される商品役務およびサービスがカザフスタン共和国外で実施された入札を通して、あるいは、定められた手順に違反して取得された場合、統轄機関はその取得費用を、ライセンス上の義務を遂行するために地下資源利用者が行った支出と認定しない。

参照：2021年１月21日付質問に対する2021年１月27日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第663017号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物の採掘作業実施における役務およびサービス提供を行うカザフスタン企業に対する条件付き割引の取得のための書類提出について」

２．固形有用鉱物に関連する電子買付けシステムの機能と、地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービス、それらの生産者の登録簿に基づく作業との間の連動の手順は、固形有用鉱物部門管轄機関により承認される。

３．本条においては以下の規定が適用される。

１）地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービス、それらの生産者の登録簿とは、地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービスの買付けプロセスとそれらの生産者についての監督とモニタリング、ならびに、地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービスの電子買付けの実施およびその登録簿の策定を目的とする国家情報システムのことを指す。

２）電子買付けシステムとは、買付けを組織する者（地下資源利用者、または、地下資源利用者から全権を供与された者）が、固形有用鉱物部門管轄機関により承認される地下資源利用に関連する作業実施の際に利用される商品、役務、サービスの取得手順に基づいて、商品、役務、サービスを取得する際に利用する電子情報システムのことを指す。

４．地下資源利用者は、固形有用鉱物部門管轄機関が定める手順に則り、商品、役務、サービスの年次（１会計年度）買付けプログラムと中期（５会計年度）買付けプログラムを当該機関に提出しなければならない。また、地下資源利用者が本法典の第６部に従いオペレータを誘致する場合には、オペレータからの有償サービス取得計画に関する情報も当該機関に提出する必要がある。

商品、役務、サービスの年次買付けプログラムとは、１暦年の間に取得が計画されている商品、役務、サービスの内容と量、それらの取得手順と時期を明記した、地下資源利用者により作成される文書のことを指す。

商品、役務、サービスの中期（５会計年）買付けプログラムとは、最大５暦年の間に取得が計画されている商品、役務、サービスの内容と量、それらの取得手順と時期を明記した、地下資源利用者により作成される文書のことを指す。

オペレータからの有償サービス取得計画に関する情報とは、有償ベースでオペレータにより提供されるサービスの量と期間を明記した、地下資源利用者により作成される文書のことを指す。

５．本条の第１項で規定されている要求は以下のケースには適用されない。

1）カザフスタン共和国の国家買付けに関する法律に従い商品、役務、サービスを取得する地下資源利用者
2）地下資源利用権を保有するのが、国営管理持株会者が保有する議決権付き株式の割合（参加持分）が50%およびそれ以上に達する法人である場合
参照：2019年4月15日付質問に対する2019年4月19日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第545359号（dialog.egov.kz）「本法典第213条の条項（要件）は、固形有用鉱物探鉱・採掘一貫契約による探鉱作業実施に際しての地下資源利用者による商品、役務、サービスの購入手続き実施には適用されない」

第214条　固形有用鉱物の採掘に関連する作業の実施手順
1．地下資源利用者は固形有用鉱物採掘ライセンスに基づき、地下資源鉱区において、あらゆる種類の固形有用鉱物の採掘と探鉱を実施する権利を有する。
第2項は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2023年12月31日施行）により改定。
2．固形有用鉱物の採掘は、有用鉱物国家登録簿に記載されている埋蔵量および（または）資源を有し、かつ申請者にとって商業的利益を有する地下資源鉱区において実施される。
3．固形有用鉱物の採掘に関する作業はすべて文書化する必要がある。当該の文書には、地下資源の正確な調査とその後の開発に必要となる作業に関する情報すべてが反映されなければならない。
4．固形有用鉱物の採掘に関連する作業の実施にあたり地下資源利用者は以下を保障する義務を負う。
1）適用される採掘手段の最適性と安全性
2）鉱床の開発をより困難にし、鉱床の資源の質を低下させるような、技術面の問題を原因とする危険なプロセスが固形有用鉱物鉱床において出現することを防止すること
3）固形有用鉱物の採掘量と採掘の際に生じる生産廃棄物の量の正確な算定
4）採掘の過程で得られたすべての地質学関連一次情報と二次情報（そこには、ラボでの調査・分析データも含まれる）の正確性と保全
5．それが環境安全性および産業安全性の要求に反していなければ、破砕される岩盤の量および（または）移動される土壌の量が制限されることはない。
採掘過程で回収される固形有用鉱物（または有効成分）は、地下資源利用者の所有物となる。
6．固形有用鉱物の採掘に関連する作業を実施するにあたり地下資源利用者は水資源保護措置を講じる義務を負う。同様に地下資源利用者は、坑道に流入する地下水に関し、カザフスタン共和国の水資源および環境関連法で定められた水資源保護についての要求を遵守する義務を負う。
固形有用鉱物の採掘作業の際に生じる坑道への技術的に不可避な地下水の流入に関しては、特別な許可またはライセンスを取得する必要はない。
坑道に流入する地下水の利用は、カザフスタン共和国の水および環境関連法に基づき実施される。

第215条　固形有用鉱物の採掘に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告
1．固形有用鉱物採掘ライセンスの規定に従い地下資源利用者は以下に示す報告を定期的に行う義務を負う。
1）ライセンスで課せられた義務の遂行状況に関する報告
2）取得した商品、役務、サービスとそれらにおける国内価値比率に関する報告
3）地下資源利用者を直接的または間接的に支配下に置く者および（または）組織の構成に関する報告
第4号は2021年1月2日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年3月1日施行）により改定。
4）地質報告―採掘鉱区において探鉱が実施される場合に限る
5）採掘された固形有用鉱物についての報告
本項には2021年1月2日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年3月1日施行）に従って第6号が追加された。
6）作業計画の履行に関する報告―保留ステータスが付与されている場合に限る
第2項には2021年11月15日付カザフスタン共和国法第72-VII号（2022年1月1日施行）に従って変更が加えられた。
2．定期報告は、前暦年について毎年提出され、毎年4月30日までに提出されなければならない。ただし、本条第1項第2号に規定する報告は四半期ごとに提出され、報告期間の翌月25日までに提出されるものとする
1暦年に達しない期間については、実際に地下資源利用が実施された期間分の報告が行われる。
ライセンスの有効期間の最終年が1暦年に満たない場合、その最終年の年次報告は当該期間終了日から2カ月以内に提出されなければならない。
第3項には2021年1月2日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年3月1日施行）に従って変更が加えられた。
3．本条第1項第1号および第6号に規定する報告書は、権限を有する機関により承認される手続に従って当該機関へ提出されるものとする。
ライセンスで規定された義務の遂行状況に関する報告に示された、採掘鉱区関連の支出に関する情報については、カザフスタン共和国法「監査業務について」に従い監査を受けることが必要となる。
当該の情報が別途監査を受けた財務報告書に示されている（公開されている）場合は、監査を受けたものと

みなされる。
本条の第１項の第２号、第３号で示されている報告は、固形有用鉱物部門管轄機関が定める手順に従い同機関に提出される。
本条の第１項の第４号と第５号に示されている報告は、地下資源調査管轄機関が定める手順に従い同機関に提出される。
参照：2019年11月15日付質問に対する2019年11月25日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第580722号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物および遍在有用鉱物採掘に関するライセンス上の義務履行報告書の提出について」

第216条　鉱業計画
１．固形有用鉱物の採掘に関する作業を実施するにあたってのプロジェクト文書の役割を果たすのは、鉱業計画である。
２．鉱業計画は地下資源利用者により作成、承認される。
３．鉱業計画では、固形有用鉱物採掘作業の種類、実施方法、実施手順、概算の作業量と作業実施期間、ならびに、採用される技術的方策についての説明がなされる。
鉱業計画作成マニュアルは、固形有用鉱物部門管轄機関が作成し承認する。
鉱業計画の内容は地下資源利用者が、環境安全性と産業安全性に関する要求を考慮した上で独自に決定する。
参照：2019年９月17日付質問に対する2019年９月20日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第569296号（dialog.egov.kz）「地下資源利用者の固形有用鉱物採掘に際しての鉱業計画作成義務について」
第４項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）および2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。
４．鉱業計画に記載される固形有用鉱物の採掘関連作業は、該当する環境許可を取得した上で実施する。鉱業計画は、産業安全部門管轄機関の合意を得なければならない。
鉱業計画で示されている固形有用鉱物の採掘関連作業が地表水域の水資源保護区域内で実施される場合には、鉱業計画は水資源保護・利用に関する流域水監督機関の合意を得る必要がある。
地下資源利用者は、本条に従い鉱業計画について合意を得て、かつ該当する環境許可を取得した場合に限り、固形有用鉱物の採掘関連作業を実施する権利を有する。
参照：2018年９月26日付の質問に対する2018年10月５日付のカザフスタン共和国エネルギー省の回答第516695号（dialog.egov.kz）「国家環境鑑定を実施せずに商業的に策定される鉱業計画案の合意作業について」
第５項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
５．計画されている採掘関連作業の種類、実施方法および（または）実施手順、ならびに技術、作業量および作業実施期間を変更する場合、または生産施設およびインフラ施設の構成を変更する場合、地下資源利用者は、鉱業計画に然るべき変更を加え、これを固形有用鉱物部門管轄機関に提出する義務を負う。上記の変更に際し、産業安全に関する合意、環境影響評価の実施、および環境許可の取得（再交付）が必要となる場合、変更を加えた鉱業計画は、当該の合意、環境影響評価の実施、および環境許可の取得（再交付）を行った後に限り、固形有用鉱物部門管轄機関に提出する。
６．変更済みの鉱業計画を固形有用鉱物部門管轄機関に提出するまで、変更済みの鉱業計画に基づく作業を実施することは許されない。

第217条　撤収処置計画
第１項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。さらに2021年７月１日施行。
１．撤収処置計画とは、採掘鉱区に所在する鉱山その他の生産施設およびインフラ施設の操業停止、採掘作業の実施により損傷した土地の再生、段階的撤収処置の実施、その他の採掘作業後の撤収処置に関する措置、ならびにこれらの撤収処置に係る概算費用の算定を記載した文書である。
地下空間利用ライセンスに基づく別の地下資源鉱区に所在する採鉱または採鉱・選鉱事業の人為生成鉱物集積施設が、採掘鉱区に所在する鉱山の操業と直接関連している場合、または隣接する採掘鉱区に所在する２つの鉱山の操業が単一の技術工程において行われている場合、地下資源利用者は、当該地下資源鉱区において予定されている地下資源利用作業後の撤収処置に係るすべての作業を実施するため、単一の撤収処置計画を作成する権利を有する。
撤収処置計画は、環境保護分野における作業の実施およびサービスの提供に係るライセンスを有する者を起用して作成し、地下資源利用者が承認する。撤収処置計画は、カザフスタン共和国の民間防衛に関する法令に従い産業安全鑑定を受け、その実施後、カザフスタン共和国の環境関連法令に従い国家環境鑑定を受けなければならない。
参照：2021年４月６日付質問に対する2021年４月９日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第677778号（dialog.egov.kz）「砂利混合物の採掘における撤収処置計画に関する総合鑑定の結論の取得について」、2021年３月９日付質問に対する2021年３月11日付カザフスタン共和国非常事態大臣の回答第672377/1号

（dialog.egov.kz）「砂利混合物鉱床における採掘に関連する活動の撤収処置計画に関する産業安全審査の実施要件は、2021年７月１日より施行される」
第２項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
２．地下資源利用者は、採掘作業後の撤収処置に係る作業費用の算定の変更を含め、以下の場合に撤収処置計画に変更を加える義務を負う。
１）直近の産業安全鑑定および国家環境鑑定の肯定的結論書を取得した日から３年以内
２）本法典第216条第５項に従い鉱業計画に変更を加えた場合
第３項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
３．産業安全鑑定および国家環境鑑定の肯定的結論書を得た撤収処置計画において、その撤収処置が定められていない固形有用鉱物の採掘作業を実施することは禁止される。
４．撤収処置計画の策定に関するマニュアルと固形有用鉱物の採掘作業の撤収処置に必要となる費用の概算手順は、環境保護部門管轄機関との合意に基づき固形有用鉱物部門管轄機関が作成し承認する。

第218条　固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置
１．固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置は、撤収処置計画に基づき策定された撤収処置プロジェクト文書に従い実施される。
参照：2021年１月27日付質問に対する2021年２月１日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第664241号（dialog.egov.kz）「地下資源利用対象施設の撤収処置作業を実施するために直接作成される撤収処置計画に関して」
第２項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
２．地下資源利用者は、ライセンスの有効期間満了日の遅くとも２年前までに、カザフスタン共和国土地法令ならびにカザフスタン共和国における建築、都市計画および建設活動に関するカザフスタン共和国法に従い、固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置プロジェクト文書の策定、合意、鑑定および承認を行う義務を負う。
採掘鉱区の全部または一部の権利を放棄する場合、固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置プロジェクト文書は、本項第５段落の規定から当該撤収処置の必要性が生じない場合を除き、当該放棄の前に策定し、合意を得て、鑑定および承認を受けなければならない。
期限満了以外の根拠に基づき固形有用鉱物採掘ライセンスが失効した場合、地下資源利用権を解除された者は、ライセンス失効日から８カ月以内に固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置プロジェクト文書を策定し承認しなければならない。
本法典の第220条に従い地下資源利用者が鉱区の一部の権利を放棄する場合、当該の鉱区の一部では放棄の前の段階で固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置が実施されていなければならない。放棄対象となる鉱区の一部での撤収処置完了から当該の鉱区の一部のライセンスからの除外作業が完了するまでの期間に当該の鉱区の一部において、採掘作業またはその他の土地利用作業を実施することは認められない。
地下資源利用者が権利を放棄した採掘鉱区の一部が、採掘ライセンスに定める作業を実施することなく、かつ地表面（水域の底）を損傷することなく利用されていた場合、当該採掘鉱区の一部において撤収処置作業を実施する必要はない。この場合、撤収処置作業を実施する必要がないことを証明する調査完了書を作成し、本条第４項に示す者がこれに署名する。
参照：2020年４月15日付質問に対する2019年４月24日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第606892号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物鉱床における固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置プロジェクトでは管轄外の審査は行われない」
３．当該の採掘鉱区での地下資源利用権を解除された者は、固形有用鉱物の採掘ライセンスの失効日から８カ月以内に当該の採掘鉱区において採掘作業後の撤収処置に着手する義務を負う。地下資源利用者は当該の期間内に、採掘された固形有用鉱物を地下資源利用鉱区から搬出する権利を有する。ライセンス失効日から８カ月が経過した時点で、採掘鉱区から搬出されていない固形有用鉱物は地下資源の構成要素とみなされ本条に基づく撤収処置の対象となる。
第４項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
４．採掘鉱区（その一部）における採掘作業後の撤収処置は、撤収処置完了書への署名をもって完了したものとみなす。撤収処置完了書には、州、共和国的都市または首都の地方執行機関が、同機関の代表者、環境保護および産業安全部門の国家管轄機関、住民の衛生・疫学的福祉部門の国家機関ならびに地下資源調査管轄機関の代表者によって構成する委員会、ならびに地下資源利用者（地下資源利用権を解除された者が存在する場合には、当該の者）が署名する。撤収処置が、私有地、永続的土地利用権または長期有償一時土地利用権の対象となっている土地区画において実施される場合、撤収処置完了書には、当該土地区画の所有者または土地利用者も署名する。
第５項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
５．固形有用鉱物採掘作業後の撤収処置完了書（調査完了書）への署名は、地下資源利用権を今後別の者に供

与することを目的として、地下資源国家基金の統一台帳に然るべき情報を記入する根拠となる。
６．撤収処置を必要とする採掘作業の開始前の段階で地下資源利用鉱区またはその一部に対する権利が失効した場合、それらの鉱区またはその一部には本条の規定は適用されない。当該の鉱区で探鉱作業が実施されている場合には、その後の撤収処置は本法典の第197条に従い実施される。

第219条　固形有用鉱物採掘関連作業後の撤収処置に関する義務履行の担保

１．固形有用鉱物部門管轄機関に対し採掘作業後の撤収処置に関する義務の履行を担保した場合にのみ、地下資源利用者は鉱区において固形有用鉱物の採掘を開始することができる。
参照：2019年８月26日付質問に対する2019年８月29日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第564848号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物採掘の撤収処置に関する義務履行の担保を保険の形で提供することについて」
２．採掘作業後の撤収処置に関する義務履行の担保は、以下に示す条件を遵守した上で、本法典で規定されている保証の種類のいずれかの組合せによって提供することができる。銀行保証の取得または預金を担保とする場合、採掘ライセンスの全有効期間の最初の３分の１の期間についてはその額は保証総額の40%以上でなければならず、中間の３分の１の期間についてはその額は保証総額の60%以上でなければならず、最後の３分の１の期間についてはその額は保証総額の100%でなければならない。
　撤収処置が、本法典第217条第１項の第２段落の規定に従い２つまたはそれ以上の鉱区を対象とする撤収処置計画に基づき実施される場合、地下資源利用者はそれらの鉱区における地下資源利用後の撤収処置に関する義務遂行に関わる保証を一括して行う権利を有する。
第３項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
３．担保額は、採掘作業後の撤収処置に係る作業の見積総額と、撤収処置計画について直近の産業安全鑑定および国家環境鑑定の肯定的結論書を取得した日から今後３年間に予定される作業の見積額を賄うものでなければならない。
　保証金の総額に関しては、撤収処置プロジェクトに示された見積額に基づき最終的に見直される。
　撤収処置費用には、運営・管理費の他に以下の作業の費用が含まれねばならない。
　　鉱区エリア内の生産設備、建物、建造物の解体と撤去
　　採掘場（鉱坑、坑道、採取場等）と人為生成鉱物の集積施設（それが存在する場合）の閉鎖
　　有害物質と資材の埋設（それらが存在する場合）
　　損傷した土壌の再生
　　河床、小河床および水流復元費（それらが存在する場合）
　　表面水と地下水と空気の質、ならびに、土壌と植生の状態に関するモニタリング。
第４項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
４．採掘ライセンスが失効した場合、担保額は、固形有用鉱物部門管轄機関の合意を得て、地下資源鉱区において実施され、本法典第218条第４項に定める手順に従い受領された撤収処置作業の一部の費用に応じて減額することができる。固形有用鉱物部門管轄機関は、地下資源利用者から申請書を受領した日から５営業日以内に、担保を提供した者に対し、担保額の減額について通知する。
　減額の結果、残された保証金の額では撤収処置プロジェクトで規定された作業のうち未遂行な作業に必要となる支出をカバーしきれなくなると判断される場合には、固形有用鉱物の採掘ライセンスの失効後に保証金の減額は禁じられる。
５．本法典の要求に従い撤収処置作業が担保されていない場合、固形有用鉱物の採掘を実施することは許されない。

第220条　固形有用鉱物採掘鉱区に対する権利の放棄

１．固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間中、地下資源利用者は書簡でその旨を統轄機関に伝えることにより随時、固形有用鉱物採掘鉱区のすべて、または、その一部につき利用権を放棄することができる。
　採掘鉱区の一部の権利を放棄する場合、当該鉱区の残りの採掘エリアに関し本法典第19条の規定を満たしていることが要求される。
２．採掘鉱区のすべて、または、その一部に対する権利の期限前放棄に関する申請書では、放棄の対象となる地下資源鉱区のエリアが明示されなければならない。
　申請書には以下に示す文書が添付される。
　１）地下資源利用者が権利を放棄する鉱区全域または鉱区の一部における採掘後撤収処置完了証書
　２）地下資源利用者が権利を放棄する地下資源鉱区エリアの記述。そこでは、当該エリアに関する算定数字（面積）と頂点の地理座標が示されなければならない。
　３）鉱区の一部に対する権利放棄後に作成された鉱区エリアの記述。そこでは、当該エリアに関する算定数字（面積）と頂点の地理座標が示されなければならず、見やすい縮尺にて作成された鉱区配置の統計図、概観

図（地勢図）、地表面の地形図が添付されなければならない。
３．鉱区の一部につき権利を放棄する場合には、採掘ライセンス取得に関する手続きを再度行う必要がある。
４．採掘鉱区の一部、または、そのすべてに対する権利の放棄は、当該の地下資源鉱区（または、その一部）に関する情報を、地下資源国家基金の固形有用鉱物の採掘作業実施のために供与可能な鉱区（または、その一部）の統一台帳に記載する根拠となる。

第221条　固形有用鉱物採掘ライセンスに関連する義務違反に対する責任と当該ライセンスのはく奪

１．固形有用鉱物の採掘ライセンスで規定された義務に対する違反があった場合、地下資源利用者には違約金またはライセンスはく奪の形での責任が課せられる。
２．採掘作業実施の際に利用される役務とサービスにおける最小国内価値義務に違反した場合、カザフスタン人職員の教育のための資金提供義務に違反した場合、および（あるいは）、科学技術・研究および（または）開発業務に対する資金提供義務に違反した場合、違約金が徴収される。
　義務違反に対する違約金を支払うことにより、当該の暦年にその遂行が予定されていた主要な義務が免除される。
　採掘作業実施の際に利用される役務とサービスにおける国内価値義務に対する違反があった場合、義務の未遂行分とみなされる役務とサービスの総額の30%に相当する金額が違約金として徴収される。
　カザフスタン人職員の教育のための資金提供義務と、科学技術・研究および（または）開発業務に対する資金提供義務に対する違反があった場合は、未遂行の義務に相当する違約金が徴収される。
３．以下に示す根拠のうちの１つが存在する場合、固形有用鉱物採掘ライセンスは統轄機関によりはく奪される。
　１）国家安全保障に脅威をもたらす、本法典第44条第１項の要求に対する違反
　２）サインボーナス、鉱区利用料（賃貸料）の支払い義務および（または）固形有用鉱物の採掘作業のための毎年の最低支出額に関する義務に対する違反
４．違反が発覚した場合、統轄機関はその旨を書簡にて地下資源利用者に通知する。
５．本条第３項第１号で示された違反があった場合、１年以内に違反前の原状を回復するという形で当該の違反を是正する必要がある。原状回復が困難な場合は、統轄機関の許可を得て地下資源利用権関連資産の移転と関連するその他の作業を完遂するという形で違反の是正を実施しなければならない。
　本条第３項第２号で示された違反を犯した場合、地下資源利用者は統轄機関から通知を受け取った日から３カ月以内に違反を是正する義務を負う。
　地下資源利用者は本項で示された期限内に、違反是正を証明する書類を添付した上で、違反是正作業完了の通知を書面で統轄機関に対し行わねばならない。
　定められた期限内に違反が是正されなかった場合、統轄機関は本条の第６項の規定に従いライセンスをはく奪する。
６．統轄機関によるライセンスのはく奪は、地下資源利用者に対しライセンスはく奪の通知を書面にて行うという形で実施される。
　地下資源利用者がライセンスはく奪の通知受領後３カ月後にライセンスは失効する。
７．カザフスタン共和国の法律が定める手順に従い、地下資源利用者には、ライセンスはく奪の通知受領後15営業日以内に異議を申し立てる権利が与えられている。異議申し立てが行われた場合、本条第６項で示された期限は、当該の異議申し立てに関して下された決定が発効するまで延期される。
８．ライセンスはく奪の根拠となる義務の未遂行または不完全な遂行が不可抗力により生じたものである場合、すなわち、その原因が現行の条件下では回避不可能な非常事態（自然災害、軍事行動等）にある場合、ライセンスのはく奪は認められない。地下資源利用者における必要な技術および（または）資金の欠如、市場における必要な商品、役務、サービスの欠如、さらには、行政からの懲罰金の賦課は、不可抗力とはみなされない。
９．本条の規定に従いライセンスを喪失した者は、即座に地下資源利用関連作業を停止し、撤収処置計画に従って鉱区を安全な状態に維持する作業に着手しなければならない。
10．固形有用鉱物採掘ライセンスのはく奪は、地下資源国家基金統一台帳に当該の鉱区の情報を記載する根拠となる。

本法典には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第28-１章が追加された。

第28-1章　競売に基づく、ウランおよび遍在有用鉱物を除く固形有用鉱物に係る地下資源利用権の供与

第221-1条　競売に基づく、ウランおよび遍在有用鉱物を除く固形有用鉱物の探鉱または採掘の実施のための地下資源区画供与対象地域

１．以下の地下資源区画は、競売に基づき、ウランおよび遍在有用鉱物を除く固形有用鉱物の探鉱または採掘の実施のために供与されるものとする。

１）国家鉱物資源登録に登録され、本法典第22条第２号、第３号および第４号に定める地下資源利用作業の対象となっていない、遍在有用鉱物およびウランを除く固形有用鉱物の埋蔵量および（または）資源量を有する地下資源鉱区における固形有用鉱物の採掘

２）地下資源の国家地質調査の結果、有望性が確認された地下資源鉱区における固形有用鉱物の探鉱

３）本項第１号に定める地域を除く、無効と認定された、延長されなかった、または期限前に終了した、固形有用鉱物の探鉱契約ならびに探鉱・採掘一体型契約の対象地域における固形有用鉱物の探鉱

２．競売に基づき供与される地下資源鉱区の対象地域は、地下資源国家基金管理プログラムにおいて定めるものとし、地下資源調査管轄機関が定める手順に従い形成する。

３．競売に基づき固形有用鉱物の探鉱作業の実施のために供与される地下資源鉱区の対象地域は、200ブロックを超えてはならない。

第221-2条　競売の実施

１．競売は、統轄機関がその構成を承認する競争委員会の決定に基づき実施する。

競争委員会は、本法典第191条および第208条に定める義務に加えて、交付されるライセンスの条件に追加的な義務を盛り込むとともに、当該追加義務への違反を理由とするライセンス取消しまたは違約金支払いの追加的な事由を定める権利を有する。

固形有用鉱物の探鉱または採掘に係る競売の実施、および競売結果に基づくライセンス交付の手順は、統轄機関が定める。

２．固形有用鉱物の探鉱または採掘に係る競売の実施および競売結果に基づくライセンス交付に関する規則に定めるその他の要件を満たすことに加え、ライセンスの有効期間の初年度における固形有用鉱物の探鉱または採掘作業に係る最低支出額を賄うに十分な専門的能力および資金能力を有する申請者は、競売への参加を認められる。

３．競売実施に関する公告は、その実施日の２カ月前より早く公表してはならない。

競売条件には、サインボーナスの開始額を定めなければならない。

最も高額なサインボーナスを提示した参加者を競売の落札者とする。

競売の結果については、競売実施日から10営業日以内に、カザフスタン共和国の法令に従い不服を申し立てることができる。

４．競売の落札者がサインボーナスを支払わなかった場合、統轄機関は、当該落札者および当該落札者を直接または間接に支配する者に対する地下資源利用ライセンスの交付を拒否するとともに、競売実施日から５年間、これらの者を地下資源利用権供与のための競売に参加させない。

当該期間中、上記の者による地下資源利用権および（または）地下資源利用権に関連する対象の取得に際し、その移転許可を交付することは禁止される。

第221-3条　競売の不成立認定の手順およびその根拠

１．競売実施日の時点で申請者が１人も登録されていない場合、当該競売は不成立と認定される。この場合、競売実施日から２カ月以降に、競売を再度実施する。

２．本法典第221－1条第１項第１号に定める地下資源鉱区について競売が２回不成立と認定された場合、２回目の競売が不成立と認定された日から２カ月以降に、固形有用鉱物探鉱ライセンスの交付を前提とする競売を実施する。

３．競売対象地域は、以下の場合に地下資源国家基金管理プログラムから除外される。

１）本法典第221-1条第１項第２号および第３号ならびに本条第２項に定める地下資源鉱区について、探鉱に係る競売が２回不成立と認定された場合

２）競売結果に基づき固形有用鉱物探鉱ライセンスを交付する際に、競売対象地域が探鉱鉱区の対象地域に含まれなかった場合

４．地下資源国家基金管理プログラムから除外された競売対象地域における固形有用鉱物の探鉱作業を実施するための地下資源利用権は、本法典第189-1条に定める手順に従い供与される。

第221-4条　競売の無効認定

１．固形有用鉱物の探鉱または採掘に係る地下資源利用権を供与するための競売は、参加者または統轄機関の請求に基づき、裁判手続により無効と認定することができる。

２．競売を無効と認定する根拠は、以下のとおりとする。

１）本法典に定める競売実施規則への違反であって、競売の落札者の決定に影響を及ぼした場合

２）競売結果に基づき固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンスの交付を受けた者が、当該の者の競売参加を認める旨の統轄機関の決定に影響を及ぼした、虚偽であることを承知した上での情報を統轄機関に提出していた事実が確認された場合

第221-5条　競売に基づき付与された区域における地下資源利用に伴う撤収処置義務

１．競売結果に基づき地下資源鉱区について固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンスが交付された場合、失効した契約に基づく地下資源利用権を保有していた者は、当該の固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンスの交付日から１カ月以内に、失効した契約に基づく地下資源利用作業後の撤収処置のために形成された撤収処置基金の資金もしくはこれに係る権利、およびその他の財産を、新たな地下資源利用者に移転する義務を負う。

当該の地下資源鉱区における地下資源利用作業後の撤収処置義務は、本法典に従い固形有用鉱物の探鉱または採掘後の撤収処置に係る担保が提供された後、そのすべてが競売の落札者に移転する。

競売に基づき探鉱または採掘ライセンスが交付されなかった場合、失効した契約またはライセンスに基づく地下資源利用権を保有していた者は、本法典に定める手順に従い、地下資源利用作業後の撤収処置を実施する義務を負う。

２．本条に従い競売結果に基づき地下資源利用ライセンスを交付する場合、本法典第186条第２項第６号および第203条第２項第４号の規定は適用しない。

第29章　固形有用鉱物採掘鉱区の保留ステータス

第222条　保留ステータスの概念およびその認定の根拠

第１項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。

１．保留ステータスとは、固形有用鉱物の採掘ライセンス対象鉱区（またはその一部）において本法典が定める条件と手順に従い固形有用鉱物の採掘を開始しない、または、中断する地下資源利用者の権利を認めるという、地下資源鉱区の特別な法的状況のことを指す。

本章の規定は固形有用鉱物採掘ライセンスの有効期間中であれば随時適用されうる。

２．保留ステータスを認定された地下資源鉱区では、地下資源利用者は保留の有効期間中、本法典第210条で規定されている義務の遂行および関連する報告書の提出義務を免除される。

採掘ライセンス対象地下資源鉱区の一部に対し保留ステータスが認定された場合、本法典第208条第２号で規定された地下資源利用者の義務の規模は比例して減少する。

３．保留ステータスが認められるのは最大５年間であるが、連続する５年間の延長が可能である。固形有用鉱物の採掘ライセンス対象鉱区について認められる保留ステータスの期間は、延長期間を含め最大で10年となる。

４．保留措置の対象となる鉱区の範囲と保留期間が示された採掘ライセンスを地下資源利用者に再交付することにより、保留ステータスが認定されたとみなされる。

５．以下に示す根拠のうちどれか１つが存在する場合に保留ステータスが認定される。

１）市況が悪いため地下資源利用者が発見された鉱物資源の採掘の採算性を確保できない場合、ただし、その際に５年後には当該の採掘の採算性が取れるようになる可能性があることを示す客観的根拠が提示されなければならない。

２）環境保護に関連する要求を遵守した上で固形有用鉱物の採掘を行うことを可能にする技術が存在しない場合

３）不可抗力、すなわち、非常事態や所与の条件下では回避することができない事態（自然災害や軍事行動など）が存在する場合

４）地下資源利用者への更生措置の適用に関する裁判所の決定が発効した場合

第223条　保留ステータスの認定手順

１．保留ステータスは地下資源利用者または更生管財人の申請に基づき認定される。

２．申請書では、地下資源利用者による保留ステータスの認定の要請の根拠となる状況が示され、それに関する説明がなされる。

３．申請書に添付されるのは、

１）本法典の第222条第５項第１～４号に規定された状況が存在することを証明する書類

２）地下資源利用者により承認された作業プログラム

第４項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。

４．統轄機関は、申請書の審査を実施し本法典第224条第１項第１号、第２号、第４号で規定された保留ステータスの認定を拒否する根拠がない場合には、作業プログラムに対する合意を得た後、申請が提出された日から10営業日以内に申請者に対して休止保存プロジェクト文書の提出の必要性について通知する。

休止保存プロジェクトは環境ラインセンスに従って作成され、通知日から４カ月以内に申請者によって統括機関へ提出される。申請者は、当該期間延長の必要性を理由付けた上で、統括機関に対し当該期間の延長を申請する権利を有する。

申請者に依拠しない状況が原因で提出期限の延長の必要性が生じた場合、統轄機関は本項第２段落で指摘さ

れている期限を最大で４カ月延長する。
５．統轄機関は採掘鉱区（その一部）の保留ステータスを認定し、本法典第226条に規定された手順で策定された休止保存プロジェクト文書提出から５営業日以内に地下資源利用者に対してライセンスを再発行する。採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定に関連して再発行されたライセンスには、保留状態に置かれることが認定された鉱区（その一部）の範囲が明示される。

第224条　保留ステータスの認定の拒否

１．統轄機関は、以下に示す複数の根拠のうち１つでも該当する場合には、固形有用鉱物の採掘ライセンスに基づく採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定を拒否する。
　１）申請書またはその添付書類が本法典に定める要求を満たしてない場合
　２）本法典が要求する書類が添付されていない場合
　３）申請者が、本法典第223条で規定された手順に従い策定した休止保存プロジェクト文書を期限内に統轄機関に提出しなかった場合
　４）地下資源利用者によって提示された根拠および提出された書類が、採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定の根拠となる状況の存在を確認するのに不十分である場合
２．採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定の拒否の決定は文書化され、保留ステータス認定規則で定められた期間内に拒否の根拠を示した上でその旨が申請者に伝えられなければならない。
３．統轄機関は、拒否の決定から２営業日以内に採掘鉱区（その一部）保留ステータスの認定の拒否を申請者に通知する。
４．カザフスタン共和国の法律に従い、申請者は、拒否の通知から10営業日以内に採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定の拒否に対し不服を申し立てることができる。
５．採掘鉱区（その一部）の保留ステータスの認定の拒否は、申請者が申請書を再提出する権利を奪うものではない。

第225条　保留ステータスに関する作業プログラム

１．作業プログラムとは、採掘鉱区（その一部）の保留ステータスを解除し、そこで採掘に関わる作業を再開することを目的として地下資源利用者によって策定される文書である。
２．作業プログラムには以下の説明と期限が示されている。
　１）保留ステータスが認定された採掘鉱区（その一部）での休止保存に関する諸措置
　２）採掘鉱区（その一部）の保留ステータスを解除し、そこで採掘に関わる作業を再開するために地下資源利用者によって行われる諸措置
　３）保留ステータスが認定された採掘鉱区（その一部）で作業に従事していた労働者に対して地下資源利用者が講じるべき社会的・経済的支援措置（別の作業場への異動、新しい専門的技能習得のための再教育、技能向上など）
３．保留ステータスに関連する作業プログラムの策定マニュアルは統轄機関によって承認される。

第226条　地下資源鉱区の休止保存

１．固形有用鉱物の採掘鉱区の休止保存とは、有用鉱物資源採掘に関する作業を将来再開する時に備え生産施設およびその他の施設を利用可能な状態で維持すること、危険な生産ファクターの悪影響を低減させること、さらには、非常事態の発生を予防することを目的として、有用鉱物採掘に関わる作業を一時的に停止する際に地下資源鉱区で実施される総合的措置のことを意味する。
２．地下資源鉱区の休止保存は、地下資源利用者と統轄機関との間で合意された作業プログラムに基づいて策定される休止保存プロジェクト文書に沿って実施される。
第３項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。
３．休止保存計画は環境ライセンスに従って作成され、産業安全分野の統括機関との合意（調整）の対象となるものとする。
４．休止保存は、地下資源利用者の資金負担で計画され実現される。
第５項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。
５．休止保存に関わる作業は、地下資源利用者と、統轄機関によって設置された環境保護および産業安全性部門、および地下資源調査（研究）部門の管轄機関の代表から成る委員会、さらには、休止保存作業が恒常的または長期の一時的な有償の土地利用に供されている土地区画で行われる場合には、その土地の所有者または土地利用者とが、休止保存証書に署名した後に、完了したとみなされる。

第227条　保留ステータスの条件

１．採掘鉱区（その一部）で保留ステータスが認定された場合、当該地下資源鉱区（その一部）の採掘期間は、保留ステータスの有効期間の分だけ延長される。

２．地下資源利用者は、作業プログラムに従い保留ステータスが認定された地下資源鉱区を利用する義務を負う。
３．作業プログラムにおいて保留ステータスが認定された地下資源鉱区での固形有用鉱物探鉱が規定されている場合、地下資源利用者は当該の探鉱を実施する権利を有する。
４．*2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号により削除。（2021年３月１日施行）*

第228条　保留ステータスの延長
１．保留ステータスの延長は、最初に設定された保留ステータスの期間が終了するまでに提出される地下資源利用者の申請に基づいて実施される。
２．保留ステータスの延長は、地下資源鉱区の保留ステータス認定手順に沿って実施される。保留ステータスの延長の際には、地下資源鉱区の休止保存プロジェクト文書は作成されない。
３．地下資源利用者によって保留ステータスの延長について申請が出された場合、地下資源利用者に対して保留ステータスの延長期間が明記されたライセンスが再交付されるまでは、従来の保留ステータスが有効となる。
　保留ステータスの延長期間は、最初に設定された保留ステータスの期間の最終日の翌日から起算される。

第229条　保留ステータスの解除
１．保留ステータスは認定された所与の期間が終了した場合に解除される。あるいは、地下資源利用者からの申請があれば、定められた期限の前に解除される。
２．保留ステータス認定の根拠となっていた状況が消滅した場合、地下資源利用者は保留ステータスの期限前解除に関する申請書を統轄機関に提出する。
３．保留ステータスの解除は、採掘ライセンスの変更および地下資源利用者に対する本法典第208条第２号の完全な要求の適用の根拠となる。

第230条　統轄機関の要請に基づく保留ステータスの解除
１．地下資源鉱区の保留ステータス認定の日から６カ月が経過すれば、統轄機関は随時、地下資源利用者に対して保留ステータス認定の根拠となった状況が継続していることを証明する書類の提出を求める権利を有する。
　地下資源利用者は統轄機関の要請を受けてから40営業日以内に当該書類を提出する義務がある。地下資源利用者は統轄機関に対して、然るべき根拠を示した上で当該書類の提出期限の延長を要請する権利を有する。期限延長の必要性が地下資源利用者に依拠しない状況によって生じたとみなされる場合、統轄機関は最大で20営業日、当該期間を延長することができる。
第２項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
２．提出された書類の審査の結果、統轄機関が保留ステータス認定の根拠となった状況が消失したと判断した場合、あるいは、必要書類が定められた期限内に提出されなかった場合、統轄機関は地下資源利用者に対し、保留ステータスの解除および保留ステータスを有していた地下資源鉱区における固形有用鉱物の採掘再開を申請する必要がある旨を通知する。
　この場合、地下資源利用者は、当該の通知受領後20営業日以内に保留ステータス解除の申請書を統轄機関に提出しなければならない。
　地下資源利用者が期限内に保留ステータス解除の申請書を提出しなかった場合、統轄機関は本法典第221条第６項で規定されている手順に従い採掘ライセンスをはく奪する。

第30章　遍在有用鉱物の採掘

第231条　遍在有用鉱物採掘の際に生じる諸関係
１．本章の規定は遍在有用鉱物の採掘に際してのみ適用される。
第２項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
２．遍在有用鉱物のみを対象とする採掘作業の実施に際して生じる諸関係については、本章の規定に反しない範囲で、本法典第204条第３項第９号、第212条、第213条、第215条第３項第２段落および第３段落を除き、第28章の規定を適用する。この際、遍在有用鉱物のみを対象とする採掘作業に対する規制および国家管理、ならびに遍在有用鉱物採掘ライセンスの条件の遵守状況に関する管理は、該当する州、共和国直轄都市または首都の地方執行機関が実施する。
　遍在有用鉱物の採掘鉱区のエリアが、カザフスタン共和国の２つ以上の州にまたがる場合、遍在有用鉱物の採掘に関わる作業に対する規制および国家管理ならびに遍在有用鉱物の採掘ライセンスの条件の遵守状況に

関する管理は、当該の採掘鉱区のエリアのより大きな部分が存在する方の州の執行機関によって実施される。

第232条　事業目的での遍在有用鉱物の採掘

第１項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）により改定。

１．事業目的での遍在有用鉱物のみを対象とする採掘は、地下資源国家基金管理プログラムにより定められる地域について、遍在有用鉱物採掘ライセンスに基づき実施される。

２．遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスに基づき、そのライセンス保有者は以下に示す作業を実施する目的で地下資源鉱区を排他的に利用する権利を有する。

１）遍在有用鉱物資源の採掘

２）採掘、採掘用設備および（または）鉱物加工設備、人為生成鉱物の集積設備の設置を目的とする地下空間の利用

３）採掘対象鉱区での探鉱（開発段階での探鉱）

遍在有用鉱物資源の採掘とは、それらの埋蔵区画からの遍在有用鉱物資源の分離および抽出に直接的または間接的に係る一連の作業を意味する。

第３項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。

３．遍在有用鉱物採掘ライセンスの交付申請書は、州の地方執行機関に提出する。申請書の審査およびライセンスの交付は、本法典第28章の規定に従い、州、共和国直轄都市または首都の地方執行機関が実施する。この際、本条第４項の要件を遵守するため、申請書には、申請対象となる地下資源鉱区に、国家鉱物資源登録に登録され、かつ遍在有用鉱物に該当しない固形有用鉱物の資源量が存在しないことを証明する、地下資源調査管轄機関の地域部局の結論書を追加で添付するものとする。

申請者が利用許可証申請を行った地下資源鉱区のエリアが２つ以上の州、共和国直轄都市および首都にまたがる場合、遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスの交付に関する申請は、当該の地下資源鉱区のエリアのより大きな部分が存在する方の州、共和国直轄都市または首都の執行機関に提出される。

参照：2018年10月11日付の質問に対する2018年10月22日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第518491号「固形有用鉱物の資源および埋蔵量評価報告書の普遍有用鉱物への適用について」

４．遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスの交付は、本法典第203条第２項によって規定されている場合には認められない。それに加え、それが遍在有用鉱物資源以外の固形有用鉱物資源が存在する、または存在する可能性がある地域である場合にも認められない。

第233条　遍在有用鉱物の採掘ライセンスの内容

１．遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスには、本法典第31条で示された情報と条件の他に、以下に示す地下資源利用の条件が示されていなければならない。

１）カザフスタン共和国の税関連法で定められた額と手順でのサインボーナスと土地区画料（賃貸料）を支払う義務

２）遍在有用鉱物資源の採掘作業のための毎年の必要最低支出額

３）義務不履行を受けライセンスをはく奪する際の根拠

２．遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスの有効期間は連続した10年を超えてはならない。

第234条　遍在有用鉱物の採掘鉱区

１．遍在有用鉱物資源の採掘鉱区のエリアは探鉱結果に基づき決定される。

２．遍在有用鉱物資源の採掘鉱区の下方の境界線は、地下資源鉱区の地表の最低地点から30m以内の深さに引かれる。

第235条　遍在有用鉱物の採掘鉱区における年間最低支出

１．遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスを保有する地下資源利用者は、本条で定められる採掘に対する年間最低支出についての要求を遵守する義務を負う。

２．遍在有用鉱物資源の採掘に対する年間最低支出額は、個々のライセンスごとに以下のように定められる

面積が５ha未満のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の1,160倍

面積が５ha以上８ha以下のエリアで採掘を行う場合は、月間算定指標の2,300倍

採掘を行うエリアの面積が８haを超える場合には、超過分１haにつき月間算定指標の120倍の資金を拠出。

３．本条では、地下資源利用者が行う以下に示す種類の作業のための支出はいずれも、当該ライセンスに基づく遍在有用鉱物の採掘のための支出とみなされる。

１）遍在有用鉱物の採取に関する剥土作業、発破作業、その他の作業

２）採掘鉱区内における採掘済み遍在有用鉱物、岩石、岩盤、土壌、表土の移動

３）捨石の集積および（または）採掘済み遍在有用鉱物の貯蔵

４）採掘鉱区における採鉱場建設およびインフラ整備に関するあらゆる作業

第236条　遍在有用鉱物の採掘に関連する作業実施に伴う地下資源利用者の報告

１．遍在有用鉱物資源の採掘ライセンスに基づき、地下資源利用者は以下に示す報告を定期的に行う義務を負う

　１）ライセンスで課せられた義務の遂行状況に関する報告

第２項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

　２）採掘鉱区において探鉱が実施される場合の地質学的報告

　３）採掘された遍在有用鉱物資源についての報告

２．本条第１項第１号で規定された報告は、固形有用鉱物部門管轄機関によって定められた手順に従い、州、共和国直轄都市および首都の執行機関に提出される。

　本条第１項第２号および第３号で規定された報告は、地下資源調査管轄機関によって定められた手順に従い、地下資源調査管轄機関の地域支部に提出される。

第237条　企業活動に無関係な目的のための遍在有用鉱物の採掘の個別規定

１．土地区画の所有者および土地利用者は、企業活動に無関係な個人的、日常的およびその他の経済的ニーズを満たすために、自身の持つ土地区画の中で遍在有用鉱物を採取する権利を有する。

２．遍在有用鉱物の採掘は、本条に従い、爆発物、化学試薬、有毒物質を使わずに行われなければならない。

３．土地区画の所有者または土地利用者によって、商用活動に無関係な個人的、日常的およびその他の経済的ニーズを満たすことを目的として当該区画内で採掘された遍在有用鉱物は、他人に譲渡してはならない。

４．本条に即した土地区画の所有者および土地利用者による地下資源の利用は、地下資源利用に関する作業とはみなされず、対価は要求されない。

５．本条に即した土地区画の所有者および土地利用者による地下資源の利用の権利は、当該土地区画の所有権または土地利用の権利の取得と同時に発生し、それらの解除と同時に失効する。

６．本条に従って発生した地下資源利用の権利は、土地区画に対する権利と不可分である。

７．本条に基づいた地下資源利用には、地下資源利用に関するライセンスや契約に基づいて地下資源を利用する者に義務付けられた許認可の取得、報告書やその他の書類の提出の義務を伴わない。

第31章　固形有用鉱物の探鉱および採掘のための地下資源鉱区の再編

第238条　再編の定義と種類

１．固形有用鉱物の探鉱および採掘のために供与される地下資源鉱区の再編とは、１つのライセンスに基づく１つの地下資源鉱区を別のライセンスに基づく別の地下資源鉱区（主要鉱区）に統合させる、または１つのライセンスに基づく１つの地下資源鉱区を分割する（分割鉱区）という方法によって生じたエリアの境界線の変更のことである。

２．地下資源鉱区の再編は、変更対象となる地下資源鉱区の利用者が同一の者である場合に認められる、

３．地下資源鉱区の再編は、申請者の要請に従い、申請書の提出から１カ月以内に統轄機関によって実施される。

第239条　地下資源鉱区の統合

１．地下資源鉱区の統合は、ある固形有用鉱物採掘鉱区を別の採掘鉱区に統合させるという形で実施される。

２．ある採掘鉱区の別の採掘鉱区への統合は、以下に示す条件が存在する場合に実施される。

　１）統合される採掘鉱区が主要採掘鉱区と隣接した境界線を持つ。

　２）主要採掘鉱区および統合される採掘鉱区のすべてまたは一部が保留ステータス下に置かれていない。

　３）統合される採掘鉱区のライセンスが主要鉱区の採掘ライセンスよりも後に交付されている。

　４）主要採掘鉱区または統合される採掘鉱区のライセンスに基づく土地利用の権利が負債の担保になっている場合は、担保権者が統合に事前に合意している。

　５）主要採掘鉱区および統合される採掘鉱区のライセンスに基づく義務に未履行のものがない。

３．統合の事実を踏まえ、統合された採掘鉱区には主要採掘鉱区のライセンスが適用され、統合された採掘鉱区のライセンスはその効力を失う。ある採掘鉱区の主要採掘鉱区への統合は、主要鉱区の採掘ライセンスの内容を変更することにより正式に完了する。

第240条　地下資源鉱区の分割

１．地下資源鉱区の分割には以下に示すケースが存在する。

　１）探鉱ライセンスに基づく地下資源鉱区の分割

　２）採掘ライセンスに基づく地下資源鉱区の分割

２．地下資源鉱区の分割は、以下に示す条件を遵守した上で実施される。

　１）分割される地下資源鉱区が保留ステータス下にないこと

2）分割される地下資源鉱区のライセンスに基づく地下資源利用権に担保権が設定されている場合、分割に関して担保権者の事前の合意が必要となる。
3）分割される地下資源鉱区のライセンスに基づく義務に未履行のものがない。
4）切り離された各鉱区における地下資源利用関連作業の種類が、分割対象となった地下資源鉱区における地下資源利用関連作業の種類と一致している。
3．地下資源鉱区の分割は、分割対象となる地下資源鉱区におけるライセンスの変更および分割され切り離された地下資源鉱区への個別のライセンスの交付によって、完了したものとみなされる。
4．切り離された地下資源鉱区の探鉱のライセンスの有効期間は、分割対象となった地下資源鉱区の探鉱ライセンスの残存有効期間と同一となる。
5．切り離された地下資源鉱区の採掘ライセンスの有効期間は、分割対象となった地下資源鉱区の採掘ライセンスの残存有効期間の長さに基づき決定される。
6．鉱区の分割による地下資源鉱区の再編は、本法典の第191条および第208条で規定されている義務の修正を伴い、その規模は分割後に生じた各地下資源鉱区の規模に比例して再計算される。

第241条　地下資源鉱区の再編に関する申請
1．地下資源鉱区の再編に関する申請は、統轄機関が定めた様式に基づき実施される。
2．申請は以下に示す情報を含まなければならない。
1）再編方法の記述
2）再編対象の鉱区を利用する土地利用者についての情報
自然人の場合－申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報、申請者の納税者としての登録に関する情報
法人の場合－申請者の名称、所在地、法人としての国家登記および税務機関での登録についての情報、経営陣についての情報
3）再編対象となるライセンスおよび土地区画の記述
3．申請はカザフ語とロシア語で提出される。
4．申請に際して申請者の代理人が申請者によって指定される場合、申請には同人の権限を証明する書類が添付される。
申請書に添付される書類はカザフ語およびロシア語で作成されなければならない。申請書に添付される外国語で書かれた書類の写しは公証人役場でその正確性が証明されたカザフ語およびロシア語への翻訳とともに提出される。
5．統轄機関は、申請書が提出された日から30暦日以内に、個別のケースごとにライセンス鉱区の再編の問題についての検討を行う。
6．統轄機関が地下資源鉱区の再編を拒否した場合、申請者はカザフスタン共和国法で規定された手順に従い、拒否通知受領後15日営業日以内に異議を申し立てることができる。
参照：国家サービス規格「地下資源鉱区の再編に関する申請」（2020年５月30日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣令第323号付属文書４）

第32章　固形有用鉱物の加工協定

本条には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
第242条　固形有用鉱物の加工協定の概念
第１項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
1．固形有用鉱物の加工協定とは、カザフスタン共和国側には固形有用鉱物の採掘権の保有者に特典を供与する義務をもたらし、地下資源利用者側には自らのリスクで固形有用鉱物加工プロジェクトへの投資を行う義務をもたらす契約のことを指す（加工協定）。
固形有用鉱物加工プロジェクトとは、固形有用鉱物加工のための新たな生産施設の建設、ならびに固形有用鉱物の加工生産に直接関連する生産、エネルギーおよび（または）輸送インフラの整備を含む一連の措置をいう。
カザフスタン共和国政府によりその対象者リストが承認された地下資源利用者にとって、固形有用鉱物加工プロジェクトとは、新たな生産施設の建設に加え、既存の固体有用鉱物加工施設の拡張および（または）近代化を含む一連の措置をいう。
第２項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
2．カザフスタン共和国側からは、統轄機関が加工協定を締結する。

地下資源利用者による投資の規模が、共和国予算法によって当該会計年度を対象に定められ、加工協定締結の時点で効力を有する月間算定指標の7,000万倍以上となる固形有用鉱物加工プロジェクトが、加工協定の締結対象となる。
３．加工協定の締結は、固形有用鉱物の採掘ライセンス交付の必須条件ではない。
４．単一の固形有用鉱物加工プロジェクトまたは生産施設に対して、締結できる加工協定は１つのみである。
参照：国家サービス規格「固形有用鉱物加工協定の締結」（2020年５月30日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣令第323号付属文書３）

本条には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。

第243条　固形有用鉱物加工協定の締結手順

１．加工協定を締結する意思を有する地下資源利用者は、統轄機関によって定められた様式に基づいた申請書を当該機関に提出しなければならない。
２．申請には以下が添付される。
　１）地下資源利用者の法人国家登記（再登記）についての証明書
　２）経営者のサインおよび法人の印鑑が押された法人の定款の写し（ある場合）
　３）加工プロジェクトの財務・経済モデル
　４）統轄機関が定めた条件に従って作成された、加工プロジェクトのビジネスプラン
　５）固形有用鉱物加工協定書草案
３．統轄機関は申請書を登録した後に交渉開始日を申請者に通知する。交渉開始日は申請書受理日から１カ月以内でなければならない。
４．交渉に際して統轄機関側を代表するのは作業部会となる。作業部会の規程およびその構成は統轄機関によって決定される。
５．交渉期間は６カ月以内で、交渉結果は議事録の形でまとめられる。
６．地下資源利用者は書面で統轄機関にその旨を通知することにより、交渉や加工協定締結を随時拒否する権利を有する。
７．交渉を経て合意された加工協定案は法務および経済鑑定のために統轄機関に提出される。
　鑑定の肯定的な結論が得られた場合、統轄機関は加工協定をカザフスタン共和国政府に提出しその承認を受ける。
　否定的な審査結果が出た場合、地下資源利用者は審査の際の指摘事項の是正を念頭に置いた加工協定案の見直しを実施する。
　審査の際の指摘事項を是正した後、再審査が実施される。
８．法務鑑定は、カザフスタン共和国司法省が行い、加工協定案がカザフスタン共和国の法律の要件に即しているかが問題となる。
　加工協定案の法務鑑定実施のために、統轄機関はカザフスタン共和国司法省に対して以下の書類を提出する。
　１）交渉の結果合意されたカザフ語およびロシア語の加工協定書草案
　２）本条第２項第１号および第２号で示された書類
　３）加工協定の条件に関する交渉の結果を記した議事録の写し
９．経済鑑定は、国家計画立案部門管轄機関が行い、経済効率性の評価および加工協定締結の合理性、加工プロジェクトの実現のために地下資源利用者が投下する予定の投資額と支出額の妥当性、プロジェクト実現の社会的意義といった点が問題となる。
　加工協定案の経済的合理性審査の実施のために、統轄機関は国家計画立案部門管轄機関に対して以下の書類を提出する。
　１）交渉の結果合意されたカザフ語およびロシア語の加工協定案
　２）本条第２項第３号および第４号で示された書類
　３）加工協定の条件に関する交渉の結果を記した議事録の写し
10．本条で規定されている鑑定は、鑑定に必要な書類を受領してから30暦日以内に行われる。
11．鑑定の肯定的結論が得られた場合、当該の加工協定書草案は審査終了から５営業日以内にカザフスタン共和国政府に提出され承認を受ける。
12．加工協定は、カザフスタン共和国政府による当該案の承認から５営業日以内に統轄機関によって調印される。
13．加工協定は、全当事者の調印後、締結されたとみなされる。
14．加工協定は、統轄機関により、調印済み加工協定リストに記載される。

第244条　固形有用鉱物の加工協定の内容

１．加工協定には以下の内容が含まれる。
　１）協定の主題

２）地下資源利用者が持つ固形有用鉱物の採掘に関する権利の根拠となる書類の記述
３）地下資源利用者の投資上の義務および社会的義務
第４項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
４）カザフスタン共和国税法に従って付与される投資上の特典の種類
５）付与される投資上の特典の適用期間
６）協定に基づき新設、拡張または近代化された生産施設の閉鎖、解体、廃棄、ならびに、損傷した土地の再生に関する義務
７）加工協定の条件違反に対する責任
２．加工協定には、カザフスタン共和国の法律が適用される。
３．加工協定には、本法典および固形有用鉱物のライセンスで規定されている採掘のための最低支出ならびにカザフスタン共和国における教育、研究開発業務への資金提供に関する地下資源利用者の義務に関する条件とは異なる条件を定めることができる。
このような条件の変更および撤廃には、加工協定締結日付での然るべきライセンス再交付を伴う。
４．加工協定には、全当事者が定めるその他の規定を含めてもよい。
５．加工協定には、地下資源利用権の供与および同権の解除についての規定を含めることはできない。
６．加工協定の有効期間は、当該の協定の根拠となっている採掘ライセンスの有効期間を超えてはならない。協定が２つ以上の固形有用鉱物採掘ライセンスを根拠とするものである場合は、協定の有効期間はそのうち完了期間がよりあとに終了するライセンスに準じる。
加工協定に定められている固形有用鉱物採掘ライセンス（すべてのライセンス）の効力終了により、当該加工協定の効力も終了する。
７．加工協定はカザフ語およびロシア語で作成されなければならない。当事者間の合意に基づき、加工協定の文面はその他の言語に翻訳してもよい。
８．加工協定の締結、履行、停止に関し本章の規定で調整できない場合には、カザフスタン共和国の民法が適用される。

第245条　固形有用鉱物の加工協定に基づく投資上の特典
第１項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）により改定。
１．投資上の特典は、カザフスタン共和国において設立された法人であり、固形有用鉱物の採掘作業を実施する地下資源利用者が、カザフスタン共和国領内において固形有用鉱物加工プロジェクトを実施する場合に供与される。この際、カザフスタン共和国政府の決定には、カザフスタン共和国法に定める投資上の特典を明記するとともに、カザフスタン共和国法令が変更された場合にも、供与される投資上の特典の安定性を保証するものとする。
２．投資上の特典は地下資源利用者の社会的義務および投資上の義務を前提とした互恵的原則に基づいたものであるが、具体的には以下に示す義務が念頭に置かれている。
１）採掘および（または）加工の生産現場におけるカザフスタン人の雇用の創出および維持に関する義務
第２項は2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）により改定。
２）固形有用鉱物の新規加工施設の設置、ならびに当該の固形有用鉱物加工施設に直接関連する生産、エネルギーおよび（または）輸送インフラの整備に関する義務
本項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）に従って第２－１号が追加された。
２－１）固形有用鉱物の新規加工施設の設置、ならびに既存加工施設の拡張および（または）近代化に関する義務
３）固形有用鉱物の加工の規模および深度に関する義務
第４項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
４）カザフスタン共和国法「産業政策について」に則り、国内市場で原料として販売する製品の量に関する義務
５）科学技術分野、環境保護分野、応用科学分野の専門家育成に関するカザフスタンの教育機関のプログラムへの資金提供の義務
６）社会的および（または）文化的施設の建設および（または）改修のための資金提供義務

第246条　固形有用鉱物の加工協定の解消がもたらす結果
固形有用鉱物の採掘にかかる最低支出に関する地下資源利用者の義務および（または）採掘ライセンスに基づく教育、研究開発業務への資金提供に関する義務の変更または撤廃を前提とした加工協定が解消された場合、当該の協定の締結前に効力を有していたライセンスの諸条件が適用される。
加工協定が解消された場合、供与されていた投資上の特典も失効する。

第247条　固形有用鉱物の加工協定に基づく権利と義務の譲渡

１．加工協定の締結の根拠となったライセンスの権利を譲渡しなければ、地下資源利用者は当該加工協定に基づいた権利と義務の譲渡を行うことができない。

２．加工協定締結の根拠となったライセンスに基づく地下資源利用権の譲渡は、当該協定に関する権利と義務の譲渡を伴う。

第248条　固形有用鉱物の加工協定に基づく権利の担保設定

１．加工協定の締結の根拠となったライセンスに基づく地下資源利用権を担保に入れることなく、当該加工協定に基づく権利を単独で担保に入れることはできない。

２．加工協定の締結の根拠となったライセンスに基づく地下資源利用権が担保に入った場合、当該加工協定に基づく権利も必然的に担保に入る。

第X部　地下空間利用、貴金属・貴石採集、最終規定および経過規定

第33章　地下空間利用業務

第249条　地下空間利用ライセンス

地下空間利用ライセンスに基づいてライセンス保有者は次の業務種類のうちの１つを実施する目的で地下区画を利用する排他的権利を有する。

第１号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

１）地下５ｍより深い深度における、石油・ガス、ならびにガス製品・石油製品の地下貯蔵施設の設置および運営

２）固形・液状および放射性廃棄物、有害・有毒物質を地下に保管または埋設するための、ならびに汚水、原料用水および工業用水を地下に排水（注入）するための地下スペース（建造物）の設置および（または）使用

３）地下水埋蔵量に人工的に水を補充するための補充水地下注入。この目的をもった地下建造物の建設および（または）使用を含む

４）採掘および（または）採掘・選鉱生産施設によって発生した人為生成鉱物集積施設の設置および（または）使用

第250条　地下空間利用のためのエリア

１．地下空間利用ライセンスは、有用鉱物の鉱床を含んでいないか、または、遍在有用鉱物ではない有用鉱物資源を含むがその量がわずかな地下資源鉱区（地下区画）の利用に対して交付される。

２．次の場合、地下空間利用ライセンスの交付は禁じられる。

１）本法典第25条第２項によって規定されている場合

２）他者が有用鉱物探鉱または採掘業務あるいは地下空間利用業務を実施するために利用している鉱区（地下区画）のエリアに対して

３）有用鉱物の探鉱または採掘後の撤収処置が行われつつある鉱区（地下区画）のエリアに対して

４）確認済みのあるいは有望な有用鉱物資源（ただし、遍在有用鉱物を除く）がある鉱区に対して

５）飲用地下水鉱区のエリアに対して

第251条　地下空間利用ライセンス交付申請

１．地下空間利用ライセンス取得を望む者は、地下資源調査管轄機関に同機関が定めた書式に従って申請書を提出する。

２．申請書は次の情報を含んでいなければならない。

１）自然人の場合－申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、国籍、申請者の本人確認書類に関する情報

法人の場合－申請者の名称、所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）

２）申請者が使用許可を願い出ている地下区画を画定するエリアの記述

３）申請対象地下区画の利用期間

４）本法典第249条にしたがった地下空間利用目的

３．申請書には次の文書が添付される。

１）本条第２項第１号で定められた情報を証明する文書の写し

２）申請書提出の際に申請者の代理人が申請者によって指名された場合には、同人の権限を証明する文書

３）地下資源調査管轄機関によって定められた書式に基づく地質学的報告書。報告書は以下を含む：地下建

造施設の特性、その隔離特性、鉱物タイプ、埋蔵の深さと貯留層の有効な厚さ、貯留層の面積、孔隙率、下層および上層の難透水層の特性、地下水の自然流速、質的・量的指標、埋設・貯蔵・排水の鉱物工学的、特殊地質工学的、水文地質学的および生態学的条件。

４）有害・有毒物質、固形・液状廃棄物、汚水・原料用水の特性に関するデータ。ただし、以下を付記したもの：生成物の名称、生成物が形成される技術的生産活動または技術的工程、生成物の物理的特性、全化学組成、有毒成分の含有率、火災危険性、爆発危険性、溶解度、保管時の他の物質との並存可能性、汚染を引き起こす基本的な放射性核種とその放射活性、ならびに輸送システムの特性。

４．申請書に添付される文書の写しは公証人により証明されたものでなければならない。

５．申請書とこれに添付される文書はカザフスタン語およびロシア語で作成しなければならない。申請書が外国人または外国法人によって提出される場合は、申請書に添付される文書はほかの言語で作成してもよいが、各文書に必ずカザフスタン語とロシア語の翻訳を添付し、翻訳の正確性を公証によって認証すること。

６．申請書提出時点は、地下資源調査管轄機関に申請書が届けられた日時と定められ、記帳に付される。

第７項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

７．提出された申請に関する情報は、申請が提出された日に地下資源利用統一プラットフォーム上に掲載され、次に掲げる内容を含むものとする。

１）申請者の名称（姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合））

２）申請者が使用許可を願い出ている地下資源鉱区を画定する区画の座標

３）申請書が届けられた日時

参照：国家サービス規格「地下空間利用ライセンスの交付」（2020年５月22日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣令第117号付属文書４）

第252条　地下空間利用ライセンス交付申請書の審査

１．地下資源調査管轄機関は、申請書とこれに添付される文書が届けられた日から３営業日以内にこれらの審査に着手する。

地下資源調査管轄機関は、申請書審査の過程で申請書に添付される地質学的報告書の国家鑑定実施に取り組む。地質学的報告書の国家鑑定は、地下資源調査管轄機関によって定められた手順で、地下資源鑑定国家委員会によって２カ月以内に実施される。地下資源鑑定委員会は、この期間を、追加的調査、必要な資料の提出と委員による事前の意見と提案に対する対応のために必要な期間延長することができるが、延長は６カ月を超えない。地質学的報告書に対する国家鑑定の否定的な結論は地下空間利用ライセンス交付を拒否する根拠となる。

国家鑑定の結論が肯定的で、本法典第254条第１項第１～７号で規定された、地下空間利用ライセンス交付を拒否する根拠がない場合、地下資源調査管轄機関は、地下資源鑑定国家委員会が肯定的な結論を採択した日から３営業日以内に、申請者に、地下空間利用プロジェクト文書および撤収処置計画を用意し、さらにこれらのプロジェクト文書と計画について、本章で規定された鑑定に付し、合意を得る必要があるとの通知を送る。

申請者は、本項第３段落によって規定された通知の日から遅くとも１年以内に地下資源調査管轄機関宛に、地下空間利用プロジェクト文書および撤収処置計画に対する鑑定の肯定的な結論および合意書を送る。

申請者は、上記の期間延長が必要であるとの根拠を挙げて、地下資源調査管轄機関に期間延長を申し出る権利を有する。地下資源調査管轄機関は、申請者が制御できない状況によってこのような延長の必要性が引き起こされた場合には、本項第４段落で示された期間の満了日から６カ月を超えない範囲で、この期間を延長する。

２．地下資源調査管轄機関は、本条第１項によって規定された期間が遵守されていれば、地下空間利用プロジェクト文書および撤収処置計画に対する鑑定の肯定的結論が提出された日から５営業日以内に申請者に地下空間利用ライセンスを交付する。

３．地下空間利用ライセンスの交付は、州の地方執行機関がカザフスタン共和国の土地法令に従って地下資源利用者に用地に対する土地利用権を供与する根拠となる。

４．本条の目的で、撤収処置計画の作成、提出および鑑定は、本法典第260条によって規定された場合に要求される。

第253条　地下空間利用ライセンス交付の優先順位

１．同一のエリアを含む複数通の地下空間利用ライセンス交付申請書が地下資源調査管轄機関に提出された場合、これらが届けられた順番で審査される。

２．次の順番の申請書は、先行して審査されている申請書についてライセンス交付拒否の決定が下された後にはじめて審査される。

次の順番の申請書の審査は、先行して審査されている申請書について、ライセンス交付拒否の決定が下された日から10営業日が経過次第始まる。

拒否の決定について申請者が裁判所へ不服を申し立てた場合、次の順番の申請書の審査を行うか否かは、この件についての裁判所の判決が発効した後、地下資源調査管轄機関によって判断される。

３．提出された申請書のうちで、最初に本法典の要求を満たしていた申請書を提出した申請者に地下空間利用

ライセンスが交付される。
４．先行する申請書に対してライセンス交付の決定が下された後に提出された申請書に関してはライセンス交付拒否の決定が下される。

第254条　地下空間利用ライセンス交付の拒否

１．地下資源調査管轄機関は、次の事由のうちの１つでも該当する場合、地下空間利用ライセンスの交付を拒否する。
　１）申請書またはこれに添付された文書が本法典によって規定された要件を満たしていない
　２）申請書に、本法典によって要求されている文書が添付されていない
　３）申請対象の地下資源鉱区またはその一部が、地下空間利用ライセンスに基づいて他者が使用している鉱区（地下区画）である
　４）申請対象の地下区画が本法典第250条第１項の要件を満たしていない
　５）申請対象の地下区画が完全にまたは部分的に本法典第250条第２項に挙げられたエリア内に位置している
　６）ライセンス交付が国家の安全に対する脅威を引き起こす
　７）申請書に添付される地質学的報告書に対する鑑定の結論により、申請対象の地下区画は、その地質学的および（または）地質工学的特性に照らして、申請書に示された目的で地下空間利用業務を実施するのに適さないことが確認された
　８）申請者が、鑑定の肯定的結論および合意を必要とする地下空間利用プロジェクト文書および撤収処置計画を、地下資源調査管轄機関に提出する期限を守らなかったとき
２．ライセンス交付拒否は、書面で行われ、根拠が示され、ライセンスの審査と交付のために定められている期限内に申請者に渡されなければならない。
　本条第１項第６号に基づくライセンス交付拒否は、このような拒否の根拠となった理由を明示することなく行われる。
　申請者は、カザフスタン共和国の法令に従って、拒否の決定を受け取った日から10営業日以内であれば、ライセンス交付拒否に対する不服を申し立てることができる。
３．ライセンス交付拒否は、申請者が申請書を再提出する権利を奪うものではない。

第255条　地下空間利用ライセンスの内容

　地下空間利用ライセンスは、本法典第31条に示された情報と条件のほか、次の地下資源利用条件を含んでいなければならない。
　１）カザフスタン共和国の税法によって定められた額と手順による、サインボーナス支払いおよび土地区画利用料金（リース料金）支払い義務
　２）本法典第249条に基づく、地下空間利用目的
　３）義務違反によるライセンスはく奪の根拠

第256条　地下空間利用ライセンスの期間

１．地下空間利用ライセンス期間は、連続25年を超えることができない。
　ライセンス期間は、地下資源利用者の申請によって、最初のライセンス期間を超えない期間で延長することができる。ライセンス期間延長回数には制限がない。
２．延長申請書は、ライセンス期間満了に先立つ１年以内に、地下資源調査管轄機関によって定められた書式で同機関に提出される。
　ライセンス期間延長申請書の審査期間中にライセンス期間が満了した場合、ライセンスはこのような審査の期間中効力をもち続ける。ライセンス延長期間の算定は、先行する期間が終了した日の翌日から始まる。
３．地下空間利用ライセンス期間は、次の場合延長に付されない。
　１）申請された延長期間が本条第１項の規定に適合しない。
　２）本条第２項で規定された、ライセンス効力延長申請書提出期間に対する違反がある。
　３）解消されずに残っているライセンス条件違反がある。

第257条　地下空間利用プロジェクト文書

１．地下空間を利用する際のプロジェクト文書は地下空間利用プロジェクト文書であり、地下空間利用プロジェクト文書が地下空間利用条件を確定する。
第２号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。
２．下資源空間利用プロジェクト、およびその変更は、衛生・疫学的専門審査の対象となり、さらに産業安全分野の統括機関との合意の対象となる。地下資源利用者は、当該環境許可、衛生・疫学的専門審査の肯定的結論、および地下資源空間利用プロジェクトまたはその変更に関する合意を取得した場合に限り、地下資源空間の利用作業を実施する権利を有する。

３．地下空間利用プロジェクト文書作成マニュアルは、環境保護部門管轄機関との合意に基づいて、地下資源調査管轄機関によって策定され、承認される。

第258条　地下空間利用業務実施手順

１．地下空間利用ライセンスを保有する地下資源利用者は、本法典で規定された手順と期間で、地下資源調査管轄機関に、地下建造物使用報告書を提出する義務がある。

２．地下空間の利用に関わる全ての作業は、文書化される。文書は、地下区画の正確な調査とそれに続く開発に不可欠な作業内容を含んでいなければならない。

３．地下空間利用業務実施の際、 地下資源利用者は以下を保障する義務がある。

１）使用される技術的手段の最適性および安全性

２）危険な人為的プロセスからの地下資源保護

３）固形・液状および放射性廃棄物、有害・有毒物質を地下に保管または埋設する際、汚水、原料用水および工業用水を排水（注入）する際の正確な記帳

４）ラボで行われた調査と分析の情報を含む、地下空間を利用する際に得られたすべての一次的および二次的地質学情報の正確性と保全

本条には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第４項が追加された。

４．地下資源空間利用に係る作業を実施する際に採取される岩石質土塊、土砂および（または）移動される土壌の量は、環境および産業安全の要件に適合する場合には制限されない。

採取された岩石質土塊および土砂は、地下資源空間利用を確保するための構造物、設備およびその他の施設の建設および運営の目的に限り使用することができる。

第259条　地下空間利用後の撤収処置

１．地下空間利用後の撤収処置は、本法典第260条で規定された処置を除いて、カザフスタン共和国土地法典に従って、損傷した土地を再生することによって行われる。

２．自らが関わる鉱区（地下区画）の地下資源利用権が消滅した者は、このような消滅の日から遅くとも８カ月以内に撤収処置に着手する義務がある。採掘または採掘・選鉱生産活動の結果、鉱区（地下区画）のエリアに集積された人為生成鉱物は、ライセンスが終了した日から資源として地下資源の組成に含まれるものとみなされ、本条に従って撤収処置に付される。

３．地下資源利用者が、本法典第261条の規定に従って放棄した地下空間区画の一部における撤収処置は、このような放棄に先立って行われる。このような地下区画の一部の利用は、撤収処置が完了してから地下空間利用ライセンスからのこのような地下区画の一部が除外されるまでの期間、許されない。

第４項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

４．地下空間利用鉱区（その一部）における地下空間利用後の撤収処置は、撤収処置完了書に署名した日をもって完了したものとみなす。撤収処置完了書には、該当する州、共和国直轄都市または首都の地方執行機関が、同機関の代表者、地下資源調査部門、環境保護部門および産業安全部門の管轄機関の代表者、住民の衛生・疫学的福祉部門の国家機関の代表者によって構成する委員会、ならびに地下資源利用者（地下資源利用権を解除された者が存在する場合には、当該の者）が署名する。撤収処置が、私有地、永続的土地利用権または長期有償一時土地利用権の対象となっている土地区画において実施される場合、撤収処置完了書には、当該土地区画の所有者または土地利用者も署名する。

５．地下空間利用後の撤収処置の完了は、地下資源国家基金統一台帳に然るべき情報を記帳する根拠となる。

第260条　個々の地下空間利用後の撤収処置作業の計画立案と担保についての個別規定

１．採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の集積施設の設置および（または）使用を目的とした地下空間利用後の撤収処置は、本条第３項で規定された、撤収処置計画に基づいて策定された撤収処置作業プロジェクト文書に従って行われる。

２．地下資源利用者は、ライセンス期間が満了する２年前までに、カザフスタン共和国における建築事業、都市建設事業および建設事業に関するカザフスタン共和国の法令に従って、採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の施設の設置および使用後の撤収処置作業プロジェクト文書を策定し、承認することを保障する義務がある。

地下空間利用ライセンスの効力が期限満了以外の事由によって消滅した場合、自らの地下資源利用権が解除された者は、遅くともライセンスの効力が消滅した日から８カ月以内に撤収処置作業プロジェクト文書を策定し、承認する義務がある。

３．本条においては、地下空間利用後の撤収処置計画とは、ライセンスはく奪の際に、地下空間利用鉱区を安全な状態に維持する措置、採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の集積施設撤収処置の内容、さらにこのような撤収処置作業の費用概算見積もりを含む文書をいう。

第４号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。
４．撤収処置計画は、環境保護分野における作業の実施およびサービスの提供に係るライセンスを有する者を起用して作成し、地下資源利用者が承認する。撤収処置計画は、カザフスタン共和国の民間防衛に関する法令に従い産業安全鑑定を受け、その実施後、カザフスタン共和国の環境関連法令に従い国家環境鑑定を受けなければならない。
第５号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。
５．地下資源利用者は、撤収処置作業費用の算定の変更を含め、直近の産業安全鑑定および国家環境鑑定の肯定的結論書を取得した日から３年以内に、撤収処置計画に変更を加える義務を負う。
第６号は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。
６．産業安全鑑定および国家環境鑑定の肯定的結論書を得た撤収処置計画において、その撤収処置が定められていない採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物集積施設の設置および（または）操業は禁止される。
７．採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物の保管・埋設施設設置のための地下空間利用業務の撤収処置計画および撤収処置作業の費用概算見積もりは、本法典第217条第４項によって規定された手順で作成される。
８．地下資源利用者は、採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物施設の設置および（または）使用のための地下空間利用業務の撤収処置義務履行の担保を提供することを条件として、このような業務に着手する権利を有する。
９．地下資源利用者の撤収処置義務履行担保は、次の条件を遵守した上で、本法典で規定されたいずれの形でも与えられうる：第２層銀行保証の取得または預金を担保とする場合、地下空間利用ライセンスの全有効期間の最初の３分の１の期間についてはその額は保証総額の40％以上でなければならず、中間の３分の１の期間についてはその額は保証総額の60％以上でなければならず、最後の３分の１の期間についてはその額は保証総額の100％でなければならない
第10号には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）に従って変更が加えられた。
10．担保額は、実施済みの作業後の撤収処置に係る作業の見積総額、撤収処置計画について直近の産業安全鑑定および国家環境鑑定の肯定的結論書を取得した日から起算して３年間に予定される作業の見積額を賄うものでなければならない。
上記の作業の費用には一般管理費、管理費ならびに次の支出が含まれなければならない。
技術的設備、建物、建造物の解体と廃棄の経費
人為生成鉱物集積施設（保管所、鉱さいダムおよびその他の集積場所）閉鎖費
危険材料埋設費
損傷した土地の再生費
河床、小河床および水流復元費
地表水および地下水の品質、空気、土壌状態および植生のモニタリング費
11．採掘または採掘・選鉱生産活動により発生する人為生成鉱物集積施設の設置および（または）使用を、本法典の要件に従って撤収処置を担保することなく行うことは禁じられる。

第261条　地下空間利用の目的で供与された地下区画の放棄
１．地下資源利用者は、地下空間利用ライセンス期間が満了前のどの時点でも全地下区画を放棄する権利を有する。ただし、このような放棄について地下資源調査管轄機関に書面で申請しなければならない。
２．地下空間区画の一部を放棄する場合、引き続き利用される地下空間区画は、本法典第19条の規定を満たさなければならない。
３．地下空間区画の一部放棄申請書は、地下空間利用ライセンスからの除外に付される地下区画のエリアの表記を含んでいなければならない。
申請書には以下が添付される。
１）地下資源利用者がその一部を放棄する地下区画における地下空間利用業務の撤収処置証書
２）地下資源利用者がその一部を放棄する地下区画エリアの記述。ただし、面積の計算（大きさ）と頂点の地理学的座標を含む。
３）地下区画を放棄した後の状態に対応する地下空間区画のエリアの記述。ただし、面積の計算（大きさ）と頂点の地理学的座標を含み、見やすい縮尺で作成された鉱区配置の統計図、概観図（地勢図）ならびに地表の地形図を添付する。
４．地下空間鉱区の一部の放棄には、地下空間利用ライセンス再交付を伴う。
５．地下空間利用の目的で供与された地下区画の放棄は、当該地下区画に関する情報を地下資源国家基金統一台帳に記帳する根拠となる。

第262条　地下空間利用ライセンスはく奪

１．地下空間利用ライセンスは、本法典第255条に規定されたライセンス条件に違反した場合、またカザフスタン共和国の環境法令に規定された活動禁止に該当する場合、地下資源調査管轄機関によってはく奪される。

２．ライセンス条件違反が判明した場合、地下資源調査管轄機関は、これについて書面で地下資源利用者に通知する。

地下資源利用者は、違反に関する通知を受け取った日から３カ月以内に、違反を解消し、違反の解消を証明する文書を添付して、地下資源調査管轄機関に書面で違反の解消について通知する義務がある。

定められた期間に違反が解消されなかった場合、地下資源調査管轄機関は本条第３項に従ってライセンスを取り消す。

３．ライセンスはく奪は、地下資源調査管轄機関が地下資源利用者にライセンスはく奪に関する書面の通知を送付することによって行う。

ライセンスは、地下資源利用者がライセンスはく奪に関する通知受領後３カ月後に失効する。

４．地下資源利用者は、ライセンスはく奪に関する通知を受け取った日から15営業日以内に、カザフスタン共和国の法令によって規定された手順で、異議を申し立てる権利を有する。このような異議申し立ての期間中、本条第３項に示された期間は、異議申し立ての結果に基づいて下される決定が発効するまで延長される。

５．ライセンスはく奪は、ライセンスはく奪の事由となった義務の不履行または不適切な不履行が、不可抗力、すなわち当該条件のもとでは前もって避けることのできない非常事態（自然現象、軍事行動など）が作用したことが原因で起こった場合、 許されない。地下資源利用者のもとに技術的手段および（または）財源がないこと、あるいは市場に必要な商品、役務またはサービスがないことは、このような事態に該当しない。

６．本条に従ってライセンスを取り消された者は、速やかに地下利用業務を取り止め、地下区画を安全な状態に維持する作業に着手する義務がある。

７．地下空間利用ライセンスのはく奪は、当該地下区画に関する情報を地下資源国家基金統一台帳に記帳する事由となる。

第34章　貴金属・貴石採集

第263条　貴金属・貴石採集ライセンス

１．貴金属・貴石採集ライセンス保有者は、このライセンスに基づいて、 砂鉱床および人為的に形成された鉱床（鉱さいダムおよび採鉱生産活動と冶金の廃棄物の集積）において、剥土作業、砂・土壌洗浄作業ならびにその他の関係作業をはじめとして、手作業で、または小出力の機械化手段およびその他の設備を使用して行われる貴金属および貴石の採取作業を実施するために、地下資源鉱区を利用する排他的権利を有する。

上述の貴金属および貴石のリストは、カザフスタン共和国法律「貴金属および貴石について」によって定められる。

２．貴金属・貴石採集ライセンス保有者になることができるのは、カザフスタン共和国の国民だけである。

３．１人の者は、１つの貴金属・貴石採集ライセンスしか保有できない

４．貴金属・貴石採集ライセンスに基づく地下資源利用権（地下資源利用権の持分）の移転または担保化は禁止される。

第264条　貴金属・貴石採集のための区画

第１項には2025年４月９日付カザフスタン共和国法第180-VIII号（2025年６月10日施行）に従って変更が加えられた。

１．貴金属・貴石採集ライセンスは、州の地方執行機関が、環境保護部門管轄機関の出先機関、地下資源調査管轄機関の地方支部、水資源保護・利用に関する流域水監督機関との合意に従って画定するエリアを対象に交付される。

２．貴金属・貴石採集ライセンスは以下に対しては交付されない。

１）法人格を有する特別自然保護区域とその保護ゾーン

２）健康増進の用途、レクリエーションの用途および歴史・文化的用途をもつエリア

３）宇宙事業、防衛および国家安全のために必要なエリア

４）居住地およびこれに隣接する距離1,000mにおよぶエリア

５）墓、墓所および墓地の用途をもつ土地区画、有用鉱物の探鉱・採掘と関係のない地下建造物がその範囲内にあるエリア

６）地質学的および鉱物学的国定自然利用規制区のエリア

３．私的所有者または土地利用者に属している用地、ならびに他者が利用している地下資源鉱区の区画における貴金属・貴石採集は、これらの者の同意を得た場合にのみ行われる。

第265条　貴金属・貴石採集ライセンスの交付

１．貴金属・貴石採集ライセンス取得を望む者は、固形有用鉱物部門管轄機関によって承認された書式で、州の地方執行機関に書面で申請書を提出する。

２．申請書は次の情報を含んでいなければならない。

１）申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、居住地、申請者の本人確認書類に関する情報

２）申請者が使用許可を願い出ている貴金属・貴石採集鉱区を画定する頂点の地理学的座標および総面積の表記を含むエリアの記述。

３．申請書には次の文書が添付される。

１）本条第２項第１号で規定された情報を証明する文書の写し

２）*2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号により削除。（2021年３月１日施行）*

３）申請書提出の際に申請者の代理人が申請者によって指名された場合は、このような者の権限を証明する文書

４）貴金属・貴石採集で使用される予定の、申請者によって承認された技術的手段および設備のリスト、また貴金属・貴石採集鉱区で行われる予定の貴金属・貴石採集作業の種類と方法の記述を含む文書

５）本項に従って申請書が提出されているエリアにおける土地利用者または用地の私的所有者、さらに地下資源鉱区利用者の同意

第６項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）により改定。

６）申請者が採鉱ライセンスの発効後１年目に機械化を行う意図を有する場合の採鉱計画

４．申請書に添付される文書の写しは公証を受けたものでなければならない。

５．申請書とこれに添付される文書はカザフスタン語およびロシア語で作成しなければならない。

６．申請書提出時点は、州の地方執行機関に申請書が届けられた日時と定められ、記帳に付される。

第７項には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って変更が加えられた。

７．提出された申請に関する情報は、申請の提出日に地下資源利用統一プラットフォームに掲載され、次に掲げる内容を含むものとする。

１）申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）

２）申請者が使用許可を願い出ている貴金属・貴石採集鉱区エリアの座標

３）申請書が届けられた日時

８．州の地方執行機関は、申請書が届けられた日から７営業日以内に申請書を審査し、ライセンスを交付するかまたはライセンスの交付を拒否する。

９．貴金属・貴石採集ライセンスを受け取った者は、カザフスタン共和国税法によって規定された額、手順および期間でサインボーナスを支払う義務がある。

10．貴金属・貴石採集ライセンス交付申請書の提出および審査手順は、固形有用鉱物部門管轄機関が定める。

第266条　貴金属・貴石採集ライセンス交付の優先順位

１．同一の区画を含む複数通の貴金属・貴石採集ライセンス交付申請書が州の地方執行機関に提出された場合、これらの申請書は届けられた順番で審査される。

２．州の地方執行機関は、先行して審査されている申請書についてライセンス交付拒否の決定が下された後にはじめて次の順番の申請書の審査に着手する。

次の順番の申請書の審査は、先行して審査されている申請書について、ライセンス交付拒否の決定が下された日から10営業日が経過次第始まる。

拒否の決定について申請者が裁判所へ不服を申し立てた場合、次の順番の申請書の審査問題は、裁判所の判決が発効した後、州の地方執行機関によって解決される。

３．提出された申請書のうちで、最初に本法典の要求を満たしていた申請書を提出した申請者に貴金属・貴石採集ライセンスが交付される。

４．先行する申請書に対するライセンス交付の決定が下された後に提出された申請書に関してはライセンス交付拒否の決定が下される。

第267条　貴金属・貴石採集ライセンス交付の拒否

１．州の地方執行機関は、次の事由のうちの１つでも該当すればライセンスの交付を拒否する。

１）申請書またはこれに添付された文書が本法典によって規定された要件を満たしていない。

２）申請書に、本法典によって要求されている文書が添付されていない。

３）申請書提出に先立つ２年間の間に、本法典によって規定された事由により申請者の貴金属・貴石採集ライセンスがはく奪されたことがある。

４）申請対象のエリアまたはその一部が、他者に交付された貴金属・貴石採集ライセンスに関わる鉱区である、または本法典に従って貴金属・貴石採集ライセンスの交付が禁止されているエリアである。

５）申請書提出に先立つ１年間の間に、申請対象の地下資源鉱区（その一部）に関して以前に申請者に交付された貴金属・貴石採集ライセンスが終了している。
６）申請対象の貴金属・貴石採集鉱区のエリアが本法典第269条の要件を満たしていない。
２．ライセンス交付拒否は、書面で行われ、根拠が示され、貴金属・貴石採集ライセンスの審査と交付のために見込まれている期間中に申請者に渡されなければならない。
３．申請者は、拒否の決定を受け取った日から10営業日以内に、カザフスタン共和国の法令に従って、ライセンス交付拒否に対して不服を申し立てることができる。
４．ライセンス交付拒否は、再び申請書を提出する権利を申請者から奪うものではない。

第268条　貴金属・貴石採集ライセンスの期間
１．貴金属・貴石採集ライセンスは３年の期間で交付される。この期間はライセンス保有者の申請によって３年に一度延長に付される。
２．貴金属・貴石採集ライセンスを交付した地方執行機関は、申請書審査日現在、貴金属・貴石採集鉱区区画の境界が、地下資源利用契約または統轄機関によって交付された地下資源利用ライセンスに基づいて他者の使用に供与されている地下資源鉱区のエリアの範囲内に完全に入っている場合、ライセンス有効期間の延長を拒否する。
本項の規定は、貴金属・貴石採集者が貴金属・貴石採集の継続に対して上述の他者の同意を得た場合、適用されない。

第269条　貴金属・貴石採集鉱区
１．貴金属・貴石採集鉱区の境界は、本法典第19第３項の要件を満たさなければならない。
２．貴金属・貴石採集鉱区区画の面積は、500㎡以上、５ha以下でなくてはならない。

第270条　貴金属・貴石採集ライセンスの内容
貴金属・貴石採集ライセンスは、本法典第31条に示された情報と条件のほか、次の地下資源利用条件を含んでいなければならない。
１）カザフスタン共和国の税法によって定められた額と手順による、サインボーナス支払い義務
２）地下資源利用者の以下に対する権利
地下資源利用者の所有権のもとにある、積載能力が10ｔ以下のトラック１台、ボーリング設備、さらにバケット容量が合わせて0.5㎥以下の掘削機および（または）ブルドーザーの形での機械化手段の使用
貴金属・貴石採集鉱区エリアの地表面の最も低い地点から３mを超えない深さでのボーリングおよびその他の掘削作業の実施
３）砂金の採集を行う際、地下資源利用者には１暦年当たり50kg以下の金を採取することが許される。
４）貴金属・貴石採集鉱区において地下資源利用者は以下を行う権利をもたない。
貴金属・貴石採集鉱区に位置する水域および水資源地で掘削機やブルドーザーを使うこと
化学剤や爆発物を用いること
常設建造物を構築、建設すること
土壌および採取された廃石を貴金属・貴石採集鉱区の範囲外に持ち出すこと。

第271条　貴金属・貴石採集実施手順
１．貴金属・貴石採集ライセンスを保有する地下資源利用者は、本法典第263条第１項第２段落に示されたリストに基づくいずれの種類の貴金属および貴石の貴金属・貴石採集も行う権利を有する。
２．貴金属・貴石採集を行う際、地下資源利用者は次の義務を負う。
１）貴金属・貴石採集の目的で水資源を利用する川と貯水池の岸と底の自然地形を破壊する可能性を排除すること
２）貴金属・貴石採集の過程で損傷した土地を再生すること
３）ライセンス条件によって定められた機械化手段使用制限を守ること
３．本章の、環境または労働安全の要件から導き出される特段の制限がなければ、貴金属・貴石採集の過程で供与された地下資源鉱区の範囲内で移される土壌と岩石の容積には制限がない。
４．貴金属・貴石採集を行う際、地下資源利用者は、特別の許可またはライセンスを取得する必要性なしに、自由に水資源を利用する権利を有する。
水資源を利用する際、地下資源利用者は、水資源保護措置を実行し、さらに、カザフスタン共和国の水法令および環境法令によって定められた、水域保護に関するその他の要件を遵守する義務がある。
水ファンド地および水域では、貴金属・貴石採集は手作業でのみ行われる。

第272条　貴金属・貴石採集を行う際の地下資源利用者の報告
１．地下資源利用者は、貴金属・貴石採集ライセンスに基づいて、地下資源調査管轄機関によって決められた

手順で、貴金属・貴石採集ライセンスを交付した州の地方執行機関に、採掘された貴金属と貴石に関する報告書を定期的に提出する義務がある。
２．前の暦年の報告書は、遅くとも毎年１月30日までに提出される。
　１年に満たない暦年の報告書は、実際の地下資源利用期間を対象にしたものが提出される。
　地下資源鉱区利用期間の最終年が１暦年に満たない場合、その最終年の報告は当該期間終了日から２カ月以内に提出されなければならない。

第273条　貴金属・貴石採集計画

第１項は2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年７月１日施行）により改定。

１．機械化を行う地下資源利用者は、採鉱計画が存在する場合に限り、採鉱作業を実施する権利を有する。河川敷または水資源地に属する土地において機械化を用いて計画される採鉱は、カザフスタン共和国の環境法令に従い、環境影響スクリーニングの対象となる。
２．貴金属・貴石採集計画は、地下資源利用者によって策定され、承認される。
　貴金属・貴石採集計画には貴金属・貴石採集作業の種類、手順および方法、作業実施の規模と期間が記載される。
　貴金属・貴石採集計画作成マニュアルは固形有用鉱物部門管轄機関によって承認される。
　貴金属・貴石採集計画の内容は、環境安全要件を考慮して、地下資源利用者が独自に決める。
３．貴金属・貴石採集計画は環境国家鑑定に付される。地下資源利用者は、貴金属・貴石採集計画の環境国家鑑定で肯定的な結論が得られた場合にのみ、機械化手段を使用して貴金属・貴石採集業務を実施する権利を有する。

本法典には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って第273-１条が追加された。

第273-1条　貴金属・貴石採集の撤収処置

１．貴金属・貴石採集後の撤収処置は、カザフスタン共和国土地法典に従い、損傷した土地を再生することによって実施される。
２．貴金属・貴石採集鉱区における地下資源利用権を解除された者は、貴金属・貴石採集ライセンスの失効後６カ月以内に、当該鉱区における貴金属・貴石採集後の撤収処置を完遂させる義務を負う。
　上記の者からの申請があり、天候および（または）自然・気象条件により撤収処置の実施が不可能または極めて困難であった場合、州の地方執行機関は、本項第１段落に定める期限の満了日から最大４カ月、貴金属・貴石採集後の撤収処置の期限を延長する。
３．地下資源利用者が本法典第275条に従い貴金属・貴石採集ライセンスの有効期間満了前に権利を放棄した貴金属・貴石採集鉱区の一部における貴金属・貴石採集後の撤収処置は、当該放棄の前に実施する。
４．地下資源利用者が、権利を放棄した貴金属・貴石採集鉱区（その一部）において貴金属・貴石採集を実施していなかった場合、当該鉱区（その一部）において撤収処置作業を実施する必要はない。
　この場合、撤収処置作業を実施する必要がないことを証明する貴金属・貴石採集鉱区（その一部）の調査完了書を作成し、本条第５項に示す者がこれに署名する。
５．貴金属・貴石採集鉱区（その一部）における作業後の撤収処置は、撤収処置完了書への署名をもって完了したものとみなす。撤収処置完了書には、該当する州の地方執行機関が、同機関の代表者および環境保護部門管轄機関の代表者によって構成する委員会、ならびに地下資源利用者（地下資源利用権を解除された者が存在する場合には、当該の者）が署名する。撤収処置が、私有地、永続的土地利用権または長期有償一時土地利用権の対象となっている土地区画において実施される場合、撤収処置完了書には、当該土地区画の所有者または土地利用者も署名する。
６．貴金属・貴石採集後の撤収処置完了書への署名は、今後別の者に貴金属・貴石採集を実施するための地下資源利用権を供与することを目的として、地下資源国家基金の統一台帳に然るべき情報を記入する根拠となる。

第274条　貴金属・貴石採集の撤収処置の担保

　貴金属・貴石採集の撤収処置去に関する地下資源利用者の義務履行の担保は、銀行預金担保または第２層銀行が与える保証の形で差し入れられる。
　担保総額は、貴金属・貴石採集鉱区の区画を構成するヘクタール数と、当該会計年度について共和国予算法によって定められ、貴金属・貴石採集ライセンス交付申請書提出の年に有効な月次計算指標に基づいて計算される。１ha当たりの担保額は州の地方執行機関が定める。
　担保額は、貴金属・貴石採集鉱区エリアの国家に返還された部分に相当するヘクタール数に応じて、地下資源利用者によって減額されうる。
参照：2020年10月22日付質問に対する2020年10月26日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第648398号（dialog.egov.kz）「保険契約は、貴金属・貴石採集に伴う撤収処置義務の履行を担保する文書として提出することはできない」、2021年６月４日付質問に対する2021年６月18日付カザフスタン共和国産業・インフ

ラ発展大臣の回答第689004号（dialog.egov.kz）「貴金属・貴石採集に伴う撤収処置に関する地下資源利用者の義務履行保証について」

第275条　貴金属・貴石採集鉱区の放棄

地下資源利用者は、貴金属・貴石採集ライセンスの有効期間が満了以前の任意の時点で、貴金属・貴石採集鉱区のいずれの部分であっても放棄する権利を有する。

期限前の貴金属・貴石採集鉱区全体のまたはその一部の放棄にはそれぞれ、貴金属・貴石採集ライセンスの効力消滅または再交付を伴う。

第276条　貴金属・貴石採集ライセンスに関わる義務違反の責任とライセンスのはく奪

１．地下資源利用者は、貴金属・貴石採集ライセンス条件に違反すると違約金またはライセンスはく奪の形で責任を問われる。

２．違約金は、金採取制限に関する貴金属・貴石採集ライセンス条件に違反したことにより徴収される。

違約金は、決められた制限を超えて採掘された金の市場価値の100%の額が徴収される。

３．貴金属・貴石採集ライセンスは、以下の事由のいずれかがあった場合に 、州の地方執行機関によってはく奪に付される。

１）環境安全および労働安全の要件違反の理由による、裁判所の地下資源利用活動禁止の判決が発効

２）サインボーナスが、カザフスタン共和国税法によって定められた期間に支払われなかった場合

３）貴金属・貴石採集の撤収処置に関する義務履行担保の差し入れがない貴金属・貴石採集作業の実施

４）貴金属・貴石採集作業実施制限、機械化手段の使用制限、化学剤・爆発物使用禁止、常設構造物建設禁止、土壌・廃石の貴金属・貴石採集鉱区外持ち出し禁止に関するライセンス条件違反

５）本章の規定に従って貴金属・貴石採集計画を立てることが求められている状況における、貴金属・貴石採集計画なしの貴金属・貴石採集作業実施

４．本条第３項第３号および第４号によって規定されたケースでは、州の地方執行機関が為された違反について地下資源利用者に通知する。

地下資源利用者は、違反に関する通知を受け取った日から１カ月以内に違反を是正し、違反の是正を証明する文書を添付して、州の地方執行機関に違反解消について通知する義務がある。

上記の期間に違反が解消されなかった場合、州の地方執行機関は本条第３項に従って貴金属・貴石採集ライセンスを取り消す。

５．貴金属・貴石採集ライセンスのはく奪は、州の地方執行機関 が、地下資源利用者に貴金属・貴石採集ライセンスはく奪に関する通知を書面で送付することによって行う。

ライセンスは、地下資源利用者が通知を受領した日から１カ月後となる日までに有効期間が満了にならない場合、地下資源利用者が通知を受領した日から１カ月後に失効する。

６．地下資源利用者は、ライセンスはく奪に関する通知を受領した日から15営業日が経過次第、取り消されるライセンスに関わる作業を取りやめ、本章で規定された手順で撤収処置作業に着手する義務がある。

７．地下資源利用者は、通知を受領した日から２カ月以内であれば、裁判所でライセンスはく奪の正当性について異議を申し立てる権利を有する。地下資源利用者が裁判所に提訴した場合、本条第５項に示された期間は裁判所の判決が発効するまで停止される。

８．ライセンスはく奪は、ライセンスはく奪の事由となった義務の不履行または不適切な不履行が、不可抗力、すなわち当該条件のもとでは前もって避けることのできない非常事態（自然現象、戦争行為など）が作用したことが原因で起こった場合、 許されない。地下資源利用者のもとに技術的手段および（または）財源がないこと、あるいは市場に必要な商品、役務またはサービスがないことは、このような事態に該当しない。

第35章　最終規定および経過規定

第277条　本法典の施行手順

１．本法典は、最初に正式に公布された日から６カ月経過次第施行される。ただし、以下を除く。

１）第278条第４項第３段落については、本法典が最初に正式に公布された日から10暦日が経過した時点で施行される。

２）第144条第５項および第６項は2020年１月１日から施行される。

第１項には2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号に従って第２－１号が追加された。

２－１）目次中の第98条の表題、第94条第３項、第95条第５、６項、第98条の表題および第１、２、５、６項、第99条の表題は2020年９月１日より有効となる。

３）第153条第２項は2021年１月１日から施行される。

２．本章で規定された場合を除き、本法典は本法典の施行後に発生した地下資源利用に対して適用されるものと定める。

第３項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2018年６月29日施行）、2021年３月９日付カザフスタン共和国法第14-VII号、2022年12月30日付カザフスタン共和国法第177-VII号（2023年１月12日施行）、2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）、2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年１月１日施行、2026年２月26日施行）および2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。

３．本法典が施行された日から、本法典の施行前に交付され、または締結された地下資源利用許可証、ライセンスおよび契約に対しては、以下によって定められ、それぞれの関係を調整する本法典の規定が適用されるものと定める。

第１章。

第２章。ただし、2024年１月１日まで、本法典が施行される前に締結された固形有用鉱物採掘契約に関わる鉱床を大規模鉱床のカテゴリーに分類する際には国家有用鉱物埋蔵量バランスシートに含まれる埋蔵量が考慮されることを勘案する。

第３章。ただし、第17条第３項、第19条第２項および第３項、第20条第１項、第22条、第24条、第25条、第28条第２項第１段落を除く。

第38条。

第５章では、州、共和国直轄都市、首都の地方行政機関と締結された地下資源利用契約に基づく地下資源利用権の移転許可の付与、および当該地下資源利用権の担保権の登録は、当該地方執行機関によって実施されることを考慮に入れる。

第６章。

第７章。

第54条、第55条第１項、第２項、第３項、第５項および６項（本法典が施行される前に締結（交付）された炭化水素およびウランに関する地下資源利用許可証、ライセンスおよび契約に関して）。

第９章。

第10章。

第11章。ただし、第77条を除く。

第12章。ただし、第80条第１項の効力は、本法典が施行される前に締結されたウランを除く固形有用鉱物および遍在有用鉱物に関わる契約には及ばないことを考慮に入れる。

第13章。

第15章第３節。ただし、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）およびカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約に関しては第106条第２項を除く。

第113および114条。

第120条。ただし、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）、およびカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約に関わる関係を除く。上記の協定（契約）および地下資源利用契約の有効期間の追加的延長は双方の事前の合意によって可能である。

第121条～第125条。

第126条。ただし、以下を除く。

第６項、本項は、本法典が施行される前に交付され締結された、炭化水素地下資源利用許可証およびライセンス、ならびに炭化水素地下資源利用契約に対しては、本法典が施行された日から36カ月が経過次第次の文面で適用される。

「６．炭化水素地下資源利用後の撤収処置義務の履行は、定められた手順で地下資源利用者によって形成され、統轄機関の許可を得て地下資源利用者が費消する撤収処置基金によって担保される。

この場合、権限ある機関の許可のもとで、地下資源利用者は、炭化水素に関する地下資源利用における撤収処置義務の履行保証の全額を、撤収措置基金の資金を銀行預金口座へ振り替えることにより、当該質権の担保として機能する銀行預金による質権設定へ置き換えることができる。

撤収処置基金が設けられていない場合、または炭化水素探鉱および（または）採掘後の撤収処置作業の市場価格総額が実際に設けられた撤収処置基金の資金総額を超える場合、不足部分における炭化水素地下資源利用後の撤収処置義務の履行は、本条第７または８項に従って差し入れられた銀行預金担保および（または）本法典の要求に従って地下資源利用後の撤収処置が完了するまでの期間に対して、以下の者によって提供される全額、無条件そして取り消し不能の保証によって確保される。

１）議決権株式（定款資本における持分）の50%以上が直接または間接的に国営管理持株会社に属する地下資源利用者については、国営管理持株会社、炭化水素部門の国営会社、炭化水素部門の国営会社の子会社および（または）炭化水素部門の国営会社の、地下資源利用者の持株（定款資本における持分）を保有する、パートナーまたはその子会社

本号第１段落に示された保証人は、国営管理持株会社、炭化水素部門の国営会社を除いて、最低でも「Standard and Poor's」の尺度で「BB-」レベル、または格付け会社「Moody's」、「FitchRatings」の尺度で同様のレベル以上の、毎年確認される外貨建て長期信用格付けが付けられていなければならない。

２）本項第１号に示されていない地下資源利用者については、最低でも「Standard and Poor's」の尺度で「BB-」レベル、または格付け会社「Moody's」、「FitchRatings」の尺度で同様のレベル以上の、毎年確認される外貨建て長期信用格付けをもつその他の事業者

保証人の信用格付けが本項によって要求されるレベルと期間で確認されなかった場合、保証人の信用格付けが本項によって許容される最低限のレベル以下に低下した場合、また保証人が本項に示された信用格付けを喪失した場合は、当該保証人によって保証を提供された地下資源利用者は、本条に従ってこのような担保（保障）を１暦年以内に差し替えるか、あるいは本項で定められた担保（保障）が復活されるまで地下資源利用業務を停止する義務がある。

本項に従って提供される保証の範囲と条件、さらにこのような保証に伴って発生する諸関係に適用される法は、カザフスタン共和国の法令である。本段落の規定は、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）、あるいはカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約に従って、本法典が施行される前に与えられた保証の諸関係には適用されない。」

第７および８項、これらは、本法典が施行される前に交付され締結された、炭化水素地下資源利用許可証、ライセンスよび契約に対しては、本法典が施行された日から36カ月が経過次第適用される。

第127、128条。

第130条（ただし、譲渡可能な液化石油ガスおよび（または）NGLの購入に対する国家の優先権についての規定が定められている、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）、およびカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約については第２および３項を除く）、第131条（本法典第278条第30項で定められたケースを除く）、第132条、第133条。

第143条を除く第19章。ただし、承認されたプロジェクト文書に変更や追加が加えられた場合。

第144条～第152条。

第21章。ただし、第153条を除く。

第22章第２節。

第173条および第174条、第176条第１項、第７項、第８項および第９項。第177条、第178条、第179条、第180条、第181条および第184条。

第182条第７項。

第194条第２項、第３項および第６項、第195条。ただし、第３項第２および第３段落を除く。第197条。

第213条。第214条。ただし、第１項を除く。第215条。ただし、第３項第２段落および第３段落を除く。第218条。

第236条。

第32章。ただし、固形有用鉱物加工協定は、本法典の施行前に締結された、探鉱・採掘一体契約に基づく地下資源利用権を有する地下資源利用者（採掘期間中に限る）および（または）固形有用鉱物採掘契約に基づく地下資源利用権を有する地下資源利用者との間で締結することができるものとする。

第258条、第259条、第260条第１項～第６項。

本条には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号に従って3-１号が追加された（2018年６月29日施行）。

３－１．本法典第25条第２項の固形有用鉱物および遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る地下資源利用権の供与に関する部分、第186条第２項第１号、第203条第２項第１号の効力は2023年１月１日まで停止される。

本条には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第３－２項が追加された。

３－２．2023年１月１日時点で、本法典の施行前に締結された地下資源利用契約（生産物分与協定およびカザフスタン共和国大統領が承認した契約を含む）に基づき採掘が実施されていた大規模炭化水素鉱床については、当該の地下資源利用契約の有効期間満了後、本法典第28条第１項第４段落および第２項第３段落、第36条第１－１項第１号および第２号、第１－２項および第２－１項、第４項第２段落および第４段落、第５－１項、第78条第２項、第95条第２－１項、第116条第２項から第８項までおよび第11項、第119条第１－１項、第７項第２段落、第８項第３段落、第18－１項から第18－４項まで、第121条第16項第３段落、第123条第15項、第126条第６－１項から第６－４項までおよび第７項第３段落、第130条第１項第３段落ならびに第131条第８項の規定は適用しないものとする。

第４項は2019年12月30日付カザフスタン共和国法第297-VI号により改定。

４．2020年９月１日まで本法典第99条は次の文面で効力を持つものとする。

「第99条　競売の実施

１．本法典第95号に記載の期限内に競売参加申請書が一通も提出されなかった場合、および（または）申請書審査の結果、申請者（競売実施申請書の提出者を除く）のうち一名も競売への参加を認められなかった場合、競売実施委員会は競売参加申請書提出期限の満了日または競売参加申請書審査終了日より３営業日以内に、競売中止の決定を採択する。この場合、競売落札者との契約締結のために本法典第100条が定める手順に則り、競売実施申請書の提出者との間で地下資源利用契約を締結するが、これは、競売実施申請書の提出者がサインボーナスの開始価格を納付した場合に限る。

競売中止に関する情報は、委員会が当該の決定を採択した日より３営業日以内に、カザフ語とロシア語をもって、統轄機関のインターネットリソース上に掲載するほか、カザフスタン共和国全土で流通する定期刊行物上に公示する。

２．競売には、競売への参加が認められ、競売参加者として登録された申請者が参加する。

３．競売は、競売実施に関する通知に記載されている日程にしたがった日に実施する。

４．統轄機関は競売実施日の遅くとも10営業日前までに、競売への参加を認められた申請者に対し、競売実施日時に関する情報を提供する。

５．競売に参加することを許された各申請者の代表者の登録は、競売実施が始まる１時間前に始まり、５分前に終了する。

６．登録された参加者は、実施される競売の録音、録画を行うことができる。

７．競売は、参加者が、競売実施通知に示されたサインボーナスの開始額から始まって、競売の刻み金額で、サインボーナスの額の大きさに関する自己のオファーを表明することにより、公開で行われる。

競売の刻み金額の大きさは、サインボーナス開始額の５％から50％となる。

８．競売の直接の実施は、委員会によって招聘される、あるいは委員会構成員の中から選任される競売人に委任することができる。

９．参加者には付与された登録番号が記されたプレートが交付される。参加者はサインボーナス額の大きさが読み上げられるたびに、この金額を表明する用意があれば、プレートを上げる。

10．競売は、参加者の数、地下資源鉱区に関する情報、その基本的な特性、さらに地下資源利用権の供与条件、競売実施手順、サインボーナスの開始額および競売の刻み金額を告知することから始まる。

11．競売実施の際、参加者は、競売の刻み金額の大きさの分、いま現在の最低のサインボーナス額入札を引き上げることを見込んだサインボーナス額を入札する。

12．競売人は、競売の刻み金額の大きさの分増やされたサインボーナス開始額に等しい、サインボーナス額の最初の値を告知する。

13．サインボーナス額の最初の値が告知されてこの値を３回繰り返しても参加者の誰一人自己の登録番号プレートを上げなかった場合、競売は打ち切られ、不成立とみなされる。

14．いま現在の最低入札がないという状況であれば、参加者は、競売の刻み金額の大きさを問わず、サインボーナス開始額を上回るサインボーナス額で入札する権利を有する。

15．１枚のプレートが上がった場合、競売人はプレートを上げた参加者の登録番号を名指す。何枚かのプレートが上がった場合は、競売人は、最初にプレートを上げた参加者の登録番号を名指す。

16．競売刻み金額経過公報には競売人に名指された参加者番号だけが掲載される。

17．競売人は毎回、競売刻み金額の分をいま現在の値に上乗せして、その次に続くサインボーナス額の値を指定する。」

５．2020年１月１日までは本法典第140条第５および６項は次の文面で効力を持つものと定める。

「５．中央委員会は、基本プロジェクト文書または開発分析を受け取った日から10営業日以内に、独立した鑑定を実施するために、これらを自らが決める鑑定人（鑑定人ら）に送付する。」

５－１．*2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により削除。（2026年１月１日施行）*

第６項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2023年12月31日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。

６．2030年１月１日までは以下のように定める。

本法典第141条第３、４および５項は次の文面で効力を持つ。

「３．資源埋蔵量試算（速報試算）報告書は、地下資源調査部門管轄機関によって承認される技術規格文書に従って作成される。

４．地下資源国家鑑定は、カザフスタン共和国炭化水素資源埋蔵量国家委員会（国家埋蔵量委員会）が、地質学および地下資源利用部門における専門知識をもち、鑑定結果に利害関係をもたない独立した鑑定人を招聘して行う。

５．国家埋蔵量委員会の活動、構成、業務規則および文書取扱管理は、地下資源調査管轄機関によって承認された、カザフスタン共和国有用鉱物埋蔵量国家委員会規程によって決められる。」

第７項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。

７．本法典第186条第２項、第203条第２項、第250条第２項の規定を適用するうえで、該当する地下資源利用ライセンスの交付に際しては、以下を定める。

１）炭化水素に係る地下資源利用契約の鉱区割当によって定められた契約エリア、ならびに本法典の施行前に成立した直接交渉または地下資源利用権の供与を目的とした入札の結果に基づいた炭化水素採掘契約締結に関する議事録が効力を有するエリアは、他の者が炭化水素の採掘に関連する作業の実施を目的として利用している地下資源鉱区のエリアと同等とする。

２）固形有用鉱物または遍在有用鉱物に関する契約に係る地質学的割当によって定められた契約エリア、ならびに本法典の施行前に成立した直接交渉または地下資源利用権の供与を目的とした入札の結果に基づいた固形有用鉱物または遍在有用鉱物の探鉱契約締結に関する議事録が効力を有するエリアは、固形有用鉱物の探

鉱に関する作業の実施を目的として供与された地下資源鉱区のエリア（探鉱鉱区エリア）と同等とする。
３）固形有用鉱物または遍在有用鉱物に関する契約に係る鉱区割当によって定められた契約エリア、または探鉱および（または）採掘とは関連しない地下営造物の建設および（または）操業に関する契約に係る同様のエリア、ならびに本法典の施行前に成立した直接交渉または地下資源利用権の供与を目的とした入札の結果に基づいた固形有用鉱物または遍在有用鉱物の採掘契約、または探鉱および（または）採掘とは関連しない地下営造物の建設および（または）操業に係る契約締結に関する議事録が効力を有するエリアは、固形有用鉱物もしくは遍在有用鉱物の採掘に関する作業の実施を目的として供与された地下資源鉱区のエリア（採掘鉱区エリア）、または地下資源空間の利用を目的として供与された地下資源鉱区のエリアと同等とみなす。
８．2019年７月１日から、本法典第249条に示された目的のために本法典の施行前に締結された、地下空間利用に関わる地下資源利用契約に対しては、本法典第258条の規定が適用されるものと定める。
９．本法典施行日現在の時点で使用中の集積施設に保管され、利用中の地下資源鉱区の範囲外にある、採掘・選鉱および冶金生産施設の活動の結果発生した人為生成鉱物は上記の生産施設の所有物である。このような人為生成鉱物の所有権は、カザフスタン共和国環境法令に従って、この人為生成鉱物の集積場（集積場の一部）が閉鎖される日まで、生産施設の所有者が保有する。
10．エリア境界の変更を伴う改修を行った場合を含め、本法典が施行される前に設けられた、採掘および（または）採掘・選鉱生産施設で発生する人為生成鉱物の集積および（または）利用施設に対しては、本法典第249条に示された目的のための地下空間利用ライセンス取得についての要求、さらに本法典第25条第１項第２号によって定められた制限は適用されないものと定める。
11．カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」に従って締結された固形有用鉱物探鉱契約に基づく地下資源利用権保有者は、本法典第201条第１、４および６項、ならびに第３項第７号を除く第204条に従って申請書を提出することにより契約区画の範囲内で固形有用鉱物採掘ライセンスを取得する排他的権利を有する。
本項に従って提出された申請書に基づく固形有用鉱物採掘ライセンスの交付拒否は、本法典第207条第１項第９号および第５項第２段落によって定められた事由に基づいて、許される。
統轄機関が固形有用鉱物採掘ライセンスの交付を拒否した場合、申請者は、有用鉱物探鉱後の撤収処置のために本法典によって定められた手順で、地下資源利用後の撤収処置を行う義務がある。
カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」に従って締結された、遍在有用鉱物探鉱契約に基づく地下資源利用権保有者は、本項によって定められた個別規定を考慮に入れて、本法典第30章の規定に従って申請書を提出することにより、契約区画の範囲内で遍在有用鉱物採掘ライセンスを取得する排他的権利を有する。
第12項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2023年12月31日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
12．2030年１月１日までは、以下のように定める。
１）本法典第118条第４項および第７項第２号、第119条第10項第２号、第139条第４項、第140条第10項第６号および第７号および第141条において「地質学的埋蔵量」という言葉は、「埋蔵量」という言葉に差し替えられる。
２）本法典第141条において「中央委員会」という言葉は、「国家委員会」という言葉に差し替えられる。
３）本法典第143条は次の文面で効力を持つ。
「第143条　プロジェクト文書に記載され契約上地下資源利用者がその達成を義務付けられる炭化水素の探鉱および採掘に関する指標値
炭化水素に係る地下資源利用契約では、地下資源利用者の義務としてプロジェクト文書の下記の指標値の履行が定められる。
１）生産井の密度
２）各々の生産対象における生産井および圧入井の比率
３）鉱層ごとの補正係数
４）飽和圧力または露点圧力に対する層圧および坑底圧の比率
５）坑底圧に対する層圧の比率
６）坑井ごとのガス比の最大許容値
７）炭化水素採掘量
８）油層圧引き上げ用作業媒体の再圧入量
９）開発井新規稼働指標
この際、本条に記載されている指標の値は契約には含めず、プロジェクト文書に基づいて算出する。」
13．2022年１月１日までは、第131条第１項第４および第５段落、第179条第１項第３および第４段落ならびに第213条第１項第３および第４段落は次の文面で効力を持つものと定める。
「役務およびサービスの取得に係る入札の主催者は、落札者を決定するにあたり、カザフスタンの役務およびサービス生産者の応札価格を20％減額する。カザフスタンの役務およびサービス生産者として認められるのは、カザフスタン共和国の法令に従い設立された個人事業主および（または）法人であって、カザフスタン共和国

領内に所在地を有し、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている経営者、役員、および専門職員を除く総従業員の95%以上をカザフスタン共和国の国民から採用している個人事業主および（または）法人である。

この際、カザフスタン共和国の住民の就労および人口移動に関する法令に従い社内人事異動の一環としてカザフスタン共和国領内で労働業務を行っている外国人の経営者、役員、および専門職員の数は、然るべき各々のカテゴリーにおける経営者、役員、および専門職員の総数の25%を超えていてはならない。」

第14項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2023年12月31日施行）に従って変更が加えられた。

14. 本法典が施行された日から、2010年６月24日付カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」は効力を失ったものと認める（カザフスタン共和国議会公報、2010年、No.12、掲載番号60；2011年、No.1、掲載番号２；No.11、掲載番号102；No.12、掲載番号111；2012年、No.2、掲載番号11、14；No.3、掲載番号21；No.4、掲載番号30；No.6、掲載番号46；No.8、掲載番号64；No.11、掲載番号80；No.15、掲載番号97；No.23～24、掲載番号125；2013年、No.9、掲載番号51；No.14、掲載番号75；No.15、掲載番号81；2014年、No.4～5、掲載番号24；No.7、掲載番号37；No.10、掲載番号52；No.19-I、19-II、掲載番号96；No.21、掲載番号122；No.23、掲載番号143；No.24、掲載番号145；2015年、No.8、掲載番号45；No.11、掲載番号52、57；No.19-II、掲載番号102；No.20-IV、掲載番号113；2016年、No.2、掲載番号９；No.6、掲載番号45；No.7-II、掲載番号56；No.8-II、掲載番号71、72；No.22、掲載番号116；2017年、No.4、掲載番号７；No.14、掲載番号51、54）。ただし、本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約、交付されたライセンスに基づいて生じた、地下資源利用分野におけるそれぞれの関係に適用される次の条項を除く。また、本法典で定めるその他の場合もこの限りでない。

第１号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2023年12月31日施行）および2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。

１）第１条第29号。これは2030年１月１日までは効力を持つ。

２）第１条第25号、第90号

３）第10条第７項

４）第20条第８号、第15号、第32－2号

参照：2019年７月１日付質問に対する2019年７月４日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第556857号（dialog.egov.kz）「有用鉱物探鉱および採掘のための地質学的割当または鉱区割当の手順について」、2019年２月18日付質問に対する2019年３月27日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第541159号（dialog.egov.kz）「地質学的割当または鉱区割当の手順を定める規則について」、2019年７月９日付質問に対する2019年７月23日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣の回答第557845/1号（dialog.egov.kz）「地質学的割当または鉱区割当用地の計画マニュアルに替えて準拠する必要のある文書について」

５）第24条

６）第30条

７）第61条第２項第３段落、第４段落および第６段落、第６項

８）第61条第２－１項および第69条第４項。これらは2021年１月１日まで効力を持つ。

９）第68条第１項第２および第３段落、第６項

10）第69条第３項第２段落および第４項

11）第70条第２項

12）第72条第２、３、３－１、６、７、７－1、８、９および11項

第13号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。

13）第76条第１項第12号。本法典施行前に締結された炭化水素およびウラン採掘契約に基づくカザフスタン人材の教育訓練資金拠出手続が、第129条第１項第１号および第178条第１項第１号に従って定められることを考慮した規定。

参照：2019年５月18日付質問に対する2019年６月３日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第550503号（dialog.egov.kz）「研究開発上の義務履行としての地下資源利用者によるベンチャー基金への資金提供について」、2019年６月５日付質問に対する2019年６月11日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第553467号（dialog.egov.kz）「地下資源利用契約の要求にしたがった科学研究活動への１%以上の資金提供について」、2020年４月22日付質問に対する2020年４月25日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第609288号(dialog.egov.kz)「複数の地下資源利用契約を持つ地下資源利用者は、研究開発向け資金を契約ごとに、契約と不可分の作業計画に従って提供する義務がある。」

本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第13－１号が追加された。

13－１）第76条第１項第12－1号。ただし、本法典施行前に締結された炭化水素およびウラン採掘に係る地下資源利用契約について、研究開発、科学技術研究および（または）試験設計・開発業務の資金拠出手続は、本法典第129条第１項第２号および第178条第１項第２号に基づいて定められることを考慮して適用される。

14）第77条第６項、ただし炭化水素およびウラン採掘地下資源利用契約を除く。

15）次の文面で効力を持つ第111条第２項、さらに第６および７項

「６．施設の撤収処置または休止保全に伴う作業の資金調達は、撤収処置基金の資金を使って行われる。撤収処置基金への積立金は、地下資源利用者によって、カザフスタン共和国域内のいずれかの第２層銀行の特別預金口座に積み立てられる。

2009年１月１日までに締結され、効力が終了していなかった地下資源利用契約に基づいて地下資源利用者が撤収処置基金への積み立てを始め、2009年１月１日までの税務年度にカザフスタン共和国税法に従って積立金が控除された場合、これらの契約に基づいて、上記積立金の総額はカザフスタン共和国域内のいずれかの第２層銀行の特別預金口座に置かなければならない。特別預金口座に置くものとされるこの積立金総額は、このような撤収処置基金の資金を原資にして地下資源利用者によって鉱床開発後の撤収処置に費消された金額の分、削減される。

この場合、撤収処置基金の使用は、地下資源利用者によって統轄機関の許可を受けて、州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関との間で締結された契約については、これらの機関の許可を受けて、それぞれ行われる。撤収処置基金創出手順に関する条件、撤収処置基金への積立金の額、積立金払い込みの周期は契約で定められる。

参照：国家サービス提供規則「撤収処置基金の利用許可の交付」（2020年５月30日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣令第323号付属文書５）、2023年２月７日付質問に対する2023年２月17日付カザフスタン共和国エネルギー省の回答第77458号（gov.kz）「撤収処置基金における積立資金の使用手順について」

７．地下資源利用施設の撤収処置の実際の経費が撤収処置基金の額を上回る場合、地下資源利用者は地下資源利用施設撤収処置の資金調達を追加的に行う義務がある。撤収処置の実際の経費が撤収処置基金の額を下回る場合、残金は地下資源利用者のもとに残る。」

第16号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2023年12月31日施行）に従って変更が加えられた。

16）第121条および第122条

この場合、本法典の施行前に交付された炭化水素地下資源利用許可証およびライセンス、また締結された炭化水素地下資源利用契約に関しては、第111条第６および７項が、本法典が施行された日から36カ月の間効力を持つ。

ただし、本法典第278条第10項に定める場合には、2010年６月24日付カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の第121条および第122条は、引き続き適用される。

第278条　経過規定

１．本法典の施行前に交付され締結された地下資源利用許可証、ライセンスおよび契約、ならびにこれらに関係するカザフスタン共和国の執行機関のすべての公文書は、本章で規定されたケースを除き、その効力を維持するものと定める。

以前に交付された地下資源利用ライセンスに関しては、ライセンス交付機関であったカザフスタン共和国政府の役割は、統轄機関に委ねられる。

統轄機関、さらに州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関は、自らとの間で締結された契約の条件が遵守されているかについて監視を行う。

２．地下水採取契約に基づく地下資源利用権保有者は、本法典が施行された日から３年以内に、カザフスタン共和国水関連法令に従って、契約によって決められた地下資源鉱区エリアの境界内における特別水利用許可証を取得する義務があるものと定める。

地下水採取契約の効力は、特別水利用許可証が交付された日から、あるいは、特別水利用許可証が取得されなかった場合には、上述の期間が経過次第効力を失う。

第３項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定（2018年６月29日施行）。

３．本法典の施行日より以前に成立した、固形有用鉱物または遍在有用鉱物に係る地下資源利用権の供与を目的とした入札の落札者となった者、ならびに統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関が、直接交渉または不成立とみなされた地下資源利用権の供与に係る入札の結果に基づき固形有用鉱物もしくは遍在有用鉱物に係る地下資源利用契約を締結するとの決定を下した者に対する地下資源利用権の供与は、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関との間で、本法典の施行日に効力を有していたカザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」が定める手順および条件に則り、下記の点を考慮したうえで契約を締結することによって行われるものと定める。

１）地下資源利用契約は、統轄機関が承認した雛型契約の規定に基づいて締結する。

２）本法典第196条に従い立案され、国家環境鑑定の肯定的な結論を得た承認済みの探鉱計画が添付された固形有用鉱物または遍在有用鉱物の探鉱契約の草案は、地下資源利用権の供与を目的とした入札の総計が公示された日（入札が不成立とみなされた日）、または直接交渉の議事録に署名がなされた日より10カ月以内に、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関に提出されなければならない。上記の期限は、地下資源利用権の供与を受ける者の申請に基づき、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関が延長する場合がある。

３）本法典第216条に従い立案され、本法典が定める合意を得た承認済みの採掘計画が添えられた固形有用鉱物または遍在有用鉱物の採掘契約の草案は、地下資源利用権の供与を目的とした入札の結果が公示された日（入札が不成立とみなされた日）、または直接交渉の議事録に署名がなされた日より21カ月以内に、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関に提出しなければならない。上記の期限は、地下資源利用権の供与を受ける者の申請に基づき、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関が延長する場合がある。

地下資源利用契約の条件は、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関において本条第12項第６段落に従い設置される作業部会が決定する。両当事者の合意を見た地下資源利用契約の草案は、法務鑑定の対象となる。固形有用鉱物採掘契約の草案も、国家計画立案部門管轄機関による経済鑑定の対象となる。遍在有用鉱物採掘契約の草案は、州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関による環境鑑定の対象となる。地下資源利用契約は、本項第１段落に従い契約草案が提出された日より６カ月以内に締結しなければならない。上記の期限は、地下資源利用権の供与を受ける者の申請に基づき、統轄機関、もしくは州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関が延長する場合がある。

本項に従い締結された採掘契約に基づき、地下資源利用者は採掘契約の締結日より１年以内に、固形有用鉱物管轄機関の総合鑑定の肯定的結論を得た撤収処置計画を確保する義務を負う。撤収処置計画のその後の変更、同計画の総合鑑定の実施は、本法典第217条第２項が定める手順に則り実施する。

本章の規定の適用を目的として、本項に従い締結された地下資源利用契約は、本法典の施行前に締結された地下資源利用契約と同等とする。

本条には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号に従って第３-１号が追加された。さらに2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年１月１日施行）により変更が加えられた。

３－１．国有の一般自動車道、鉄道の建設（改修）および補修、ならびに水利・治水施設の再建および補修に用いられる遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る権利は、申請者からの書面による要請に基づき、2029年１月１日までは、地下資源調査管轄機関および環境保護部門管轄機関の地方機関との調整合意のもとに、固形有用鉱物部門管轄機関が定める手順に則り、州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関の書面による許可の交付をもってこれを供与することを定める。当該の許可の有効期限は、地下資源利用権供与の目的となった、国有の一般自動車道、鉄道、水利・治水施設の建設（改修）および補修に係る然るべき契約の有効期限を上回ってはならない。国有施設の建設（改修）および補修の発注者である国家機関は、建設（改修）および補修を目的として遍在有用鉱物の探鉱または採掘を行う権利を有する請負業者（孫請業者）のリストを承認する。本項に従い交付された許可を根拠として遍在有用鉱物の採掘を行う地下資源利用者は、当該の鉱物を第三者に譲渡する権利を有さない。

遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可は、然るべき国家機関が発注者となっている再建中もしくは設計済みの一般自動車道、鉄道、ならびに水利・治水施設から10㎞以内に位置するエリアの範囲内に対して交付する。この場合、当該の許可の交付対象エリアは本法典第70条第３項第２号に記載のないエリアとする。

本項に基づき交付された遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可の存在は、本法典に従い他の者に地下資源利用権を供与することの妨げとはならない。この際、複数の地下資源利用者による地下資源利用に関する作業の実施は、本法典第24条をもってこれを調整する。

遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可は、他の地下資源利用者が利用しているエリアに対しても交付される場合があるが、これは、当該の利用者の書面による事前の合意が得られ、かつ、本法典第24条第２項が定める協定を締結するための条件が満たされた場合とする。

遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可は、カザフスタン共和国の許可・通知関連法令によって規制される許可には含まれない。

参照：2020年４月７日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣命令第188号「国有の一般自動車道、鉄道の建設（改修）および補修ならびに水利・治水施設の再建および修理に使用される遍在有用鉱物の探鉱および採掘に対する地下資源利用権供与規則の承認について」

第４項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号、2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。

４．地下資源国家基金管理プログラムは、本法典第70条第３項に示された情報のほか、以下の情報を追加的に含むことができるものと定める。

１）本法典が施行される日までに国家有用鉱物埋蔵量バランスシートに含まれていた固形有用鉱物（遍在有用鉱物およびウランを除く）の産業カテゴリー埋蔵量を含む地下資源鉱区の、地理的座標

２）カザフスタン共和国の法令に従って都市形成法人に分類される法人である地下資源利用者によって2017年12月31日までに締結された固形有用鉱物採掘または探鉱・採掘一貫契約の鉱区割当（採掘鉱区）境界の外周から30kmを超えない距離に引かれた線で表されたエリアの地理的座標

本項第１段落に従って地下資源国家基金管理プログラムに含まれる地下資源鉱区区画は200ブロックを超えてはならない。

第278条第４項第３段落は、本法典が最初に正式に公布された日から10暦日が経過次第施行された。

本項第１段落第２号に示されたエリアは、それぞれの地下資源利用者の申請書に基づいて、地下資源国家基

金管理プログラムに含まれる。申請書は、エリアの地理学的座標を示し、このエリアが含まれる必要があるという根拠を挙げて、本法典が最初に正式に公布された日から遅くとも３カ月以内に、書面で統轄機関に提出されなければならない。

本項第１段落で規定されたエリアの範囲内で固形有用鉱物探鉱または採掘業務を実施するための地下資源鉱区は競売に基づいて利用に供される。競売の実施およびその結果としての固形有用生産物の探鉱または採掘ライセンス交付の手順は統轄機関によって定められる。競売は統轄機関の決定によって実施される。本項第１段落第２号で規定されたエリアについては、当該エリアを地下資源国家基金管理プログラムに含めることを求める申請書を提出した地下資源利用者の提案に基づいて統轄機関が競売実施を認める決定を下す。

参照：競売の実施手続およびその結果に基づく固形有用鉱物の採掘または探鉱ライセンス付与手続（2024年11月７日付投資誘致評議会会議議事録第21-04/05-4175号により承認）

競売は、統轄機関によってその構成が承認される入札委員会によって実施される。入札委員会は、それぞれの地下資源利用ライセンスについて、本法典によって定められた年次最低支出額より高い要件を競売条件に加える権利を有する。交付された地下資源利用ライセンスは、本法典第191および208条によって定められた義務のほか、追加的な地下資源利用者の義務および上記の義務違反による追加的なライセンスはく奪または違約金支払い事由を含むことができる。

競売への参加が認められるのは、競売実施規則が定める他の要件に加え、以下を有する申請者である。

１）探鉱関連作業の実施を目的とした場合－初年度１年間にわたり10カ所以上のブロックにおいて探鉱関連作業を実施するための専門能力およびそのための最小限の費用をまかなうに足る経済能力。

２）採掘関連作業の実施を目的とした場合－初年度１年間にわたり100ha以上において採掘関連作業を実施するための専門能力、技術能力、およびそのための最小限の費用をまかなうに足る経済能力。申請者が上記の要件に適合しない場合、そのことは競売への参加を拒否する事由となる。

競売の告知は、競売実施期日の３カ月前以降に公告されなければならない。競売の実施、その条件と結果の通知は、カザフスタン語およびロシア語で、カザフスタン共和国全土で流通する定期刊行物で公告される。競売の条件では、サインボーナス開始額を定めておかなくてはならない。最大のサインボーナス額を提示した参加者が落札者となる。参加者は、カザフスタン共和国の法令が定める手順で競売の結果に不服を申し立てることができる。

次のケースでは競売は実施されない。

１）入札書がない。

２）入札書の届け出が２通に達しない。

３）参加を許された参加者が２名に達しない。

競売が、本項第９段落第３号で定められた事由で実施されなかった場合、地下資源利用ライセンスは、競売への参加が許された唯一の者に交付される。

競売は、つぎのケースで不成立とみなされる。

１）競売実施期日現在、登録された参加者が２名に達しない。

２）競売実施期日現在、参加者が１人も登録されなかった。

競売が、本項第11段落第１号で定められた事由により不成立とみなされた場合、地下資源利用ライセンスは登録された参加者に交付される。

本項第１段落第１号で示されたエリアの範囲内で固形有用鉱物探鉱または採掘業務を実施するための地下資源利用権が競売に基づいて供与されることになっていて、この競売が本項第９段落第１号および第２号で規定されたケースに当たり実施されなかったか、あるいは本項第11段落第２号で示されたケースに当たり不成立とみなされた場合、当該エリアは、本項の目的のために、地下資源国家基金管理プログラムからの除外に付される。この場合、このようなエリアの範囲内において固形有用鉱物探鉱または採掘業務を実施するための地下資源利用権は、本条第６項の規定を考慮して、本法典第９章で規定された手順で供与される。

本項第１段落第１号および第２号に従って地下資源国家基金管理プログラムに含まれたエリアの範囲内における、地下資源鉱区に関わる地下資源利用権の供与の特別手順は、2023年１月１日まで適用される。

第５項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号に従って変更が加えられた。

５．本法典が施行される前に締結された固形有用鉱物採掘契約（採掘業務を実施する根拠となった探鉱・採掘一貫契約）が統轄機関の決定によって期限前に解除された場合、解除された契約の契約エリアに係る鉱区は、本項で定められた個別規定を考慮に入れ、本条第４項で規定された手順で実施された競売の結果に基づいて、固形有用鉱物探鉱または採掘作業実施のための利用に供される。

参照：競売の実施手続およびその結果に基づく固形有用鉱物の採掘または探鉱ライセンス付与手続（2024年11月７日付投資誘致評議会会議議事録第21-04/05-4175号により承認）

競売実施の公告は、地下資源利用権が消滅した日より３カ月以内、もしくは地下資源利用権の消滅に関する統轄機関の決定に対する異議が申し立てられた場合には、判決の発効日より３カ月以内に公示しなければならない。競売実施の公告日と実施日との間は、１カ月以上離れていなければならない。

固形有用鉱物採掘ライセンスが交付されなかった場合、失効した契約に関わる地下資源利用権の保有者である者は、本法典が定める手続きで地下資源利用後の撤収処置を行う義務がある。

競売にかけられた地下資源鉱区における固形有用鉱物採掘ライセンスが交付された場合、失効した契約に基づく地下資源利用権の保有者である者は、地下資源利用後の撤収処置義務を免除される。このような地下資源鉱区における地下資源利用後の撤収処置義務は、本法典第219条に従って採掘後の撤収処置担保が差し入れられた後、競売の結果交付された固形有用鉱物採掘ライセンス保有者に完全に移行する。

契約が解除された日から固形有用鉱物採掘ライセンスが交付される日あるいは撤収処置作業が始まる日までの期間、失効した契約に基づいて地下資源利用権保有者であった者は、地下資源鉱区エリアを環境および住民の安全を保障する状態に維持する措置を講じる義務がある。

６．地下資源国家基金管理プログラムでは、はじめて地下資源国家基金管理プログラムに含まれ、本条第４および５項に示されたエリアに該当しないエリアの範囲内における固形有用鉱物探鉱ライセンス交付申請書の、統轄機関による受理開始の期日を定めなければならないものとする。この期日は、地下資源国家基金管理プログラムが承認された日または同プログラムに然るべき変更が加えられた日から２カ月後以降に定められる。

はじめて地下資源国家基金管理プログラムに含まれるエリアの範囲内における固形有用鉱物探鉱ライセンスの審査と交付の個別規定を次のように定める。

１）受理を開始した日から１カ月以内に届けられた申請書は、本法典第188条第１、２および３項によって定められた規定を考慮せずに審査され、同一の優先度をもつとみなされる。

２）本段落第１号によって定められた期間以内に届けられた申請書が審査された結果、同じブロックがライセンス交付拒否の決定が下されなかったいくつかの申請書に含まれていることが明らかになれば、ブロックについては、申請者らの間で、統轄機関によって決められる手順および期間で競売が行われる。申請者による競売への参加拒否あるいは欠席は、当該のブロックの申請書を拒否する根拠となる。

３）競売の結果、競売が行われたブロックについては落札者と認められた者の申請書が優先されることを考慮に入れて、本法典第188条、および第189条の優先性に関する規定により、本段落第２号に示された申請書に関するライセンス交付が行われる。本段落第１号によって定められた期間が経過してから提出された探鉱ライセンス交付申請書は、本法典第27章によって規定された、固形有用鉱物探鉱ライセンスの申請書審査と交付に関する規定に従って審査される。

第７項には2020年６月25日付カザフスタン共和国法第347-VI号および2021年12月27日付カザフスタン共和国法第87-VII号に従って変更が加えられた。

７．カザフスタン共和国法「産業政策について」に従い統一工業化マップに組み込まれた産業・イノベーションプロジェクトを実施し、その活動（技術プロセス）が地下資源利用に関連する産業・イノベーション活動主体は、本法典第70条第３項第２号に示されていない地域内に位置する地下資源鉱区について提出した申請書に基づき、本項に定める特例を考慮した上で、固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンスを取得する権利を有する。産業・イノベーション活動主体は、本法典の施行日から５年間、当該の権利を行使することができる。

本項に従って提出された固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンス交付申請書には、本法典第187条または第204条にそれぞれ規定された文書のほか、申請者の生産活動（技術工程）が地下資源利用と関係があるということを証明する、産業振興部門管轄機関の意見書が添付されなければならない。

産業・イノベーション活動主体の生産活動（技術工程）を地下資源利用と関係がある活動（技術工程）であると認知する手順は、企業活動分野における産業振興部門管轄機関が定める。

本項に従って交付された固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンスの条件として、それぞれ本法典第191または第208条によって規定された条件のほかに以下を盛り込まなければいけない。

１）産業・イノベーション活動主体の産業・イノベーションプロジェクト実施義務

２）採掘された固形有用鉱物を、産業・イノベーション活動主体の生産活動（技術工程）用に優先的に供給する義務

本項の規定に従って供与された地下資源鉱区における地下資源利用者は、然るべき産業・イノベーション計画に関わる生産施設が稼働を開始するまで有用鉱物の採掘を開始する権利がない。

本項に従って交付された探鉱または採掘ライセンスは、それぞれ本法典第200条または第221条で規定された事由のほか、本項第４段落で規定された義務の不履行によりはく奪されることがある。

本条には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第７－１項が追加された。

７－１．本条第７項に従い産業・イノベーションプロジェクトを実施する産業・イノベーション活動主体は、以下の条件を満たす場合、産業･イノベーション活動主体である者に地下資源利用権を移転する権利を有する。

１）当該の産業・イノベーションプロジェクトに係る建設対象物に対する権利および（または）対象物の近代化に関する権利が移転されること

２）本条第７項第４段落第１号および第２号ならびに第５段落に定める義務が移転されること

産業に対する国家支援部門の管轄機関は、所定の期限内に産業・イノベーションプロジェクトの実施状況のモニタリングを行い、毎年、報告対象年の翌年４月30日までに、モニタリング結果に関する情報を統轄機関に提出する。

本項に従い交付された探鉱または採掘ライセンスは、本法典第200条または第221条に定める根拠に加え、本

項第１段落第１号および第２号に定める義務が履行されなかった場合にも、はく奪することができる。
本条には2025年12月30日付カザフスタン共和国法第249-VIII号（2026年３月２日施行）に従って第７－２項が追加された。
７－２．カザフスタン共和国法「産業政策について」に従い統一産業化マップに含まれる産業・イノベーションプロジェクトであって、共和国予算法により定められ、当該会計年度の１月１日時点で有効な月間算定指標の1,450万倍を超える金額のプロジェクトを実施し、その生産活動（技術工程）が地下資源利用に関連する産業・イノベーション活動主体は、本項に定める特則を考慮した上で、ウランまたは石炭を除く固形有用鉱物の探鉱または採掘を実施するため、本法典第70条第３項第２号に示されたエリア内に位置する地下資源鉱区の供与を受ける権利を有するものと定める。
当該の権利は、本項の施行日から５年間、産業・イノベーション活動主体が行使することができる。
上記のエリアにおける固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンス交付申請書は、競売実施の公告前であればいつでも提出することができる。この場合、上記のエリアについて競売は実施されない。
本項に従い提出される固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンス交付申請書には、本法典第187条または第204条に定める文書に加え、以下を添付する。
１）カザフスタン共和国大統領との合意を得た産業政策省庁間委員会の決定であって、申請者の生産活動（技術工程）が地下資源利用に関連することを証明するもの
２）申請者が、提示した金額による産業・イノベーションプロジェクトを実施するための資金能力を有することを証明する、以下の文書のいずれか
外国銀行、カザフスタン共和国の第二層銀行、カザフスタン共和国の国家開発機関、および（または）「Standard & Poor's」の格付けで「BB-」以上、または「Moody's」、「Fitch Ratings」の格付けでこれに相当する、毎年確認される最低長期外貨建て信用格付けを有する組織による保証書
本段落第４段落に示された組織のいずれかとの間で締結された、提示された産業・イノベーションプロジェクトの実施を資金使途とする資金借り入れ契約書
カザフスタン共和国の第二層銀行または国家郵便オペレータにおける銀行口座の残高および資金移動に関する取引明細書
産業・イノベーション活動主体の生産活動（技術工程）を地下資源利用に関連する生産活動（技術工程）として認定する手順は、カザフスタン共和国政府が定める。
産業・イノベーションプロジェクトに基づき、かつその実施のために供与された地下資源利用権は、当該のプロジェクトと共通の目的によって結び付けられており、当該のプロジェクトに係る建設対象物および（または）近代化対象物に付随する。
本項に従い交付される固形有用鉱物の探鉱または採掘ライセンスの条件には、本法典第191条または第208条に定める条件に加え、以下を定めなければならない。
１）義務として実施すべき、少なくとも中程度の加工度の製品の生産を予定する新たな産業・イノベーションプロジェクトの諸条件
２）産業・イノベーションプロジェクトの実施に関する追加的な年間最低支出額であって、プロジェクトの実施年数および実施期間全体の合計額が、共和国予算法により定められ、ライセンス交付年の１月１日時点で有効な月間算定指標の1,450万倍を超える額となるもの
３）産業・イノベーションプロジェクト実施の中間期限および最終期限
４）当該地域における報告対象年の前年月額平均賃金の統計指標を上回る水準の月額平均賃金を支払う義務
５）カザフスタン共和国法「産業政策について」に従い、産業・イノベーションプロジェクトの製品によって、国内市場における加工産業企業の需要を満たす義務
６）採掘されたすべての固形有用鉱物を産業・イノベーションプロジェクトの枠内で加工する義務
７）地下資源利用業務および産業・イノベーションプロジェクトの実施に使用される商品について、最低国内価値比率を確保する義務
８）本段落第１号から第７号までに定める条件が履行されなかった場合における、ライセンスはく奪の追加的根拠
本項に従い産業・イノベーションプロジェクトを実施する産業・イノベーション活動主体は、カザフスタン共和国大統領との合意を得た産業政策省庁間委員会の決定に基づき、以下の条件を満たす場合、産業・イノベーション活動主体である者に地下資源利用権を移転する権利を有する。
１）当該の産業・イノベーションプロジェクトに係る建設対象物に対する権利および（または）対象物の近代化に関する権利が移転されること
２）本項第７段落に定める義務が移転されること
産業に対する国家支援部門の管轄機関は、所定の期限内に産業・イノベーションプロジェクトの実施状況のモニタリングを行い、毎年、報告対象年の翌年４月30日までに、モニタリング結果に関する情報を統轄機関に提出する。
本項の規定に従い供与された地下資源鉱区における地下資源利用者は、産業・イノベーションプロジェクトに係る生産施設の操業開始前に、有用鉱物の採掘を開始する権利を有さない。

本項に従い交付された探鉱または採掘ライセンスは、本法典第200条または第221条に定める根拠に加え、本項第７段落および第10段落に定める義務が履行されなかった場合にも、はく奪することができる。
８．地下資源利用分野の国営会社は、本法典第25条に従って地下資源利用業務の実施が許されないエリアを除いて、本法典第70条第３項第２号に示されていないエリアの範囲内に位置する地下資源鉱区に関して、申請書を提出することにより、固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンスを取得する権利を有するものとする。地下資源利用分野の国営会社は、カザフスタン共和国政府によって承認された地下資源利用分野の国営会社の活動の境界画定を考慮に入れた上で、本法典が施行された日から２年間、この権利を行使できる。
９．2023年１月１日までは、本法典第72条のためには、固形有用鉱物採掘損失量の記帳は、地下資源調査管轄機関が定めた手順で地下資源利用者が同機関に提出した標準的損失量データに基づいて行うものと定める。標準的損失量データにはこれを裏付ける文書を添付しなければならない。地下資源調査管轄機関は、標準的損失量データが提出された日から15営業日以内に、根拠を挙げて標準的損失量の額に関する反対意見書を地下資源利用者に送付する権利を有する。このような反対意見書が上記の期間に送付された場合、標準的損失量は、地下資源調査管轄機関が、類似のプロジェクト文書の標準的損失量データに基づいて、あるいは以前に提出された情報に基づいて、独自に決める。
第10項は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2023年12月31日施行）により改定。
10．2024年１月１日以降、2023年12月31日以前に締結された採掘契約または交付された固形有用鉱物採掘ライセンスが有効である地下資源鉱区および（または）鉱床のエリアについて、地下資源利用者は、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」第121条に従い、固形有用鉱物の埋蔵量を算定する権利を有するものと定める。
本法典第204条に従い固形有用鉱物採掘ライセンスの取得申請書を提出する際、申請者は、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」第121条に従い作成された固形有用鉱物の埋蔵量算定報告書を統轄機関に提出する権利を有する。
参照：2018年10月11日付質問に対する2018年10月22日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第518491号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物資源量および埋蔵量評価報告書の遍在有用鉱物への分類について」
第11項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2023年12月31日施行）に従って変更が加えられた。
11．本法典第277条第14項第16号については、有用鉱物埋蔵量国家バランスシートは地下資源調査管轄機関が運用、管理するものと定める。
ただし、2024年１月１日から、有用鉱物埋蔵量国家バランスシートの管理は、本法典第72条に従い、国家地下資源基金統一台帳の管理の枠組みにおける有用鉱物国家登録簿において実施される
第12項には2021年１月５日付カザフスタン共和国法第407-VI号、2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）、2022年12月30日付カザフスタン共和国法第177-VII号（2023年１月12日施行）および2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
12．本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約には、双方の合意により、またはカザフスタン共和国の法律あるいは契約によって規定されている場合、変更を加えることができる。
参照：国家サービス提供規則「地下資源利用契約の変更に関する補足協定締結」
本項第１段落に示された地下資源利用契約の変更合意書は、本条第13、14、16項の個別規定を考慮に入れて、本項によって定められた手順で締結される。
参照：2018年９月11日付質問に対する2018年９月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第514816号（dialog.egov.kz）「カザフスタン共和国新法典『地下資源および地下資源利用について』に基づく地下資源利用契約の変更について」
地下資源利用契約の変更および追加についての合意書を締結する意思をもつ地下資源利用者は、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）に申請書を送付する。申請書には提案されている契約の変更の内容、その根拠および当該申請書について決定を下すのに必要なその他の情報が記載されていなければならない。申請書には地下資源利用契約に加えられる補遺の草案が添付される。
統轄機関は、５営業日以内に、本法典第45条に従い設置される地下資源利用問題鑑定委員会の審査に当該申請書を付す。他の国家機関が当事者となっている契約については、当該国家機関の決定により鑑定委員会を設置する。鑑定委員会は、契約への変更・追加に関する地下資源利用者の申請書を審査するにあたり勧告を策定することを目的として、統轄機関（契約当事者である国家機関）に設置される諮問機関である。鑑定委員会は、申請書の受領日から20営業日以内にこれを審査し、その勧告を統轄機関（契約当事者である国家機関）に送付する。
鑑定委員会の勧告に基づいて、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）は、鑑定委員会の勧告書が届けられた日から５営業日以内に地下資源利用契約書に変更および補遺を加えることを拒否するか、または、鑑定委員会の勧告を考慮に入れて、地下資源利用契約書に変更および補遺を加えることに関する交渉を開始する決定を下す。
地下資源利用契約に変更および追加を加えることに関する交渉は、統轄機関（契約の一方の当事者である国

家機関）の作業部会によって行われる。作業部会とその構成に関する規程は、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）によって承認される。
交渉は、地下資源利用者によって統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）に、補遺およびその他の必要な文書の草案が、作業部会による審査のために提出された日から２カ月以内に行われる。この期間は双方の合意により延長することができる。
交渉の結果は議事録にまとめられる。作業部会によって承諾された地下資源利用契約書の変更および補遺草案には統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）が署名する。地下資源利用契約書補遺の草案が地下資源利用契約の重要な財務経済指標に触れている場合、統轄機関（契約の一方の当事者である国家機関）の作業部会の決定に基づいて、この草案は、署名の前に、経済鑑定に回される。経済鑑定実施手順は、国家計画部門管轄機関が統轄機関との合意に従って決める。
遍在有用鉱物については、経済鑑定の実施手続は州の地方行政機関が定める。
変更後の契約条件は、カザフスタン共和国にとって、地下資源利用権が供与された条件よりも不利なものであってはならない。
本項は、炭化水素に係る地下資源利用契約およびウランに係る地下資源利用契約に対する変更および追加には適用しない。
本項には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って第12－１号が追加された。
12－１．本法典の施行前に締結された炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約には、当事者間の合意に基づき、ならびにカザフスタン共和国の法律または契約に定める場合、変更および追加を加えることができる。
本項第１段落に示された地下資源利用契約への補足は、本条第13項および第16項に定める特則を考慮した上で、本項に定める手順に従い締結される。
炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約への補足の締結を意図する地下資源利用者は、統轄機関に申請書を送付する。申請書には、炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約に対して提案する変更および追加、その根拠、ならびに申請に関する決定を下すために必要なその他の情報を記載しなければならない。
統轄機関は、申請書の受領後５営業日以内に、本法典第45条に従い設置される地下資源利用問題鑑定委員会の審査に当該申請書を付す。鑑定委員会は、炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約への変更および追加に関する地下資源利用者の申請書を審査するにあたり勧告を策定することを目的として、統轄機関に設置される諮問機関である。鑑定委員会は、申請書の受領日から５営業日以内にこれを審査し、その勧告を統轄機関に送付する。
統轄機関は、鑑定委員会の勧告に基づき、当該の勧告を受領した日から５営業日以内に、炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約への変更および追加を拒否する旨の決定、または、鑑定委員会の勧告を考慮した上で、炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約への変更および追加に関する交渉を開始する旨の決定を下す。
統轄機関による交渉開始の決定には、その有効期間を示す。
炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約への変更および追加に関する交渉は、統轄機関の作業部会が行う。作業部会に関する規程およびその構成は、統轄機関が承認する。
交渉は、地下資源利用者が、炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約への補足案およびその他の必要な文書を作業部会による審査のため統轄機関に提出した日から15営業日以内に行われる。当事者間の合意により、当該の期間を延長することができる。交渉の結果は議事録として作成される。
作業部会が承認した炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約への補足案は、地下資源利用者が統轄機関にこれを提出した日から20営業日以内に、統轄機関が署名する。
炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約への変更および追加の条件は、地下資源利用権が供与された際の条件と比べ、カザフスタン共和国にとって不利なものとすることはできない。
本項に従い、炭化水素、ウランに係る地下資源利用契約の有効期間の延長を定める変更および追加を当該の契約に加えることは認められない。
第13項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号、2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）、2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）、に従って変更が加えられた。
13. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約の作業プログラムに変更および追加を加える必要がある場合、本条第12項および第12-1項に従って送付される申請書に以下が添付される。
第１号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
１）統轄機関によって承認された書式で作成された作業プログラム草案
第２号には2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
２）書面で作成された、地下資源利用契約に対して提案される変更および補遺が必要であることの根拠
統轄機関（契約当事者である国家機関）が地下資源利用契約への変更・追加に関する交渉を実施することを決定した場合、地下資源利用者は、本項第１段落に示された文書に加え、作業部会による審査のため、以下の

文書を統轄機関（契約当事者である国家機関）に提出しなければならない。
１）ウランおよび遍在有用鉱物を除く固形有用鉱物の探鉱および（または）採掘契約については、本法典に従い策定、合意、承認され、鑑定の肯定的結論書を得たプロジェクト文書および撤収処置計画
２）炭化水素、ウランの探鉱および（または）採掘契約については、本法典に従い策定、合意、承認され、鑑定の肯定的結論書を得たプロジェクト文書
地下資源利用契約作業プログラムで定められている遍在有用鉱物、またはウランを除く固形有用鉱物の採掘量の実際の変更が物理的数量において20%を下回る場合には、作業プログラムに変更を加える必要はない。採掘規模のこうした変更は、契約条件に適うものとみなす。地下資源利用契約の作業プログラムの内容とその様式は統轄機関がこれを定める。
本項の規定は、本法典が施行される前に標準書式で締結された固形有用鉱物探鉱契約には適用されない。
参照：2018年９月14日付質問に対する2018年９月19日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第 515200号（dialog.egov.kz）「地下資源利用契約の作業プログラムの書式による有用鉱物採掘量の最小および最大指標の表記について」、2018年10月30日付質問に対する2018年11月２日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第520954号（dialog.egov.kz）「法典『地下資源および地下資源利用について』が施行される前に締結された地下資源利用契約の作業プログラムへの変更および追加について」、2018年11月16日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第2278号（dialog.egov.kz）「当事者の１人が統轄機関である複数の地下資源利用者間で締結された契約に対する変更および追加について」、2021年３月10日付質問に対する2021年４月２日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第672793号（dialog.egov.kz）「ウラン採掘に係る撤収処置計画に関して」第14項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）に従って変更が加えられた。
14. 本法典の施行前に締結された、ウランを除く固形（遍在）有用鉱物の探鉱契約または探鉱・採掘一体型契約（探鉱期間中）については、契約で探鉱が定められている固形（遍在）有用鉱物の鉱化（鉱徴）が発見された場合、当該の発見を評価するため、その有効期間（探鉱・採掘一体型契約における探鉱期間）を延長することを目的として契約に変更を加えることが認められる。
本法典の施行前に締結された、ウランを除く固形（遍在）有用鉱物の採掘契約（採掘期間中の探鉱・採掘一体型契約）については、当該の延長が契約に定められている場合、その有効期間（探鉱・採掘一体型契約における採掘期間）を延長することを目的として契約に変更を加えることが認められる。
地下資源利用契約の有効期間の延長に関する申請書は、それぞれ探鉱期間または採掘期間が満了するまでに、契約当事者である国家機関に提出することができる。
ウランを除く固形（遍在）有用鉱物に係る地下資源利用契約の期間延長に関する申請書には、本条第12項および第13項に示された情報に加え、延長期間中に実施する作業およびその支出に関する書面による根拠を添付する。
契約条件により探鉱が定められている固形（遍在）有用鉱物について発見された鉱化（鉱徴）を評価するため、ウランを除く固形（遍在）有用鉱物に係る地下資源利用契約の探鉱期間を延長に関する申請書には、本項第４段落に示された文書に加え、当該の発見を証明する情報（評価を必要とする鉱化（鉱徴）が発見されたことに関する地下資源調査管轄機関の結論書）、ならびに、発見された鉱化（鉱徴）の評価を実施する予定の地下資源鉱区の地理座標を添付する。地下資源利用契約に基づく固形（遍在）有用鉱物の鉱化（鉱徴）を証明する手順は、地下資源調査管轄機関がこれを定める。
ウランを除く固形有用鉱物採掘契約（探鉱・採掘一体型契約の採掘期間）は、契約エリアの範囲内にある人為生成鉱物から有用鉱物を抽出することが可能かどうかを確定するために、５年を超えない期間延長することができる。
本項第６段落に従って契約期間を延長した場合、地下資源利用者は、このような延長期間が満了となる前に、統轄機関に、人為生成鉱物から有用鉱物を採掘するのに必要な期間、人為生成鉱物からさらに有用成分を抽出する目的で、契約を延長する申請をする権利を有する。この場合、地下資源利用者は、上記の目的では使用されない、契約エリアの一部（地下資源鉱区の一部）を放棄する義務がある。
ウランを除く固形（遍在）有用鉱物の探鉱契約（探鉱・採掘一体型契約の探鉱期間）は、発見された鉱化（鉱徴）を評価するため、作業プログラムに定められた、発見された鉱床の評価作業を実施するために必要な期間延長することができる。当該の期間は、交渉の結果に基づき当事者間で決定される。
ウランを除く固形（遍在）有用鉱物の採掘契約（探鉱・採掘一体型契約の採掘期間）は、当初の採掘契約期間（探鉱・採掘一体型契約における当初の採掘期間）を超えない期間、かつ、本法典に定める採掘ライセンスの最長期間を超えない範囲で延長することができる。上記の制限を考慮した上で、ウランを除く固形（遍在）有用鉱物の採掘契約（探鉱・採掘一体型契約の採掘期間）の延長期間は、作業プログラムに定められた採掘作業の計画に基づき決定される。
本法典の施行前に締結された、大規模鉱床を含む地下資源鉱区におけるウランを除く固形（遍在）有用鉱物の採掘契約（探鉱・採掘一体型契約）を10年以上期間延長する場合、統轄機関は、当該の延長条件に、以下に示す地下資源利用者の義務のうち１つを盛り込むよう求める権利を有する。
１）地下資源利用者またはその子会社、または合弁企業による加工生産施設建設義務

２）地下資源利用者の稼働中の採掘生産施設の近代化あるいは改修義務
３）地下資源利用者の稼働中の加工生産施設の近代化あるいは改修義務
４）採掘される有用鉱物を加工のためにザフスタン共和国域内にある加工企業（生産施設）へ供給する義務
５）カザフスタン共和国企業法典に従って策定された投資プロジェクトまたは地域の社会・経済発展に向けられたプロジェクトの（地下資源利用者またはその子会社、または合弁企業による）実施保障義務
地下資源利用者が本項第８段落に示された条件で契約を延長することを拒否した場合、契約有効期限が満了となり次第、当該地下資源鉱区は、本条第５項によって定められた手順で競売に付される。
本法典の施行前に締結された、ウランを除く固形（遍在）有用鉱物の採掘契約（探鉱・採掘一体型契約の採掘期間）で、本法典の施行日時点における契約条件に、地下資源利用者が当該の契約期間（探鉱・採掘一体型契約における採掘期間）を延長する権利が定められていなかった契約に基づく地下資源利用者は、契約の有効期間中、本法典第201条に従い固形（遍在）有用鉱物採掘ライセンス（遍在有用鉱物については、本法典第232条に従い遍在有用鉱物採掘ライセンス）を取得する排他的権利を有する。排他的権利に基づく採掘ライセンス取得申請書は、契約の有効期間満了日の３年前以降に提出することができる。申請書の審査期間中に契約期間が満了した場合、当該の契約は、その審査期間について更新されたものとみなす。
本法典が施行される前に締結された、予算外資金を使って資金調達される国家地質学的地下資源調査契約（合意）の期間延長は、このような契約の条件によって特段の定めがないかぎり、許されない。このような契約の条件によってこの期間を延長することができると定められている場合、このような延長は１年を超えない期間で許される。このような延長の期間中、本法典第89条によって定められた作業制限規定が適用される。
参照：2020年７月10日付質問に対する2020年７月22日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第627728号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物の探鉱契約の有効期間の延長について」
14－１．*2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により削除。（2026年２月26日施行）*
15. 本法典が施行される前に締結され、予算外資金を使って資金調達される国家地質学的地下資源調査契約（合意）に基づいてある者に供与された地下資源鉱区に対する権利には、本法典第84条第２項で定められた地下資源利用権規定が適用されるものと定める。
このような者は、本法典に従って地下資源利用権を保有する他者がこの地下資源鉱区を利用することを妨げる権利を有さない。
第16項には2021年１月２日付カザフスタン共和国法第401-VI号（2021年３月１日施行）および2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）に従って変更が加えられた。
16. 本法典が施行される前に締結された、ウランを除く地下資源利用契約については、地下資源鉱区の境界の変更は、契約に然るべき変更を加えることによって行われる。
参照：国家サービス提供規則「地下資源利用契約の変更に関する補足協定締結」
この場合、地下資源鉱区の空間的範囲は、測地系における頂点を結んで形成されるエリアと、このようなエリアから深さ方向に広がる仮想平面とによって決められる。
本法典の施行前に締結された、ウランを除く固形（遍在）有用鉱物の採掘契約については、地下資源鉱区のエリアを、本法典の施行日時点で定められていた地下資源鉱区の２分の１を超えない範囲で拡張することが認められる。
本法典の施行前に締結された、ウランを除く固形（遍在）有用鉱物に係る地下資源利用契約については、地下資源鉱区の境界の変更は、地質鉱区および（または）採掘鉱区の再登録によって行われる。地質鉱区および採掘鉱区の交付および再登録の手順は、地下資源調査管轄機関がこれを定める。
参照：2019年１月18日付質問に対する2019年２月１日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第530945号（dialog.egov.kz）「法典『地下資源および地下資源の利用について』が施行される以前に締結された契約による地下資源鉱区の拡大について」、2020年２月11日付質問に対する2020年２月19日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第594631号（dialog.egov.kz）「遍在有用鉱物探鉱鉱区境界線の変更について」、2023年２月９日付質問に対する2023年２月24日付カザフスタン共和国エネルギー省の回答第77743号（gov.kz）「ウラン採掘契約に基づく鉱区の境界拡張について」
17. 地下資源利用業務実施時における地下資源利用者の活動がカザフスタン共和国の経済的利益について、国家安全保障に対する脅威を招きうる変動を招くものである場合、カザフスタン共和国政府の決定に基づき、統轄機関は、本法典が施行される前に締結された、固形有用鉱物の大規模鉱床を含む地下資源鉱区における地下資源利用契約を、一方的に解除する権利を有する。上記の事由で契約が一方的に解除される場合、統轄機関は遅くとも２カ月前までにこれについて地下資源利用者に予告する義務がある。
18. 国の安全に対する脅威を引き起こすような、本法典第44条第１項によって定められた要件に対する違反があった場合、統轄機関は、本法典が施行される前に締結された、大規模鉱床または戦略的鉱床を含む地下資源鉱区における固形有用鉱物地下資源利用契約を、本法典に従って統轄機関の許可を得ることが必要とされていない場合を除き、一方的に解除する。
上記の要件に対する違反があった場合、この違反は、違反まで存在した状態を回復することによって、回復が不可能な場合は、統轄機関の許可を得て、戦略的地下資源鉱区の関係施設を移転するなどの行動を行うこと

によって、１年を超えない期間中に解消されるものとする。本段落によって定められた期間に違反が解消された場合、地下資源利用者は解消を証明する文書を添付して、これについて書面で統轄機関に通知する。
　定められた期間に違反が解消されなかった場合、統轄機関は、地下資源利用者に書面の通知を送付することにより契約の履行を一方的に拒否する。契約は、地下資源利用者が契約履行の一方的な拒否の通知を受け取った日から３カ月後に失効する。
第19項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。
19．本法典が施行される前に締結された契約の失効に際しては、地下資源利用後の撤収処置義務は、以下を考慮したうえで、本法典が定める手順で履行される。
　ウランを除く固形有用鉱物採掘契約、もしくは遍在有用鉱物採掘契約の有効期限満了の２年前、またはこれらの契約の期日前解除の時点で撤収処置計画が存在していなかった場合、撤収処置プロジェクトの立案にあたっては、撤収処置計画の策定に関するマニュアルが定める撤収処置の然るべき技術特性を考慮に入れる。
　国有の一般自動車道、鉄道、ならびに水利・治水施設の建設（改修）および補修に用いられる遍在有用鉱物の探鉱または採掘に係る許可が失効した場合には、地下資源利用の撤収処置に係る義務の履行はカザフスタン共和国の土地関連法令にしたがった土壌の再肥沃化をもってこれを実施する。
　本法典が施行される前に有用鉱物採掘作業の撤収処置に着手していた者は、本法典に定める手順と期限でそれを完了させなければならない。
20．2004年１月１日までに締結された炭化水素部門関連のある１つの地下資源利用契約の枠内で、カザフスタン共和国政府によって承認された高粘性、帯水性鉱床、利益がほとんど出ないかまたは採掘し尽くされた鉱床リストに含まれるものを含む複数の炭化水素鉱床で採掘を行っている地下資源利用者は、カザフスタン共和国税法に従って、そのような鉱床について別個の採掘契約を締結することを統轄機関に申請する権利を有する。このような契約は、当初の契約の残存期間を対象に締結することができる。
　2004年１月１日から本法典が施行される前までの期間に締結された炭化水素部門関連のある１つの地下資源利用契約の枠内で、カザフスタン共和国の法令によって高粘性、帯水性鉱床、利益がほとんど出ないかまたは採掘し尽くされた鉱床リストに含まれたものを含む複数の炭化水素鉱床で採掘を行っている地下資源利用者は、このような鉱床について別個の採掘契約を締結することを統轄機関に申請する権利を有する。このような契約は、当初の契約の残存期間を対象に締結することができる。
21．確認埋蔵量の有用鉱物の採算性に関する意見書を得る目的で地下資源利用者が国家機関に提出した探鉱活動実施最終報告書は、本法典第277条第11項の規定を考慮に入れて、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」第121条の規定により審査に付される。
第22項は2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号により改定。
22．本法典が施行される前に締結された契約に基づく地下資源利用権保有者は、本法典が施行される前に有効であったカザフスタン共和国の法令によって定められた手順で承認されたプロジェクト文書に従って、地下資源鉱区で活動を行う権利を有する。
　本項第３段落の規定を考慮したうえでの上記のプロジェクト文書の変更は、本法典によって規定されたプロジェクト文書変更規定に従って行われる。この場合、プロジェクト文書の各指標は、契約の作業プログラムによって定められた同様の指標と一致しなければならない。
　本法典の施行前に締結された地下資源利用契約に基づく遍在有用鉱物、またはウランを除く固形有用鉱物に係る、承認済みのプロジェクト文書で定められた採掘量の変更が物理的数量において承認済みのプロジェクト指標の20％を下回る場合、当該の変更は上記のプロジェクト文書への変更（本法典に則ったプロジェクト文書の立案）を義務付ける根拠とはならない。
参照：2018年９月６日付質問に対する2018年９月10日付カザフスタン共和国投資・発展大臣の回答第514229号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物採掘契約作業プログラムに対する変更と追加について」、2022年５月４日付質問に対する2022年６月１日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第738079号（dialog.egov.kz）「撤収処置計画はプロジェクト文書には該当しない」
22-1．*2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号により削除。（2026年２月26日施行）*
23．本法典が施行される前に締結された固形有用鉱物採掘契約に関しては、本法典で示された業務のほかに、当該契約によって決められた作業リストに従って、採掘された固形有用鉱物の一次加工（選鉱）活動が、地下資源利用業務に分類される。
　本項の目的のために、（有用鉱物の鉱物形態、集合・相状態、結晶化学的構造が質的に変化しない）生産現場における収集、破砕または粉砕、分類（選別）、ブリケット化、焼結および物理化学的方法による選鉱を含み、さらに、有用鉱物採掘に関連する特別な種類の作業（地下ガス化および精錬、化学的リーチングおよびバクテリアリーチング、砂鉱床の浚渫採鉱および水力採鉱）である加工技術を含む鉱業活動の種類が、地下から抽出された固形有用鉱物の一次加工（選鉱）に分類される。この場合、採掘済みの原料からの有用成分の抽出に関連する作業、さらに（一次加工が行われている場合）一次加工の後に続く作業が加工とみなされる。
第24項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号に従って変更が加えられた。
24．非国有人為生成鉱物とは別に様々な集積施設（鉱さいダム、尾鉱、スラッジダム、収容場など）に集積された国有人為生成鉱物は：

１）本法典が施行される前に、地下資源利用者との間で締結された固形有用鉱物採掘契約の契約エリア（探鉱・採掘一貫契約の採掘期間）の範囲内で、あるいは

２）本法典施行日現在、活動していて、私的所有権に基づいて非国有法人に属する採掘・加工企業の土地区画において、本法典が施行された日から２年以内に統轄機関に提出される上記法人の申請書に基づいて、同人の所有に無償譲渡されるものとする。

本項第１段落第１号および第２号で示された契約エリアおよび土地区画の範囲外に位置し、1992年５月30日の前に形成された国有人為生成鉱物は、関係法人によって統轄機関に提出される申請書に基づいて、無償ベースでの私的所有への移転に付される。このような申請書は、次の条件を遵守した上で、本法典が施行された日から２年以内に提出しなければならない。

申請者は、本法典施行日現在、活動中の採掘、採掘・加工、冶金企業の所有者である。

このような人為生成鉱物は、それぞれの採掘、採掘・加工、冶金企業が置かれている契約エリアまたは土地区画に隣接するエリアに集積されている。

本項第２段落に示された国有人為生成鉱物の申請者の私的所有への移転は、申請者が地下資源利用者であるならば、契約エリアをこのような人為生成鉱物の集積エリアに拡張することによって、あるいはその範囲内にこの人為生成鉱物が集積されている土地区画に対する権利の供与によって行われる。

本項第１および第２段落に従って所有権が移転されず、本項第１段落第１号および第２号に示された、契約エリアおよび土地区画の範囲外に位置している国有人為生成鉱物は地下資源の一部を構成するものとされる。国有人為生成鉱物取得申請を提出しなかった地下資源利用者は、本法典が施行された日から４年が経過次第、契約エリアのこのような国有人為生成鉱物が集積されている部分を返還する義務がある。

私的所有権に基づいて非国有法人に属する、活動中の企業の人為生成鉱物と一緒に１つの集積施設に集積されているか、あるいは地下資源利用者の活動の結果発生した人為生成鉱物と一緒に１つの集積施設に集積されている国有人為生成鉱物は、地下資源調査管轄機関に提出された上記の法人の申請書に基づいて上記の法人に所有権が無償で移転されるものと定める。このような申請書は、本法典が施行された日から２年以内に提出されなければならない。

本項第５段落に示された人為生成鉱物がその物理的特性のゆえに分割できる場合（固体状態の人為生成鉱物）、本項第５段落に挙げられた法人の申請により、申請者と地下資源調査管轄機関の間で分割バランスシートがつくられる。このような申請書は、本法典が施行された日から２年以内に提出することができる。この場合、人為生成鉱物の譲渡は分割バランスシートに基づいて行われる。バランスシート作成後、国有に区分され、申請者のバランスシートに受け入れられなかった人為生成鉱物には、本項第４段落の規定が適用される。

国有人為生成鉱物の私的所有への移転申請書が提出されなかったか、あるいは分割バランスシートが定められた期間に作成されなかった場合、非国有および国有の人為生成鉱物の集積施設はこのような法人の負担で撤収処置に付される。撤収処置は、カザフスタン共和国の法令によって定められた手順で行われ、撤収された施設があったエリアは国に返還される。

本項に基づいて所有権が移転された人為生成鉱物に対する権利の行使は本法典第13条に従って行われる。

本項に従って私的所有に移転された国有人為生成鉱物は、有用鉱物埋蔵量国家バランスシートから除外される。

本項が定める国有人為生成鉱物の譲渡の手順は、固形有用鉱物部門管轄機関がこれを定める。

参照：2019年３月４日付質問に対する2019年３月12日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第538655号（dialog.egov.kz）「地下資源利用者による人為生成鉱物の貯蔵に際しての書式『O』パスポートの作成と交付について」

第25項には2019年12月26日付カザフスタン共和国法第284-VI号に従って変更が加えられた。

25. 本法典が施行される前に締結された、固形有用鉱物地下資源利用契約、ならびに遍在有用鉱物採掘契約に基づく地下資源利用権保有者は、それぞれ統轄機関または州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関によって設立される委員会の決定に基づいて、当該地下資源利用契約の代わりに固形有用鉱物探鉱または採掘ライセンス、 遍在有用鉱物採掘ライセンスを取得することにより、本法典で定められた地下資源利用ライセンス方式に移行する（地下資源利用権を再手続きする）権利を有する。この際、固形有用鉱物の探鉱鉱区または採掘鉱区の境界内に位置する契約エリアを持つ、固形有用鉱物探鉱契約と遍在有用鉱物探鉱契約双方に、または固形有用鉱物採掘契約と遍在有用鉱物採掘契約双方に基づく地下資源利用権の保有者がそれぞれ同一の者である場合には、地下資源利用ライセンス方式への移行（地下資源利用権の再手続き）は、固形有用鉱物探鉱契約と遍在有用鉱物探鉱契約双方について、または固形有用鉱物採掘契約と遍在有用鉱物採掘契約の双方について、それぞれ同時に実施し、固形有用鉱物の探鉱と固形有用鉱物の採掘に係るライセンスが１つずつ交付される。

固形有用鉱物地下資源利用契約については、統轄機関によって委員会が設立される。委員会の規程および構成は統轄機関が定める。委員会の構成には中央予算計画立案管轄機関、中央予算執行管轄機関、環境保護部門管轄機関およびカザフスタン共和国法務省代表らが含まれる。

遍在有用鉱物採掘契約については、それぞれの州、共和国直轄都市、首都の地方執行機関によって委員会が設立される。委員会の規程および構成は地方執行機関が定める。委員会の構成には地方予算執行管轄機関、環境保護部門管轄機関の出先機関およびカザフスタン共和国法務省出先機関の代表らが含まれる。

本項に従って行われる地下資源利用ライセンス方式への移行の手順は、委員会の活動手順を含め、統轄機関が定める。

ライセンスは本法典に従って定められた有効期間をもって交付する。この期間は、当該のライセンスの元になった地下資源利用契約の期間を上回ってはならないが、固形有用鉱物と遍在有用鉱物に係る両契約に関して地下資源利用権が同時に再手続きされる場合には、固形有用鉱物に係る契約の期間を当該の期間とする。この場合、本法典第211条第２項第１段落を目的として、地下資源利用契約を元として交付された固形有用鉱物採掘ライセンスの期限は、その後の連続した25年間を上限として延長することができる。

本法典第191、208および233条によって規定された義務のほか、交付された地下資源利用ライセンスには、地下資源利用者の付加的義務およびライセンスはく奪の根拠または上記付加的義務に対する違反による違約金支払いの事由を含めることができる。

然るべき地下資源利用ライセンスが交付された日をもって地下資源利用契約の効力は消滅する。

本項に従って地下資源利用ライセンスが交付された場合、そのライセンスには本法典第25条第１項第２号、第４号および第40条第２項第１号の規定は適用されない。

本項に従って行われる地下資源利用権の再手続きは、契約に基づいて発生する地下資源利用権を消滅させるものではなく、また再手続きの時点で存在する地下資源利用権の担保を消滅させるものでもない。

第26項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

26. 本法典が施行される前に締結された、固体有用鉱物に関する地下資源利用契約については、カザフスタン共和国国民である従業員の教育、技能向上および再教育に向けられる支出の契約義務、さらに科学技術・研究および（または）開発業務への資金提供義務の履行報告書が、それぞれの種類の義務につき本法典によって定められた手順と期間で提出される。

参照：2020年７月14日付質問に対する2020年７月23日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答第628262号（dialog.egov.kz）「ウラン採掘期間において前年度に発生した採掘費用の１％を、研究開発（R&D）資金拠出義務の算定指標として、地下資源利用契約の対応する変更を行わずに設定することは不可能である」、2022年３月17日付質問に対する2022年３月31日付カザフスタン共和国環境・地質・天然資源大臣の回答第731483号（dialog.egov.kz）「有用鉱物の採掘作業に伴う撤収処置に係る計画予定活動については、国家環境鑑定の結論取得に際し、計画予定活動に対する影響スクリーニング手続の実施が義務付けられる」

27. 固形有用鉱物採掘ライセンスに基づいて、金属含有率が30％を超える固形有用鉱石鉱物の採掘を行っている地下資源利用者は、本法典が施行された日から５年の間、カザフスタン共和国域内で１暦年にこれらの鉱物の総採掘量の半分以上の量の加工を行う義務があるものと定める。

技術的要因、生産能力の欠如、不足、または経済的非合理性のゆえに上記の固形有用鉱石鉱物の定められた量の加工をすることが不可能な場合、地下資源利用者は固形有用鉱物をカザフスタン共和国域外に持ち出す権利を有する。

28. 本法典が施行される前に締結された（交付された）炭化水素探鉱および（または）採掘契約（ライセンス）については、そうした契約に別段の定めがないかぎり、ブロックから成る地下資源鉱区に、1995年11月16日付カザフスタン共和国政府決定第1552号「地質調査および開発に向けて用意された炭化水素ブロックおよび鉱床マップの承認について」、ならびに1996年12月10日付カザフスタン共和国政府決定第1514号「カスピ海カザフスタン領域における炭化水素の地質調査と開発のためのブロックマップの承認について」に従って定められた、ブロック座標・識別指標が適用される。

29. 2015年１月１日までに締結された地下資源利用契約に基づいて、本法典に従って定められた、地下資源利用業務を実施する際に用いられる商品、役務およびサービス購入手順に従って商品購入を行う場合、入札主催者は、落札者を確定する過程で入札参加者、すなわちカザフスタンの商品生産者の入札価格を20％減額する。

本項の規定は、上記契約の有効期間満了時と2021年１月１日とのいずれか先に到来する期日まで適用される。本法典が施行される前に締結された炭化水素地下資源利用契約については、カザフスタン共和国国民の教育に関わる地下資源利用者の契約義務となる金額の算定は炭化水素部門管轄機関によって承認された方法に従って行われる。

参照：2021年１月21日付質問に対する2021年１月27日付カザフスタン共和国産業・インフラ発展大臣の回答第663017号（dialog.egov.kz）「固形有用鉱物の採掘作業の実施において役務およびサービスを提供するカザフスタン企業に対する条件付き割引取得のための書類提出について」

30. カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）の枠内で、あるいはカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約の枠内で自らの活動を行っている、地下資源利用者およびその請負業者による商品、役務およびサービス購入の手順は、このような協定（契約）に従って定められた手順で決められる。この場合、このような手順は以下を保障しなければならない。

１）承認済みの商品、役務およびサービス供給地元業者振興プログラムの実行

２）商品、役務およびサービス供給志望者全員に対する商品、役務およびサービス購入入札への完全かつ公平な参加機会の提供

３）商品、役務およびサービス供給志望者の予備選抜のための客観的判断基準の適用

31. 本法典が施行される前に締結された炭化水素およびウラン採掘地下資源利用契約については、カザフスタン共和国域外で開催された入札の結果に基づいて、あるいは炭化水素の探鉱および（または）採掘およびウランの採掘業務実施の際に使用される商品、役務およびサービス購入の定められた手順に違反して、またはカザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）の枠内、あるいはカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約の枠内で承認された手順に違反して購入された、炭化水素の探鉱および（または）採掘およびウランの採掘業務実施の際に使用される商品、役務およびサービス購入に関わる地下資源利用者とその請負業者の支出は、統轄機関によってそれぞれの地下資源利用者による契約義務の履行として考慮される支出から除外される。本項によって定められた規定はまた、カザフスタン共和国政府によって承認された生産物分与協定（契約）の枠内で、あるいはカザフスタン共和国大統領によって承認された地下資源利用契約の枠内で自らの活動を行う地下資源利用者とその請負業者にも適用される。
32. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約の枠内で炭化水素探鉱活動を行っている地下資源利用者は、統轄機関によって承認された、炭化水素探鉱・採掘標準契約書に従って策定された新しい文面で炭化水素探鉱・採掘契約を締結し、下記条件がすべて遵守される場合に、本法典によって規定された地下資源利用条件に移行する権利を有する。

1）地下資源利用者に、本法典が施行される前に締結された現行の地下資源利用契約に関わる、統轄機関の通知で挙げられた違反で未是正のものがない。

2）カザフスタン共和国税法の要件に従って、本法典が施行される前に締結された現行の地下資源利用契約に関わるサインボーナスが地下資源利用者によって全額支払われている。

3）本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得た探鉱活動プロジェクト文書が、本法典の要件に従って、地下資源利用者によって承認されている。

4）統轄機関によって承認された、炭化水素探鉱・採掘標準契約書に準拠した新しい文面の炭化水素探鉱・採掘契約の締結申請書が、下記条件をすべて遵守して地下資源利用者によって提出された。

本法典が施行される前に締結され、地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている地下資源利用契約の有効期限が満了となる前に提出された。

本法典が施行された日から18カ月以内に提出された。

統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約書に準拠した新しい文面による炭化水素探鉱・採掘契約の締結申請書は、以下を含まなければならない。

1）地下資源利用者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、地下資源利用者の名称

2）地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約の登録番号と登録日

3）地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約の鉱区に、地質学的割当において一致していなければならない探鉱区

申請書には以下が追加して添付される。

1）統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約書に準拠した、地下資源利用者が署名した炭化水素探鉱・採掘契約

2）探鉱期間中の作業の量、内容および期間を含み、地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約に基づく作業プログラムで定められている作業の量と種類に関する要件を満たす、炭化水素探鉱・採掘契約書にその不可分の一部として添付されている作業プログラム

3）地下資源利用者によって承認され、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律によって定められた鑑定の肯定的結論を得た探鉱活動プロジェクト文書

この場合、このような契約では、統轄機関によって承認された標準契約書に従って作成された新しい文面の探鉱・採掘契約締結に関する申請書が提出された日現在の、地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約の実際の期間分短縮された探鉱期間が、本法典第116条第１項第１段落で定められた規定に従って定められる。

地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めている現行の地下資源利用契約によって規定されている投資上の義務は（もしあれば）、地域の教育、科学、社会・経済的発展部門における義務を除き、統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約に準拠した炭化水素探鉱・採掘契約にその全量が含まれる。

申請書は、これが統轄機関に届けられた日から20営業日以内に審査に付される。

申請書の審査結果に基づいて統轄機関は炭化水素探鉱・採掘契約を締結するかまたはその締結を拒否するかの決定を下す。

統轄機関は次の場合炭化水素探鉱・採掘契約の締結を拒否する。

1）申請書が本項によって定められた要件を満たしていない場合

2）地下資源利用者による本項によって定められた要件の不遵守

統轄機関の拒否は、地下資源利用者が、現行の地下資源利用契約の有効期間以内に、本項によって定められた要件を遵守した上で、再度申請書を提出する権利を奪うものではない。

統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約に準拠した炭化水素探鉱・採掘契約の締結は、地

下資源利用者が行う炭化水素探鉱活動の枠を定めていた地下資源利用契約の有効期間中に為されたカザフスタン共和国法令違反に対する地下資源利用者の責任を免除する根拠とはならない。
探鉱期間の延長および本項に従って締結された炭化水素探鉱・採掘契約に基づく活動の実施についての今後の条件は、本法典の規定に従って確定される。
33. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約の枠内で炭化水素の探鉱活動を行っている地下資源利用者は、下記条件がすべて遵守される場合に、然るべき根拠に基づき、そして本法典第117条第２および３項によって規定された探鉱期間の全体の長さに関わる要件を遵守せずに、１回だけ探鉱期間を延長する権利を有する。
１）探鉱期間延長申請書が、本法典が施行された日から18カ月以内に提出された。
２）地下資源利用者に、本法典が施行される前に締結された現行の地下資源利用契約に関わる、統轄機関の通知で示された違反で未解消のものがない。
３）申請書が提出され、本法典第117条第４項～第11項によって定められた手順で審査される。
４）本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約の枠内で、試験操業が行われている場合は、その期間が申請書提出時点で３年を超えない。
５）申請書に、統轄機関によって承認される炭化水素探鉱・採掘標準契約書に準拠している、地下資源利用者側によって署名された新しい文面の炭化水素探鉱・採掘契約書が追加的に添付されている。
この際、この契約に定める探鉱期間は、申請された延長期間と一致するが、３年を超えないものとする。
本法典第117条第２項によって定められた根拠に基づき締結された契約に関わる探鉱期間の、本項第１段落によるこれに続く延長は、本法典第117条第３項によって定められた根拠によってのみ許される。
本法典第117条第３項によって定められた根拠で締結された契約に関わる探鉱期間の、本項第１段落によるこれに続く延長は、禁止される。
統轄機関によって承認された炭化水素探鉱・採掘標準契約に準拠した炭化水素探鉱・採掘契約の締結は、地下資源利用者が行っている炭化水素探鉱活動の枠を定めていた地下資源利用契約の有効期間中に為されたカザフスタン共和国法令違反に対する地下資源利用者の責任を免除する事由とはならない。
参照：2018年９月11日付質問に対する2018年９月24日付カザフスタン共和国エネルギー大臣の回答 第514816号（dialog.egov.kz）「カザフスタン共和国新法典『地下資源および地下資源利用について』に基づく地下資源利用契約の変更について」
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第33－１項が追加された。
33－１．本法典の施行前に締結され、本条第32項または第33項に従い、本法典に定める地下資源利用条件へ移行した地下資源利用契約については、本法典第114条第１項第２号の要件を遵守することなく、地下資源鉱区を縮小することが認められる。
このように地下資源鉱区を縮小する場合、以下の条件を同時に満たすことを条件として、返還する地下資源鉱区に関連する作業の種類および作業量について、地下資源利用契約に定められた作業プログラムを変更することが認められる。
返還する地下資源鉱区において、地下資源利用者が地震探鉱作業を実施していること
地下資源利用者が、地下資源鉱区の縮小、および返還する地下資源鉱区に掘削対象となる構造が存在しないことを定めた探鉱作業プロジェクト文書への補足を承認し、当該の補足が、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める鑑定の肯定的結論書を得ていること
この場合、地下資源鉱区の縮小に関する申請書には、地下資源鉱区の縮小に伴い、地下資源利用者が承認し、本法典およびカザフスタン共和国のその他の法律に定める鑑定の肯定的結論書を得た探鉱作業プロジェクト文書への補足も添付する。
34. 本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約（当初契約）に基づいて炭化水素探鉱活動を行っている、あるいは行っていた地下資源利用者は、申請に基づき、下記条件がすべて遵守される場合に、統轄機関によって承認された炭化水素採掘標準契約に準拠した炭化水素採掘契約を締結する権利を有する。
１）地下資源利用者は、本条第32および33項の規定に基づく新しい文面による炭化水素探鉱・採掘契約を締結することにより、本法典で定められた地下資源利用条件に移行していない。
２）当初契約の枠内で本法典の要件に従って地下資源利用者によって鉱床埋蔵量評価報告書が作成されて承認され、地下資源国家鑑定の肯定的結論を得た。
３）地下資源利用者に、当初契約に関わる、統轄機関の通知で挙げられた義務違反で未是正のものがない。
当初契約に基づいて地下資源利用者によって２つまたはそれ以上の炭化水素鉱床が発見された場合、地下資源利用者は１つの炭化水素採掘契約あるいは鉱床ごとに別個の契約を締結する権利を有する。
本項第１段落で挙げられたケースでは、炭化水素採掘契約は準備期間に対して締結され、この期間の長さは申請書の中で地下資源利用者が決めるが、３年を超えることはできない。
炭化水素の地質学的原始埋蔵量が、その評価報告書に本法典で定められている地下資源国家鑑定の肯定的結論を得ていて、石油１億ｔまたは天然ガス500億m^3を超える場合には、採掘契約のこのような鉱床に関する条項は、本法典第119条第７項に挙げられた義務のうちの１つを含んでいなければならない。

炭化水素採掘契約締結申請書は、地下資源利用者によって、当初契約の有効期間中に、またはその失効後12カ月以内に統轄機関に提出される。

統轄機関は、本項第５段落に示された期間の間、また申請書審査期間中および本項第９～16段落によって定められた活動を行っている間、このような地下資源鉱区の地下資源利用権を他者に供与する権利がない。

炭化水素採掘契約締結申請書は以下を含んでいなければならない。

１）申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、地下資源利用者の名称

２）当初契約の登録番号および登録日

３）採掘鉱区

４）準備期間の長さ。ただし、３年を超えないこと。

申請書には以下が追加して添付される。

１）統轄機関によって承認される炭化水素採掘標準契約書に準拠した、地下資源利用者が署名した炭化水素採掘契約。ただし、本項第４段落によって定められているケースを除く。

２）地下資源利用者によって承認され、地下資源国家鑑定の肯定的結論を得た埋蔵量評価報告書

申請書は、これが統轄機関に届けられた日から20営業日以内に審査に付される。申請書の審査結果に基づいて統轄機関は次のうちの１つの決定を下す。

１）炭化水素採掘契約の締結。ただし、本項第４段落で定められているケースを除く。

２）本項第４段落によって定められているケースにおいて、本項で定められた期間と手順による地下資源利用者との交渉の実施

３）炭化水素採掘契約締結拒否

統轄機関は、申請書が本項によって定められた要件を満たしていない場合、炭化水素採掘契約の締結を拒否する。

統轄機関の拒否は、地下資源利用者が、本項第５段落で示された期間中に、再度申請書を提出する権利を奪うものではない。

本項第９段落第１号によって規定されたケースでは、統轄機関はこのような決定を採択した日から20営業日以内に、本項第３段落に従って決められた期間で申請者と炭化水素採掘契約を締結し、申請者に契約書の署名済みの１通を送付する。

本項第９段落第２号によって規定されたケースでは、統轄機関はこのような決定を採択した日から24カ月以内に、本法典第119条第７項で規定された義務の遂行の条件と手順の確定に関わる地下資源利用者との交渉を行う。

上記交渉の結果に基づいて統轄機関は５営業日以内に次の決定のうちの１つを採択し、地下資源利用者に通知する。

１）炭化水素採掘契約の締結

２）炭化水素採掘条約締結の拒否

本項第14段落第１号によって規定されたケースでは、地下資源利用者は、通知を受け取った日から20営業日以内に統轄機関に、本法典第119条第７項によって規定された義務の遂行の条件と手順を確定する、自らの側によって署名された炭化水素採掘契約書を送付する。

統轄機関は、炭化水素採掘契約書を受け取った日から20営業日以内にこのような契約を締結し、その署名済みの１通を地下資源利用者に送付する。

本項第14段落第２号によって規定されたケースでは、旧地下資源利用者は鉱床の発見と評価の経費の補償を求める権利を有する。

このような補償は、国家統計部門管轄機関の公式統計情報に基づいて算定されるインフレを考慮に入れて、当該経費の全額を一括して支払う形で、新しい地下資源利用者によって行われる。

このような経費の補償金支払期間は統轄機関によって定められ、新地下資源利用者と契約を締結した日から12カ月を超えてはならない。

新地下資源利用者は、自らが補償する経費の監査を行う権利を有する。新しい地下資源利用者と旧地下資源利用者の間に経費補償額を巡って係争が起こった場合には、このような係争は司法手続きによる解決に付される。

第35項には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って変更が加えられた。

35．本法典が施行される前に締結された地下資源利用契約（現行契約）に基づいて炭化水素採掘活動を行っている地下資源利用者は、申請に基づき、下記条件がすべて遵守される場合に、統轄機関によって承認された炭化水素採掘標準契約書に準拠した新しい文面の炭化水素採掘契約を締結することにより、本法典によって規定された地下資源利用条件に移行する権利を有する。

１）本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得た鉱床開発プロジェクトが、本法典の要件に従って、地下資源利用者によって承認された。

２）炭化水素採掘契約による採掘期間が鉱床開発プロジェクトに基づいて決められているが、その期間が申請書提出時点における現行地下資源利用契約の残存期間を超えない。

３）現行の契約によって規定されている投資義務が（もしあれば)、全量炭化水素採掘契約に含まれている。
４）地下資源利用者に、申請書が提出された時点で、現行の地下資源利用契約に関わる、統轄機関の通知で示された違反で未是正のものがない。
現行の地下資源利用契約で２つまたはそれ以上の炭化水素鉱床が定められている場合、地下資源利用者は１つの炭化水素採掘契約を締結する権利を有する。
炭化水素採掘契約締結申請書は以下を含まなければならない。
１）申請者の姓、名、父称（本人確認書類に父称が記載されている場合）、地下資源利用者の名称
２）地下資源利用契約の登録番号および登録日
申請書には以下が追加して添付される。
１）統轄機関によって承認される炭化水素採掘標準契約書に準拠しており、本項第１段落によって定められた規定を考慮に入れた、地下資源利用者が署名した炭化水素採掘契約
２）地下資源利用者によって承認され、本法典およびカザフスタン共和国のほかの法律によって規定された鑑定の肯定的結論を得た鉱床開発プロジェクト
申請書は、これが統轄機関に届けられた日から20営業日以内に審査に付される。
申請書の審査結果に基づいて統轄機関は炭化水素採掘契約を締結するかまたはその締結を拒否するかの決定を下す。
統轄機関は次の場合炭化水素採掘契約の締結を拒否する。
１）申請書が本項によって定められた要件を満たしていない場合
２）本項第１段落によって定められた要件の不遵守
統轄機関の拒否は、地下資源利用者が、現行の地下資源利用契約の契約期間中に、再度申請書を提出する権利を奪うものではない。
炭化水素採掘契約を締結する決定を下した場合、統轄機関は20営業日以内にこのような契約を締結し、申請者に契約書の署名済みの１通を送付する。
統轄機関によって承認された炭化水素採掘標準契約に準拠した炭化水素採掘契約の締結は、地下資源利用者が行っていた炭化水素採掘活動の枠を定めていた地下資源利用契約の有効期間中に為されたカザフスタン共和国法令違反に対する地下資源利用者の責任を免除する事由とはならない。
本項に従って新しい文面で炭化水素採掘契約を締結した地下資源利用者は、このような契約に関わる地下資源鉱区を分離する権利がない。ただし枯渇型鉱床に属する地下資源鉱区の分離を除く。
36. カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の要件に従って実施された炭化水素探鉱または採掘地下資源利用権供与入札の勝者（落札者）となった者は、この入札の結果がカザフスタン共和国の法令によって定められた手順で、本法典が施行される前に出されたものである場合、下記条件がすべて遵守される場合に、統轄機関によって承認された標準契約書に従って策定された炭化水素探鉱・採掘または採掘契約を締結する権利を有する。
１）落札者と、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」によって規定された手順および条件で地下資源利用契約が締結されていない。
２）カザフスタン共和国の税法の要件に従って、落札者によってサインボーナスが全額支払われている。
３）炭化水素探鉱・採掘または採掘契約書締結申請書が、本法典が施行された日から12カ月以内に提出されている。
本項に従って落札者によって統轄機関に送付される炭化水素探鉱・採掘または採掘契約書締結申請書は、以下を含んでいなければならない。
１）炭化水素探鉱または採掘地下資源利用権供与入札の落札者となった者の名称
２）本項によって規定された条件の遵守を証明する情報と文書
３）本法典第96条第２～４項によって規定された情報と文書
申請書には以下が添付されなければならない。
１）統轄機関によって承認された標準契約書に準拠して策定され、本項によって規定された要件を考慮に入れた、落札者によって署名された炭化水素探鉱・採掘または採掘契約
２）探鉱期間中の作業実行の量、内容および期間を含み、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の要件に従って策定され、合意が取り付けられた探鉱活動プロジェクト文書に基づいて、または入札参加のための入札オファーまたは競売参加申請書で定められた探鉱期間中の作業実行の量、内容および期間に関する条件に基づいて作成された作業プログラム
本項においては、
１）統轄機関によって承認された標準契約書に準拠した炭化水素探鉱・採掘契約を締結する際、
探鉱鉱区は、本法典の要件に従って確定され、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」に従って実施された、炭化水素探鉱のための地下資源利用権供与入札の条件に挙げられた、地下資源鉱区の大きさを超えてはならない。
本項に従って締結された炭化水素探鉱・採掘契約に基づく探鉱活動プロジェクトの策定と鑑定は、本法典に従って行われる。

２）統轄機関によって承認される標準契約書に準拠した炭化水素採掘契約の締結の際、

採掘鉱区は、本法典の要件に従って確定され、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」に従って実施された炭化水素採掘のための地下資源利用権供与入札の条件に挙げられた、地下資源鉱区の大きさを超えてはならない、

炭化水素採掘契約の中で落札者は、本項の個別規定を考慮に入れて、本法典によって定められた規定に従って準備期間あるいは採掘期間の確定（プロジェクト文書の策定と鑑定に関するもの、さらに投資義務およびその他の問題に関するものを含む）を提起する権利を有する。

３）本項に従って締結された炭化水素探鉱・採掘契約の中では、入札参加のための入札オファーまたは競売参加申請書によって落札者が受け入れた義務に相応する、契約に関わる作業の実行のために不可欠な人材、役務、サービスにおける国内価値に関わる義務が規定されていなければならない。

４）本項に従って締結された炭化水素採掘契約の中では、入札参加のための入札オファーまたは競売参加申請書によって落札者が受け入れた義務に相応する、地域の社会・経済的発展およびインフラ整備向け支出の額；契約に関わる作業の実行のために不可欠な人材、役務、サービスにおける国内価値；契約に関わる作業の実行のために不可欠なカザフスタン共和国域内におけるカザフスタン人人材の教育、科学技術・研究開発事業に対する支出の額に関わる義務が規定されていなければならない。

申請書は、炭水化物探鉱・採掘または採掘契約締結申請書の審査のために本法典によって定められた期間中に審査に付される。

統轄機関は次の場合、炭化水素探鉱・採掘契約締結拒否の決定を下す。

１）申請書が本項によって定められた要件を満たさないとき

２）落札者による本項によって規定された要件の不遵守

３）本法典第97条第３項第２～６号、第８号および第９号によって規定されたケース

統轄機関の拒否は、落札者が、本項で定められた期間中に、本項で定められたその他の要件を遵守した上で再度申請書を提出する権利を奪うものではない。

37. カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の要件に従って実施された炭化水素探鉱のための地下資源利用権供与入札の勝者との、統轄機関によって承認された標準契約書に準拠した炭化水素探鉱・採掘または採掘契約の締結の手順と条件に関して本条第36項によって定められた規定は（本条第36項第２段落第３号および第６段落第３号を除き）、カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の規定に従って直接交渉議事録が署名された場合の炭化水素部門の国営会社との炭化水素探鉱・採掘または採掘契約の締結にも適用される。

この場合、地下資源利用業務実施条件は直接交渉議事録に基づいて決定される。

38. 本法典が施行される前に締結された国際条約に従い、統轄機関は、このような国際条約に挙げられた者に、直接交渉に基づいて炭化水素探鉱契約に基づく地下資源利用権を供与することができるものとする。

本項に従って直接交渉に基づいて炭化水素探鉱のために地下資源鉱区を取得し、利用する意思をもつ者は、統轄機関に以下を表記した申請書を送付する。

１）申請者の名称、その所在地、法人としての国家登記に関する情報（商業登記簿抄本、または申請者が外国の法令に則った法人であることを証明するその他の法的文書）、申請者を直接的または間接的に支配している経営者、自然人、法人、国家および国際組織に関する情報

２）申請者が直近の３年間に活動していた国家のリストをはじめとして、申請者のこれまでの活動に関する情報

３）申請者が求めている地下資源鉱区エリア。

申請書とこれに添付されるすべての文書はカザフスタン語およびロシア語で作成しなければならない。申請書が外国人または外国法人によって提出される場合は、申請書に添付される文書はほかの言語で作成してもよいが、各文書に必ずカザフスタン語とロシア語の翻訳を添付し、翻訳の正確性を公証によって認証すること。

炭化水素探鉱契約に基づく地下資源利用権の供与をめぐる直接交渉は、権限を委任された申請者代表と統轄機関の作業部会の間で行われる。

直接交渉は、申請書が統轄機関に届けられた日から２カ月以内に行われる。直接交渉実施期間は統轄機関の決定により延長されうる。

統轄機関は、直接交渉の結果に基づいて炭化水素探鉱契約を締結するかまたはその締結を拒否するかの決定を下す。

探鉱契約締結の決定が下された場合、申請者は決定が下された日から20営業日以内に直接交渉の結果に基づいて額が決まったサインボーナスを支払い、統轄機関に以下を送付する。

１）サインボーナス支払い証明書

２）炭化水素探鉱契約草案

３）直接交渉の結果決まった探鉱期間中の作業実行の量、内容および期間を含む炭化水素探鉱契約書にその不可分の一部として添付される作業プログラム

炭化水素探鉱契約草案は次の条件を含んでいなければならない。

１）地下資源利用業務の種類

２）契約有効期間
３）地下資源鉱区の境界
４）作業プログラムによって規定されている地下資源鉱区における作業の量と種類に関わる地下資源利用者の義務
５）人材におけるミニマム国内価値比率に関わる地下資源利用者の義務
第６号は2023年12月28日付カザフスタン共和国法第52-VIII号（2024年２月28日施行）により改定。
６）本法典の要件に適合する商品、役務およびサービスにおける国内価値比率に関する地下資源利用者の義務。これには、炭化水素部門管轄機関が承認する優先商品、役務およびサービスのリストに含まれる商品、役務およびサービスの種類別の義務を含む
７）地下資源利用後の撤収処置に関わる地下資源利用者の義務
８）本法典によってその達成が契約上の義務とされる炭化水素探鉱基本プロジェクト文書記載指標についての違反を含め、契約義務違反に対する地下資源利用者の責任
９）地下資源が探鉱業務実施のための利用に供与される根拠となったその他の条件
探鉱契約草案は統轄機関による鑑定および法務鑑定に付される。統轄機関による契約草案の鑑定は、それが受理された日から20営業日以内に行われる。
炭化水素探鉱契約草案は、それが受理された日から３営業日以内に、契約条項のカザフスタン共和国の法令の要件への適合確認のために実施される必須の法務鑑定を遂行するために統轄機関によって送付される。法務鑑定は20営業日以内に行われる。鑑定の結果は否定的あるいは肯定的、いずれかの結論にまとめられる。
申請者は、鑑定結論で指摘された問題を解消するために契約草案を推敲する。指摘された問題が是正された場合、国家機関は10営業日以内に再鑑定を行う。
申請者は、本項に定める鑑定の肯定的結論を受領した日から10営業日以内に、統轄機関に自らが署名した炭化水素探鉱契約書を送付する。
統轄機関は、契約書を受領した日から20営業日以内に炭化水素探鉱契約を締結し、その署名済みの１通を地下資源利用者に送付する。
炭化水素探鉱契約に対して、作業プログラムの中で当初定められていた義務を縮小または撤廃するような追加協定を締結することは禁止される。
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第39項が追加された。
39．高難易度のプロジェクト、ならびに高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘契約または採掘契約に関する本法典の規定は、以下には適用しない。
１）本法典第120条に従い締結された地下資源利用契約（地下資源利用契約への補足）
２）カザフスタン共和国政府が承認した生産物分与協定（契約）、およびカザフスタン共和国大統領が承認した地下資源利用契約
本条には2022年12月29日付カザフスタン共和国法第174-VII号（2023年１月10日施行）に従って第40項が追加された。さらに2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年１月１日施行）に従って変更が加えられた。
40．2023年１月１日より前に締結された地下資源利用契約に基づき炭化水素の探鉱および（または）採掘を実施する地下資源利用者は、本法典第36条第１－２項に定める高難易度のプロジェクトの基準のうち少なくとも１つに該当する地下資源鉱区について、本法典第36条第１－１項第１号または第２号に定める条件に従い、高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘または採掘に関する標準契約の条件へ移行する権利を有する。ただし、以下の条件を同時に満たさなければならない。
１）本法典第36条第１－２項第１号または第２号に示された１つまたは複数の基準に該当する地下資源鉱区については、地下資源利用者が探鉱段階にあること、または、本法典第36条第１－２項第３号に示された基準に該当する地下資源鉱区については、地下資源利用者が探鉱および（または）採掘段階にあること
２）申請書の提出時点において、統轄機関の通知に示された当初の契約上の義務違反のうち、地下資源利用者によって是正されていないものが存在しないこと
３）地下資源利用者が、申請書を提出する年の前年までの期間について作業プログラムに定められた作業の物理的数量を完全に履行していること、または探鉱期間の作業プログラムを完全に履行していること
本項第１段落第４段の要件は、本法典第36条第１－２項第３号に定める基準に適合する鉱床に対しては、申請書提出日時点での未実施の物理的作業量に関する義務がその後の期間の義務に定められることを条件として、適用されない。
高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘または採掘に関する標準契約の条件への移行は、地下資源利用者が統轄機関に提出する申請書に基づき行われる。
申請書には、地下資源利用者に関する情報に加え、高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘または採掘に関する標準契約の条件へ移行する根拠を記載する。
申請書には、以下を添付する。
１）地下資源利用契約を、高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘または採掘に関する標準

契約の条件に従った新版とすることを定めた、地下資源利用契約への補足案
２）本法典第36条第５－１項に従い申請者が決定した人材における最低国内価値比率に関する義務で、高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘または採掘契約に盛り込まれるべきもの
３）本法典第36条第１－２項第２号および第３号に示された高難易度のプロジェクトについては、本法典第36条第１－３項第２段落に示された文書のいずれか
本項に従い、高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘に関する標準契約の条件へ移行する場合、探鉱期限（期間）は、本法典第116条および第117条の規定を考慮して定められる探鉱の最長期間から、当該の契約に基づき実際に経過した探鉱期間を差し引いた範囲内で決定される。
本法典の施行日前に締結された契約に基づく地下資源利用権が、2010年６月24日付カザフスタン共和国法「地下資源および地下資源利用について」の規定に従い、産業・イノベーション活動主体としての地下資源利用者に供与されていた場合、高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘または採掘に関する標準契約の条件へ移行する際、当該の契約には、該当する投資プロジェクトの実施を確保することに関する地下資源利用者の義務、ならびに、当該の投資プロジェクトの実施に関連し契約条件に定められた、原料供給を確保する義務を含むその他の付随的義務を定めなければならない。ただし、カスピ海またはアラル海のカザフスタン領域内に全部または一部が位置する地下資源鉱区に関する契約を除く。
当初の契約に複数の地下資源鉱区（鉱床）が含まれ、その一部が本法典第36条第１－２項に定める高難易度のプロジェクトの基準に該当しない場合、本項に従った高難易度のプロジェクトに関する標準契約の条件への移行は、本法典第36条第１－２項に定める高難易度のプロジェクトの基準に該当する地下資源鉱区（鉱床）についてのみ行われる。この場合、該当する地下資源鉱区および（または）鉱床を分離し、高難易度のプロジェクトに関する標準契約の条件による別個の契約とする。
申請書は、統轄機関がこれを受領した日から20営業日以内に審査される。
申請書の審査の結果、契約への補足案に指摘事項がある場合、統轄機関はその旨を申請者に通知する。申請者は、統轄機関の指摘事項に同意する場合、これを是正し、修正した契約への補足案を統轄機関に送付する権利を有する。指摘事項の是正期間中、申請書の審査期間は中断される。申請者が統轄機関の指摘事項に同意しない場合、カザフスタン共和国の法律に定める手順に従い、当該の指摘事項について不服を申し立てる権利を有する。
申請書の審査結果に基づき、統轄機関は契約への補足に署名して申請者に送付するか、または、以下の場合、高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘または採掘に関する標準契約の条件への移行を拒否する。
１）申請書および（または）その添付文書が本項の要件を満たしていない場合
２）本項第10段落に従い送付された統轄機関の指摘事項を申請者が是正しなかった場合、または申請者がその是正を拒否した場合
本項に従う高難易度のプロジェクトにおける炭化水素の探鉱・採掘または採掘に関する標準契約の条件への移行については、本条第12項、第13項、第32項、第33項、第34項および第35項の規定は適用しない。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年１月１日施行）に従って第41項が追加された。
41. 採掘鉱区において炭化水素の地下資源利用事業を行う地下資源利用者は、準備期間中に、次の要件をすべて満たす場合、高難易度のプロジェクトに係る炭化水素採掘標準契約の条件に移行する権利を有する。
１）高難易度のプロジェクトに係る炭化水素採掘標準契約の条件への移行申請書が2026年３月１日までに提出されていること
２）地下資源利用者が申請書提出時点で、統轄機関の通知に記載された当初契約に係る義務違反で未是正のものがないこと
３）採掘鉱区（鉱床）が次の条件のいずれかに該当すること
本法典第36条第１－２項第２号に定める指標のうち少なくとも１つを有する陸上プロジェクトに該当する場合
次の指標をすべて満たす炭化水素鉱床の埋蔵量を有する場合：
原油密度が貯留層条件において880kg/m³以上であること
油層の頂部が深度1,000m超に位置すること
本項に基づく高難易度のプロジェクトに係る炭化水素採掘標準契約の条件への移行申請書は、本条第40項第６段落～第12段落に従い審査される。
この場合、本条第40項第５段落に定める文書のほか、申請書には、地下資源利用者により承認され、かつ地下資源国家鑑定の肯定的な結論を得た地質学的埋蔵量試算報告書であって、採掘鉱区（鉱床）が本項第１段落第３号の要件に適合することを証明するものを添付する。
本項に従い高難易度のプロジェクトに係る炭化水素採掘標準契約の条件に移行する場合、契約には、本法典第119条第１－１項に定める採掘期間から当該契約に基づく実際の採掘期間を差し引いた期間が設定される。
本条には2025年12月26日付カザフスタン共和国法第243-VIII号（2026年２月26日施行）に従って第42項が追加された。

42. 本項に定める申請書提出日において有効であり、かつ、2025年１月１日より前に交付された地下資源地質調査ライセンスであって、その対象となる地下資源鉱区の境界が地下資源国家基金管理プログラムに基づく低探査地域内の地下資源鉱区のエリアに完全に含まれるものに係る地下資源利用権保有者は、当該地下資源鉱区に係る地下資源地質調査ライセンスの有効期間が満了する前に統轄機関に申請書を提出することにより、本法典第36条第１－１項第３－１号に定める炭化水素の探鉱および採掘に係る標準契約を締結する権利を有する。

本項に従い低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約を締結した場合、従前に交付された地下資源地質調査ライセンスは契約締結日をもってその効力を失う。

本項においては、探鉱期間は、低探査地域内に位置する地下資源鉱区に係る契約形態による地下資源利用制度への移行申請書提出日における有効な地下資源地質調査ライセンスの実際の有効期間を差し引いた６年間として定められる。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約に基づく探鉱期間のその後の延長は、第117条第１項第３段落の規定を除き、本法典第117条に定める手順および条件に従い認められる。

探鉱期間の作業プログラムは、本法典第95条第３－１項第１号および第２号に定める作業の種類および量に関する最低限の要求事項を含まなければならない。地下資源利用契約締結に際して、統轄機関は作業の量および種類に関するより高い最低限の要求事項を設定する権限を有する。

本項に従い契約形態による地下資源利用制度への移行の根拠となっている有効な地下資源地質調査ライセンスに基づき低探査地域内に位置する地下資源鉱区において実際に実施された作業は、地下資源利用契約に基づく探鉱期間の作業プログラムに定める当該地下資源鉱区における該当する種類の作業の履行に充当することができる。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約締結に際して、探鉱鉱区は本法典第110条の要件に従い決定される。

本項第１段落に定める者が、その地下資源鉱区の境界が低探査地域内の地下資源鉱区のエリアに完全に含まれる２つ以上の地下資源地質調査ライセンスを保有する場合、当該の者は、本法典第110条の要件に従い、該当する地下資源地質調査ライセンスに基づき、低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る１つまたは複数の個別の標準契約を締結する権利を有する。

本項に従い締結された地下資源利用契約については、本項第３段落に定める探鉱期間中、地下資源利用権および（または）地下資源利用権関連資産の移転を禁止する。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結に際して、地下資源利用者は、カザフスタン共和国の税法に従い定められるサインボーナスの開始価格に相当する額のサインボーナスを納付する。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区は、炭化水素に係る地下資源利用の対象となっていないものでなければならない。

低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結に関する申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

１）本法典第96条第２項第１号、第２号および第２－１号に定める地下資源地質調査ライセンス保有者に関する情報

２）地下資源地質調査ライセンスの番号および交付日、地下資源地質調査ライセンスに基づく地下資源鉱区の境界の座標

３）低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結のために申請される地下資源鉱区の境界の座標

申請書には、さらに次に掲げるものを添付する。

１）サインボーナスの納付証明、および申請者が署名した低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約書であって、低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る標準契約の条件に適合するもの

２）地下資源地質調査ライセンスの原本または公証人の証明付きのその写し

３）本法典第96条第３項第４－１号に定める文書

４）探鉱期間の作業プログラム

５）該当する地下資源地質調査ライセンスに基づく地下資源鉱区において申請者が実施した地震探査作業に関する情報

申請書の審査は、統轄機関にこれが到着した日から20営業日以内に実施しなければならない。

申請書の審査結果に基づき、統轄機関は低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結を決定するか、または契約の締結を拒否する。

統轄機関は、申請書が本項に定める要件に適合していない場合、または申請される地下資源鉱区が他の者による炭化水素に係る地下資源利用契約の対象となっている場合、低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結を拒否する。

統轄機関の拒否は、統轄機関の拒否において指摘された違反を是正した後に再度申請書を提出する権利を地

下資源利用者から奪うものではない。
　低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結を決定した場合、統轄機関は20営業日以内に当該契約を締結し、自らが署名した１部を申請者に送付する。
　境界が部分的または完全に重複する地下資源鉱区に関し、異なる地下資源地質調査ライセンス保有者により提出された低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結に関する申請書は、これらの到達順に従い審査される。
　境界が部分的または完全に重複する地下資源鉱区に関し、異なる地下資源地質調査ライセンス保有者により同一の日に提出された低探査地域内に位置する地下資源鉱区における炭化水素の探鉱および採掘に係る契約の締結に関する２つ以上の申請書については、申請書の審査順序（優先順位）は、より早く交付されたライセンスにより決定される。

カザフスタン共和国
大統領

N.ナザルバエフ

アスタナ、大統領宮殿、2017年12月27日
No. 125-VI ZRK